

第362回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
6月7日	火	本会議	開会 新議員の紹介 教育長の就任挨拶 新任委員長及び代表監査委員並びに職員の紹介 議席の指定及び議席の一部変更 会期の決定（16日間） 議案の上程17件（予算1、条例10、その他4、報告2） 提出者の説明 濱田知事
8日	水	休 会	議案精査
9日	木	休 会	議案精査
10日	金	本会議	質疑並びに一般質問 弘田議員 岡田議員 上田(周)議員
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	休 会	議案精査
14日	火	本会議	仮議長の選挙 質疑並びに一般質問 武石議員 濱口議員 加藤議員
15日	水	本会議	質疑並びに一般質問 桑名議員 委員会付託
16日	木	休 会	委員会審査
17日	金	休 会	委員会審査
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	委員会審査
21日	火	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程（第16号—第17号） 提出者の説明 濱田知事 採決

22日	水	本会議	議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号—議発第3号） 討論 土森議員 吉良議員 採決 議案の上程（議発第4号） 討論 坂本議員 採決 継続審査の件 閉会
-----	---	-----	--

第362回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月7日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
仮議席の指定	5
新議員の紹介	5
教育長の就任挨拶	6
長岡教育長	6
新任委員長及び代表監査委員並びに職員の紹介	7
会議録署名議員の指名	7
議席の指定及び議席の一部変更	7
会期の決定	8
議案の上程、提出者の説明	8
濱田知事	8

第2日（6月10日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	18
質疑並びに一般質問	
弘田議員	19

- 1 ロシアのウクライナ侵攻（所見、ウクライナ避難民への支援策、骨太の方針

の防衛力に関する方針への所見) について……………	19
2 新型コロナウイルス感染症対策 (社会経済活動の正常化) について……………	20
3 憲法改正 (危機管理に関する改正への所見) について……………	20
4 中山間地域の医療 (救急医療体制の現状と維持、室戸市と高知大学の取組の 生かし方) について……………	21
5 建設現場のデジタル化の促進と人材確保について……………	22
6 特定地域づくり事業 (人的・金銭的支援) について……………	22
7 旧姓の通称使用 (普及と法整備、県職員の状況) について……………	23
8 日本のこころの教育 (日本人としての自覚を芽生えさせる取組、段階に合わ せた国旗・国歌の指導、日本人としてのあるべき姿を考える教育) について……………	23
9 観光振興 (連続テレビ小説らんまんをきっかけとした観光客の周遊促進) に ついて……………	26
濱田知事……………	27
岡村文化生活スポーツ部長……………	30
家保健康政策部長……………	30
荻野土木部長……………	30
中村中山間振興・交通部長……………	31
徳重総務部長……………	32
長岡教育長……………	32
山脇観光振興部長……………	33
弘田議員……………	33
岡田議員……………	34
1 物価高騰問題 (影響への認識と対策への決意、アベノミクスの是正と県民の 暮らし・営業を守ることへの所見、格差是正と分配強化、情報収集と発信) について……………	34
2 軍事費2倍化について……………	36
3 新型コロナウイルス感染症対策 (オミクロン株への認識、ワクチン効果の正 確な情報提供、感染症対応病床入院の原則、PCR検査の活用) について……………	36
4 「食べて!飲んで!高知家応援キャンペーン」 (小規模飲食事業者への支援、 クーポンの額面) について……………	38
5 農政 (食料増産・食料自給率向上への取組及び政府への要請、飼料や肥料・ 農業資材の安定供給と負担補填の国への要望と県独自の対策、収入保険制度 や野菜価格安定制度の受け止めと改善、有機農業の生産に係る目標達成への 取組、推進体制の拡充、地域で支える取組や消費者の理解推進) について……………	38
6 国民健康保険の保険料水準の統一 (制度変更の理由、国費カットへの所見、 公費再拡充への所見及び国保基盤強化協議会の開催、納付金の仕組みでの検 討と保険料水準統一の理由、医療費水準の格差是正、県民への説明及び国費	

の投入) について……………	41
7 土佐市宇佐のメガソーラー開発計画（地質調査結果と代表者の意見の受け止め及び報告書の受け取り時期、事業者への対処、変更時に森林審議会や専門家の意見を聞く場の設定）について……………	43
濱田知事……………	44
家保健康政策部長……………	51
杉村農業振興部長……………	52
豊永林業振興・環境部長……………	53
岡田議員……………	54
家保健康政策部長……………	55
濱田知事……………	55
岡田議員……………	55
上田(周)議員……………	56
1 経済の活性化（製造品出荷額等の現状認識と底上げ、個人対象の脱炭素化推進施策、人脈を生かした関西圏との経済連携、土佐酒の輸出状況、輸出拡大プロジェクト、県産酒米作り、アユの友釣り大会の開催、連続テレビ小説の放送を契機とした市町村支援）について……………	56
2 日本一の健康長寿県づくり（介護職員の離職状況と環境づくり、訪問看護ステーションの設置状況と充実強化、高齢者の雇用促進、ウォーキングの推奨、保育士配置基準の見直し）について……………	59
3 教育の充実（GIGAスクール構想の実現、保護者の子育て力向上、予算の確保、解決すべき問題と対応策）について……………	61
4 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化（家具類固定への支援、補助制度の周知徹底、乳幼児・妊婦の備え、女性消防士の増員）について……………	63
5 インフラの充実と有効活用（スポーツ施設の機能維持）について……………	64
6 女性の活躍推進（課題認識と施策展開）について……………	64
7 交通事故対策（高齢者ペダル踏み間違い事故、道路交通法改正後の高齢者免許取消し数、取組のポイント）について……………	64
8 猛毒のダイオキシン類を含む除草剤2・4・5T系（埋設場所・量及び通達と異なる埋設方法の箇所数、四国森林管理局による調査と市町村への結果説明、最終処理方法に関する林野庁への要望）について……………	65
濱田知事……………	66
沖本産業振興推進部長……………	71
杉村農業振興部長……………	71
山脇観光振興部長……………	72
山地子ども・福祉政策部長……………	72
家保健康政策部長……………	73

松岡商工労働部長	73
井上副知事	74
長岡教育長	74
荻野土木部長	76
中岡危機管理部長	76
熊坂警察本部長	77
豊永林業振興・環境部長	78
上田(周)議員	79
濱田知事	80
上田(周)議員	80
諸般の報告	80

第3日（6月14日）

出席議員	83
欠席議員	83
説明のため出席した者	83
事務局職員出席者	84
議事日程	84
仮議長の選挙	85
弘田議員	85
諸般の報告	85
質疑並びに一般質問	
武石議員	86
1 農村RMO（位置づけ、集落活動センターの今後の取組、農山漁村の活性化） について	86
2 農業振興（農業生産資材の価格高騰による県内農業者の状況、国産飼料の生 産拡大、水田活用の直接支払交付金の厳格化、集落営農の現状と課題及び法 人化、耕作放棄地の増加防止、新規就農の状況と就農者確保）について	86
3 林業振興（再造林への意欲向上と皆伐・再造林の一体的な推進、木材産業の イノベーション、木材利用の拡大、担い手の育成・確保、市町村森林整備計 画策定における専門知識を持つ人材の確保、森林環境譲与税の活用推進）に ついて	88
4 水産業振興（燃油や餌の高騰による影響、漁業生産の構造改革、産地加工体 制の構築と流通・販売の強化及び担い手の育成・確保の推進、漁業用屋外燃 油タンクの撤去、沈没船の撤去、漁業協同組合所有の老朽化施設の状況）に	

ついて	89
5 ICT活用工事（所見と導入状況、森林土木・農業土木分野での活用）につ いて	90
6 県内新卒者の就職支援と県立高等学校の魅力化づくり（県内就職の円滑化、 魅力化・特色化に向けた取組）について	90
7 動物愛護（TNR活動での獣医師不足、ミルクボランティアの現状、犬・猫 のマイクロチップ装着、命の授業の成果や課題、牧野植物園における野犬の 生息状況と影響、対策）について	91
8 コロナ禍における犯罪防止（サイバー犯罪の状況、子供や保護者への啓発、 注意喚起、犯罪等の予防に係る連携協定に関する活動）について	92
9 犯罪被害者支援（犯罪被害給付制度による支援及び県警察による経済的支援 の状況、給付制度の改善に向けた国への訴え）について	93
10 予土線（愛媛県知事との協議と国への提言）について	94
11 田んぼダムについて	94
12 県土の緑化推進について	94
濱田知事	95
中村中山間振興・交通部長	98
杉村農業振興部長	98
豊永林業振興・環境部長	101
松村水産振興部長	105
荻野土木部長	107
長岡教育長	108
家保健康政策部長	109
熊坂警察本部長	110
武石議員	111
濱口議員	112
1 関西・高知経済連携強化戦略（第4期産業振興計画の取組と成果、市町村や 事業者を巻き込んだ取組、外国人旅行者の誘客）について	113
2 子育て支援（産後ケア事業、不妊治療に関する助成金と支援強化）について	113
3 南海トラフ地震対策（女性の声を生かした避難所運営、障害者や性的マイノ リティーの方への避難所での対応、ペット同伴避難、車中泊避難）について	116
4 地域アクションプラン（ヤ・シィパークを核とする地域活性化、商店街振興 に向けた支援）について	118
5 高齢者のためのデジタル化について	119
濱田知事	119
沖本産業振興推進部長	121
山脇観光振興部長	122

山地子ども・福祉政策部長	122
中岡危機管理部長	124
家保健康政策部長	125
松岡商工労働部長	125
濱口議員	126
加藤議員	126
1 原油価格・物価高騰対策（国への政策提言、狙い）について	127
2 新型コロナウイルス感染症対策（課題の検証と改善、ワクチン接種の今後の 進め方）について	127
3 経済の活性化（地域経済の回復に向けた取組、木材生産や流通の効率化・最 適化、円滑な事業継承）について	128
4 中山間地域の振興（小さな集落の維持・活性化、高齢者を対象としたデジタ ルディバイド対策、移住促進の取組強化）について	129
5 教育（高知県立学校施設長寿命化計画の取組と学習環境の改善、教職員住宅 や寄宿舎の環境整備、部活動の地域移行の成果と課題及び今後の取組、学校 における新聞配備状況）について	130
6 防災対策（個別避難計画作成の取組、福祉避難所の設置）について	132
7 宿毛新港の活用と四国8の字ネットワークの早期整備（さらなる活用、ミッ シングリンクの早期解消）について	133
8 運転免許証の自主返納（状況と返納後の支援策）について	133
濱田知事	134
豊永林業振興・環境部長	137
松岡商工労働部長	137
中村中山間振興・交通部長	138
徳重総務部長	139
長岡教育長	140
山地子ども・福祉政策部長	142
荻野土木部長	143
熊坂警察本部長	143
加藤議員	143
長岡教育長	144
加藤議員	144
長岡教育長	144

出席議員	145
欠席議員	145
説明のため出席した者	145
事務局職員出席者	146
議事日程	146
諸般の報告	146
質疑並びに一般質問	
桑名議員	147
1 コロナ禍における経済対策・物価高騰対策（本県の経済状況、支援を受けている事業者の声、経営指導員の活動支援、実質無利子・無担保融資への対応、トラック事業者への支援、資材高騰への対応）について	147
2 災害時における小児医療体制（災害時周産期リエゾンの体制充実、役割への小児支援追加、継続医療が必要な方への対策）について	148
3 避難所となる学校体育館の冷暖房設備の設置（必要性、ガスヒートポンプエアコンの採用）について	149
4 南海トラフ地震発生時における水の確保（所見、具体的な対応）について	150
5 ひきこもり支援の推進（取組、ピアサポーターや訪問型支援の人材育成、市町村の課題と対応）について	151
6 特別養護老人ホームの整備（1室当たりの定員基準）について	151
7 食料安全保障の強化（肥料高騰に対する取組、米の消費拡大）について	152
8 高知市三里地区の農業用水（機能診断調査結果への対応、施設更新費用の地元負担）について	153
9 水産振興（沿岸域での漁場整備、水産業のグリーン化、国の水産基本計画と漁港漁場整備長期計画の受け止めと推進）について	153
濱田知事	154
荻野土木部長	158
家保健康政策部長	158
長岡教育長	159
中岡危機管理部長	160
山地子ども・福祉政策部長	160
杉村農業振興部長	162
松村水産振興部長	164
杉村農業振興部長	165
桑名議員	165
議案の付託	166

第5日（6月22日）

出席議員	169
欠席議員	169
説明のため出席した者	169
事務局職員出席者	170
議事日程	170
諸般の報告	171
委員長報告	
今城危機管理文化厚生委員長	171
横山商工農林水産委員長	173
下村産業振興土木副委員長	175
大石総務委員長	177
採決	179
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第16号―第17号）	180
濱田知事	180
議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）	181
議案の上程、討論、採決（議発第2号―議発第3号 意見書議案）	181
土森議員	182
吉良議員	183
議案の上程、討論、採決（議発第4号 意見書議案）	185
坂本議員	185
継続審査の件	187
閉会の挨拶	
明神議長	188
濱田知事	188

巻末掲載文書

委員会報告書	191
意見書に関する結果について	196
議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案）	197
議案の提出について	198
人事委員会回答書	199
議案付託表	200
議案の追加提出について	204

意見書議案の提出について

議発第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書議案	205
議発第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案	208
議発第3号 旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案	211
議発第4号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書 議案	213
継続審査調査の申出書	215
委員会審査結果一覧表	217
議決一覧表	219

招 集 告 示

高知県告示第552号

高知県議会定例会を、令和4年6月7日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和4年5月31日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	濱 口 涼 子 君	2番	槇 尾 絢 子 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	上 治 堂 司 君
5番	土 森 正 一 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	野 町 雅 樹 君
13番	横 山 文 人 君	14番	西 内 隆 純 君
15番	加 藤 漠 君	16番	西 内 健 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	依 光 美 代 子 君
26番	大 石 宗 君	27番	武 石 利 彦 君
28番	田 所 裕 介 君	29番	石 井 孝 君
30番	橋 本 敏 男 君	31番	上 田 周 五 君
32番	坂 本 茂 雄 君	33番	岡 田 芳 秀 君
34番	中 根 佐 知 君	35番	吉 良 富 彦 君
36番	米 田 稔 君	37番	塚 地 佐 智 君

第362回高知県議会定例会会議録

令和4年6月7日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 上治堂司君
 5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 10番 田中徹君
 11番 土居央君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 14番 西内隆純君
 15番 加藤漠君
 16番 西内健君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 桑名龍吾君
 20番 森田英二君
 21番 三石文隆君
 23番 西森雅和君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

24番 黒岩正好君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 豊永大五君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会事務局長 澤田博睦君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 熊坂隆君
 代表監査委員 五百藏誠一君

監 査 委 員 高 橋 慎 一 君
事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 局長 山本和弘君
事務局 次長 横田 聡君
議事課 課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年6月7日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 議席の指定及び議席の一部変更の件
- 第 3 号 会期決定の件
- 第 4 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県議会の議員及び高知県知事の

選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 8 号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 権利の放棄に関する議案
- 第 13 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告



午前10時開会 開議

○議長(明神健夫君) ただいまから令和4年6月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員黒岩正好君から、病気のため今定例会中会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、4月6日に組織された各委員会から、総務委員長に大石宗君、同副委員長に野町雅樹君、危機管理文化厚生委員長に今城誠司君、同副委員長に上田貢太郎君、商工農林水産委員長に横山文人君、同副委員長に金岡佳時君、産業振興土木委員長に土居央君、同副委員長に下村勝幸君、議会運営委員長に加藤漠君、同副委員長に田所裕介君をそれぞれ互選した旨、また新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会から、副委員長の辞任に伴い、副委員長に土森正一君を互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、4月10日に実施されました補欠選挙において当選されました濱口涼子さん及び槇尾絢子さんにつきましては、4月14日、委員会条例第5条第1項ただし書により、濱口涼子さんを産業振興土木委員に、槇尾絢子さんを危機管理文化厚生委員に指名いたしましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰

越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和3年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末191、196ページに掲載



仮議席の指定

○議長（明神健夫君） この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました濱口涼子さん及び槇尾絢子さんの仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。



新議員の紹介

○議長（明神健夫君） この際、新たに議員になりました濱口涼子さん及び槇尾絢子さんを御紹介いたします。

濱口涼子さん。

(濱口涼子君登壇)

○(濱口涼子君) 皆様おはようございます。

私は、このたび香南市の補欠選挙におきまして選任をされました濱口涼子でございます。

私は、香南市の市議会議員として4年間仕事を務めてまいりました。また、その4年前に市議会議員へと飛び込んだそのきっかけは、当時41歳という若さで夫との間に子供に恵まれず、この先、子育てのない私がこの若さで誰のために何をして働くのか、そのことを考えたときに、私は香南市の子供たちの母親となり、そして香南市で子育てをするお父さん、お母さんの応援団長となり働こうと決めて、政治の世界へと飛び込んでまいりました。

それは、県議会議員となった今でもその信念は変わっておりません。私は、これからも高知県の子供たちのために、子供たちの未来に責任を持つ政治を進めてまいります。また、日頃より額に汗をして働いておられる県民の皆様の支えとなるよう、そして香南市の発展、高知県の県勢浮揚の一翼を担いますよう仕事をしてまいります。

先輩議員の皆様方には、大変勉強不足、経験不足な私ではございますが、引き続きの御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。また、濱田知事をはじめ執行部の皆様もどうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はこのような貴重な機会をお与えいただき、ありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 榎尾絢子さん。

(榎尾絢子君登壇)

○(榎尾絢子君) おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、一言御挨拶申し上げます。

私は、このたびの香南市選挙区補欠選挙にて選任されました榎尾絢子と申します。

私の町は、平成18年に5つの町村が合併してできた、1次産業が盛んなとても暮らしやすい町です。その中で中小企業を営み、妊娠・出産を経験し、経営者、子育て世代として、子育て世代の視点で地域で活動してまいりました。それらの経験を踏まえ、女性活躍の推進、中小企業の振興、また地域に住む方々の課題を届ける、そんな思いで今ここに立っております。

諸先輩議員の皆様、そして知事をはじめ執行部の皆様、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)



教育長の就任挨拶

○議長(明神健夫君) 次に、新たに就任されました教育長長岡幹泰君から御挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これを許します。

教育長長岡幹泰君。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月定例会では、私の教育長就任につきまして御同意を賜り、誠にありがとうございました。

私もとより微力ではございますが、選任いただきました知事の御期待に応えられますよう、また議会の皆様方から賜りました御同意の意義を重く受け止めまして、これからの高知県の教育の振興に向け、そして本県の子供たちの健やかな成長のために、懸命の努力と誠実、誠意を持って大任に尽くす決意でございます。

議員の皆様方には、これまで以上に御指導、御鞭撻のほど心からお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

できます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)



新任委員長及び代表監査委員並びに職員の紹介

○議長(明神健夫君) この際、新たに就任された委員長及び代表監査委員並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

人事委員長門田純一君、公安委員長古谷純代さん、代表監査委員五百藏誠一君、危機管理部長中岡誠二君、中山間振興・交通部長中村剛君、林業振興・環境部長豊永大五君、土木部長荻野宏之君、会計管理者池上香さん、公営企業局長笹岡浩君、監査委員事務局長高橋慎一君。

(新任委員長及び代表監査委員並びに職員
演壇前に整列)

○議長(明神健夫君) それでは、順次自己紹介願います。

○人事委員長(門田純一君) 人事委員長の門田純一でございます。よろしくお願いいたします。

○公安委員長(古谷純代君) 公安委員長の古谷純代と申します。どうかよろしくお願いいたします。

○代表監査委員(五百藏誠一君) 代表監査委員の五百藏誠一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理部長(中岡誠二君) 危機管理部長の中岡誠二でございます。よろしくお願いいたします。

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 中山間振興・交通部長の中村剛でございます。よろしくお願いいたします。

○林業振興・環境部長(豊永大五君) 林業振興・環境部長の豊永大五でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木部長(荻野宏之君) 土木部長の荻野宏之でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者(池上香君) 会計管理者の池上香でございます。よろしくお願いいたします。

○公営企業局長(笹岡浩君) 公営企業局長の笹岡浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長(高橋慎一君) 監査委員事務局長の高橋慎一でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)



会議録署名議員の指名

○議長(明神健夫君) これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

12番 横山文人君

14番 加藤 漠 君

25番 依光美代子 さん



議席の指定及び議席の一部変更

○議長(明神健夫君) 次に、日程第2、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願

ます。

(議席の移動)

議席の指定及びそれに関連する議席の
一部変更(案) 巻末197ページに掲載



会期の決定

○議長(明神健夫君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から6月22日までの16日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末198ページに掲載〕

日程第4、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上17件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和4年6月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

さきのゴールデンウィークは、本年3月のまん延防止等重点措置の全面解除後、3年ぶりに行動制限のない中で迎えました。県内各地も多くの人でにぎわうなど、徐々に新型コロナウイルスの感染拡大前の活気が戻りつつあります。また、県内ではゴールデンウィーク明けに新規感染者の増加が見られたものの、先月下旬には減少に転じており、病床占有率も安定して推移しています。

こうした状況を踏まえると、現在は引き続き基本的な感染防止対策を徹底した上で、ある程度の新規感染者の発生を許容しながら、社会経済活動における制約を段階的に緩和していくべき局面にあると捉えております。今後も感染状況や国の動向を踏まえ、社会経済活動の正常化を目指して取り組んでまいります。

他方、ロシアのウクライナ侵攻などを受けた原油価格や物価の高騰が、コロナ禍で大きなダメージを受けている県経済に対してマイナスの影響を及ぼしつつあります。このため、県内各分野の状況を踏まえ、国に対して効果的な影響緩和策の迅速な実施を求め、政策提言を行ってまいりました。

その結果、1次産業におけるセーフティーネット対策の強化や、地方創生臨時交付金の拡充などを盛り込んだ総合緊急対策が4月に閣議決定され、本県が提言してきた内容も数多く反映されました。この国の対策を最大限に活用し、原油価格や物価の高騰による県経済への影響を最小限にとどめることができるよう機動的に対策

を講じます。

本年度は、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などが計画期間の後半に差しかかる年であり、各分野で掲げた目標達成の成否に関わる大変重要な年となります。まさに今が正念場であるとの認識の下、新たな時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの潮流を先取りして各施策をさらに進化させます。あわせて、関西圏との経済連携の強化や中山間地域における集落の活性化に向けた取組をこれまで以上に力強く推進します。

こうした一連の施策を着実に前進させ、県民の皆様が目に見える具体的な成果を早期に数多く生み出すことができるよう、私自身が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

社会経済活動の回復を段階的に図っていく中であっても、感染拡大による医療提供体制の逼迫を招かないよう、必要な備えを怠ってはなりません。このため、適切なマスクの着用や3密の回避といった基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、入院病床の確保をはじめとする医療提供体制のさらなる充実に努めます。加えて、日常生活での感染リスクを引き下げするため、引き続き3、4回目のワクチン接種などを着実に進めます。その上で、飲食や観光などの需要拡大にも取り組み、コロナ禍で大きな影響を受けた県経済の本格的な回復を目指してまいります。

感染や重症化の予防に重要となるワクチン接種に関しては、県内における12歳以上の3回目の接種率が今月5日時点で65%に達した一方、年齢が若くなるほど接種率が低い傾向にあります。感染の拡大を抑えるとともに、重症化しやすい高齢の方などを守るという観点から、若い世代の方々にも積極的に接種を検討していただ

けるよう、引き続きあらゆる機会を通じてワクチンの安全性や有効性について発信してまいります。また、先月からは、主に60歳以上の方や18歳以上で基礎疾患をお持ちの方を対象として4回目の接種が始まりました。この4回目接種についても円滑に進むよう、国や市町村と緊密に連携しながら取り組みます。

今議会では、国の総合緊急対策への対応を図るとともに、県経済の活性化を着実に推進するため、総額41億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額9億円余りの債務負担行為の追加及び変更を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、原油価格・物価高騰対策に関しては、原油価格や物価の高騰による影響を受けた事業者や生活に困窮されている方などへの支援を強化します。具体的には、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新分野への事業展開や、省エネ設備の導入といった構造転換に挑戦する事業者を支援いたします。加えて、農林水産事業者の燃料費や交通事業者の車両維持費などに対する支援制度を創設するとともに、飲食店の需要回復に向けて「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を展開します。

また、生活に困窮されている方に対して、生活福祉資金の特例貸付の償還や就職活動を支援するとともに、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費の値上げ分や私立学校の授業料への支援を行います。このほか、連続テレビ小説らんまんの放送を契機とした観光振興の取組や、4回目のワクチン接種の促進などに係る予算を計上しております。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。

令和2年度からスタートした第4期産業振興

計画については、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、観光をはじめとする各分野の取組において大きな影響を受けました。

そうした中にあっても様々な工夫を重ね、地産外商の取組を進めてきた結果、例えば地産の分野では、1次産業分野においてデジタル技術を活用した生産性向上の取組が着実に進んでおります。また、外商の分野では、地産外商公社の活動を契機とした昨年度の成約金額が、平成21年度に取組を開始して以来最高の51億9,300万円となりました。さらに、防災関連産業は、昨年度の売上額が102億2,000万円と、初めて100億円の大台を突破し、本県産業の柱の一つとして大きく成長しつつあります。

現下の情勢に目を転じれば、依然としてコロナ禍は続いているものの、社会経済活動は段階的に回復しつつあり、個人消費や観光などで持ち直しの動きが見られます。一方、ウクライナ情勢などを背景に原油や原材料の調達コストが上昇しており、今後企業活動や個人消費への影響の拡大が懸念されるところです。

第4期計画の3年目となる本年度は、ウイズコロナを前提に、こうした社会経済情勢の変化にも的確に対応しながら、計画に掲げる令和5年度の目標の達成を目指して全力で取組を進めます。

関西圏との経済連携の強化については、本年度コロナ禍からの反転攻勢に打って出るべく、庁内の体制を大幅に拡充し、関西圏での外商拡大などに向けて取組を加速しているところです。先月には、私自身が直接大阪府庁に対して本県の防災関連製品の紹介を行うとともに、JR四国が主催する旅行会社への商品説明会で本県観光の魅力をPRしました。引き続き、こうした関西圏でのトップセールスを積極的に展開し、県産品の販路拡大や本県への観光客の誘致につなげます。

また、より効果的な外商強化策の検討に向け、現在コロナ禍の影響を踏まえた関西圏の商圈分析や他県の先進事例、さらには外商拠点の設置の有効性などに関する調査を実施しています。この調査結果を踏まえ、県内事業者や有識者から成る関西圏外商強化対策協議会などの御意見も伺いながら、8月下旬を目途に強化策を取りまとめます。

次に、デジタル化、グリーン化、グローバル化という3つのキーワードに関連する施策について御説明申し上げます。

1つ目のキーワードであるデジタル化の取組のうち、農業分野では、令和2年から開発を進めておりましたI o Pクラウド、SAWACHIの本格運用が本年9月にいよいよスタートします。この運用開始に向け、データ駆動型農業に取り組む農家のさらなる拡大を目指し、JAと連携しながら、クラウド導入のメリットをはじめ、機能や使い方などを分かりやすく伝える活動を県内各地で展開します。あわせて、クラウド利用者のサポート体制を強化し、スマートフォンの操作が不慣れな方でも利用しやすい環境を整えるとともに、データ分析に基づく営農指導体制を一層充実させます。

このほか、水産業分野における高知マリンイノベーションの取組や、林業分野におけるスマート林業の取組も着実に推進を図り、県内の1次産業分野における生産性や付加価値のさらなる向上につなげます。商工業分野では、中小企業のデジタル化に関する産業振興センターの支援体制を拡充したほか、高知県商工会連合会にアドバイザーを配置し、小規模事業者に対する支援の強化を図ったところです。今後、各支援機関と定期的に情報共有を行うとともに、連携して個々の事業者に応じた支援を進めます。

産業分野に加え、行政分野においてもデジタル化の取組を加速しています。特に、本年度は

県民の皆様の利便性の向上という観点から行政手続のさらなるオンライン化に取り組んでおり、先月には、都道府県で2番目となる電子契約システムの利用を開始したところです。今後は、電子申請や手数料の電子納付の対象業務を一層拡大するとともに、オンライン化された手続について県民の皆様に広く周知し、利用の促進を図ります。

2つ目のキーワードであるグリーン化に関しては、脱炭素社会の実現に向けた具体的な道筋を示す高知県脱炭素社会推進アクションプランを本年3月に策定しました。本年度は、オール高知での取組と、経済と環境の好循環という2点を特に意識し、全庁を挙げて取組を展開しています。

1点目のオール高知での取組に関しては、県民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力が得られるよう、広報番組やパンフレットにより、アクションプランの内容を幅広く周知しています。加えて、脱炭素化の意義や具体的な取組を紹介するシンポジウムの開催をはじめ、個人や企業の環境負荷を個別に見える化するWeb版環境パスポートの導入などを進め、脱炭素化に取り組む機運の醸成を図ります。

また、この4月には脱炭素先行地域の選考結果が国から公表され、本県からは梶原町が選定されました。引き続き、脱炭素化に意欲的に取り組む市町村をしっかりとサポートし、先行地域のさらなる創出や好事例の横展開を通じて脱炭素化の動きを県全体に波及させます。

2点目の経済と環境の好循環に関しては、豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入に加え、建築物の木造化、木質化による都市の脱炭素化やグリーン化関連産業の育成などに取り組んでいます。先月末には、本県の豊富なバイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消を目指して、県や産業団体などで構成する

高知県グリーンLPガスプロジェクト推進会議を設立しました。今後、技術開発に取り組む早稲田大学や高知大学と連携を図りながら、事業化に向けた関係者の合意形成と基本構想の策定などを進めます。

3つ目のキーワードであるグローバル化に関しては、県産品の輸出拡大を進めるほか、国における入国制限緩和の動きを捉え、外国人材の確保やインバウンド観光客誘致の取組を展開します。このうち輸出の拡大では、ものづくり企業の海外展開の促進に向け、約2,000社を対象にアンケート調査を行い、新たに海外展開に関心を持つ事業者の情報はじめ、海外展開に対する不安や課題を把握したところです。今後、このアンケート結果を踏まえて、事業者を個別訪問し、海外戦略の策定支援などに取り組みます。

また、外国人材の確保では、コロナ禍で実施されていた諸外国からの入国制限が本年3月以降段階的に緩和され、本県においても技能実習生の受入れが徐々に増加するなど明るい兆しが見え始めています。こうした動きも踏まえ、本年度はこれまで多くの実績があるベトナムのほか、本県企業との交流や人材の送り出しに関心を示していただいているインドとの関係強化を進めたいと考えております。両国の関係者に対して、スキルアップに関する支援といった本県独自の取組をPRし、良好な関係を構築することにより、長期的かつ安定的な外国人材の確保につなげます。

さらに、外国人観光客の受入れを今月10日から段階的に再開するとの方針が政府から示されました。こうした動きを本県における観光需要の回復につなげるべく、海外に向けたプロモーションや現地の旅行業者へのセールスなどを強化します。

次に、主に国内における観光振興の取組について御説明申し上げます。

令和3年の県外観光客入り込み数は267万人と、新型コロナウイルスの感染拡大前である令和元年の438万人と比べて大きく落ち込み、2年続けて厳しい結果となりました。一方で、3年ぶりに行動制限のなかったさきのゴールデンウィークは、主要観光施設の利用者数が昨年に比べて約4割増加し、曜日と日付の並びが同じであった平成28年と比較しても約9割の水準まで回復するなど、明るい兆しも見え始めております。

また、先月には3年ぶりとなるよさこい祭りの開催が決定されました。踊り子の方々をはじめ、県内外の多くの皆様が待ち望んでいた舞台であり、コロナ禍からの回復を目指す本県観光の大きな後押しとなることが期待されます。今後は、こうした機会も生かしながら、現在展開中の観光キャンペーンにおいて、地域の食文化やそれに関わる人に着目したプロモーションとイベントを切れ目なく行い、本県の観光需要の早期回復につなげます。

これらの取組に加えて、本県出身の牧野富太郎博士をモデルとした連続テレビ小説らんまんの放送を本県観光の回復に向けた起爆剤とし、令和5年の目標である460万人観光の実現を目指したいと考えております。

今回のドラマ化は、これまで磨き上げてきた自然、食、歴史といった本県の魅力を全国に伝える絶好の機会であり、本県観光への大きな追い風になるものと受け止めております。このチャンスを最大限に生かすべく、全ての市町村や各界を代表する多くの方々の御賛同を賜り、「連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会」を先月発足させました。今後、県内外の専門家の方などから幅広く御意見をいただきながら、博覧会の開催に向けて具体的な事業計画を練り上げます。さらに、博覧会の拠点となる牧野植物園や五台山公園では、多くの来園者の受入れに必

要な渋滞対策や園路のバリアフリー化を進め、駐車場の拡張工事や新研究棟の整備と合わせて利便性と魅力の向上を図ります。

また、ドラマの効果を県内全域に波及させるためには、牧野博士ゆかりの地や草花を楽しめるスポットにおいて、受入れ環境の整備やガイドの養成などをドラマの放送までに進める必要があります。このため、新たな補助制度を設け、市町村の取組を支援します。加えて、県内各地の情報をリアルタイムで発信するなど、JR高知駅前にあるこうち旅広場の観光案内機能の強化を図り、博覧会を契機に来県される観光客の県内周遊につなげます。あわせて、一連の取組をスピード感を持って実行するため、観光振興部の体制を強化します。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想につきましては、本年度デジタル化などの観点から各施策の見直しと強化を図り、3つの柱に基づく取組を進めております。

まず、1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、健康パスポートについて、アプリのダウンロードが本年4月末時点で3万件を超え、デジタル版の普及が着実に進んでいます。本年度は、こうした基盤を活用し、新規ユーザーの紹介に対するインセンティブの付与や歩数ポイントを競うイベントなどを行い、県民の健康増進を目指したポピュレーションアプローチのさらなる強化を図ります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、第1に、在宅医療体制の充実として、情報通信機器や医療機器を搭載した車両を導入し、オンライン診療を行う医療機関への支援を開始したところです。中山間地域など医師が不足する地域においても、デジタル技術の活用に

より安心して医療や介護が受けられる体制の整備を一層進めます。

第2に、地域共生社会の推進として、相談支援や孤立を防ぐ地域づくりなどを多機関協働により一体的に実施する体制、いわゆる包括的な支援体制の整備に取り組む市町村を積極的に支援しています。具体的には、市町村長を対象に先月開催したトップセミナーを皮切りに、市町村や関係機関への個別訪問を開始し、支援体制の整備に関する協議を行っております。新たに設置した専門アドバイザーも活用しながら、引き続き8050問題やヤングケアラーといった複雑化、複合化した課題の解決に向け、全市町村で早期に体制整備が進むよう後押しします。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、妊娠期から子育て期までを切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取組をさらに強化します。本年4月には全市町村で子育て世代包括支援センターの設置が実現し、妊娠期から乳幼児期までを保健師などが継続的にサポートする体制が全県的に整いました。今後は、各市町村において、センターを入りに子育て家庭の状況をしっかりと把握します。あわせて、様々な相談に対し、母子保健と児童福祉、教育といった各部門が連携して適切に対応できるよう、定期的な情報共有の機会を拡大するほか、多職種が連携した実践的な支援研修を開催します。

国民健康保険については、制度の持続可能性と加入者間における負担の公平性の確保に向け、将来的な保険料水準の統一を目指した議論を昨年度から進めています。

これまでの議論では、全ての市町村から、将来的に保険料水準の県内統一が必要という御意見をいただきました。一方で、統一により保険料負担が増加する可能性のある団体からは、統一時期をできるだけ後年度に設定してほしい、

医療費の高い団体において医療費適正化の一層の努力が必要といった声もお聞きしています。

人口減少による小規模市町村の増加が見込まれる中で、制度を安定的に運営していくためには、保険料水準の統一が不可欠だと考えます。あわせて、県内のどこに住んでいても安心して医療サービスが受けられる体制の確保や、全県的な医療費抑制の努力が重要です。

このため、本年8月を目途に、保険料水準の県内統一に向けた方向性について市町村と確認する場を設けることとしております。その上で、引き続き市町村の御意見を伺いながら、議論を進めてまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

本年4月から特定の教科を専任の教員が受け持つ、いわゆる教科担任制が小学校高学年に導入されました。本県でも、まずは中・大規模校を中心に、理科や体育、外国語などの専科教員を配置し、教科指導體制の充実を図っています。また、各教育事務所にアドバイザーを配置し、定期的な学校訪問による指導・助言を通じて、人材育成や組織マネジメント力の向上に取り組んでいるところです。加えて、学級担任同士が授業交換を行い、学級や学年を超えて同一の教科を教える、あるいは近隣の中学校教員が小学校も兼務し授業を行うといった対応も進めております。

引き続き、学校規模に応じた指導形態の工夫を重ねることで小規模校へも教科担任制を拡大し、義務教育9年間の学びの連続性を見据えた学力向上対策を強化します。

デジタル技術を活用した学習スタイルの充実に向けた取組では、本年度から県立高等学校においても1人1台タブレットを活用した学習がスタートしたところです。こうした中、本年4月、県立学校での教育活動におけるICTの効

果的な活用に関する協定を民間企業と締結しました。今後、この協定に基づき、オンライン辞書機能やデジタルノート機能などを備えた学習支援アプリの活用と、その効果の検証を行うこととしております。

さらには、高知工科大学と高知追手前高等学校が連携し、デジタル技術を効果的に活用して課題の発見や解決に取り組む学習プログラムを本年度から開始しています。こうした高大連携による高度な情報教育についても充実を図り、AIやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成を進めます。

不登校への重層的な支援体制の強化につきましては、これまでの取組によって不登校の初期段階から学校内外で相談ができ、支援を受けられる環境が整ってきました。

本年度は、コーディネーターの教員が常駐して個別支援を行う校内適応指導教室の設置校を4校から7校に拡充し、校内支援体制のさらなる充実を図っております。加えて、県や市町村の児童福祉部署と学校が定期的に情報を交換しながら、厳しい環境にある児童生徒への支援を行えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しています。

また、現在香南市において、各中学校区の不登校の現状や校種間連携に関する課題分析が進められています。保・幼・小・中の連携を強化し、より低年齢の段階から不登校の未然防止を図るため、こうした市町村の取組を積極的に後押しします。

「燃え上がれ我らの闘志四国の大地へ」の大会スローガンの下、この夏、全国高等学校総合体育大会が四国4県と和歌山県で開催されます。平成10年以来、24年ぶりの開催となる本県には、来月26日から約1か月間の会期中、選手や監督など関係者約1万人が来高し、高知市と南国市を舞台に、水泳やソフトボールをはじめ、8競

技、10種目で日頃の鍛錬で得た技と力を熱く競い合います。

開催県として、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、多くの高校生がこれまでの努力の成果を存分に発揮し、関係者や県民の皆様的心に残る大会となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

本年度スタートした第5期南海トラフ地震対策行動計画では、想定死者数を本年3月末時点の約8,800人から約4,300人に半減させることを目指しております。この目標の達成に向け、命を守る、命をつなぐ対策を引き続き推進するとともに、生活を立ち上げる対策を一層強化して取り組んでいるところです。

まず、命を守る対策については、住宅の耐震化などハード面の対策が順調に推移する一方、津波からの早期避難意識率が近年伸び悩むといったソフト面での課題があります。このため、マスメディアを活用した広報を継続して行うほか、昨年度開催した防災まんが選手権の受賞作品のアニメーションを作成し、動画サイトやSNSを通じて配信するなど、幅広い世代を対象に啓発の強化を図ります。

命をつなぐ対策については、要配慮者や子育て世帯をはじめとする様々な避難者にきめ細かく対応できるよう、市町村における避難所運営マニュアルのバージョンアップを支援します。また、応急活動を行う上で重要となる受援態勢をさらに強化するため、物資配送計画といった各種の受援計画について、訓練を通じた検証や見直しを行い、実効性をより一層高めます。

生活を立ち上げる対策については、市町村において速やかに復興に着手し、早期に住民が生活を再建できるよう態勢を整えておくことが望まれます。このため、本年3月に策定した高知

県事前復興まちづくり計画策定指針を活用し、まずは沿岸19市町村において、地区ごとの計画素案の作成に着手していただきたいと考えています。既に高知市や黒潮町では県と共に計画策定の検討をスタートさせており、今後は先行する市町の進め方を参考に他の沿岸市町村にも取組を広げます。あわせて、被災後、県内事業者が迅速に事業を再開できるよう、庁内の各部局において分野ごとの復興業務の手順書を作成するなど、事業者の支援態勢を強化します。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークは、地域の経済活動を支え、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えを高める上で重要な社会基盤です。このため、他県の知事と連携し、また全国高速道路建設協議会の副会長としても、国などに対してミッシングリンクの早期解消を継続的に訴えてきたところです。

こうした取組の結果、本年度の国の当初予算では、四国横断自動車道の宿毛新港—一本松間及び阿南安芸自動車道の安田—安芸間の東西2区間が新たに事業化されました。これにより本県の8の字ネットワークは4年連続の事業化となり、着手率も96%に達するなど、これまでの活動が着実に実を結んでいるものと実感しています。

引き続き、残る未事業化区間である宿毛和田—宿毛新港間及び奈半利—安田間の早期事業化や、事業実施中の区間の早期完成に向け、沿線市町村や他県とも連携し、国などに対して積極的に政策提言を行います。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本県が持続的な発展を成し遂げていくためには、県土の約93%を占める中山間地域の活力を取り戻し、県内余すところなく地域の再興を図

る必要があります。このため、10年ぶりに実施した集落実態調査を踏まえて施策の充実強化を図り、本年度から、暮らしを支える、地域に活力を生む、しごとを生み出すの3つを柱とする新たな中山間対策に取り組んでおります。

具体的には、まず直ちに取り組むべき対策として、集落活動センターの設立にまで至らない小さな集落の維持・活性化に向けた取組への支援を開始しました。加えて、デジタル技術を活用して、日常生活の不便さといった中山間地域に共通する課題の解決を目指す実証事業を立ち上げ、市町村と連携して進めております。

さらに、本年4月以降、集落実態調査の結果を全ての市町村にフィードバックし、県の中山間対策や市町村における取組について意見交換を行いました。今後は、市町村の意見も反映しながら、調査結果の分析、検証を重ね、全庁を挙げて中山間地域における産業づくりや生活環境の確保などに関する施策のさらなる充実強化を図ります。

さきの集落実態調査の結果では、依然として担い手不足が集落の維持・活性化の大きなボトルネックであることが確認されました。こうした中、先月公表した昨年度の本県への移住者数は2年ぶりに前の年度を上回り、過去最多の1,167組となりました。長引くコロナ禍の影響を受けながらも、移住に向けて行動を起こす方が増えたことに加え、移住促進・人材確保センターや市町村においてオンライン相談会など、ウィズコロナへの対応を進めてきたことが成果として表れたものと考えています。

本年度は、年間移住者1,225組を目標に取組をさらに強化しています。具体的には、本県への移住を検討していただける方をさらに増やすことができるよう、移住を検討し始めてまだ日の浅い方を対象としたセミナーや交流会を拡充するなど、市町村や関係団体と連携して取組を進

めます。

また、課題となっている移住者向け住宅の確保については、空き家対策を抜本的に強化します。現在、空き家を売る、貸すといった方針の決断を促すための啓発ツールの作成を進めており、家族が集まるお盆の時期には市町村や地域で活用いただけるようにしたいと考えています。加えて、空き家の改修費用への支援を大幅に拡充したほか、相続や税、活用方法といった空き家所有者からの相談に対応する総合的な窓口を来月設置し、ホームページなどを通じて幅広く周知します。

こうした一連の取組を通じて移住者の住宅確保を進め、本県への移住者の増加と中山間地域における担い手の確保につなげます。

高知工科大学の新学群については、県が設置した検討会での7回の会議を経て、先月最終報告書が取りまとめられました。

この報告書では、まず新学群について、県の課題解決や県経済の発展に貢献することを多くの人が期待していることが示されております。加えて、大学からも県の発展に寄与しようとする強い意志が示され今後の展開にも期待できるといった評価がなされております。また、施設整備に関しても、試算の結果、地方交付税や有利な起債を活用することにより、県のほかの事業に影響を及ぼすことなく実施できることが確認されました。こうした点を踏まえ、検討会では、新学群の設置は適当という結論が出されております。

これを受けて県としましては、検討会からいただいた方向性に沿って新学群の設置を進めたいと考え、高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案を今議会に提出しております。今後は、県議会の御意見をいただきながら、早ければ令和6年度に新学群の開設ができるよう、関係機関との調整など具体的な準備

を進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和4年度高知県一般会計補正予算の1件です。

条例議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案など10件です。

その他の議案は、権利の放棄に関する議案など4件です。

報告議案は、令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など2件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日及び明後9日の2日間は議案精査のため本会議を休会し、6月10日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月10日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分散会

令和4年6月10日（金曜日） 開議第2日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 上治堂司君
 5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 10番 田中徹君
 11番 土居央君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 14番 西内隆純君
 15番 加藤漠君
 16番 西内健君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 桑名龍吾君
 21番 三石文隆君
 23番 西森雅和君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

7番 今城誠司君

20番 森田英二君
 24番 黒岩正好君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 豊永大五君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 熊坂隆君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 横田 聡君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛 君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和4年6月10日午前10時開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第5号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 権利の放棄に関する議案
- 第13号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(明神健夫君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員今城誠司君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、第2号議案及び第3号議案については、

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末199ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上17件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番弘田兼一君。

（17番弘田兼一君登壇）

○17番（弘田兼一君） 自由民主党の弘田です。

議長のお許しをいただきましたので、党を代表して質問をさせていただきます。

2月24日、ロシアの一方的なウクライナ全土への軍事侵攻によって始まった戦争は、ウクライナの徹底抗戦により3か月が経過しました。ロシアという核を保有している国連の常任理事国が、力による一方的な現状の変更を実行に移しました。このことは、私たちに世界の現実を見せつけました。国連の常任理事国はその決議に対して拒否権があります。ロシアは常任理事国です。国連は機能しないということになりま

す。また、ロシアは核の使用をちらつかせ、ウクライナを支援する国を脅迫しています。

高知県議会は、2月定例会でロシアに対する非難決議を全会一致で採択しています。マスコミでは、ロシアがヘルソン州地域を支配した、ウクライナがキーウ州を奪還したなど様々な情報を流しています。テレビでは、一部の人権派を装ったコメンテーターが、ウクライナは降伏すべきだとの的外れのことを言ったりしています。平和に暮らしているウクライナに攻め込んだのはロシアです。

ロシアがウクライナに対して行っている侵略行為は、決して許されるものではありません。このことについて知事の御所見をお伺いいたします。

また、これまでもウクライナの避難民に対して、県として可能な支援策を整備されてきたと思いますが、どのようなものであったか、また今後の支援についてどのような対応を考えておられるのか、文化スポーツ部長にお伺いをいたします。

かつてウクライナは、ソビエト連邦の一部として核を保有していました。1991年、ソビエト連邦の崩壊とともに独立を果たしました。そのときに、配備されていた核を全てロシアに渡しています。以来、ウクライナは、日本と同じように非核三原則を表明し、平和国家としての歩みを進めています。日本とウクライナの違いは、他国と同盟を結んでいるか否かだと思います。

4月6日、高知県議会は、高知工科大学で日本企業の労働政策などを研究しているウクライナの首都キーウ出身のオヴシアンニコウさんを招き、勉強会を開きました。オヴシアンニコウさんは、私が生まれた当時ウクライナは平和で日本の日常と同じような生活を送っていた、だが平和は永遠ではない、平和なうちに国を守ることを考えないといけないと話されました。

ロシアのウクライナ侵攻は対岸の火事では決してありません。日本は、覇権主義国家で核保有国であるロシアと中国、ならず者国家の北朝鮮に囲まれています。ロシアは日本の北方領土を不法に占領し続けています。中国は台湾への圧力を強めており、その状況はロシアとウクライナの関係に似ています。中国は、日本固有の領土である尖閣諸島の領有権を侵すような行動を取り続けています。台湾有事は日本の有事です。北朝鮮は、弾道ミサイルを発射し続けています。

このような状況の中で日本人は平和を享受していますが、ロシアのウクライナ侵攻は、日本とアメリカが日米同盟を結び、日本はアメリカの核の傘で守られている事実を浮き上がらせました。国は、国民の生命と財産を守るために機能します。政府が策定する経済財政運営の指針、骨太の方針では、防衛力を国家安全保障の最終的な担保として抜本的に強化する、将来にわたり我が国を守り抜く防衛力を構築すると明記しています。

日本を取り巻く状況を見れば、この方針を出さざるを得ないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

骨太の方針で示された新型コロナウイルス感染症対策は、段階的に見直し一日も早い経済社会活動の正常化を目指すとあります。濱田知事が就任されて一番苦労したのは、新型コロナウイルス感染症対策ではないかと思えます。コロナとの闘いは、幾度となく感染拡大と収束を繰り返しながら、2年が経過した今なお続いております。2月県議会定例会の提案説明で知事は、感染症の克服にはまだ時間を要するものと考えており、今後も感染拡大防止をしっかりと図りながら、できる限り社会経済活動との両立が維持できるよう全力で取り組みます、一方コロナ禍という逆風の中にあっても県勢浮揚へ向けた

歩みを止めてはなりませんと述べられました。

マスコミでは、政府がマスク着用基準を緩和するなど、ウイズコロナの流れが強まる中、新型コロナウイルスの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけを季節性インフルエンザ並みに引き下げるかどうかの議論が起きています。今年に入って従来株より感染力が強い反面、重症化率の低いオミクロン株が主流になり、2類相当のままでは社会経済活動が制限され、保健所業務の逼迫につながっているとのかの考え方から、季節性インフルエンザと同じ5類への引下げ検討を求める声が上がっていると報道されています。

濱田知事も5月12日の記者会見で、医療費の公費負担継続などを条件に、方向性としては5類にすべきだと述べ、緩和の必要性に言及されています。私も知事のお考えに賛同するものです。新型コロナ発生当初は、コロナウイルスがどのような症状を引き起こすのか、致死率はどうか分からないことばかりで、ワクチンも薬もありませんでしたし、人々はただ不安の中で生活をしていました。しかし、この2年間で状況は随分改善されました。ワクチンも薬も開発されましたし、コロナウイルスも変異を繰り返し弱毒化が進んできています。経済活動を早く元に戻さないと、地域生活の維持に重大な支障を来すことになると思います。

そこで、社会経済活動の正常化に向けての知事の御所見をお伺いいたします。

第26回参議院議員選挙が6月22日公示、7月10日投開票の日程で行われることが想定されております。高知県は、今回も6年前と同様、徳島県との合区での選挙となります。我が自民党はもちろんですが、それぞれの政党からも候補者が立候補し、戦いの構図が固まりつつあるようです。マスコミでは、参議院選挙に係る各党の公約や出馬予定候補者などの報道が目立つよ

うになってきています。我が党は参院選の公約で、憲法改正を引き続き重点項目に位置づけ、早期の改憲実現を目指す姿勢を打ち出しました。

自民党は、かねてより提案している改憲4項目のうち、9条への自衛隊明記や緊急事態条項の創設を中心に訴えるとしています。こうした我が党の動きについてマスコミは、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻などで緊急事態対応や安全保障への関心が高まった世論を踏まえ、改憲の意義を強調する狙いがあると報じています。一方で、野党は、どさくさに紛れて憲法改正しようとしているなどと、批判のための批判を行っています。

読売新聞社が5月に郵送方式で行った全国世論調査では、憲法を改正するほうがよいは60%で、郵送方式となった平成27年以降で最も高くなりました。また、高知新聞社が行った高知県民世論調査でも、憲法改正が必要49%、合区解消を改憲で53%という結果となっています。

今回の参議院選挙では憲法改正が大きな焦点となることから、特に新型コロナウイルス対応や大規模災害などの危機管理に関する憲法改正について知事の御所見をお伺いいたします。

5月28日、室戸市立室戸診療所の完成記念式典が多くの関係者が集い開催されました。6月1日には診療が開始されています。診療科目は内科、リハビリテーション科、整形外科、眼科で、19床の一般病床を有しています。室戸市の医療の状況は、室戸病院が閉院されてから、急性期、回復期を担う医療機関がなく、救急搬送など全て市外の医療機関に頼っていました。例えば、救急車で県立あき総合病院に入院し、回復期は室戸に帰れず高知の病院に入院するといったことが度々発生をしていました。このようなことが解消されます。

室戸市立室戸診療所には、少し語弊がありますが、災害時のトリアージを行うような役割――

患者の重症度をはかりどの病院に送るか否か――を担ってもらいたいと考えています。室戸診療所の笹岡院長は、診療時間内は全ての救急車を受け入れると力強く私の問いに答えてくれました。芸東地域では、救急医療体制が室戸市立室戸診療所の開院で随分改善されました。

健康政策部長にお伺いをいたします。中山間地域の救急医療の現状について、また今後の救急医療体制をどのように維持していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

室戸市と高知大学は、令和3年3月に医療体制の充実や地域包括ケアシステムの構築に資する覚書を交わしました。限られたリソースで効果的な医療システムを提供するために、室戸市立室戸診療所を拠点として、医療・健康データの電子化と遠隔での検査・診断・治療技術の開発を行うことで合意したものです。

知事は、2月県議会定例会で、情報通信技術の発達により、距離や移動時間など本県が抱える物理的な制約がハンディでなくなる時代が到来しつつあります。こうした時代の変化を捉え、生活、産業、行政という3つの切り口であらゆる分野のデジタル化を進めてまいります。具体的には都市部の企業が行うテレワークなどを積極的に呼び込むほか、遠隔医療や遠隔教育といった新しい技術を導入し、中山間地域の暮らしや医療、教育を大幅にレベルアップさせたいと考えておりますと述べられました。

室戸市は、これから中山間地域が直面する健康社会を維持する上での課題が既に集積しています。室戸市立室戸診療所で得られるデータを活用した高知大学と室戸市の取組は、これからの中山間地域の医療を構築する上で大変有効なものになると考えます。知事が提案説明された情報通信技術を使った中山間地域の暮らしや医療のレベルアップが、実現に向けスタートすることになります。

知事は、室戸市と高知大学のこの取組を中山間地域の医療にどのように生かしていくおつもりか、お伺いをいたします。

県議会の常任委員会の大切な業務として出先機関調査があります。コロナ禍ということもあり、この2年間は延期したり中止したり、今年は久しぶりの調査になりました。

土木部関係では、国道439号でICT施工、ICT建設機械を用いた施工現場を視察いたしました。ICT施工の工程は、ドローンで撮影した写真データやレーザスキャナなどで得た点群データを用いて、短時間で高密度な3次元計測を行います。次に、ICT3次元計測データ、現況と設計図面を比較し、その差分から切土や盛土などの量を自動で算出し、3次元設計データなどを使って建機に位置情報の指示を表示することにより、丁張りなどのプロセスを省略します。もしくは、建機を自動制御することによって、丁張りの省略だけでなく、難易度の高い施工を自動で行うなど、熟練技能の要件も緩和しますとのことでした。

施工している土木業者の社長は、作業の効率化だけではなく正確に工事を進めることができる、建設機器の操作はタブレットを確認しながらの作業になる、力仕事というより細やかさが必要になる、女性に向いているように思うと説明をされていました。実際、建設機器は冷暖房が完備し、作業は快適に行うことができるとのことでした。

現在、建設土木業は高齢化が進行し、人手不足が目立っています。ICTを活用した建設現場のデジタル化の取組は、生産性の向上とともに、建設現場における女性や若者など、経験が少ない方でも活躍できる環境づくりにつながるものと言えます。

建設現場のデジタル化の促進と女性や若者など幅広い人材確保についてどのように取り組む

のか、土木部長にお伺いをいたします。

産業振興関係では、県内で初めての取組となった東洋町の特定地域づくり事業バツグン協同組合を視察し研修しました。この事業は、令和2年に施行された、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づいており、その目的は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定、そのほか特定地域づくり事業を推進するための措置などを定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することとなっております。

特定地域づくり事業とは、マルチワーカー、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する方ということですが、マルチワーカーに係る労働者派遣事業等を言います。東洋町では、長崎副町長、バツグン組合の山下代表理事からお話をお伺いいたしました。お二人からは、組合設立で町の活性化に対する思いがひしひしと伝わってまいりました。このお話を聞いて感じたことは、この事業は、過疎地域の労働者派遣事業にとどまらず移住者と地域をつなぐ事業を展開できること、また後継者・事業継承対策にもなるのではないかと感じました。

また、全国一律のものではなく、地域の特色を踏まえた組合をつくっていく必要があるのではないかと感じました。地域の特色を踏まえた組合をつくっていくためには、ある程度の資金が必要です。東洋町の特定地域づくり事業は、ぎりぎりの試算の上でスタートしました。長崎副町長は、この事業に対する財政的な支援は県にはない、町は赤字が出れば対応せざるを得な

い、覚悟はしているとおっしゃっていました。この事業は、過疎地域の人手不足、人材不足や後継ぎの問題解決の決め手となり得る事業だと思います。成功させなければなりません。

県からの人的・金銭的支援が必要だと思いますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたします。

選択的夫婦別姓の法制化を求める動きが目立ってきています。自分は同姓希望だけれど別姓希望の人がいるから認めてもいいですか、同姓を希望しているから自分には関係ありませんと安易に考えている人が多いのではないかと思います。導入されれば、私たちの生活や子供たちにも様々な混乱が起こることが想定をされます。

平成29年、内閣府の行った、家族の法制に関する世論調査の結果によると、夫婦の名字が違ふと夫婦の間の子供への影響が出てくると思いますかとの問いに対して、子供にとって好ましくない影響がある62.6%、子供に影響はない32.4%となっています。多くの国民は夫婦同姓を支持していると思います。

県は、「高知県は、ひとつの大家族やき。」ということで、高知家キャンペーンを続けています。県民にも他県でも比較的受けのよいキャンペーンだと思います。私たち日本人の心の奥底に〇〇家は私の一族とか、〇〇家出身といった家族制度が息づいているからだとは思いますが。

我が会派では、今議会、旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書を出す準備を進めています。通称使用は、法的には夫婦同姓ですが、結婚後も戸籍に記載が残ることを根拠に、旧姓を使用し不便を解消しようとするもので、夫婦別姓とは異なります。

旧姓の通称使用は現在社会的に広く認められています。例えば、マイナンバーカードや住民票、印鑑証明書、パスポート、免許証などの公

的証明書をはじめ、職業では国会議員や弁護士、税理士や会計士、医師や看護師などで旧姓の使用や併記が可能となっており、平成30年の労務行政研究所の調査では、67.5%の民間企業で旧姓の使用が認められています。選択的夫婦別姓を進めている人たちの言う不便、不利益はこの旧姓の通称使用で解決しますし、ファミリーネームの消滅や親子の姓が違うことなどで起きる子供の不利益をなくすることができます。

私は、旧姓の通称使用をさらに普及すべきだと考えますし、法整備が必要だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

旧姓の通称使用は高知県庁でも認められていると思います。職員の皆様の中にも利用されている方がいらっしゃると思いますが、どのような場面で旧姓を使用できるのか、またどのくらいの職員が利用されているのか、総務部長にお伺いをいたします。

近頃、グローバル化する社会に通用する人材を育てる、国際感覚を身につけるとかいう言葉をよくお聞きいたします。私は、そのためには日本人としてのアイデンティティーを持たなければならないと思います。境野勝悟先生の、日本のこころの教育という本が、致知出版社から出されています。境野先生が私立花巻東高校で生徒たちにお話しされた講演を本にしたものです。全校生徒700人が声一つ立てず聞き入ったそうです。私は、この本を教員や生徒などにぜひ読んでもらいたいと思っています。この本を読めば、日本人がどのような民族か分かるし、日本のことが好きになると思います。

この境野先生の講演は、さようなら、こんにちはの意味は、日本人って何といった質問から始まります。英語のグッドバイはゴッドバイ、つまり神と共にあれということだそうです。正直なところ、さようなら、こんにちはの意味は私には分かりませんでした。日本人って何、こ

ういった問いにも、私を含め明確に答えることのできる人はあまりいないと思います。習っていないからだと思います。

境野先生は日本人とは何の答えとして、「私たちの先祖は命のもと太陽だ、生命の原因は太陽であるということをお大切にしました。そこから日の本という言葉が生まれました。日の本とは日が本、私たちの命は太陽がもとだということで、日の本の「の」が抜けて日本という国名になりました。ですから、日本人とは何と聞かれたら、私たちの命の原因が太陽だと知って、その太陽に感謝して、太陽のように丸く、明るく、豊かに、元気に生きる、これが日本人ですとおっしゃってください」と述べられています。

境野先生は、こんにちは、さようならの意味も太陽に関係があると述べられています。「私たちは知人に会ったとき、こんにちはのほかにも、お元気ですかという表現を使います。この2つは、こんにちは、お元気ですかと続いていた挨拶で、こんにちはの「こんにちは」は太陽の意味で、昔はどの地方でも太陽のことを今日様と呼んでいた」とのことです。「こんにちは、元気ですかとは、あなたは太陽のエネルギーが原因で生きている体だということをよく知って、太陽と一緒に明るく生きていますかという確認の挨拶で、それを受けて、はい、元気ですと答えます。つまり、太陽さんと一緒に元気に生きていますと応答するわけです。それから、さようなら、ごきげんようとなります。こんにちは、お元気ですか、はい、おかげさまで元気です、さようなら、ごきげんよう、これが我々の挨拶の基本でした。江戸時代までは、さようなら、ごきげんようと全部を言って別れていたのが、明治、昭和と時代が進むにつれ、さようならのつなぎの言葉だけを言って別れ、いつの間にかその意味も分からなくなってしまう」ということだそうです。

教育長にお伺いをいたします。こんにちは、さようならの意味を知るだけでも、日本人が何を大切にしてきたのか分かりますし、日本人としての自覚を芽生えさせる一助になると思いますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

境野先生は、国歌君が代についても講演で述べられています。講演内容はおおむね次のようなものです。

君が代の歌が生まれたのは800年も前の鎌倉時代。1228年に書き写された和漢朗詠集という歌集に出ています。君が代の君とは、あなたとか君とかという意味です。代とは寿命とか命という意味ですから、君が代という言葉の意味は、あなたの命、あなたの寿命、千代に八千代にとは、いつまでも、いつまでも長く続きますようにという意味です。さざれ石のいわおとなりてこけのむすまで、これはいつまでも長く続くということの例えです。細かい小さな石が、長い年月の風化によって大きな岩のような塊になって、その岩にコケが生えるようになるまで、どうぞ、それくらい、いつまでも元気に長生きしてくださいと。

君が代の元の歌は古今和歌集に載っています。題知らず、詠み人知らず、「わがきみは千世にやちよに さざれ石の いはほとなりて こけのむすまで」、古今和歌集の原歌では、君が代が我が君となっています。我が君とは、昔は女性が尊敬したり愛したりした男性に対して用いた言葉です。この歌は平安時代のある女性が、敬愛する自分の男性に送った恋の歌であったことが分かります。解釈すると、私の愛する人の命が、どうかいつまでも長く続きますように、例えば、小さな小石が寄り集まって、ぎっしりと固まって大きな岩となり、それにコケが生えるまで、どうかお健やかに生きていてくださいますとということなのです。

私たちの国歌君が代の原歌は、平安時代の女性の愛する男性への恋の歌でした。すてきなことだと思いませんか。軍国主義の歌だなんて、どこでどう間違えてしまったのでしょうか。とても悲しくなります。

境野先生はこのように話されました。

国旗及び国歌に関する法律は平成11年8月13日に公布されました。比較的新しい法律と言えます。しかし、ギネスブックでは、世界最古の国歌は日本の君が代である、その歌詞は9世紀に始まるとなっています。日本の国歌君が代が世界最古の国歌であること、その原歌は平安時代の女性の愛する男性への恋の歌だったこと、このようなことは、私を含めほとんどの人が知らなかったと思います。これも教えられていないからだと思います。

私たちは、公共の場には日本の国旗日の丸を掲げましょう、公式な行事では国歌君が代を歌いましょうといつも言っています。しかしながら、少なくなってきたとはいえ、学校現場では嫌がる先生方もいらっしゃいます。自国の国旗や国歌を蔑むような人を育てることは、教育の在り方として間違っていると私は思います。

日本の国旗や国歌がどのような思いを持って作られ、どのような意味を持っているのか、境野先生の講演で述べられたような内容を、子供たちの段階に合わせて教えていくべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

境野先生は、お母さん、お父さんの言葉の意味についても述べられています。歌舞伎では、お母さんのことをカカ様と言います。カカ様のカは太陽のことだそうです。お父さんはトト様、お母さんを守る尊い人という意味だそうです。

境野先生は、最後に生徒の皆さんへ次のように述べられています。そのまま読んでみます。

女生徒の皆さん、きっとあと10年もたてば、愛する人を見つけてほとんどの方が結婚なさ

るだろうと思います。どうかそのときには、その愛した男性に対してお尊様、尊い人と言ってさしあげてください。そうすれば、男性諸君も一生懸命、自分の愛した女性の命の安全と、あなた方が産んでくださった子供の養育のために頑張ると思いますよ、汗かいて。そのように尊んでくれば、男性は女性を太陽としてあがめて、我が家の太陽さん、お母さんと呼んで、あなた方の目が悲しみの涙で曇らないように頑張ってくれると思います。夫婦が尊敬し合って、いたわり合っていけば、健全な子供さんに育っていくと思うよ。だから、どうか女生徒の皆さん、明るく太陽さんのような日本人の母になってください。そして、男性諸君、君たちは太陽をバックボーンにした日本の男性になってください。女性から、子供から尊い人、お父さんと呼ばれて恥ずかしくないように、しっかりと心バックボーンを持って、元気に頑張ってください。酒に酔っ払ってくだを巻いたり、興奮して愛する女性に暴力を振るうなんてことは一切してはなりません。君は尊い人、お父さんなんだからね。

さて、皆さん。確かにアメリカ、イギリスなどの諸外国には、学ぶべきいいものがたくさんあります。それはもちろん学ばせていただきます。しかし、まず初めにやらなければいけないのは、自己を知ることです。自分の国の文化や伝統の価値を知ることです。人からもらうことばかりではない。自分の国にある自分の国の文化の価値を知ること。そこから出発しなかったなら、外国のまねばかりして、劣等感だけ持った腰抜けの人間になって、この世を終わることになりますよ。

他人から学ぶと同時に、人からは絶対まねられない自分、ほかからは誰もまねられない自分というものをしっかりと確立してください

い。それが皆さん自身の心棒なんです。そして、自分たちが大切にしているもののように、他国の人たちが大事にしている世界各国の文化とか伝統とか宗教とかを、真心を込めて大切にしていくことですよ。そのように思って、どうか日本人としての自分の人生に大きな太陽のエネルギーを感じながら、世界の隅々にまで視野を大きく広げて平和な人生を送ってくださるようお願いいたします。

このように生徒たちに話をされました。

講演から10日ほどたって、花巻東高校から大きな段ボール箱が届いたそうです。全校生徒700名分の感想文です。先生自身の胸が熱くなったということでもあります。生徒の感想文を1名分だけ読んでみたいと思います。3年生女生徒の感想文です。

今までは、日本人とは何なのかということについて、一度も考えたことはありませんでした。今日、境野先生のお話を聞き、日本人とは何なのか少し見えたような気がします。日本人とは太陽に生かされている、日が本で生きていることを自覚している民族なのだという先生のお話に、妙に納得という感じとともに、日が本で生きているなんていう考え方はすごくすてきだと思いました。日本は神の国だというのは、本当は日本人一人一人が日身だから神の国なんだというお話は、日本人の一人として私一人だけでも誇りを持てるような、そんな感じがしました。驚いたのは、お母さん、お父さんという言葉の由来です。何げなく使っている言葉にもこんな深い意味があるとは思いませんでした。今の日本人は私も含めて、日本人なら知っていなければならぬことをあまりにも知らないと思いました。

知事は2月の県議会定例会で、教育の充実について次のように説明されました。急激に変化

する時代においても、子供たちが知・徳・体の調和の取れた生きる力を身につけ、持続可能な社会の作り手となることができるよう、各施策を強化していく必要があると述べられました。

教育大綱の下、知事が述べられた、子供たちが知・徳・体の調和の取れた生きる力を身につけ、持続可能な社会の作り手となるためにも、境野先生が日本のこころの教育で述べられた、日本人とは何か、日本人としてのあるべき姿を考えるような教育を充実させる必要があると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

常任委員会の出先機関調査の一環で、リニューアルされた天狗荘を視察し、池田津野町長や役場の担当者からお話をお聞きいたしました。四国カルスト・天狗高原に対する観光ニーズに関する調査を地元、近県と関西の大都市圏で行い、事業構想を立てています。その事業の方向性は、星をテーマとした設備、体験、サービス等の高度な充実化、2点目として、自然をテーマにした体験、驚き、発見等による価値創出、3点目に、飲食や温泉、温浴に関するクオリティーや環境の向上とし、リニューアルを機に星を中核にした魅力づくりを進めながら整備したとのことでした。施設の概要は、プラネタリウム棟を増築、星空客室の増築、テラスの増築などです。

説明を受けた後、施設を散策しました。家族をつれてプライベートで行ってみたいと私は思いました。また、別に行ったさめうら荘のロケーションもすばらしいと思いました。いずれの施設も、コロナ禍にもかかわらず多くの予約が入っているとのことでした。

来年春、本県出身の牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説らんまんが放映されることが決定しました。知事は、大変うれしいニュースであり、本県の魅力を全国に伝える絶好の機会であると同時に、観光活性化の起爆

剤となることが期待されます、本県にお越しいただいた観光客の皆様に牧野博士ゆかりの地に訪れていただくことはもちろん、本県のすばらしい自然、食、歴史も存分に楽しんでいただけるよう官民が一体となって取り組み、このチャンスを最大限に生かしてまいりますと述べられました。

県内には、リニューアルされた天狗荘やさめうら荘、室戸ユネスコ世界ジオパークなどすてきなお宿や観光地がたくさんあります。らんまんを目当てに多くの観光客が来てくれると思います。

来てくれた観光客のおもてなしはもちろんです、県内のほかの観光地にどのようにつなげていくのが大切です。県はどのような対応をされるのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ロシアがウクライナに対して行っております侵略行為についてお尋ねがございました。

このたびのロシアのウクライナ侵攻は、国際社会、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できるものではありません。2月下旬の侵攻以降、ウクライナでは子供を含む多数の民間人の死傷者が出ておまして、私としても強い憤りを感じております。このウクライナ問題が早期に平和的に解決されるよう望んでおります。政府におかれましても、引き続き国際社会と結束の上で、最大限の外交努力を行っていただきたいと考えております。

次に、骨太の方針に防衛力を抜本的に強化することなどが明記をされたことに対しましてお尋ねがございました。

ロシアによりますウクライナ侵攻は、力によ

る一方的な現状変更でありまして、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態だと考えております。また、アジアでは今年に入り北朝鮮が既に過去最多となります26発の弾道ミサイルを発射するなど、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しているというふうに認識をしております。

こうした情勢を踏まえまして、新たな骨太の方針におきましては、国際秩序の維持・発展のための外交を積極的に展開するとともに、軍縮などを含む地球規模の課題にも取り組むとされております。加えまして、安全保障につきましましては、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化することが明記されています。

私といたしましても、最近のウクライナ侵攻あるいは北朝鮮のミサイル問題などを踏まえまして、我が国にとって必要となる防衛力を精査し、そのための予算を確保していくということが望ましいと考えております。緊迫をする安全保障環境の中におきまして、国民の命や暮らしを守るために必要な備えにつきましましては、国会でしっかりと議論をして、国が責任を持って措置していただきたいというふうに考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関連いたしまして、社会経済活動の正常化に向けた取組についてお尋ねがございました。

現在の感染状況を踏まえますと、医療提供体制の逼迫を防いでいくということを前提といたしまして、ある程度の新規感染者の発生は許容しながら、社会経済活動を動かしていくべき、そうした局面にあるというふうに考えております。

そのための取組といたしまして、観光分野におきましては、感染対策を講じながら、「高知観

光トク割キャンペーン」や「高知観光リカバリーキャンペーン」を実施いたしております。また、外食などの消費喚起を図るために、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」に関連する予算を今回の6月補正予算案に計上させていただいております。

国におきましても、いわゆる水際対策を緩和いたしまして、今月1日から、海外からの入国者数を2万人に引き上げており、今後さらなる緩和によってインバウンド需要の回復も期待をされるというところであります。

今後も、感染状況や国の動向も踏まえながら、社会経済活動の正常化を目指して鋭意取り組んでまいります。

次に、危機管理に関します憲法改正についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスへの対応のみならず、南海トラフ地震など、極めて重大な緊急事態を想定した場合に、私権の制限ですとか補償の規定などをあらかじめ法律に定めておく必要があるというふうに考えます。そのためには、国民全体の意思として、こうした種類の立法が必要であるという旨を憲法上明らかにしておくことが望ましいものと考えております。

言い換えますと、緊急事態に対する法制の根拠となるような規定を憲法上に設けるということによりまして、立法府であります国会に対してそうした法制の整備を促していくと、そうした形を取ることが望ましいと考えているところでございます。加えまして、緊急事態時におきましては、何よりも迅速な対応が求められます。したがって、行政府と立法府の間におきまます緊急時の立法の在り方に関する規定も、憲法上に設けておく必要があるのではないかとこのように考えます。

今後、憲法改正につきましては、こうした論点や、お話もございました合区の解消問題など

も含めて、国政の場におきまして活発な議論が行われることを期待いたしているところであります。

次に、室戸市と高知大学の取組を中山間地域の医療にどのように生かしていくのかというお尋ねがございました。

今月1日、19床の入院病床を有します室戸市立室戸診療所が開設をされました。先日、私もこの診療所を視察させていただきまして、関係者の皆さんのお話を伺ってまいったところであります。この診療所の開院によりまして、同市で課題となっておりました1次の救急対応あるいは回復期医療への対応、さらには地域包括ケアシステムの拠点としての機能、こういったものが大いに発揮されますことを期待いたしているところであります。

また、室戸市と高知大学が連携をされまして、医療機関などが不足をする地域におきましても、いつまでも健康に過ごせる新たな健康社会をつくるということを目的に、多様な取組が試行されることとなります。このプロジェクトを通じまして、情報通信技術を用いた健康・医療・介護データの電子化、そして遠隔での検査・診断・治療技術の開発などが行われますことは、中山間地域が抱える課題解決に向けました先進的な取組になるものというふうに注目しております。

県といたしましても、この取組を先行事例といたしまして、県内の他市町村への実装支援でございまして、国内外への室戸・高知発の健康社会モデルの普及に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、旧姓の通称使用に関してのお尋ねがございました。

様々な分野で活躍をされる女性が増えていく中で、結婚後の改姓によるキャリアの分断などを避けるために、職場におきまます旧姓の通称と

しての使用は広がりつつあるわけでありませぬ。私は、結婚により改姓をされた方が不便さや不利益を感じることがないようにするために、このような旧姓の通称使用の拡大は望ましいものというふうに考えております。

現在、国におきましては、身分証明書として使われますマイナンバーカードや住民票の公的証明書も旧姓の併記が可能となるといった形で、旧姓の通称使用の制度の整備が進められているというふうに承知をしております。ただ一方で、例えば自動車税の納税通知書などに記載される氏名に関しましては、戸籍の名前のみで表記をされまして、結婚前の姓は使用できないとした判決もございます。そうした意味で、旧姓の併記すら、まだ認められていない制度もあるということでございます。

私といたしましては、こうした課題の解決に向けまして、旧姓の併記ということはもちろんでありますけれども、御本人が希望される場合には、旧姓によります通称を本名と置き換えるような形で使用できるようにすると、こういうことも一つの制度改正の選択肢ではないかというふうに考えておりますし、ここまでの改正が実現しますれば、実質的にいわゆる選択的夫婦別姓が導入されたと同等の効果が得られるのではないかというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、こうした旧姓の通称使用を、国や地方自治体だけではございませんで、民間の企業などに対しても、法的拘束力を持って求めていくというためには、法律改正によります制度の整備が必要不可欠であると考えます。

この夫婦の氏に関する制度につきましては、まずは国政の場で、具体的な制度設計も含めた議論がしっかり行われるということが必要だと考えておりますが、こうした議論が深まってくことで、国民の皆さんの判断材料が出そろっ

てくるということになるのではないかというふうに考えております。

最後に、日本人とは何か、日本人としてのあるべき姿を考えるような教育を充実していくということに関しましてお尋ねがございました。

本県では、教育大綱におきまして、目指すべき人間像であります基本理念の一つとして、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材を掲げております。これは、日本の文化や歴史への愛着を深めまして、日本人として、土佐人としての誇りを育むことを意図し、現代の高知県はもとより、日本の子供たちにも求められる姿であるというふうに考えております。

また、学習指導要領におきましては、我が国の伝統や文化に関する教育を行うということが明示をされております。これを受けまして、各学校におきましては、子供たちが日本の伝統や文化を学び、その価値やよさ、美しさを感じ取り、郷土や我が国への愛情を深める学習をしっかりと行っていくことが必要であります。

さらに、これからのグローバル社会ということを考えました場合に、仮に英語が堪能でありましても、自分自身のこと、あるいは日本のことなど他の国の方々に伝える中身がなければ、相手の方との深いコミュニケーションを図ることはできないと考えております。私自身、外務省の在サンフランシスコ日本国総領事館で勤務をいたしました3年間、アメリカで生活を送った中で、日本の伝統文化ですとか歴史などをよく知っておくことの重要性を強く意識したところでございます。

私は、現代の若者には積極的に海外を経験し、自分の成長の糧としてほしい、そして高知県、日本、世界の発展に貢献をしてほしいと考えております。そのためにも、議員から御指摘がございましたように、教育大綱の下で子供たちが

日本のことをよく学び、よく知り、日本人としての生き方や在り方を主体的に追求していくと、そういったことができますように、教育を充実させていくことが極めて重要であるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) ウクライナからの避難民の方々に対して、これまでに整備してきた県の支援策と今後の支援への対応についてお尋ねがございました。

県では、ウクライナで大変厳しい状況に遭われ、遠く離れた国での生活を余儀なくされる避難民の方々に対し、できる限りの支援をさせていただきたいとの思いで、相談窓口の設置、住居の提供、就労・就学の支援の3つを軸に支援策を設けてまいりました。

まず、相談窓口につきましては、公益財団法人高知県国際交流協会に設置しております外国人生活相談センターにおいて、生活に関する各種のサービスへのつなぎや、手続面での支援などを行う体制を整えております。

次に、住居につきましては、県職員住宅、県営住宅を合わせまして、現時点で28戸を無償で提供できる見通しがついております。就労・就学につきましても、国や市町村、民間企業の方々などと連携し、支援を行うこととしております。

また、先日発足されました高知ウクライナ友の会など、支援活動を行う民間の皆様との連携を深めるとともに、県のホームページなどを通じて、県民の皆様、企業の皆様に対しまして、避難民の方々を支援するボランティアや、避難民の方々への就労の場の提供などを募っているところです。

県といたしましては、今後も様々な方々と連携して、できる限りの支援策を整備するなど、ウクライナから本県に避難してこられる方々に

安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 中山間地域の救急医療の現状と今後の維持に向けた取組についてお尋ねがございました。

中山間地域では、医療機関へのアクセスが不便であることや、人口の減少と医療従事者の確保の問題などにより、医療提供体制の維持が厳しくなっています。こうした中、本県ではICTを活用し、救急車での搬送中の患者さんの状況を搬送先の医療機関と共有し、救急車内において救命処置が行える体制を整備するとともに、ドクターヘリの配備などを行い、中山間地域の救急医療体制の充実強化を図ってきたところでございます。

今後も、少なくとも二次医療圏単位で、脳梗塞に対する血栓溶解療法が実施できるなどの二次救急医療体制を維持するため、中山間地域で頑張っている医療機関や医師会などの協力を得ながら、地域医療の機能分化や連携を一層強化してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 建設現場のデジタル化の促進と幅広い人材の確保についてお尋ねがございました。

本県における建設業の従事者数は近年大きく減少し、高齢化が進行するとともに、次世代を担う若者などの入職者が少ない状況が続いております。こうしたことを踏まえ、本年2月、建設現場のデジタル化による生産性向上の推進と人材確保策の強化を大きな柱として、建設業活性化プランの改定を行いました。

生産性向上の推進については、これまで紙の図面に表示していた設計図を、完成後の構造物がイメージしやすくなるよう画像を用いて立体化するとともに、このデータを使って建設機械

をコントロールするICT化を進め、経験の少ない若者や女性も活躍しやすい環境整備に努めております。加えて、令和3年度にICT関連機器の導入費用等を補助する制度を創設し、23者に補助を行いました。補助を受けた事業者には、現場見学会などを通じてICT関連機器の活用の様子や効果を近隣の事業者に発表していただいております。補助制度を活用したデジタル化の成功事例を県内全域に展開しているところで

また、人材確保策の強化に向けては、次世代を担う人材に建設業が果たす社会的役割を理解し、関心を持ってもらうことが重要です。このため、高校生とその保護者を対象に、ドローンを使った測量やICT施工技術を紹介する現場見学会の実施、さらには小中学生への出前授業として、ドローンや建設機械の操縦体験、防災学習などを実施しています。

引き続き、建設業の持続的な発展のため、デジタル化による生産性向上を進め、産業としての重要性や魅力の発信を建設業界と共に行うことで、女性や若者などの入職につながっていくような取組を行ってまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 特定地域づくり事業への支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、特定地域づくり事業は単なる労働力の確保にとどまらず、産業や地域活動の担い手を育成することで地域の活性化につなげていく取組であり、本県中山間地域にとって大変重要な事業、制度だと考えております。

この事業の推進に当たりましては、市町村長をはじめとした関係者への説明会の開催、事業構想や収支計画の作成などについて助言を行うアドバイザー制度の創設、また構想が具体化してきた地域のプロジェクトチームへの参画など、

市町村と一体となった取組を進めてまいりました。

その結果、昨年12月に東洋町におきまして県内で最初の特定地域づくり協同組合が設立され、次いでこの3月には馬路村でも設立されたところでございます。この事業、制度をさらに県内各地に広げていくため、現在市町村や商工会等を個別に訪問し、先行する2つの組合の具体的な事業内容や計画の策定手順、運営方法に関するノウハウについて説明するなど、制度の導入に向けた働きかけを行っているところでございます。

一方で、先行した2つの組合からは、必要な職員が十分集まらず、事業計画どおりの収入が得られないため、安定的な運営に御苦労されているといった声もお聞きしております。こうした課題への対応としては、何より計画どおりの人員を確保し、収入増による経営の安定化を図ることが重要となりますことから、県ではまず人員確保の支援策として、現在行っておりますU・Iターン相談会あるいは移住ポータルサイトを通じた組合に関する情報発信をさらに強化してまいります。

例えば、特定地域づくり協同組合という制度あるいはその仕事の魅力を周知するため、ポータルサイトに新たに職員のインタビュー記事を掲載するなどの取組を行ってまいります。また、この制度は地域おこし協力隊の任期終了後の活躍の場ともなり得ることから、県内の協力隊に対しましても広く研修の場などを通じて、仕事内容あるいは求人など、情報を紹介してまいります。

あわせて、経営面での支援策につきましては、県による個別組合への直接的な運営費支援はなかなか難しいのではないかと考えておりますが、高知県中小企業団体中央会と連携しながら、組合の経営状況をしっかり把握した上で、

それぞれのニーズや課題に応じた財務や税務、労務管理に精通した専門家を派遣し、事業構想の見直しを行うなど、ソフト面での取組を強化してまいります。

先行の両組合がモデル事例、成功事例で育っていくことは、本事業の横展開を図る上で大変重要でございます。県としましても引き続きこうした取組を通じまして、安定的な事業運営につながるようしっかりとサポートしてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 県庁において職員が旧姓を使用できる場面や利用状況についてお尋ねがございました。

職員が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを進めることを目的として、職員が旧姓を使用できる制度を知事部局では平成14年11月から導入しております。具体的には、旧姓使用の届出により、在職証明といった職場の身分に関する文書で、対外的に法律関係が形成される場合など一部の例外を除き、幅広い場面で旧姓を使用することが可能でございます。

また、制度の利用状況につきましては、導入直後の平成15年4月1日時点の8名から、令和4年4月1日時点で118名の職員が利用しております。年々利用者数も増加しており、職員の旧姓使用は定着しているものと考えております。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(岡幹泰君) まず、子供たちに日本人としての自覚を芽生えさせるために、今後どのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

こんにちは、さようなら、ありがとうなどの挨拶はコミュニケーションの基となるものであり、人間関係を築く上で重要なものがございます。子供たちは、挨拶の意義や必要性、またその方法、さらに他国の挨拶の方法や習慣などを

学ぶ機会が段階的、継続的に用意されることが必要であると考えております。

現在、学校では道徳科の授業において、挨拶を含めた礼儀の大切さについて子供の発達段階に応じた学習を進めております。また、児童会・生徒会活動や学校行事など、あらゆる場面を捉えて挨拶の習慣化を図っております。さらに、地域の方々や民生・児童委員の方などによる登下校時の挨拶運動なども実施されております。ただ、こんにちは、さようならなどの挨拶の言葉の持つ意味やその由来については、学習指導要領にも規定がなく、これについての指導や学習を行っている事例は少ない状況でございます。

しかし、議員がおっしゃられるように、挨拶の言葉にはその国独特の文化や考えが内在されているものであり、その意味を学習することは、日本や他国の歴史、伝統文化を理解することにつながるものでございます。さらに、日本人としての自覚の芽生えにもなり、挨拶の言葉を考えることは価値ある学習になるものと考えます。

今後、県教育委員会としましては、道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂等において、児童生徒が我が国の歴史や文化、伝統に関連させて、挨拶の由来やその言葉の持つ意味について学ぶことができるよう、そうした学習内容を盛り込んでいくことを検討してまいります。

次に、日本の国旗・国歌の成り立ちやその意味を子供たちの段階に合わせて教えていくことについてお尋ねがございました。

国旗及び国歌には、その国の建国の由来や歴史文化が表され、あるいは国民の理想や願いなどが込められているものであり、それらを尊重する態度を養うことは大変重要であると考えております。

学校における国旗・国歌の指導については、学習指導要領に段階的に位置づけられており、

国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮することとなっております。そして、実際社会科の教科書には、日本の国旗は白地に太陽が赤く輝いている様子を表していることや、日の丸が国旗として扱われるようになった歴史的背景などを記述しているものがございます。また、国歌君が代は、平安時代に作られた和歌を基にして、明治時代に今日のような旋律がつけられたとして示されているものもあります。

子供たちは、このような教材を使って国旗や国歌の意義について学んできております。こうした学びに加えて、入学式や卒業式などでは国旗を掲揚し、国歌を斉唱することにより、国旗・国歌を尊重する態度を育むことを学校教育の中では大切にしております。

教育委員会としましては、今後とも各学校においては学習指導要領に沿い、また子供たちの発達段階に合わせて国旗・国歌の意義についての指導を行うよう、そして国旗・国歌に対する正しい取扱いが確実になされるよう、市町村教育委員会と連携し、指導の徹底を図ってまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) NHK連続テレビ小説らんまんをきっかけに来県された方の周遊促進の取組についてお尋ねがございました。

らんまんの放送は、牧野博士ゆかりの地はもちろん、本県の強みである歴史や食、自然体験など本県の魅力を余すことなくPRし、県内各地を周遊していただく絶好の機会と考えています。このため、これまでの対策に加えまして、特に次の3つの点について周遊促進策を強化したいと考えています。

まず1点目は、多くの方が利用するこうち旅広場や桂浜公園などにおける観光案内機能の強

化を図ってまいります。大画面モニターによる県内各地の情報発信の内容をより充実させますとともに、デジタルツールを活用いたしまして、各地域の旬の情報やライブカメラの映像配信、イベント情報などをリアルタイムに紹介してまいります。

2点目は、多くの集客が見込まれます地域の草花に関連するエリア、こちらから周辺の観光スポットへの周遊を促してまいります。草花を楽しめるエリアでは、今後必要となります草花ガイドの方を増やしていくこととしております。この方々には、周辺地域への周遊を促す役割も担っていただきたいと考えており、そのためのガイド研修の充実も図ってまいります。

3点目といたしましては、これまで整備を進めてまいりました各地域の拠点となる観光施設におきまして、その施設から圏域への周遊促進機能をさらに高めていきたいと考えています。

これら旅行中における周遊促進策の強化に加えまして、旅行の前から県内を広く周遊する旅行計画が立てられるよう、今後の県外でのセールスやプロモーションの際には、牧野博士関連施設と本県の観光資源をセットにした情報発信に努めてまいります。

らんまんの放送には、観光事業者の方々をはじめ、県内の多くの方々が大変大きな期待を寄せておられます。経済効果が県内全域により広く波及するよう周遊促進を図り、こうした期待にしっかりと応えていきたいと思っております。

○17番(弘田兼一君) 知事、そして部長、そして教育長、丁寧で前向きな御答弁をありがとうございました。第2問はいたしません。

今回、心の教育ということで、境野先生の本から質問をつくらさせていただきました。この本をもっともっと紹介したかったですけれど、紹介すると質問が少なくなってしまうので、大分省かせていただいたんです。やはり私たち

が日本で暮らしていく上では、日本人としてのアイデンティティーをいかに持つか、今教育長の御答弁の中にも一生懸命教えられておるといふことは私にも伝わってきました。

私は今65歳なんですけれど、私が小学校、中学校、義務教育の頃は道德教育すらなかったということです。道德という教科を習ったことなんかありませんでしたし、国歌も習ったことはありませんでした。ですから、当時国歌というのは相撲の歌だとか、そんなことが流れているような記憶があります。ただ、こういったことをきちんと子供たちに教えていくことは、日本がこれからまだまだ発展していかないといけないし、その子供たち自身の将来にとっても大切なことではないかというふうに思います。今グローバル化が叫ばれておりまして、外国へ行けば、日本人、あなたの国はどういった国ですかという問いは必ずあります。そういったことに明確に答えられるように、これからも教育を続けていっていただきたいというふうに思います。

それから、国歌君が代については、先ほど習ったことはないと言ったんですけれど、いろんな場面で歌うと、もう本当にいい歌だなというふうに思います。意味は、この日本のこころの教育を読むまで、実は知らなかったんですけれど、千代に八千代にさざれ石の、そういったところは、私も本当に長い長い年月を生きていく、そういったところで非常に共感するところでもあります。国歌が流れる場面がたくさんあります。昔は国歌を歌うと変に思われたんですけれど、今は例えばスポーツの試合であるとか、そういったところに必ず国歌と国旗は出てきます。ですから、自分たちの国歌と国旗が恥ずかしくない、世界に誇れるものであると、立派なものであると、そういったことを子供たちの心に植え付けていただきたいということをお願い申し上げまして、私からの一切の質問といたします。どう

もありがとうございました。(拍手)

○議長(明神健夫君) 暫時休憩いたします。
午前11時25分休憩



午後1時再開

○副議長(西内隆純君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番岡田芳秀君。

(33番岡田芳秀君登壇)

○33番(岡田芳秀君) 日本共産党の岡田芳秀でございます。会派を代表して、質問をいたします。

初めに、諸物価が高騰している問題です。

ここに来て、物価高騰が暮らしと経営を直撃しています。コロナ禍からの経済回復による供給不足、穀倉地域の天候不順による不作などにより既に上がり始めていた原料、食料などの物価高がウクライナ危機により一気に顕在化をしました。

3月の消費者物価指数、生鮮食品を除く総合は、前年同月比0.8%の上昇となっています。しかし、この数字は生活実態を反映していません。食品や電気、ガスなど生活に欠かせない品目に特化した基礎的支出は4.5%の上昇となっています。4月の消費者物価指数は2.1%上昇していますが、中身を見ると、食料品は4%値上がり、中でも小麦粉は15.2%、食用油は36.5%も値上がりしています。生鮮野菜も天候不良などの影響で12.2%高くなり、生鮮魚介も燃料費や輸送コストの上昇により12.1%値上がりをしています。また、日々の生活に欠かせない電気21%増、ガス17.5%増、ガソリン15.7%増の価格高騰は引き続き深刻です。

食品主要メーカー105社の価格改定計画に関する帝国データバンクの調査、5月21日発表によりますと、6月以降に食品3,615品目の値上がりが予定されています。今年の値上げ計画の約4割が6月以降に実施される見通しです。帝国データバンクは今年の夏は値上げの夏となりそうだと指摘をしています。

重大なことは、光熱費や食料品などの生活必需品で物価上昇率が高いため、低所得者ほど重い負担になっていることです。また、コロナ禍の下で踏ん張ってきた地域の事業者、1次産業を支えてきた事業者が、この物価高騰で一気に廃業、離農となれば、地域経済と地域社会の崩壊をもたらすことも懸念をされます。

まず、この物価高騰の本県への影響に対する認識と、対策に向けた決意を知事にお伺いいたします。

世界的な物価高騰となっていますが、日本にはさらに大きな要因があります。アベノミクスの第1の矢として進められた異次元の金融緩和です。事実上の日銀の国債引受けという禁じ手により円安を誘導、あふれ出した資金が株式に集中し株高を演出しており、一部の大企業、富裕層に巨額の富をもたらしました。経済の6割近くを占める家計は、円安による負担増、さらに2度にわたる消費税増税で消費は低迷を続け、先進国で唯一成長できない異常な経済をもたらしています。

その上、欧米の中央銀行がインフレ対策として金利引上げに踏み切る中で、日銀は政府の借金の半分、500兆円もの国債を引き受けていることから、金利引上げをすれば国債価格が下落し、日銀の債務超過、円の国際的信用の失墜という破局的事態となることへの懸念から身動きが取れずにいます。そのため、金利の高い金融商品を求める投資マネーが日本から逃げ出し、円安が進行しています。原材料の多くを輸入に頼る

日本では、円安で物価高騰に拍車がかかっています。

日本銀行法は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することとなっています。日銀を政府の子会社扱いし、とめどない円安と物価高騰をもたらしたアベノミクスの罪は極めて重く、その是正に向かわなければ、県民の暮らしと営業は守れないと思いますが、知事に御所見をお聞きいたします。

問題を深刻にしているのは、雇用破壊、社会保障改悪、消費税増税の新自由主義政策によって国民の可処分所得が減らされ、日本が長期の消費不況に陥ったことです。一方、大企業は空前の利益を上げてきました。3月期の決算を見ると、軒並み過去最高の純利益や経常利益を記録しています。しかし、その果実は賃上げにも設備投資にも回らず、トリクルダウンは起きませんでした。新自由主義政策の破綻は明白だと考えます。

内閣府が2月7日に発表したミニ経済白書でも、日本経済の成長が弱まった要因として、企業の利益ばかりが増えて労働者の賃金が低下していること、非正規雇用の増加に伴って働く人の収入が二極分化し、若年層の貧困と格差拡大が進行したことなどを指摘しています。

日本共産党は、アベノミクスによる減税で積み上がった大企業の内部留保130兆円に5年間2%の課税をし、10兆円の財源で中小企業を支援しつつ最低賃金を大幅に引き上げること、世界86か国で実施をされている消費税率の減税に日本も踏み出し、国民の可処分所得を増やす政治に転換し、物価高騰の打撃を和らげながら日本経済を立て直すことを提案しています。

格差の是正、国民の暮らしを豊かにする分配を強化する政策こそが求められていると思いますが、知事に考えをお聞きいたします。

政府は4月26日に策定した「コロナ禍におけ

る「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」で、地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分1兆円を創設しました。この交付金は、自治体が給食費を時限的に引き下げることや無償にする等の取組、仕入価格や燃油の高騰で収入が減少した事業者への支援や、認可保育園等の建設、整備が建築資材高騰で行き詰まる事態への支援に使えることが国会質疑で明確になっています。地方創生臨時交付金の2021年度の繰越分も合わせて活用ができます。

県や市町村が物価高騰対策を進めるための情報収集と発信をしっかりと進めていただきたいと思います。知事に決意をお聞きいたします。

次に、軍事費増額の動きなど平和をめぐる問題です。

ロシアのウクライナ侵略は、ひとえにロシアが悪い、このことは明らかです。武力によって現状を変更することは、国連憲章に違反をするものであり、決して許されません。厳しく批判をするとともに、一刻も早く兵を引くことを強く求めたいと考えます。

他方で、国内では、ウクライナ危機に乗じて敵基地攻撃の保有とか軍事費の2倍化など、憲法9条をないがしろにする主張がなされています。軍拡のオンパレードという事態にもなってきました。私たちは、武力対武力という危機を呼び込む悪循環や民主対専制という軍事ブロック的対応、排除の論理ではなくて、国連憲章の下で体制、政治的立場の違いを超えて、全ての関係国を包摂した対話の枠組みをつくることこそ希望ある道だと提案をしています。それはASEAN——東南アジア諸国連合が既に実施していることで、米、中、韓、ロなど関係各国を巻き込み、紛争を戦争にしない粘り強い真剣な努力をしていることから学ぶことが大切だと考えています。

軍事費をGDP比2%とするととなると11兆円

を超えます。世界で第3位の軍事大国になります。日本を軍事対軍事への危険な道に引き込むことにつながります。財源はどうするのか。5ないし6兆円の増額が必要となり、そのためには消費税率を2%上げるか、社会保障を削減するのか、例えば医療費の窓口負担は5兆円台なので、窓口負担を2倍化するのか。さきの財政制度等審議会財政制度分科会の分析も、他の経費の増減抜きに議論ができないとくぎを刺しています。その議論を避けるために、安倍元首相が言うように国債で賄うとなると、戦前のような歯止めのない戦費調達につながる危険があり、そもそもその戦前の教訓から、財政法は赤字国債を禁止しているわけです。

防衛費の大幅増は、国民生活、地域経済を押し潰すことになるとと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。

新型コロナ感染による死亡者が3万人を超えました。その約4割が今年に入ってからのもです。重症化しないどころか、最も犠牲者を出しているのがこの第6波、オミクロン株による感染拡大です。そもそも重症化などの判定基準は、肺炎を特徴としたデルタ株対応のもので、上気道での感染から全身に影響を及ぼすオミクロン株には対応していません。

厚労省は、新型コロナウイルス患者のうち、この1月から3月に自宅で死亡した人が、少なくとも555人いたことを明らかにしました。このうち39%がワクチンを2回接種済みであり、死亡直前の診断時に軽症、無症状だった人も43.4%に上っています。さらに、患者の3割程度に後遺症が見られ、その中には日常生活を送るのは不可能なほどの深刻な状況も報告をされています。東京都の発表では、オミクロン株はデルタ株に比べ全身倦怠感の症状が出やすく、感染し

ない取組を呼びかけています。

死亡者の多さ、深刻な後遺症の問題など、オミクロン株は決して軽いものではないことをしっかり認識することが重要と思いますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

これまで政府は、ワクチン接種した方などに対するGo To キャンペーンの再開を後押ししてきました。ワクチン接種したら9割感染を防ぐことができるという厚労省のデータが、海外の2割というデータとそごがあることに疑問を持った学者の指摘で、このデータはワクチン接種歴が未記入だった人を未接種扱いとしていたことが明らかになりました。

現在、厚労省のデータでは、オミクロン株ではワクチン未接種の人と2回接種の人で感染予防効果は変わらないとなっております。この点での行政の正確な情報提供が求められると思いますが、知事にお聞きをいたします。

厚労省の調査で示されているように、4割の方は症状が急変し死亡しています。これは、第82回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの4月27日付で公開されています。したがって、患者はコロナ対応の病床で対応するという基本を徹底すべきだと考えます。特に、オミクロン株での死亡の大半を占める高齢者の施設での感染では、この原則の徹底がとりわけ重要です。

感染者は原則感染症対応病床に入院という原則の重要性、また実際の運用についての認識を健康政策部長にお聞きをいたします。

一方、新型コロナ感染症の厄介なところは、多くの人は無症状も含めて軽微な影響で済むことです。誰もが同じような症状になるなら、共通認識が容易に確立しますが、それができない本当に厄介なウイルスです。だからこそ、感染拡大を防止しながら、いかに社会的、経済的な打撃を避け日常を取り戻すのか、対応が問われ

ています。

それにはPCR検査の徹底した活用です。検査はPCR検査でないと意味をなしません。国立感染症研究所のホームページにも抗原定量検査はCt値30が限界であるとなっております。Ct値40まで検査できるPCR検査の1000分の1の感度しかありません。抗原定性検査は、Ct値25ぐらいが限界と指摘をされています。Ct値とは増幅の回数です。Ct値三十幾らで陽性が確認できる検体を、抗原検査では見逃します。抗原検査は陽性の確認はできるが、陰性の証明にはなりません。

この3月、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会メンバーで、日本感染症学会の理事長も務めた館田一博教授が、自らの体験談として、喉がむずむずするくらいで高熱もなく、抗原検査を2日続けて受けても、いずれも陰性だったが、せきがひどくなり熱も出たのでPCR検査を受けたら陽性だった、今、冷静に考えるとなぜもっと早めにPCR検査をやらなかったのかと思うと語っています。

学校のクラスで陽性者が出たら同じクラスの全員を検査して陰性なら出席ができる。また、濃厚接触者も検査で陰性を確認すれば仕事に復帰ができる、陽性者も陰性が確認できれば復帰できるというシステムの確立が必要ではないでしょうか。潜伏期間を考慮して2度検査するなどの対応も重要です。医療、高齢者施設、保育、学校などで働く人には、2日に1回など頻回、定期的なPCR検査で、社会活動を安定して実施できるシステムの確立が必要です。無料で気軽に検査できる会場の確保は引き続き重要です。また、安価で大量に検査ができる、短時間で結果が分かるなどの新型のPCR検査機器も次々と開発をされています。新型コロナ感染症は、次々と新たな変異株が生まれており、オミクロン株で終わるとは期待できません。

感染拡大を防止しながら社会活動を回していくには、徹底したPCR検査の活用しかないと思いますが、健康政策部長にお考えをお聞きいたします。

次に、物価高騰対策に関わり、いわゆる県版Go To Eat、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」についてお聞きをいたします。

報道によれば、知事は会見において、ランチよりもディナー、小規模よりも比較的規模の大きな宴席を後押しすると述べたと報道されています。昼間営業する喫茶店などの飲食業は、この間、営業時間短縮要請協力金の対象にならず、相対的に顧客単価も低いため、一層厳しい苦境にあると言えます。実際に、東京商工リサーチの調査によれば、2021年の喫茶店の休廃業及び解散が2000年の調査開始以降で初めて100件に達し、過去最多を記録しています。また、昨今の物価高騰を価格に転嫁することも、顧客単価が低い喫茶店などでは困難であるのが実態です。

知事の発言は、このような苦境にある昼間営業の小規模飲食事業者の実態を軽視しているのではないかと。喫茶店などの小規模飲食事業者には支援が必要ないというお考えなのか、知事にお聞きをいたします。

今回の県版Go To Eatでは、従前500円の額面で発行されていたクーポンが5,000円券など額面の大きなものに変更されています。クーポン利用ではお釣りは出ないわけで、これでは知事がまさに言うようにランチ、つまり顧客単価が相対的に低い昼間営業の小規模飲食事業者等にとっては、メリットが薄いと言わざるを得ません。少なくとも、物価高騰対策として事業を展開するというならば、多様な飲食事業者がひとしくメリットを享受できるような施策にすべきではないか、また利用者が使いやすいように少額でも購入できるようにすべきではないかと考えます。

従前のように、額面は500円を基本としてクーポンを発行すべきではないかと考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、農政について伺います。

世界で気候変動や長期化するコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略により食料価格が過去最高のペースで上昇しています。FAO——国連食糧農業機関は、2022年3月の食料価格指数、これは2014年から2016年の平均を100として、変化を指数化したものですが、159.3ポイントで、2月を17.9ポイント上回り、1990年の統計開始以来、過去最高値を更新する高騰だと発表しました。食料価格指数は穀物、肉、乳製品、食用油、砂糖の価格動向を示すものですが、これらが全て上昇しています。特に食用油は2月から3月にかけて46.9ポイント増の248.6、穀物は24.9ポイント増の170.1と、史上最高を更新しています。1か月の上昇幅も史上最高です。

とりわけ、ロシアのウクライナ侵略が食料の供給網に大打撃を与えています。ウクライナとロシアで世界の小麦輸出の30%、トウモロコシ輸出の20%を占め、ヒマワリ油はウクライナ1国で8割近くを占めています。ロシアは侵略軍の撤退を拒否しており、ウクライナでは穀物等の物流が滞り、冬小麦の収穫や輸送も危ぶまれております。加えて、気候変動や肥料危機によって、アメリカやブラジルなどの食料生産にも黄信号がともっています。

国連のグテーレス事務総長は、ウクライナ危機により人類の5分の1を超える17億人もの人たちが貧困や飢餓に追いやられる可能性がある、これは過去数十年見られなかった規模だ、国連は全ての国に対し、買いだめや不当な輸出規制をやめ備蓄分を飢餓のリスクが最も高い国に提供するように求めると警告をしています。

EU——欧州連合は、ウクライナ危機に対応して3月23日に欧州食料安全保障危機対応メカ

ニズムを発動し、農家や消費者に対する支援に乗り出しています。その内容は、1、休耕地での飼料・食料用の穀物の緊急増産、2、直接支払の増額、肥料価格上昇などに対する追加の財政支援、3、食品の付加価値税、消費税の引下げ、4、貧しい人々への援助基金を活用した食料支援などです。

これに対して日本はどうか。1つには、米を作るなど言うだけでなく、転作で麦、大豆、飼料を作る支援の交付金をカットしようとし、水田潰しと食料減産・自給率低下に拍車をかけています。2つ目に、肥料、飼料、燃油高騰対策は適切に検討するというお茶を濁していると言わなければなりません。3つ目に、消費税の引下げについては全然考えていないと拒絶をしています。困っている人への食料支援も申し訳程度です。

コロナ禍とウクライナ危機で、食料も肥料も飼料も外国頼みにしてきた農政の破綻が浮き彫りになっています。国連が戦後最悪の食料危機を警告している今、岸田政権には危機感も有効な対策もなく、国民や農民に自己責任を押しつけています。食料自給率向上の目標も達成されたことがなく、本腰を入れて取り組もうとする姿勢が見られません。

長期化するコロナ禍とロシアのウクライナ侵略などにより、世界の食料危機が警告されている下で、食料安全保障の観点からも国内のあらゆる条件を酌み尽くして食料増産、食料自給率の向上に真剣に取り組むこと、またEUのような農家や消費者への支援に踏み出すよう政府に強く求める必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

本県においても、燃油の高騰に加え飼料や肥料、農業資材の値上がりが続いており、農家の皆さんの経営を圧迫しています。JAは6月1日から肥料などの値上げに踏み切りました。肥

料の値上げの背景には、日本が化学肥料の原料をロシア、ウクライナ、中国など海外からの輸入に大きく依存をしているという事情があります。窒素、リン酸、カリの3要素のうち、リン酸、カリは100%輸入原料です。

農業機械の燃油、飼料や肥料、農業資材の高騰は農家にとって死活問題です。生産者は独自の努力で物価高に対応していますが、それにも限界があります。物価高騰はさらに長期化、深刻化することが懸念されており、生産者は国や県の支援を求めています。物価高が続く一方で販売価格は上がりず、農業経営は苦しくなるばかりです。ありとあらゆる資材の価格が高くなっており、支援をしないと農業を諦めてしまう人が出てきます。

飼料や肥料、農業資材などの安定供給と農家負担の補填を具体化するよう、県として国に求める考えはないか、また相談窓口の設置や農家負担の補填を県独自に実施する考えはないか、知事にお伺いいたします。

次に、農業の経営安定対策について伺います。農業の経営安定対策としては、米、麦、大豆などの土地利用型の農業経営には畑作物や米の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラン対策などがあります。また、野菜、果樹等には野菜価格安定対策事業等があります。さらに、2019年、平成31年1月から収入保険制度が導入をされ開始されました。

しかし、それぞれの制度にはメリット・デメリットがあります。例えば、収入保険は、農作物であればほとんどのものが対象となり、対象品目が多い、取引先の倒産や本人や従業員のけがや病気による減収も補償対象になるなど補償範囲が広い、さらに地域を限定しない、出荷先も自由などのメリットがある反面で、青色申告でない加入ができないとか、あくまで収入――

農家にとっては売上げということになります——が補填されるので、肥料代や燃料の高騰等による所得減に対して、つまり資材に対しては対応できないといった問題があります。

施設園芸が多い本県では、野菜価格安定事業も重要です。この事業は、指定野菜、特定野菜等を対象に、価格が著しく低落した場合に生産者に価格差補給金が補給されます。この制度の問題は、1、地域の主力作物が中心で、加入したくても生産品目が該当しない、2つ目に、加入したくても、販売価格が安くて元手となる原資がない、3、補給金を受け取ると今度の負担金が増えるので、再度の負担金の支出が困難になってくる、こういった課題があります。そのため、農業従事者全戸に行き渡る事業とはなっていない。さらに、最低基準額、価格補填の対象となる下限の価格を下回った場合は交付の対象にはなりません。

この収入保険制度や野菜価格安定制度に対して、食料自給率の向上や地域活性化の観点からも、生産者が安心して農業を続けられるよう制度の改善を求める声が上がっています。これらの課題をどう受け止め、どう改善に取り組むのか、知事に伺います。

次に、有機農業の振興についてお聞きをいたします。気候変動への対策や持続可能性が重要な課題となる下で、有機農業が改めて見直されてきています。有機農業を推進するため、有機農業の推進に関する法律、有機農業推進法が2006年、平成18年12月に成立し、翌年4月に施行されて以来、15年が経過をしました。この法律において有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうとされております。

この法律は、有機農業の推進に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。県が定めた高知県有機農業推進基本計画、令和3年度からおおむね10年間を対象としていますが、有機農業の生産に係る目標を有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型直接支援対象で支援の対象となる有機農業の取組面積について、2017年、平成29年の151ヘクタールから、2030年、令和12年に408ヘクタールとすることを目標とする、また有機農産物生産の中心となる有機JASの認証農業者数を2017年の82人から、2030年に221人にすることを目標とするとしています。

他方、今年4月22日には、みどりの食料システム戦略のための法案、通称みどりの食料システム法案が国会において全会一致で可決、成立をいたしました。みどりの食料システム戦略、以下みどり戦略は、2050年までに有機農業を25%に拡大し、化学農薬をリスク換算で50%削減、化学肥料を30%削減する目標を掲げた、これまでの農政にはない画期的なものです。

しかし、大きな問題があります。それは、有機農業拡大の方向性はいいのですけれども、では日本はどのような持続可能な農業を、どのような食、社会を目指すのかという具体的な姿が見えてこないし、また共有できていないということです。現在、農業の技術革新、イノベーションばかりが先行して、地域やコミュニティー、農家の姿が見えてこないということが言えると思います。

このみどり戦略は、パリ協定、地球温暖化対策の国際的な枠組みに復帰したバイデン政権の下で変化してきているアメリカ農業の動向やEUの新戦略を踏まえて、農水省が打ち出したものです。多くの課題を抱えていますが、環境に配慮した食料システムの改革が必要だという国連食料システムサミットが示す認識まで、よう

やく日本政府の認識が至ったということを示しています。他方で、農産物の輸出拡大を目指す政府にとって、世界的に環境への配慮の基準が厳しくなり、世界で有機農業が広がれば、有機でない輸出が伸びないというロジックも存在をしています。

こうした流れの中で、高知県有機農業推進基本計画を達成するために、とりわけ有機農業の取組面積及び有機JASの認証農業者数の2030年目標を達成するために具体的にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、有機農業の推進を図るには、人材の育成、産地化などの取組が重要です。県のみならず市町村での有機農業の推進体制の整備、市町村整備50%以上にするなど必要と考えます。

どのように推進体制の拡充を図っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

加えて、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組や、有機農業への消費者の理解をどう進めていくのか、農業振興部長に伺います。

次に、国民健康保険の保険料水準の統一について伺います。

国民健康保険制度の改革については、国の国保基盤強化協議会において、国と地方が国保の安定的な運営が可能となるよう長期間の協議を行い、平成27年2月12日に国民健康保険の見直しについての議論の取りまとめが行われました。その内容は、平成30年度から都道府県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、市町村は地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、保険料の賦課徴収、個々の事情に応じた資格管理、保険給付の決定、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を行うこととされました。

また、都道府県は、市町村ごとの分賦金の額を決定し、この決定に当たっては、市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう、市町村ごとの医療費水準を反映させるとともに、保険料率については市町村ごとに設定することを基本とするともされております。

あわせて、国保運営に最終的な責任を負っている国は、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより財政基盤をさらに強化することとされました。このような国保制度改革を一体的に行うことにより、国民皆保険制度の最後のとりでである国保の持続可能性を高め、国保の安定的な運営が可能となるとされました。

しかし、国では令和3年度からの第2期都道府県国民健康保険運営方針の策定に合わせ、令和2年5月に改定を行った都道府県国民健康保険運営方針策定要領で、保険料率については市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意をしつつ、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すとし、保険料率の統一へ向けて大きく変更いたしました。この保険料水準の統一は、国民健康保険の見直しについての議論の取りまとめの内容とは大きく相違するものと言わざるを得ません。

そこで、制度改革が行われて僅か3年にも満たない中で、被保険者の負担に大きく影響を与えるこのような重大な変更が行われたことについて、どのような状況の変化や理由があったと考えているのか、知事にお伺いいたします。

他方、財務省では、財政制度等審議会の議論において、国保の保険料水準を統一することは、国保財政における給付と負担の関係の見える化を図り、都道府県を給付と負担の相互牽制関係の下で両者の総合マネジメントを行う主体としていく上で、極めて重要とするともに、達成時期を区切るなど保険料水準の統一を一段と加速させる方策を講ずべきものともしています。

また、保険料水準の統一が行われた場合、国保の安定化のために国が約1,000億円を負担している高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業が不要となるもしています。

このため、財務省にとって保険料水準の統一は、国保の被保険者のことを第一と考えてではなく、地域医療構想や医療費適正化計画などと併せて、都道府県に医療費の増加抑制の全責任を負わせ、国費を削減するためのガバナンス強化の手段として行おうとしているのではないかと考えます。

市町村の保険料水準を見直すことによって、被保険者を犠牲にし、国費をカットすることを考えていると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、国が強引に進めようとしている保険料水準の統一は、平成27年の国民健康保険の見直しについての議論の取りまとめにおける、安定的な運営のための前提が大きく変わったと思います。議論の取りまとめは、運営方法の在り方の見直しと3,400億円の公費の拡充は一体のものと考えられます。

このため、保険料水準の統一を行わなければ国保の持続可能性が損なわれ、安定的な運営ができないのであれば、3,400億円の公費についても見直しを行い、安定的な運営が可能となるよう再拡充を求めるべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。また、このような重要な問題は、事務レベルの協議だけでなく、国保基盤強化協議会を開催し、議論を行うべきと考えますが、併せて知事のお考えを伺いたいと考えます。

さて、現在県内では、令和12年度に保険料水準の統一を行うべく、県は市町村と協議を進めています。県の説明では、全ての市町村長が将来的な統一は必要という意見で、将来どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば

同じ保険料を目指すことにも異論はなかったとしています。

しかし、保険料水準の統一を行う時期については、反対の意見や慎重な議論を求める意見も出されています。これは、医療費水準の低い市町村の保険料が統一によって上がることについて、被保険者の理解を得ることの難しさからだと考えます。また、統一の前提として高医療費市町村の医療費適正化への努力を求める声もあります。県では、今後の国保の安定的な運営のために様々な方法の検討を行い、その結果保険料水準の統一以外に方法はないとの結論に至ったのか疑問です。

例えば、現在の納付金の仕組みにおいて、高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業の検討はなされたのか、今後の国保の安定的な運営のためには保険料水準の統一が必要と考えて議論を進めている理由を知事に伺います。

現在、県内の市町村の医療費水準は、令和2年度で約1.9倍の格差があります。このままの状態では保険料水準の統一を行った場合、1人当たり保険料の額が、県の行った試算で宿毛市が2万5,585円、四万十市は2万1,261円上がるように、県内国保の安定は、医療費水準の低い市町村の被保険者の犠牲の上に確保されることとなります。医療費水準の違いには、市町村の健康づくりの努力もありますが、医療資源の偏在という問題もあります。保険料負担の統一の前提にはこの問題の解決が必要だと思います。

知事は、統一が予定されている令和12年度までに、医療費水準が低い市町村の被保険者が納得できる水準まで、この格差をどう是正しようとしているのか、お伺いします。

保険料水準の統一に向けては、被保険者の理解を得ることが極めて重要なポイントとなります。市町村任せでなく、被保険者である県民に対しての説明についてどう考えているのか、知

事にお伺いします。また、国保の安定化については、国の負担を削る方向を根本から見直し、思い切った国費の投入が重要と考えますが、併せて知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、土佐市宇佐でのメガソーラー開発について伺います。

住民グループ宇佐の自然を守る会代表で、トンネル工事等の施工計画業務に長年従事をしてきている専門家の方がこの間、事業者が初めて本格的に実施した簡易動的コーン貫入試験による地質調査結果を入手し、これに基づいて地山の安定計算を行っています。

その結果、「伐採していない状態で計算しても安全率は低く安定していない。斜面は約2.5メートルの深さまで軟らかい砂質土で、想像以上に土質が悪く不安定。斜面傾斜が40度もある斜面の木を伐採し、線状降水帯に襲われれば確実に滑ります。また、大雨を想定して、地層に0.3メートルの地下水がたまると崩壊する。開発計画区域は平均斜面傾斜は34度、スキーのジャンプ台に相当する急勾配です、最大40度、海岸まで1キロ。熱海の土石流は傾斜が15ないし25度、海岸まで2キロ。土石流は1から2万立米で発生する可能性がある。熱海より危険だ」と警告をしています。また、線状降水帯の危険を直視して降雨量の見直しを含め土質を踏まえた再審査を強く求めています。この地質調査結果は、この2月に出されたものであり、県の審査や土佐市への条例に基づく協議には反映をされていません。

初めての地質調査結果と、専門的知識を有する代表者の意見をどう受け止めているのか、また事業者のこの報告書を県が受け取ったのはいつか、併せて林業振興・環境部長に伺います。

次に、2020年8月27日付、知事名による開発許可に付した許可条件、留意事項は極めて重要であり、この条件に従わない場合は、この許可

を取り消すことがあるとの一文は極めて重いものがあると考えます。

その一つの洪水調整池等の防災施設の先行設置を遵守させることが強く求められています。つい先日、5月22日の工事説明会での工事スケジュール資料には、必要なボーリング調査の実施予定も示さずに調整池工事より先に作業道や伐採の工事を始める、造成工事も調整池が完了する前に始める等の予定になっています。県は、説明会に参加した住民からの訴えで初めて知ったわけですが、許可条件に反して開発をしようとする事業者の姿勢は決して許されません。住民の皆さんの災害発生への不安、開発行為への不信がますます強まっています。

明らかに信用を失う事業者の姿勢であり、許可を取り消すなど厳しく対処すべきと考えますが、知事に見解を伺います。

また、2020年8月の林地開発の許可決定に際しての森林審議会の意見や、それを参考にした知事の開発行為許可の当初計画の重要な変更が次々となされようとしています。審議したとき、作業道は現在の幅4メートル、長さ1.5キロメートルを活用が、新たに1.4キロメートルを設置する、当初の自然斜面の表層土除去方針を残したまま太陽光パネル設置を検討する、立木の伐採については土地の変更行為に該当しないため防災施設の設置に並行して行うことを認めてしまう等々です。

これらは審議会で審議をした、土砂の流失または崩壊その他の災害を発生させるおそれがないか、水害を発生させるおそれはないか、水の確保や環境の著しい支障や悪化をさせるおそれはないのか、これらの審査、判断に大きく影響するものばかりです。許可時点の計画を、事業所の一方的な考えで、なし崩し的に変更を容認する、追認するようなことは決して許されません。

許可条件に関わる重大な変更であり、再度森林審議会の意見を聞き、県はそれを参考にすべきです。同時に、山地災害や地質等の専門家を森林審議会委員に選ぶ、また意見を聞く場を持つべきではありませんか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

さきの専門家の方は、私は人命を預かって建設工事に従事し、人命の貴さを体感している、先日県と話をする中で、地質調査の結果を踏まえて審査を見直そうともしないなど、県民の命を守る意識が欠落していると思う、激しい怒りを感じると率直に語っています。

ぜひこうした県民の思いを真摯に受け止め、熱海の土石流災害を繰り返させないため、県民の命を守り抜く立場で、県が総力を挙げて対応することを強く求めるものであります。

以上をもって、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、物価高騰の本県への影響に対する認識、対策に向けた決意はどうかというお尋ねがございました。

原油価格や物価の高騰は、コロナ禍からの回復を目指します県内事業者の活動あるいは県民生活に新たな負担を生じさせるものだと捉えております。特に、1次産業分野を中心に原油や飼料などの高騰が生産コストを上昇させ、経営を圧迫しつつあります。また、本県は生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯の割合が全国に比べて高い状況にあるといったことなど、経済的に厳しい方の割合が高く、食料品などの高騰による生活面への影響も懸念をされるところであります。

こうした状況を踏まえまして、物価高騰による影響を最小限にとどめます効果的な対策を迅速に講じますように、全国知事会とも連携をし

て、国に対して積極的に政策提言を行ってまいりました。その結果、本年4月には、1次産業におきますセーフティーネット対策の強化、生活困窮者への支援などを盛り込みました「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が政府におきまして閣議決定をされておるわけであります。この中には本県の提言も数多く反映されておりまして、県としても国の対策を最大限活用し、事業者や生活困窮者などへの支援を強化すべく、今議会に補正予算をお諮りしているところであります。

こうした補正予算の対策を迅速に講じますことで、事業者や県民生活への影響の緩和に努めます。あわせまして、県内の状況を注視しながら、国の動向、そして市町村の取組も踏まえまして、必要に応じて県として機動的に対処してまいりる考えであります。

次に、物価高騰から県民の暮らしと営業を守るための国の経済政策の在り方についてお尋ねがございました。

安倍元総理が推進をされてまいりましたアベノミクスにおきましては、政府の財政出動と日銀による金融緩和などによりまして、我が国の経済が好転をし、各種経済の指標の改善が進んだと、そういった結果をもたらしているというふうに認識をしております。

一方、現下の情勢に目を転じますと、欧米と日本の金融政策の違いなどを背景といたしまして、急速に円安が進んでおります。この円安やウクライナ情勢などを背景といたしました現在の急激な物価高騰は、国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼすものだと考えます。このため、さきに政府が決定をいたしました総合緊急対策など、影響緩和策を迅速に講じていくということがまずは何よりも重要だと考えております。

また、日銀の黒田総裁は、先日、コロナ禍からの回復途上にあります日本経済の状況を踏ま

えまして、金融引締めを行う状況には全くないという認識を示されました。政府におきましても大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、これらを一体的に進めます経済財政運営の枠組みを堅持するという方針を打ち出しているところでございます。

引き続き、政府におきましては、物価高や円安の動向、経済状況などを注視しまして、機動的に対策を講じていただきたいと思います。その上で、日本銀行とも意思疎通を図られまして、中長期的な物価の安定、さらには経済の持続的な成長を目指して取り組んでいただくということを期待しているところであります。

次に、いわゆる分配を強化する政策についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込みました経済を回復させ、我が国を再び成長軌道に乗せていくというためには、デジタル化や脱炭素化などの世界の潮流を捉えた成長戦略が不可欠であります。これと併せまして、成長で得た果実を全国あるいは国民全体に広く分配し、持続的な成長につなげていくということが重要だと考えております。

昨年10月に就任をされました岸田総理は、主要政策といたしまして新しい資本主義を掲げられました。成長と分配の好循環の実現に向けて取り組む方針を示されたところでございます。この方針に基づきまして、今月の7日には新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画が決定をされております。

この計画におきましては、我が国において成長の果実が地方や取引先に適切に分配されていないということ、そして設備投資や従業員給料に十分回されていないということが課題だと挙げてられております。その上で、次なる成長を阻害しているこうした目詰まりを、積極的な政策関与によって解消していくということが必

要だという考え方が示されております。

こうした考え方の下、重点投資の柱の一つとして人への投資と分配を掲げ、賃金の引上げの推進、企業の人的投資を早期に倍増させるといった方針などが示されました。さらには、分厚い中間層の形成によって、格差の拡大と固定化によります社会の分断を回避する、そしてサステナブルな経済社会の実現を目指すという方向も明示をされております。

今後、この計画に掲げられました施策の着実な実行を通じまして、成長と分配の好循環が図られまして、国民生活がより豊かになること、そういった方向が実現されることを期待いたしているところであります。

次に、県や市町村が物価高騰対策を進めるための情報収集、また情報発信についてお尋ねがございました。

今回の県の補正予算におきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、新分野への事業展開といった構造転換に挑戦をいたします事業者の方々、あるいは物価高騰などの影響を受けました事業者の方々の支援をしたいというふうに考えております。また、給食費の値上げ分でございますとか、私立学校の授業料の支援などによりまして、生活者の負担を軽減するための予算も計上いたしております。

他方で、今後も物価高騰などの影響が一定期間継続をしていくということは覚悟しなければならないというふうに考えております。このため、国の制度、施策の動向をしっかりと把握していくことはもとよりであります。事業者の方々、そして県民の皆さんの声をしっかりとお聞きした上で、市町村とも連携して必要な対策を講じてまいる考えであります。あわせて、県の様々な支援制度などの情報が広く県民の皆さんに行き渡りますように、引き続き積極的な情報の発信を行ってまいります。

次に、防衛費の増額についてのお尋ねがございました。

今月7日に政府が閣議決定をいたしました、いわゆる骨太の方針におきましては、防衛力を5年以内に抜本的に強化するということが示されました。ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢が厳しさを増す中でありますので、国民の皆さんの生命、財産を守るためには、我が国の防衛力を強化すべきという意見、声が出てくるということは理解できるところであります。

他方で、我が国が直面する課題は安全保障に限りません。コロナ禍からの社会経済の回復、地方創生の推進、少子高齢化に伴う人口減少、国土強靱化など行政課題は様々でございます。また、持続可能な経済財政運営を行うためには、財政の健全化についてもしっかりと目配りをしていく必要があるということは言うまでもございません。

こうした様々な課題についてバランスを考えながら、今後の防衛費の増額あるいは財源手当ての在り方について、国政の場でしっかりと議論をしていただくということが重要ではないかと考えております。

次に、新型コロナワクチン接種に関します正確な情報提供についてのお尋ねがございました。

現在、新型コロナワクチンは12歳から59歳までの方は3回、60歳以上の方は4回の接種を受けるように努めるとする予防接種法上の努力義務が課せられております。ただ、接種を拒みましても罰則の適用があるというものではございません。その意味で、強制ではないということがございますので、あくまで御本人が有効性、副反応といった正しい情報を参考に、接種するかどうかの判断をしていただくということになっております。

このため、議員から御指摘がありましたように、行政からの正確な情報発信が必要であると

いうことは当然のことと考えます。私も、全国知事会のワクチンチームリーダーといたしまして、国民に対します正確で分かりやすい情報発信を国に要請してきたところでありまして、引き続きその旨を訴えてまいります。

また、お話がございました厚生労働省のデータによりますと、感染防止という観点から見ると、2回の接種ではこの感染力が強いオミクロン株に対しては十分でないということが明らかになりました。一方で、3回目の接種を受けられた方では、感染率が有意に低下をしているというデータも示されたわけでございます。このため、特に接種が進んでおりません若い世代の方に、積極的に3回目の接種を検討いただきたいと考えておりまして、県といたしましてもこうした正確な情報提供を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、キャンペーンにおきます小規模飲食事業者への支援の必要性、またクーポンの額面についてのお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

今回の「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を設計するに当たりましては、可能な限り飲食店や旅館・ホテル業の皆さん方に直近の状況をお聞きして検討してまいりました。

その結果、ランチ、それから少人数の会食は一定程度客足は戻っているといたしたものの、特に大規模の宴会が依然として厳しい、戻っていないという声を多くいただいたわけでございます。実際に、旅館、ホテルの本年4月の宴会人数は、コロナ禍前と比べまして7割以上減少というようなデータもございました。こうした声も踏まえまして、今回のキャンペーンにおきましては、引き続き低調な宴会需要の喚起ということに主眼を置きまして、券種の内訳といたしましては、5,000円券1枚と1,000円券及び500円券5枚のセットで発行するということといたしました。

これによりまして、大小を問わず宴会を促すということはもちろんでありますけれども、個人やグループによるランチなど、様々な形態で利用がいただけるものと期待をいたしております。県民の皆様には、ぜひ御家族やお仲間を誘って複数人数で御利用いただくと、あるいはこれを機にディナーに足を運んでいただくというきっかけとなればというふうに考えております。記者会見におきましては、苦戦が続きます飲食店を県民挙げて応援していただきたいという思いを申し上げたところであります。

このセットの内容に関しましては、飲食店や金融機関の方々に御意見を伺いましたところ、過去のやり方に比べますと、枚数を数える手間が削減をされる、その上に、数え間違いのリスクも軽減できるということございまして、こうした方々からは大変好評をいただいたということでもございます。

こうした取組によりまして、コロナ等の影響を受けております飲食店のみならず、食材を供給される生産者の方々あるいは卸売の事業者の方々、さらには交通事業者の方々などの支援にもつながっていくということを期待しているところでございます。

次に、食料増産や食料自給率の向上に真剣に取り組むことなどを政府に求めるべき点という点についてお尋ねがございました。

お話がございましたように、干ばつなどの気候変動に加えてロシアのウクライナへの軍事侵攻も重なりまして、食料自給率の低い小麦、大豆などの価格が急騰をしております。このため、こうしたリスクを見据えた国内の農業生産の拡大などの対策を講じることが、一層重要となっていると認識しております。

こうした中、この4月に原油価格・物価高騰等総合緊急対策を政府が取りまとめました。この中で、輸入に頼っている穀物、飼料の国内生

産の増強でございますとか、肥料の調達国の多様化などに取り組むといったこと、さらには地域の実情に応じまして、原油価格・物価高騰対応が行えますように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充するといった対策などが打ち出されたところであります。

我が国の食料の安定供給を図ります上では、現状のような厳しい状況下におきましても、農業者が意欲を持って生産をし続けられることが重要だと考えております。国におきましては、お話にございましたEJなどの制度も参考にしながら、我が国の実情に合ったさらなる支援策を十分に議論していただきたいと考えております。県といたしましても、引き続き国の動向を注視いたしますとともに、全国知事会などとも連携をし、必要な政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、飼料や肥料などの高騰対策に対しまして、国への要望、県独自の対策の実施についてお尋ねがございました。

まず、国への要望に関しましては、4月12日に原油等価格高騰に対する総合緊急対策に関する提言を行いました。このうち農業分野におきましては、第1に施設園芸等燃油価格高騰対策の継続、第2に肥料等農業用生産資材の高騰に対応した新たなセーフティーネット制度の創設、第3に配合飼料価格安定制度の予算の確保と制度の充実、第4に飼料や肥料などの輸入原材料の安定確保対策の実施、この4点につきまして要望、提言をいたしております。その結果、4月28日に政府の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」が閣議決定をされておりますが、この中にも多く反映されたというふうに考えているところであります。

その上で、さらに農家の経営コストに占める割合が高い燃油あるいは飼料の費用などにつきましては、県独自で緊急的に支援をするという

ことといたしまして、必要な予算案を今議会に提案させていただいております。今後とも必要な対策が講じられますように、十分に意を用いてまいりたいと考えております。

一方で、お尋ねのありました相談窓口といたしましては、農業者の身近な存在であります各地域の農業振興センターあるいは家畜保健衛生所におきまして相談を受けております。今後も引き続き、価格高騰への相談も含めて、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、収入保険制度や野菜価格安定制度の課題の受け止め、そして改善についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、これらの制度に対して、農業者の皆さんから様々な声があるということは承知をいたしております。このため、県として運用の範囲内で対応が認められている部分は、速やかな対応を図ってまいっております。例えば、コロナ禍によりましてシシトウ価格の大幅な下落が見込まれましたことから、野菜価格安定制度におきまして、価格補償の対象となります最低基準額を令和3年11月、12月におきましては引き下げるといった改善を行いました。また、国が特例として1年間に限って認めました野菜価格安定制度と収入保険の併用につきましては、地方からの要望も踏まえて、2年間に延長されるといった柔軟な運用の改善も図られているところでございます。

お話にありました制度に加入するための資金は、既存の農業者向けの融資制度を活用して対応するというのも可能でありますので、そうした点も含めて制度のPRを行いまして、加入促進を図ってまいります。

今後も、農業者の皆さんの様々なお声をお聞きする中で、必要に応じまして県で可能な運用の改善を図るということと同時に、全国知事会などとも連携をいたしまして、国に制度の改善

を提言してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度改革におきます保険料水準の統一化をめぐる状況の変化あるいは理由についてどうかというお尋ねがございました。

この点につきましては、国からは平成27年2月の時点におきまして、保険料の算定は市町村ごとに設定をするということを基本としつつ、地域の実情に応じて、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能な仕組みとすると、そうした考え方が既に示されておったところがございます。

その後、令和2年5月に改定をされました都道府県国民健康保険運営方針策定要領におきましては、国保制度改革については、おおむね順調に実施をされており、今後は国保の都道府県単位化の趣旨の深化として、保険料水準の統一に向けた議論が求められるというふうに述べられているところであります。

こうしたことを見ますと、国は制度改革に対して、今回特に重大な変更を行ったものとは考えておりませんで、国保改革の実施状況を踏まえまして、将来的に保険料水準の統一を目指すと、こういう大きな流れをより明確にしたものだというふうな捉え方をしているところであります。

次に、市町村の保険料水準を見直すことによります国費のカットにつきましてのお尋ねがございました。

御指摘がありました国の財政制度等審議会におきましては、都道府県によるガバナンスの発揮を通じて医療費適正化をより実効あるものとする、そして国保財政におきます給付と負担の関係の見える化を図り都道府県を両者の総合マネジメントを行う主体としていく、そのために都道府県内の国保の保険料水準の統一等の加速化を図るべきと、こういった流れでの議論が行われているというふうに承知をしております。

一方で、国保制度につきましては、国民皆保険のいわゆる最後のとりでといたしましてその安定的な運営が求められているわけでございますけれども、他の健康保険の制度と比べまして、年齢構成が高い、医療費水準が高いということから保険料負担が重くなりがちであるということ、また一方で加入者の所得水準は低いといった構造的な課題を抱えておりますため、制度的に国費等の公費による財政支援が行われるという仕組みになっております。

国保制度が構造的な課題を抱える中で投入されています国費は、国保財政を支え、国保を安定的に運営するための大変貴重な財源となっているというふうに考えます。こうした国費が一方的に削減されるというようなことは、決してあってはならないと考えておりますが、仮にそのような動きがある場合には、必要な国費の確保につきまして、全国知事会とも連携をしながら、しっかりと意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、公費の再拡充を求めること、そして国保基盤強化協議会の開催についてのお尋ねがございました。

先ほどお答えいたしましたように、保険料水準の統一につきましては、これは言わば都道府県レベルでの自主的な取組というふうに考えておきまして、国において制度改革に重大な変更を行ったというような性格のものではないと考えております。このため、国に、さきの制度改革の際に拡充されました3,400億円の公費の再拡充ということを直ちに求めるべき状況にはないというふうに考えているところであります。

また、現時点では、国は地方に対しまして、保険料の統一に向けました議論を深めるということは求めておりますが、これをペナルティーなどを設けて強要しているというわけではございません。このため、国に対しまして、国保の

運営に重大な影響を与える制度改革などにつきまして国と地方で協議を行うための国保基盤強化協議会の開催を求めると、そういった状況には現在のところはないというふうに考えているところでございます。

次に、高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業の算定方法の検討と、保険料水準の統一の理由についてお尋ねがございました。

まず、本県におきます高額医療費負担金と特別高額医療費共同事業の国保事業費納付金の算定方法につきましては、制度導入時に県と市町村で検討し決定をいたしております。その結果、レセプト1件当たり80万円を超えます医療費を対象に共同負担する高額医療費負担金につきましては、市町村の財政運営の安定に与える効果が少ないということがありまして、全体での負担は行わないということといたしました。

一方で、レセプト1件当たり420万円を超えます医療費を対象に共同負担をいたします特別高額医療費共同事業につきましては、小規模な市町村の財政負担の緩和を図る必要があるという考え方で、これは県全体で負担をするというふうな判断をしたところでございます。

ただ、そのような中でも、小規模な町村で高い医療費がかかる患者が多く発生した場合には、この特別高額医療費共同事業におきましてカバーできるのは、この420万円超の部分でございますので、この420万円までの部分でも相当な負担になってくるということもございます。そういう意味で、特別高額医療費共同事業では賄い切れないということで、保険料の急激な引上げが必要になってくるというような関係にあるというふうに考えます。

こうしたリスクをさらに小さくするということを考えますと、市町村ごとに医療給付費と保険料収入を均衡させるということではなくて、県全体で均衡を図る仕組みとしていくことが望

ましいというふうに考えております。特に、人口減少、少子高齢化が全国より先行しております本県では、今後も国保の加入者が減少いたしまして、小規模な市町村国保の増加が見込まれます。こうした中で、国保を安定的に運営していくためには、県内国保の持続可能性、そして加入者間の公平性を確保するという観点からの保険料水準の統一が不可欠であるというふうに考えまして、統一に向けた議論を全市町村の合意の下進めてまいっているところでございます。

次に、医療費水準の格差についてのお尋ねがございました。

保険料水準の統一に向けましては、現在医療費水準が低く、統一により保険料負担が増える可能性のある市町村から、医療費の高い団体は医療費適正化の一層の努力が必要なのではないかという御意見をいただいております。一方で、高齢化あるいは医療の高度化によりまして、1人当たりの医療費が増え続けている中であります。それを考えますと、現在医療費水準が低い市町村におきまして、将来的に医療費が上がらないで済むという保証は全くないわけでございまして、こうした市町村におきまして、将来的に医療費が上がらないように取り組むということも必要なことだと考えております。

このため、各市町村の医療費を分析いたしまして、健康づくりなどによります医療費の適正化に、県全体で一層効果が上がるように取り組んでいく必要があるというふうに考えています。具体的には、県全体でのデータ分析に基づきまして、県と市町村が共通の目標を持ち、市町村のデータヘルスの計画と密に連携をいたしまして保健事業を推進していきたいと、そのために県版のデータヘルス計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした県全体の健康づくりに向けました効果的な保健事業を実施していくということを通

じまして、国保におきます医療費の適正化を進めて、医療費格差の是正と保険料負担の軽減にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、被保険者の理解をいただくということ、そして思い切った国費を投入すべきではないかということについてお尋ねがございました。

保険料水準の統一によりまして保険料水準の引上げが見込まれる市町村もございまして、お話がございましたように、国保加入者の理解を得るということは極めて重要なポイントであると考えております。このため取組を進めるに当たりましては、県と市町村で丁寧な議論を行うということはもちろんであります。こうした議論の状況につきましては、その資料や議事概要を公表いたしているところであります。

一方で、現時点では、全ての市町村が、方向性として将来的に保険料水準の県内統一が必要という意見ではございますが、具体的に統一をいつ行うかといった各論部分については、いまだ合意に至っているものではございません。今後、市町村との合意が得られましたら、市町村と共に、国保加入者の皆さんの理解を得るための取組をより積極的に力を入れて行ってまいりたいと考えております。

また、国の負担についてでございますが、平成30年度から低所得者向けの保険料軽減措置の拡充などといった、毎年約3,400億円——これは全国規模でございますが——の公費が投入をされ、国保の財政基盤の強化が図られました。これとセットの形で、国保の財政運営が県に移管をされるという制度の大改正が行われるものでございまして、この3,400億円については国の負担を削る方向ではなく、今後も国の責任において確実に投入されるべきものと、言わば県に財政運営が移管されることとセットとしての措置だというふうに考えております。

一方で、さらなる思い切った国費の投入を求

めるべきではないかという点につきましては、今後国保財政につきまして大きな影響がある制度改正が行われるという場合には、全国知事会とも連携をしながら、必要となる国費の確保について意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

最後に、土佐市宇佐のメガソーラー開発計画につきまして、信用を失いますような事業者の姿勢に対して、厳しく対処すべきであるという点でのお尋ねがございました。

この土佐市宇佐の太陽光発電施設の設置を目的といたしました林地開発につきましては、令和2年8月に森林法に基づきます許可を県として行っております。その後、土佐市の条例に基づきます土佐市との協議が行われており、令和4年4月にこの市との協議が終了いたしまして、同月に林地開発の着手届が県に提出をされたというような経緯をたどっているところでございます。

許可の際に付した条件につきましては、許可された開発行為が林地開発許可制度の趣旨に沿って適切に行われることを担保するためのものでありますから、事業者においては当然遵守すべきものと考えております。今般、事業者が住民説明会におきまして、許可条件の内容と異なる工事手順を示すというような形で、地元住民の皆さんを不安にさせる説明を行ったということは、誠に遺憾なことであるというふうに考えております。

ただ、現時点で申しますと、許可条件の内容と異なるような開発行為そのものはまだ行われていないというふうに考えておまして、住民説明会におきます説明がこの許可条件の内容と異なっていたということだけをもって、許可条件に違反しているとまではまだ判断できないというふうに考えております。

こうした状況を踏まえまして、県といたしま

しては、事業者に対して、地元住民などの理解を得ていくということも含めまして許可条件を遵守するよう指導いたしました。その結果、事業者もこの点については従う意向を示しているところでございます。したがいまして、この太陽光発電施設の設置を目的としました林地開発が、法令にのっとり適切に行われますように、県としても定期的に巡回を行うということも含めまして、適切に事業者等を指導してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、オミクロン株についての認識についてお尋ねがございました。

国立感染症研究所の報告によりますと、オミクロン株はこれまでの流行株に比べ、感染から発症までの期間がより短く、また感染力が強いことが感染者数の増加に影響している一方、総じて重症化リスクの低下が示唆されております。

本県においても、オミクロン株が主流となった第6波において感染者が急増するとともに、高齢者施設などで大規模なクラスターが発生しました。その結果、第6波の前半である1月から3月の間に、基礎疾患をお持ちの高齢者など68の方が残念ながらお亡くなりになりました。感染者の中でお亡くなりになった方の割合、すなわち致死率は0.53%でした。この値は、第5波以前の致死率0.79%と比べますと低くなっており、さらに今年4月以降で見ますと、12人がお亡くなりになっておりますが、ワクチン接種や迅速な入院治療などにより致死率は0.11%とさらに低下しております。一方で、季節性インフルエンザなどと比較して、重症化率や致死率が高いとされており、現時点ではまだまだ安心できないと認識しております。

また、療養期間の終了後も症状が遷延する、

いわゆる後遺症で苦しんでおられる方がいるのも事実でございます。このため、県としましては、かかりつけ医によるフォローアップに加え、必要に応じ高知大学医学部附属病院に設置している遷延性コロナケア外来、いわゆる後遺症専門外来に紹介いただくなど、重層的な診療体制を構築しております。

新型コロナウイルス感染症に引き続き死亡や後遺症を減らすためには、感染者の減少が重要ですので、引き続き気を緩めることなく、感染対策の徹底やワクチン接種を推進し、感染拡大や重症化予防に努めてまいります。

次に、入院の重要性、実際の運用についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の患者に対しては、流行の当初は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、全員に入院勧告を行うことになっておりましたが、病態の解明や治療戦略の進歩に伴い、令和3年2月には、宿泊施設や自宅での療養を感染症法上に位置づけ、入院を勧告すべき感染者も施行規則で明示されました。現状では、さらなる知見を踏まえ、国の通知により入院勧告の対象を年齢や基礎疾患の有無などにより絞り込む運用がなされております。

本県における運用につきましては、国の通知に基づき、年齢や基礎疾患の有無などにより重症化リスクの判断を行い、無症状者及び軽症者は自宅療養もしくは宿泊療養とし、重症化リスクのある患者または中等症以上の患者は医療機関に入院する調整を行っております。

本年1月以降の第6波の流行では、全患者数約2万4,000人に対し、中等症以上の方の割合は1.4%でございました。ただ、65歳以上の高齢者では9.3%と7倍ぐらい高くなっております。そのため、重症化リスクのある高齢者などの場合は、抗ウイルス薬の処方をも早めに行うとともに、

症状、基礎疾患の有無、病状などのリスク要因を正しく評価して、入院の必要性を判断しております。

最後に、徹底したPCR検査の活用についてお尋ねがございました。

現在、新型コロナウイルス感染症において、ウイルスの重症化リスクが低いことやワクチン接種の効果などにより、県内でも第5波までと比較して重症化が抑制されていると認識しております。しかしながら、医療機関や高齢者施設など、より重症化リスクが高い集団において患者が発生した場合は、施設内でのPCRなどの一斉検査を速やかに実施することにより、感染拡大の早期抑制に努めております。

一方で、学校や事業所などの一定重症化リスクが少ない集団に対しては、一律に検査を行わず、症状が発現した場合には、早期に検査協力医療機関を受診していただくようお願いしているところです。また、症状はないものの感染に不安を感じる方については、県の臨時PCR等検査センターや薬局などにおける無料検査を利用して、不安を軽減していただいております。

なお、現在この無料検査につきましては、地域の感染状況を踏まえ、実施について国と協議することになっております。現時点では6月末まで継続することとしておりますが、7月以降については今後国と協議を行いながら検討してまいります。

PCR検査等をはじめとする検査の実施については、検査の特性と対象となる方の特性、またその時点の感染状況などを勘案して、柔軟に方針を立てるべきものと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、有機農業の推進における具体的な取組についてお尋ねがございました。

国はみどりの食料システム戦略において、有

機農業の面積拡大を取組方針の一つとして掲げておりますことから、県においても国に準じ、2030年には有機農業の取組面積を408ヘクタールに拡大し、有機JAS認証の農業者数を221人に増加する目標を高知県有機農業推進基本計画に位置づけております。

その目標を達成するためには、生産量と品質の向上や販路の拡大、担い手の確保・育成などの取組の充実強化が必要となります。このためまず生産量と品質の向上では、新たに育成する有機農業指導員が中心となって、生産者への栽培技術の指導を行うとともに、基礎研修の開催、施設園芸で培った天敵や太陽熱消毒などのIPM技術の有機農業への応用など、栽培技術の指導を強化してまいります。

また、販路の拡大では、県内量販店とタイアップした有機コーナーの設置や、県内外での商談会への参加などを通じて、新たな販路拡大につながる取組を支援してまいります。

担い手の確保・育成では、有機農業を志向する新規就農希望者などを対象とした有機農業の魅力伝えるセミナーや、就農相談会の開催、農業担い手育成センターでの研修、有機農業団体と連携した新規就農者へのフォローなどの取組を強化してまいります。

さらに、今後は、現在実施しております有機農業の実態調査を基に、有機農業の拡大につながる取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、有機農業の推進体制の拡充についてお尋ねがございました。

有機農業を推進するには、地域地域において関係機関などが一体となって取り組むことが重要となりますので、市町村や農業振興センター、JA、有機農業者などによる推進体制の整備が必要となります。

そのため、まずは有機農業の取組などを支援

する環境保全型農業直接支払交付金を活用しております四万十市や馬路村などの13市町村において、有機農業を希望する方の就農相談から研修、就農、定着に至るまでを一貫して支援する体制を整備していきたいと考えております。また、その他の市町村においても、有機農業の実態調査を基に、有機農業が行われている市町村に対しては交付金の活用に加え、推進体制整備を呼びかけてまいりたいと思います。

最後に、有機農業への消費者の理解などをどう進めるのかとお尋ねがございました。

有機農業を推進していく上では、有機農業が果たす環境への負荷の低減や自然循環機能などを消費者に御理解いただくことが極めて重要となります。

そのため、県では、生産者団体や県内量販店と連携し、有機農業者と消費者との交流の場である高知オーガニックフェスタや、有機農産物を積極的に販売している県内量販店を通じて、消費者の有機農業への理解の醸成を図ってまいりたいと考えております。また、消費者や生産者団体の方々を対象としたSDGsについての講演会なども活用しながら、有機農業の取組などをPRしてまいります。こうした取組により、消費者の方々に有機農業に対する理解を深めていただき、有機食品の消費拡大につながるよう努めてまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） まず、初めての地質調査の結果と、専門的知識を有する代表者の意見をどう受け止めているのか、また事業者の報告書を県が受け取ったのはいつかとお尋ねがございました。

土佐市宇佐の林地開発につきましては、先ほど知事からもありましたように、事業者から4月に県へ着手届の提出があり、森林の伐採等に取りかかった段階でございます。

お話のありました簡易動的コーン貫入試験による地質調査は、事業者が林地開発許可申請時に想定した岩盤層の位置の確認をするために行ったものでございます。事業者からは、この調査結果に基づき、自然斜面の表層土の厚さにかかわらず、太陽光パネルを設置するための土台のくい基礎は、岩盤層に到達するよう設計すると聞いております。

専門的知識を有する代表者の方の御意見につきましては、地域住民の切実な御意見として真摯に受け止め、事業者にはこうした地域の皆様の声に対して丁寧に対応するよう求めています。県としましては、事業者の計画をしっかりと確認した上で、必要に応じた開発行為の変更手続等を適切に指導してまいります。

なお、地質調査の結果につきまして、県は5月19日に受け取っております。

次に、重大な変更は再度森林審議会の意見を聞き、県は参考にすると同時に、専門家の意見を聞く場を持つべきではないか等のお尋ねがございました。

お話にありましたとおり、林地開発許可制度では、森林の持つ災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という4つの機能が損なわれることのないよう、一定の基準を定めています。具体的な基準としましては、土質に応じた切土、盛土の勾配や、下流の流下能力を超える水量が排出される場合に洪水調整池を適正に設置することになっているかなどがございます。

議員が懸念されております行為のうち、立木の伐採につきましては、林業で言う皆伐に当たり開発行為に該当しないということから、防災施設の設置と並行して実施しても支障がないものと考えております。その他の行為等につきましては、事業者から具体的な計画が示された際にしっかりと確認をし、必要に応じた開発行為の変更の手続等を適切に指導してまいります。

森林審議会の開催につきましては、事業者からの具体的な計画を確認した上で、林地開発許可制度における県の基準に照らし合わせて判断をしております。また、変更内容等で必要な場合には、専門家の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） それぞれに御丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

2問ですけれども、まず新型コロナウイルス感染症の関係でお聞きをしたいと思うんですけれども、私質問の中で言いましたように、死亡直前の症状が軽症、無症状が43.4%と4割ございます。急変をして亡くなるというケースがありますし、そして重症化の判断基準ですよね、これがオミクロン株に本当に対応しているのかというような指摘もあるところです。

そうした中で、やはり患者さんについては、感染症病床に入院をされるという原則をしっかりと守った上で対応されるということが非常に大事じゃないかなと思うんです。

自宅待機ということも、療養ということもありますけれども、その入院の原則ということをしつかりと守って対応することが大事だと思いますから、改めて健康政策部長にお聞きをしたいというふうに思います。

それから、国民健康保険の関係で知事からも御答弁をいただきました。国保料の統一については、国保法でもいつまでにしなければならぬというような法の規定はないというふうに認識を私はしております。

ただ、令和12年度までに統一というようなお話もお聞きをしますけれども、しっかりと議論をされて、医療費の低い市町村が納得をできるようなしっかりと議論が必要だと考えます。あわせて、知事も御答弁の中で、構造的な課題があると、高齢者が多くなっているし、収入も少ないというような構造的な問題を抱えていると

いう御答弁もありましたけれども、やはりこの点は国に対してもしっかりと、全国知事会も通じまして、国費を入れてもらうということをもっと強くぜひ主張していただいて、安定的な国保の制度が運営されますようにしていかなければならないと思います。

市町村については、しっかりとした合意形成ができるまで期限を切らずに、しっかり議論をするということが大切だと思いますけれども、改めてこの点知事に伺いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律につきましては、あくまでも入院勧告ということで、強制的に入院させるようなシステムではございません。また、この勧告につきましても、病状に応じて一定期間審査をするということで、あくまでも感染症法は人権を重視するような法制度に改正法のときになっております。ですので、本来入院が必要であるようなレベルの方には、必ず勧告をするということになりますけれども、高齢者であるから無症状であっても勧告するということは、法ができたときの趣旨とは少し反しますので、現在のような運用ということになっております。

そういうこともございまして、先ほど説明しましたように、令和3年2月に宿泊療養や自宅療養を法律上もきちっと位置づけたということです。現時点では、コロナに対しては全員入院というところは、法上の趣旨とはちょっと合わないということは御理解いただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） 国民健康保険の保険料統一に関する再質問についてお答えいたします。

お話がございましたように、この保険料の統一の取組に関しましては、あくまで各都道府県におきます自主的な取組として行われているも

のでありますから、国のほうからいつまでにやれといった期限が具体的に示されているわけではございません。

先行して実施されております、私自身も関わりましたが、大阪府ですとか奈良県の場合を見ましても、かなり長い年月をかけて、段階的に経過措置もしっかり取って、統一をしていくという形で行われているのが一般的でもございます。そうした例も参考にしながら、またただいま議員から御指摘がありました関係の市町村、特に保険料水準の引上げが想定をされるような市町村の十分な御理解をいただいて進めることも大事だと思っておりますから、この点は丁寧に、ただいつまでも議論しているというわけにはまいりませんので、一定の区切りをつけて議論を進めていくということは大事だと思っておりますが、その期限ありきで強引に押し切るというようなことではなくて、よく話し合いをして理解を得ながら進めていくということで、合意形成を図りたいと思っております。

また、その前提といたしまして、国に対する財政措置の件についてでございますが、こうした取組はあくまで各都道府県のレベルで、国保の持続可能性、負担の公平性、こういう観点から行われるものでありまして、国費の削減を、こういった努力をしていることを理由に行われるということは全く不本意な、私ども全く意図しない方向でございますから、決してそういうことにならないように、仮にそういうような話がございましたら、それは知事会などとも相談をして、しっかりと国に対して物を申してまいりたいと思っております。

○33番（岡田芳秀君） どうもありがとうございます。

宇佐のメガソーラーの件なんですけれども、県が許可をして、説明会の中で、その許可した中身と違う説明もされたということで、ただそ

の工事までは行っていないという御答弁であったと理解をします。ただ、現地の皆さんも非常に心配をされていまして、また防災の面からでも危険ではないかという意見も引き続き上がっております。専門家の意見も引き続き聴取するとともに、現場の状況もしっかりとチェックを入れて、住民の皆さんにしっかり御理解いただくということが大事だと思います。

また、加えて、今後20年で2割降雨量が増すというようなことも言われておりますので、そういう先を見た防災対策も考えながら、しっかりと対応する必要があるというふうに思います。またよろしく願いいたします。

あと暮らしの問題では、軍事費の2倍化、これやると、結局はどこかにしわ寄せが来ると思います。社会保障の削減等しわ寄せが来るのではないかと心配もするところですし、やはり力に対しては力ということになりますと、果てしない軍拡競争になります。そしてまた、財政も傷んできて、暮らしにも平和にも影響が出てくると思います。憲法9条を持つ日本が、やっぱりいろんな国とも話をしながら包括的に、包括的に話合いの枠組み、紛争を戦争にしない枠組みをアジアでもつくっていくという立場で、そして核兵器廃絶を進めるという立場で、日本はしっかりと取り組んでいくべきだというふうに考えるところでございます。

また、秋に向けまして、帝国データバンクの指摘もありますけれども、さらに秋口以降も値上げが続くと、原油高の影響もじわりと広がるというような指摘もされております。暮らしにとっても営業にとっても大変厳しくなっております。機敏に対応していただいて、県民の皆様暮らし、営業をしっかり守っていただくことを強く要請しまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西内隆純君） 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩



午後3時5分再開

○議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番上田周五君。

(31番上田周五君登壇)

○31番（上田周五君） 議長のお許しをいただきました。県民の会を代表し、通告に従いまして順次質問をいたします。

太平洋独りぼっちの航海から60年目、世界最高齢の83歳でヨット単独無寄港での太平洋横断を達成されました堀江謙一さんの言葉を紹介します。出発前、兵庫県の斎藤知事との会談のときの言葉であります。単に頭で考えているだけでなく行動を起こすことが大切、行動を起こせば今まで見えなかった世界が見えてくるであります。150年の歴史を持つ我が高知県も、何事にも元気に向かっていく気持ちを忘れず、行動を起こしていかなければなりません。冒頭、このことを申し上げまして、以下質問に入ります。

経済の活性化についてであります。

産業振興計画がスタートして今年で14年目になります。この間、県では、地産外商の推進を柱とする経済の活性化に向けた取組を進め、その結果、各種生産額は明確に増加傾向をたどるようになり、県内総生産がプラス成長に転じるなど、県経済は人口減少下にあっても拡大する経済へと構造を転換しつつあると分析されています。

一方、産業振興計画の大きな目的の一つは、経済活動の勢いを示す製造品出荷額等の底上げにあったはずであります。第4期計画では令和

11年に7,300億円以上を目標とされています。しかしながら、昨年7月に公表された令和元年の実績額は5,855億円余で全国46位、前年より90億円、1.5%の減となっています。そして、前年から事業所が41事業所、従業員が137人減少しています。また、スタート前の平成20年と比べても15億円、0.3%の減となっています。

そして、先月31日に総務省と経産省が公表した「令和3年経済センサス活動調査」の速報値で、本県の事業所数は全国45番目の3万5,258か所で、5年前より981か所、2.7%減少しています。減少率は全国8番目。全国の事業所数は5.1%増となっています。こうした厳しい数字の状況ではございますが、産業振興計画の目標の達成を目指して、知事と職員が一丸となられ、頑張ってくださいと思っています。

そこで、こうした現状をどのように受け止めているのか、また今後製造品出荷額等の底上げについてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお聞きをいたします。

脱炭素社会を目指す取組について、脱炭素社会の実現に向け私たちが日常生活でできることはどんなことだろう。国立環境研究所などのチームが、昨年住宅や自動車など暮らしに身近な分野で、温室効果ガス排出を減らすための57の選択肢を示しました。国内の52都市を対象に、各地の排出量や対策の削減効果を数値化しました。同じ対策を取っても都市によって効果に地域差があります。同チームによると、日本で1人が1年に出す温室効果ガスの量は、2015年時点で7.1トンであります。昨年10月から11月にかけてのCOP26で、各国が目指すとした気温上昇を1.5度に抑えるとの目標達成には、世界全体で2030年の排出を3トン程度に抑える必要がございます。今後、4トン程度減らさなければいけない計算となります。

チームは今回、原材料調達から廃棄までの過

程で生じる温室効果ガスを二酸化炭素換算で示す、カーボンフットプリントという手法を使っています。自宅に太陽光パネルを設置したり、省エネ性能を高めたりして、CO₂排出を実質ゼロにすると、全国平均で1人当たり年1.8トン減が可能。また、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えると1.2トン削減できる。そして、マイカーやタクシーの相乗りでは0.5トン減、食事を完全菜食にすると0.3トン、衣服を長もちさせると0.2トン減となっています。いずれにしても、気温上昇を1.5度に抑制するには、政府が脱炭素政策を強化することが大前提ではありますが、個人による温室効果ガスの排出削減策の積み重ねが大切になると思います。

そこで、一人一人ができることから始めるとともに、本県においても新築住宅などへの太陽光パネル設置の支援など、個人を対象とした脱炭素化を推進する施策が求められていると思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

関西圏との経済連携の充実強化でございます。知事の公約であります関西戦略ですが、コロナ禍によって苦戦をしていると受け止めております。もともと大阪・関西万博、大阪IRに頼りがちな戦略であるがゆえ、その効果は未知数であると考えております。私は、知事1期目も既に折り返しを過ぎ、半年が経過する中で、関西戦略については今年度ある一定の成果を出さなければならず、真価が問われる1年だと考えています。

県では、大阪・関西万博に向けて高まりを見せる関西圏の経済活力を本県に呼び込むため、今年3月には関西・高知経済連携強化戦略ver.2を策定し、観光推進、食品等外商拡大、万博・IR連携の各プロジェクトの取組の強化を図るとともに、4月からは関西戦略推進監及び関西戦略室を設けるなど人員を増やし、組織体制の強化を図られています。

一方で、大阪・関西万博については開催まで3年を切り、準備が本格化していますけれども、今年3月31日にドバイ万博から引き継いだ時点では、大阪や関西はそれなりに盛り上がっているが、東京や全国さらには世界には必ずしも行き渡っていないと、2025年日本国際博覧会協会の石毛事務総長が危機感を示しているように、機運を醸成していくことが課題となっています。

こうしたことから、大阪府の吉村知事は、大阪市の松井市長らとドバイ万博を訪問し、会場で計15か国の政府代表らに対しまして大阪・関西万博への参加を呼びかけるなど、トップセールスには相当な力の入れようであります。本県においても、知事が掲げる関西戦略をスピードアップさせるためには、リーダーである濱田知事の動向が重要なポイントになるかと存じます。

知事は、大阪府副知事時代には政界、財界を問わず様々な方々と交流され、有為な人脈を相当お持ちのことと存じます。その人脈を最大限に生かし、自らの足で積極的にトップセールスを行うことが具体的な成果につながるのではないかと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

土佐酒輸出拡大プロジェクトについてでございます。県では、土佐酒の輸出拡大のため、原料生産、商品開発、販売の関係者が連携し取組を推進するとして、土佐酒輸出拡大プロジェクトを立ち上げています。

こうした中、2021年の農林水産物・食品の輸出額が前年比25.6%増の1兆2,385億円となり、年間1兆円を初めて突破しました。10年前の2012年は4,497億円だったので、金額で7,888億円、率で175%増となっています。そして、輸出品目のうち日本酒は402億円で、前年比プラス66.4%と12年連続で前年を上回り、金額、輸出品とも過去最大を記録しています。小売店向けやネット販

売が好調なことに加え、中国やアメリカの日本食レストランの需要が回復したことが要因でございます。

そこで、まず本県の土佐酒の輸出状況はどうなっているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、日本酒に関しては今後の伸びが相当期待できます。日本食ブームも追い風で、海外の日本食レストランの数も、2013年の約5.5万店が、2021年には約15.9万店まで増えています。また、日本政府は、2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円にすることを目標としております。

そんな中で、本県としても海外への売込みをさらに強化すべきと考えますが、土佐酒輸出拡大プロジェクトのポイントについて産業振興推進部長にお聞きをいたします。

この項最後に、日本酒を醸造する原料となります酒米についてでございます。国内での日本酒需要が低下し、生産量が減少する中において、ニーズが高まっている海外市場への輸出拡大を図ることで、土佐酒や県産酒米の生産量を維持・拡大することは、中山間地域の振興にもつながると思います。

そこで、県産酒米作りの現状と今後の生産拡大への取組について農業振興部長にお聞きをいたします。

次は、観光振興でございます。アユを有効に生かした観光の取組についてでございます。今年3月、あゆ王国高知振興ビジョンが策定されました。本ビジョンは、本県が有する河川環境やアユ資源の豊かさを確保しつつ、アユを観光・地域振興等に活用して、流域の持続的発展を図る構想であると位置づけています。第3章では、ビジョンの基本的な考え方と具体的な取組内容が示されています。

ビジョンには、アユ釣り人口の増加につなげ

るとともに、河川環境を守る大切さなどを知ってもらうために、子供たちがアユに親しむことができる環境づくり、そしてこれまでアユ漁にはあまり関心を示してこなかった世代や女性をターゲットとした広報やイベントの開催など、県内外遊漁者の増加に向けた仕組みづくりが方針に示されております。具体的には、子供向けの釣り教室等の開催や、若い世代、特に女性をターゲットとした簡易な服装や道具で友釣りができるライトスタイルの提案及び広報などが効果的な取組として挙げられております。

そこで、1つ提案をさせていただきます。本ビジョンを具現化するためにも、ぜひ高知県友釣連盟の協力を得ながら、日本一美しい川、仁淀川を舞台に、全国から腕自慢の釣り人が集まるアユの友釣り大会を開催することで、地元を盛り上げ、子供や女性にもアユ釣りの興味を持っていただくきっかけにしてはどうかと思っておりますが、知事の御所見をお聞きいたします。

連続テレビ小説の放送を契機とした観光振興についてでございます。牧野富太郎博士をモデルとした連続テレビ小説らんまんが来年春から放送されることが決まりました。県では、本県の魅力を全国に伝える絶好の機会であると同時に、観光活性化の起爆剤となることが期待されることから、官民で県観光を盛り上げようと、先月26日推進協議会を立ち上げられました。そして、これに関連する予算として、本議会に8億8,400万円余を計上されています。本予算には、博覧会の準備や、牧野植物園や五台山公園の施設整備に充てるための関連経費が盛り込まれています。

今回の観光活性化については、牧野植物園以外に全国的にも認知度が高まっており、現在も仁淀ブルーで多くの県外観光客が訪れてきています。仁淀川流域市町村へ、来年はより多くの人々が訪れてくれることが予想されますことか

ら、現地の受入れ体制の充実強化が必要ではないでしょうか。県外から車で訪れてくれる方の駐車場の整備及び送迎バスの運行、あるいは案内板の設置や警備員の配置等々、多くの課題があるかと存じます。

そこで、県として、らんまんの舞台となりまず佐川町をはじめとする仁淀川流域市町村への財政的な支援を含めたフォローアップが必要と考えるが、観光振興部長にお聞きをいたします。

次は、日本一の健康長寿県づくりでございます。

介護現場の環境づくりについてお伺いいたします。戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代が今年から75歳を迎え始めます。これに伴い、医療や介護の現場を担う職員の人手不足が深刻になるとともに、費用も急増することにより、制度の持続可能性が大きく揺らぎかねません。この2022年危機を乗り切るためには、政府を挙げて痛みに向き合う必要があるかと存じます。

私も団塊の世代の一人でございますが、団塊の世代は1947年から1949年の3年間で約800万人が誕生しています。1年当たりの出生数は約270万人で、現在の3倍以上でございます。高度成長期に就職し、あるときは企業戦士とも呼ばれ、豊かな日本を築くことに貢献しました。75歳以上の人口が今後3年間、毎年約4%ずつ増え、高齢者の高齢化が急速に進む見通しでございます。

団塊の世代が誕生したばかりの1950年、人口ピラミッドは安定した三角形でございました。ところが、2022年には団塊の世代と50歳前後の団塊ジュニア世代のところが大きく張り出した不安定なタワー型に変わっております。こうした中、75歳が注目されるのは、人間の身体状態がその頃から大きく変化しやすいからであります。健康上の問題で日常生活を制限されない、いわゆる健康寿命は、2019年の全国平均で男性

72.68歳、女性75.38歳でございます。つまり、75歳前後から医療や介護の必要性が高まるとあります。

こうした中、社会保障に関して第一に心配なのは、医療や介護を担う人材が一段と足りなくなることでございます。厚労省が昨年、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年度までに介護職員を32万人増やす必要があるとの推計を公表されています。介護の現場で働く人は、仕事がきつい割に賃金が低く、担い手不足が課題となっています。このままだと、都市部を中心に介護難民が急増しかねない状況にあります。しかも、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。家族の負担が重くなり、現在でも約10万人とされる介護離職がさらに増える懸念がございます。

そこで、本県における介護職員の離職の現状と、介護現場にとどまってもらうための環境づくりについて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

訪問看護ステーションの充実強化でございます。医療分野では看護師不足が著しく、厚生労働省の推計によると、2025年には大都市部を中心に、看護師などの需給ギャップが6万から27万人に上ると言われています。国の方針としては、社会保障制度を持続可能にするためにも、施設は重度の高齢者を中心に受け入れ、基本的には在宅福祉を充実させる方向になってきています。

本県でも在宅療養体制の充実を大きな柱に掲げ、中山間地域では、往診にかかる医師の移動時間などの負担軽減を図るため、医療機器などを搭載した車両を活用してオンライン診療を行う医療機関を支援するとしています。一方で、高齢者のみの世帯は増え続け、令和2年の国勢調査での割合は県平均が31.4%となり、全国平均の23.8%を大きく上回っています。そうした

ことで、今後は自宅で暮らす高齢者を支援する訪問看護ステーションなどの需要も増大すると思われま。

そこで、本県における訪問看護ステーションの設置状況とその充実強化に向けた取組について健康政策部長にお聞きをいたします。

高齢者の雇用を進める取組についてでございます。今後、力を入れるべき一つに、社会保障の支え手を増やすことがあろうかと存じます。このために、企業に定年制の廃止や延長を促すことなど、意欲のあるシニア層が働き続けやすい環境づくりを急ぐことが重要だと考えます。

そこで、本県においては高齢者の雇用を促進するために、こういった取組を進めておられるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

健康寿命の延伸についてでございます。自らもウォーキングで健康づくりを実践されています副知事にお聞きをいたします。介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間を示す健康寿命が、厚生労働省の発表で2019年が男性72.68歳、女性75.38歳でありました。前回の調査の2016年から、男性は0.54歳、女性は0.59歳延びております。本県は、男性が71.63歳で全国43位、女性が76.32歳で全国8位となっています。

県では、長寿県構想の中で、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進を大きな柱に据えております。健康寿命の延伸には日々のウォーキングを続けることが最も効果的だと私は考えております。最近では、人生100年時代を迎え、県民の健康志向への高まりはますます強くなっており、ウォーキングイコール介護予防といったことで、ウォーキングをする方も相当増えているように感じています。私もウォーキング歴30年になります。人それぞれに歩くコースを幾つか持たれ、移り変わる景色を楽しみ、ウォーキング仲間もでき、知らず知らずのうち

に開放感やリラックス感が日常生活にゆとりやめり張りがつくのではないのでしょうか。

また、最近では、日常生活にどうしても欠かせなくなったスマートフォンなどのデジタル機器からあえて距離を置く、デジタルデトックスに注目が集まっております。趣味のジョギングやウォーキング中にスマホを持たず、走りに歩みに集中すれば、開放感も得られるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症で外出が減り、運動不足を感じている人も少なくないはずでございます。ウォーキングは有酸素運動です。心臓や肺を強くするだけでなく、スタミナや筋力、免疫機能の維持・向上、軽度認知症の改善など、よいことがたくさんございます。

そこで、コロナ禍を契機に、笑顔で楽しく元気に歩こう高知県といったことで、ウォーキングを県民運動として盛り上げてはどうかと思っておりますが、副知事にお考えをお聞きいたします。

この項最後に、子供たちを守り育てる環境づくりでございます。コロナ禍が続き、将来不安で妊娠を控える動きが広がるなど、少子化に拍車がかかっています。2021年生まれの赤ちゃんの数は81万1,604人で、統計開始以来最小となったことが、今月3日厚労省の人口動態統計で分かりました。前年から2万9,231人減っています。国は、少子化に少しでも歯止めをかけようと、幼児教育・保育の無償化をはじめ、今年10月からは父親が子供の出生後8週間以内に取れる産後パパ育休の新設、そして子供関連の政策を一元的に担うこども家庭庁を来年4月にも設置する方針など、子育てしやすい環境整備を中心に様々な対策を打ち出しています。

私は、子育てしやすい環境づくりには、保育園の充実が最も大切だと考えています。保育園に子供を通わせる保護者に安心感を持っていただくことではないのでしょうか。今、日本の保育士の配置基準は諸外国と比べても低い上に、書

類の記入や保護者対応など現場の負担が増えており、また離職率も高く、経験豊富な人材が集まりにくいことなど、多くの課題がございます。

現在、保育士1人で担当する園児は、ゼロ歳児が3人、1歳児から2歳児で6人、4歳児以上は30人が国の基準であります。大災害時のとき、1歳児6人の命を保育士1人で守り切れるのでしょうか。外国では、保育士1人が5歳児10人を担当するという体制も珍しくないようございます。全国で低年齢児の受入れや発達障害などで支援が必要な子供も増えています。

そこで、県においては、国に対し配置基準を見直すよう強く求めていくべきだと考えますが、知事のお考えをお聞きいたします。

教育の充実でございます。

デジタル社会に向けた教育の推進についてです。急速なデジタル化の波に押され、教育分野においてもAIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んできており、学校教育は今大きな変革を迫られているのではないのでしょうか。ICT教育の遅れを解決すべく、全国の小・中・高等学校ではGIGAスクール構想が進展中であります。

こうした中、本県の教育においても、学びの変革が求められており、県教育委員会では、第3期高知県教育振興基本計画の基本方針にデジタル社会に向けた教育の推進を掲げ、具体的には、AIによる個別最適化学習の新たな教育手法の開発・普及を図ることや、AI等の高度なデジタル技術を活用し、新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成を図ることが明記されています。

現在、我が国の学校教育の一番の問題は、PCリテラシー、コンピューター機器を正しく理解し使いこなす能力の低さだと言われております。教職員の多くはICT教育を受けていない世代であります。スキル不足もあるでしょうし、ど

う活用すべきか想像がつかない人も多いのではないのでしょうか。

そこで、デジタル社会に向けた教育の推進について、本県児童生徒のAI時代に生きる力を育むために、今後どのようにGIGAスクール構想の実現に取り組んでいくのか、教育長にお聞きをいたします。

就学前教育の充実でございます。乳幼児期にしっかりと心と体の基礎を育むことが大切だと考えます。そうしないと、様々な悩みや問題にぶつかったときに耐え切れなくなったり、問題行動につながる危険もございます。保護者としては、強くたくましい心を持った人に、思いやり、優しい気持ちのある人に、人間性豊かに育ってほしいと願うものではないのでしょうか。

こうしたことから、県教育委員会では県内どこにいても質の高い教育を受けることができる環境の実現に向け、保育所保育指針及び幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底や、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上や、保・幼・小の円滑な接続の推進などに取り組まれております。

こうした取組により、各園における教育、保育の質は着実に向上してきているものとは存じますが、一方で特別な支援を要する子供への対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められていますし、さらには就学前と小学校との教育内容の違いに子供が十分適応できないことなどを原因として、授業が成り立たないといった状況も依然として見られています。

そこで、基本方針には、保護者の子育て力向上のための支援の充実策などが盛り込まれておりますけれども、課題解決に向け、今後どういった施策展開を図っていくのか、教育長にお聞きをいたします。

教育予算についてでございます。第3期高知

県教育振興計画には、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢にむかって羽ばたく子どもたち、そして郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材といった基本理念が掲げられています。こうした基本理念を具現化し、本県教育の振興を図っていくためには、教育人材の育成と併せて、しっかりとした予算の裏づけが必要だと考えます。

しかしながら、ここ10年ぐらいの一般会計当初予算ベースでの県予算と教育予算の推移を見てみますと、教育委員会の所管する教育予算は、平成27年度の982億円をピークに年々減少しており、令和4年度は842億円となっています。また、県予算に占める割合も、平成27年度に21.4%だった構成比が年々減少し、令和4年度には17.5%まで落ち込んでいます。

そこで、教育現場が学力向上及び不登校対策、そして学校における働き方改革などなど、多くの課題を抱える中で、これらを克服し、本県教育の充実を図っていくためには、毎年度の予算編成過程において、教育は未来への投資、人への投資、教育の安定こそが県政運営の安定につながるのと考え方の下、必要な教育予算を確保すべきと考えますが、この点について知事のお考えをお聞きいたします。

この項最後に、県教育行政への思いについて教育長にお伺いします。長岡教育長が新教育長になられて、早いもので1四半期が経過しようとしています。相当な覚悟で県教育長といった激務を引き受けられたことだと存じていますし、同時に県教育長は1956年以降行政職員が務めており、教育出身者が就くのは実に66年ぶりといったことで、県教育界の期待も大変大きなものがあるかと思っています。

そこで、教育長として、現在の県教育行政において真っ先に解決しなければならないと思っている問題は何か、そしてその問題に対しどの

ような具体策を持って向き合っていこうとされているのか、教育長にお伺いをいたします。

南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化でございます。

ちょうど1週間前の6月3日は、兵庫県を中心に6,434人が犠牲になった阪神・淡路大震災の発生から1万日目でございます。当日の神戸新聞には、大震災の経験と教訓、そして防災・減災の大切さを伝える記事が多く掲載されました。改めて、この教訓を我が事とし、次の災害への備えを高めなければならないと強く感じました。

阪神・淡路大震災では死者数は6,434人に及び、犠牲者の8割以上が家屋の倒壊や家具などの転倒による圧迫死でした。自分の命、安全は自分で守るために一番行うべきことは、今は家具の転倒を防ぐことではないでしょうか。高知県第5期南海トラフ地震対策行動計画には、基本的な考え方として、家庭における室内の安全対策は、まさに命を守る対策として欠かせないものとの課題認識を示されております。

県民の家具、家電の固定など室内の安全対策については、テレビやラジオなど様々な媒体を通じて啓発を行っているが、実施率は38%と伸び悩んでおります。このため、第5期行動計画では、VRを活用した起震車体験や戸別訪問を含むあらゆる手段で啓発を行い、その必要性や補助制度の周知を徹底していくとされています。私は、県民の意識の中では、家具の固定化の重要性について理解されてはいるが、いざ作業を進める段階で、結構専門性が求められることなどから、つつい後回しになっているのが現状ではないのかなと思っています。

そこで、家具類の固定を専門家に実施してもらい、県民に対し、安心して家具類の固定に取り組める支援の仕組みがあれば、家具の固定化がさらに前進するものと考えますが、土木部長

にお聞きをいたします。

また、補助制度の周知につきましては、制度があることを知らない県民がまだまだ多くいるものと考えられます。そのため、市町村と連携し、自主防災組織などを通じて、繰り返し繰り返し徹底していくことが重要だと思いますが、併せて土木部長にお聞きをいたします。

乳幼児、妊婦の災害への備えでございます。乳幼児や妊婦は、緊急時に迅速な避難行動が取りにくく、避難生活が長引けば、心身両面で負担をより感じやすくなることが予想されます。そのため、津波来襲時など迅速な避難が必要な場合に備えて、事前に経路を確認しておくことや、避難生活が長引くことも予想し、身を寄せる場所も事前によく検討しておく必要があると考えます。乳幼児や妊婦は災害弱者として、高齢者や障害のある人と同様に配慮が必要ではないでしょうか。

そこで、乳幼児、妊婦の災害時の備えに対する取組について危機管理部長にお聞きをいたします。

女性消防士を増員するための取組についてでございます。私は、このことについて平成30年6月定例会で質問させていただきました。その時点での女性消防士は10名でございます。災害や救急の現場では避難者や傷病者らが女性の場合、同性の職員のほうが声をかけやすいといった意見が多く、支援を必要とする人たちに、女性ならではの視点によるきめ細かな対応も期待できるとの趣旨で、その必要性を申し上げました。

その後、県及び市町村、そして各消防本部が連携され、女性専用の仮眠室など、女性が働きやすい職場環境づくりなどに取り組みられた結果、今年4月1日現在の女性消防士は21名となり、その割合は1.8%と大きく上昇しています。また、女性消防士が増えたことにより、今年度の県消

防学校での初任教育訓練には過去最大の6名が入校され、9月末まで座学のほか災害救助や放水訓練を通じて、基礎知識や体力を養うことになっています。さらに、県内初めての女性教官が誕生されています。このことに対し大きく評価をさせていただきます。

そして、今後は消防庁が令和8年4月までに女性消防士の割合を5%にする目標を立てておられますので、それに向け、さらなる努力をしていかなければなりません。今後の取組について危機管理部長にお聞きをいたします。

次は、インフラの充実と有効活用です。

濱田知事は、5つの基本政策に横断的に関わる政策の一つにスポーツの振興を掲げています。その一環として本年度は第2期スポーツ推進計画を改定し、具体策の一つにスポーツを通じた交流人口の拡大や、地域活性化に向け関西圏を中心にスポーツ合宿の誘致を強化する方針を示されています。

現在は、秋田や新潟などのプロサッカーチーム、及び関西圏からは女子のトップリーグに所属する滋賀のソフトボールチームや京都産業大学や佛教大学といった大学駅伝の強豪校が、春野総合運動公園を中心に2週間から3週間強化合宿を行ってくれています。私は、今年2月に京都産業大のコーチと滋賀の監督さんに直接お話を聞く機会がございました。お二人とも高知の印象を、大変暖かく体が動かしよいし、食べ物がおいしいと感想を述べられていました。

そこで、引き続き強化合宿に高知を選んでもいただくには、確実に維持修繕を実施していくため長寿命化計画に基づきしっかりと予算を確保し、施設の機能を維持していくべきだと考えますが、土木部長にお聞きをいたします。

女性の活躍推進についてでございます。

本県における女性の活躍の場の拡大については、子育てしながら働く女性を社会全体で支援

する仕組みづくりの一環として、現在13市町にあるファミリー・サポート・センターで地域の支え合いによる子育て支援の取組が展開されています。そして、今年度は県内全域への普及に向け、会員数20人未満の小規模センターの開設が可能となるよう支援を拡充する方針が示されています。

また、政府の男女共同参画会議は今年4月、女性の経済的な自立に向け社会人が学び直すリカレント教育を推進し、育児・介護中の女性がデジタルを活用して柔軟な働き方ができる環境を整備することを柱とした、女性デジタル人材育成プランを決定しています。

こうした中、令和2年の国勢調査で、県内女性の就業率は全国と比べると25歳以上の全ての階級で上回っております。しかしながら、コロナ禍で影響を受けている観光、宿泊業、飲食業、そしてアパレル業界は女性のパートやアルバイトの割合が多い業種であり、女性の働く場の確保や働きやすい環境づくりが急務となっています。女性が輝けば地域が変わると言われていますように、女性の活躍が活力あるまちづくりには不可欠であると考えます。

そこで、現状の課題認識と中長期的な視点に立った施策展開について知事にお聞きをいたします。

交通事故対策でございます。

高齢者のペダル踏み間違い事故について、全国で高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる車の事故が相次いでおります。全国では、昨年だけで3,180件発生し、59人が死亡しています。いずれの事故も操作で誤ってパニックになった可能性があるとの分析がされています。加齢に伴う瞬時の判断力低下が要因の一つだと見られています。

そこで、昨年の高知県内における高齢者のペダル踏み間違い事故の状況について警察本部長

にお聞きいたします。

免許取消しの状況についてです。この間、全国的にも操作ミスの事故が相次ぎ、対策が進められてきました。現行の道路交通法は、75歳以上は免許更新時に判断力などを調べる認知機能検査を受け、認知症と診断されれば免許取消しや停止となります。

そこで、県内における改正法施行の2017年から現在までに、検査などを経て取消しになった高齢者の人数について警察本部長にお聞きをいたします。

この項最後、県警における運転免許の自主返納制度は平成10年4月に開始されています。本県では車なしの生活は考えられないことから、免許自主返納しにくい状況にある中、返納者は平成29年まで右肩上がりであったが、同年から昨年までの5年間では、増減を繰り返しながら年平均2,675人で推移しています。また、運転免許センターの安全運転支援室では、運転に不安のある高齢者などからの相談に対応する際、ドライブレコーダーの記録で危険な運転操作の有無を確認させていただいた上で、指導・助言されるケースもございます。それでも、県内の人身事故で高齢者が過失の重い第1当事者になる割合は令和3年が31.2%で、5年前の平成28年と比べ5.9%増えています。

こうした中、中山間地を中心に車を手放せない高齢者は少なくありません。その多くは高齢ドライバーの事故が起こるたび、運転への不安を感じるが、食料や日用品の買い出しは片道1時間近く、車なしの生活は考えられないといった理由からでございます。県内の65歳以上の免許保有者数は、令和4年5月末現在で14万4,278人で、10年前の平成24年12月現在より3万2,168人、8.3%増となっています。

そこで、今後における高齢者のペダル踏み間違い事故防止を含めた、高齢者の交通事故防止

などに取り組むポイントについて警察本部長にお聞きをいたします。

最後に、猛毒のダイオキシン類を含む除草剤、2・4・5 T系についてでございます。

先月5日付の読売新聞に、「46山林に猛毒除草剤」という見出しで大きく取り上げられました。半世紀前から猛毒のダイオキシン類を含む除草剤が埋められたままになっています。報道によりますと、高知県では四万十町、いの町、大豊町、土佐清水市の4市町で埋められたままになっています。

この除草剤は林野庁によると、1967年頃から国有林の下草を刈るために同庁が使用していたものですが、世界各地で健康被害のおそれが報告されたことから、同庁が1971年4月使用中止を決定し、同11月には埋設を指示する通達を出し、国が管理する全国の山林計54か所に、除草剤の粒剤約25トンと乳剤約1,836リットルが埋められました。その後、地元自治体などの要望を受けて8か所が撤去されています。

通達では、土やセメントと混ぜてコンクリート塊にすることや、1メートル以上の土をかぶせ、水源地や民家から一定の距離を取り、1か所に集める量は300キロ以内にする決められていました。しかし、1984年に愛媛県で漏出が判明したことを受け、全国調査したところ、29か所で通達どおりに埋設していないことが分かりました。一部は撤去されたが、今も20か所で通達の基準とは異なる方法のまま埋められています。

そこで、高知県内ではこの除草剤がどこにどれぐらいの量が埋められたままになっているのか、また通達と異なる埋設方法の場所が何か所あるのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

この問題に関しては、我が会派の橋本敏男議員が平成27年6月定例会で取り上げています。

橋本議員の、土佐清水市に埋設されている猛毒除草剤を掘削して再調査すべきでないのか、また高知県全ての埋設箇所の再調査を強力に訴えていくべきではないかとの質問に対し、当時の知事及び担当部長の答弁は、四国森林管理局に対し、土佐清水市については掘削も含めた周辺環境の調査の実施と地域住民への十分な説明を、また県内の埋設場所については周辺の水や土壌の調査を行うよう申し入れていくとのごとでございました。

その後、県の要請を受け、四国森林管理局が除草剤が埋設されている場所の水質調査や土壌調査などを行ったと仄聞しますが、その詳しい調査状況と調査結果を関係する自治体に説明されたのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

この問題に関し、林野庁は、2020年7月の九州豪雨で熊本県芦北町の埋設地の約1キロ先で土砂崩れが発生したことや、熊本地震などの災害も相次いでいることから、撤去を念頭に最終処理する方法を検討していくとされています。そして、昨年11月には本県四万十町ほか3か所で、撤去する際に必要な機材や掘り起こした後の保管場所について調査をしています。いずれも安全に撤去はできるが、場所によっては1億円以上の費用がかかることも分かっています。

そこで、高知県として、この除草剤が通達と異なる方法で埋設されており、不安を抱えている各自治体と共に、林野庁に対し撤去を念頭に最終処理する方法を強く促していく行動を取るべきだと考えますが、知事の御所見をお聞きいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田周五議員の御質問にお答えをいたします。

まず、製造品出荷額等の現状認識、今後の底上げに向けた取組についてお尋ねがございま

た。

議員からお話がありましたように、令和元年の製造品出荷額等の実績は、前年と比べましても、また産業振興計画スタート前の平成20年と比べましても減少しているところでもあります。これは、平成20年には813億円ございました電子部品の出荷額が、大企業の生産拠点の撤退によりまして、令和元年は僅か54億円まで大幅に減少したということが大きく影響しております。

この電子部品を除いた実績で見ますと、平成20年の5,057億円から令和元年は5,801億円へと744億円の増加ということとなっております。特に、平成23年以降は9年連続で増加をしているということでございまして、これまでの産業振興計画の取組の効果がこういった面で現れてきたものというふうに考えております。

また、事業所数、従業員数につきましても、御指摘のように減少しておりますけれども、この傾向につきましても人口減少、高齢化の流れの中で、当面続くものというふうに考えております。県人口全体ということの推移を見ましても、平成23年度から令和元年度にかけて7.7%減少しているということでございしますが、この間の県内総生産を見ますと、名目で9.8%、実質で4.4%逆に増加をしているところでもあります。

こうしたことから、本県の経済は、人口減少下におきましても拡大傾向に転じつつあるというふうに認識をいたしております。ただ、先々にわたりましてこうした県勢浮揚を確かなものとしていくためには、これまでの取組を土台に施策の強化を図っていくと。そして、さらなる経済の活性化に努めていくことが重要であるというふうに考えます。

このため、本年度も新たな時代の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化という3つの視点で施策の強化を図りま

した。あわせて、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えました新分野への事業展開を支援するといったことなどによりまして、産業の構造転換も図ってまいります。加えて、移住施策の推進によります担い手の確保、事業承継の取組なども力強く進めてまいる考えであります。

今後こうした取組を通じまして、共感と前進という基本姿勢の下、職員はもとよりでございますが、産学官で意識を一つにいたしまして、産業振興計画に掲げます製造品出荷額等の底上げなどについてしっかりと取り組んでまいります。

次に、個人を対象といたしました脱炭素化を推進するための施策につきましてお尋ねがございました。

県におきましては、カーボンニュートラルの実現、そして経済と環境の好循環の創出、これらを目指しまして、脱炭素社会推進アクションプランを3月に策定いたしました。今年度からその取組を進めております。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、行政、事業者と共に県民の皆さん一人一人に主体的に取り組んでいただくということが極めて重要であります。そのために、まずはアクションプランの普及啓発などを通じまして、カーボンニュートラルの実現に向けました県民の皆さんの機運の醸成を図りまして、行動変容へとつなげてまいりたいと考えております。

具体的には、特別の広報番組などのほか、御家庭で実践できる分かりやすい取組を示したパンフレットも作成をし、できることから行動に移していただくよう啓発をしてまいります。加えて、いわゆるウェブ版環境パスポートを導入いたしまして、各家庭の環境負荷を見える化していくと、あるいはエコ活動のポイント化をしていくということを通じて楽しみながら取り組んでいただくということによりまして、行動変

容へとつなげてまいりたいと考えております。

また、お話もございました、御家庭で使用するエネルギーの再生エネルギー化を促進するための住宅用の太陽光パネルにつきましては、本年度から新たに市町村と協力いたしまして、パネルと蓄電池の導入について費用を支援いたします。現在、13市町村におきまして補助制度を設けておりますが、担当者会あるいは市町村長への訪問などを通じまして、補助制度の創設、拡充をお願いしております。こうした住宅用太陽光パネルなどの個人を対象とした支援策につきましては、今後取組を進めていく中で、しっかりとPDCAを回しまして、さらなる充実を図ってまいります。

また、県民の皆さんの脱炭素化の取組を県内全体に広げていくためには、十分な財源を確保していくということが必要になってまいります。このため、地域の実情に合わせた取組を地方自治体が進めていくために、自由度の高い財源の確保を求めて、本年度国に対して政策提言をいたしたところでありまして、今後も引き続きこうした働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、関西圏との経済連携の充実強化に向けました、人脈も生かした積極的な取組はどうかというお尋ねがございました。

関西圏との経済連携の強化につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症によります行動制限もございまして、必ずしも十分な活動ができてこなかった側面もございます。その意味で、今後取組をさらに加速化していく必要があるというふうに認識をしております。このため、昨年度設置をいたしました関西圏外商強化対策協議会におきまして、さらなる外商強化策について検討を行いますとともに、その一つとして外商拠点の設置の有効性に関する調査なども実施をしているところであります。

こうした中でございますけれども、コロナに関する行動制限が緩和されたということもございますので、これを機に反転攻勢に打って出たいと考えておりました、私自身が培った人脈も生かし、積極的なトップセールスを展開したいと存じます。

先月には、早速でございますが、大阪府の田中副知事と面談をいたしまして、河川改修工事などで有効とされます本県独自の工法、そして県内で開発された防災関連製品の採用についての検討をお願いいたしました。田中副知事からは、淀川などの水害対策、南海トラフ地震に備えた防災関連製品の備蓄が喫緊の課題となっておりますために、ぜひ今後の取組の参考にしたいという回答をいただきました。加えて、大阪府内の市町村へも情報提供できる機会をいただけるという話を頂戴いたしまして、一定の手応えを感じたところでございます。

今後も、関西にございます本県と取引のある企業などへの訪問でございませうとか、連続テレビ小説らんまんを生かしました博覧会のセールスなどを積極的に実施したいと考えております。引き続き、私自身が先頭に立ち、汗をかいていくということによりまして、県民の皆さんに具体的な成果を実感していただけると、そういう姿を目指して取り組んでまいります。

次に、全国規模のアユの友釣り大会の開催によって地元を盛り上げるということについての御提案をいただきました。

本県におきますアユの価値を県民の皆さんと共有し、アユを観光や地域振興などに活用していくというための指針といたしまして、本年3月にあゆ王国高知振興ビジョンを策定いたしました。お話にありましたように、釣りはアユに親しむということと同時に、河川の生物、環境について考える重要な機会であるというふうに考えております。

アユの友釣り大会につきましては、本県ではこれまで釣り具メーカーが主催をします全国規模の大会が仁淀川で開催をされた実績がございます。また、仁淀川を含めました県内の河川におきましては、全国大会の地区予選でありますとか、県内の釣具店あるいは漁協が主催をするアユ釣りの大会が開催されているという状況でございます。

お話がありました全国規模の大会について申しますと、これは特に各地の予選を勝ち抜いた釣り人が一堂に会するという、そして県内外からの観客でにぎわうということがございますので、観光、宿泊、飲食など地域経済への波及効果が高いものと期待をされます。あわせて、大会に関連いたしますイベントを開催しますことで、これまでアユ釣りに親しむ機会がなかった方がアユ釣りへの興味を持っていただくきっかけにもなり得ると考えます。

本県には、仁淀川をはじめといたしまして、アユの釣り場として全国的に知名度の高い河川が数多くございます。御提案がございましたように、県内で全国規模の釣り大会が開催できますように、高知県友釣連盟や漁協、市町村などと連携もいたしまして、釣り具メーカーなどへの大会の誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育士の配置基準の改善についてのお尋ねがございました。

県民の皆さんが安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めます上で、保育環境の充実を図っていくことは大変重要であると考えます。特に、保育士の配置を充実していくということは、その中でも大きな要素の一つと考えております。

この保育士の配置につきましては、国により子供の年齢に応じた配置基準が設けられているということは議員御指摘のとおりでございます。

まして、これを基に保育所運営費におきます保育士の人件費が算定をされ、財源が交付をされると、そうした仕組みとなっております。

この保育士の配置基準に関してでございますが、国のほうではこれまでに一定の改善措置も講じておられます。例えば、特に配慮が必要な子供を支援するための保育士の加配に対する補助制度を設けるというような動きがございました。加えて、特に平成27年度には、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。この際には、3歳児への配置を本来の基準の20人に1人から15人に1人とするための財政措置も講じるというような手当てもされております。

このように一定の改善は図られてきておりますけれども、私といたしましては、子供たちの保育環境をより一層充実させるために、配置基準そのものの見直し、充実が必要だと考えております。このため、これまでも全国知事会を通じまして改善を要望してまいりましたけれども、早期の実現に向けまして、引き続き提言を重ねてまいりたいと考えております。

次に、教育予算の確保についてのお尋ねがございました。

教育の振興を図っていくということは、本県、さらには日本の将来を担う子供たちを育ていくために極めて重要であります。そのために必要な予算につきましては、これまでも本県の教育課題や、新型コロナウイルスの感染拡大などの社会状況の変化なども踏まえて、確保に努めてまいりました。

例えば、本県の大きな課題であります学力向上に向けた対策といたしまして、少人数学級編制の実現のための教員加配、そして児童生徒の多くを有する高知市への人的支援などに取り組んでまいりました。また、不登校対策といたしまして、心の教育センターの相談支援体制の強化、スクールカウンセラー、スクールソーシャ

ルワーカーの配置の充実なども行ってまいっております。さらに、コロナ禍を契機に加速をいたしました教育分野のデジタル化に対応するという観点から、公費によります県立の高等学校における1人1台タブレットの導入につきましても、県独自で導入をするという判断もしてまいりました。

このように限られた財源の中でしっかりと教育効果を発揮できますように、課題や社会の動きを適切に捉えながら予算編成を行ってまいったと自負をいたしているところでございます。

今後は、未来を形づくる子供たちにとって必要となりますデジタル、グリーン、グローバルといった視点もしっかりと取り入れました教育の振興が重要だと考えております。加えまして、ヤングケアラーへの対応といった新たな教育課題への対応も的確に行っていく必要があります。このため、厳しい財政状況の中にあっても、引き続きそうした取組の効果あるいは成果を検証しながら、本県全ての子供たちの可能性を引き出すために必要な教育予算をしっかりと確保してまいります。

次に、女性の活躍の推進に関します現状の課題認識と中長期的な施策展開についてのお尋ねがございました。

本県におきましては、育児をしている女性の就業割合、あるいは管理職的な職業従事者に占める女性の割合は、ともに全国3位となっております。女性が働き続けることに対して前向きな県民性がうかがえると考えます。一方で、男性の家事、育児の時間は全国平均より少ないということでありまして、女性が負担を感じていると考えられ、この意味で仕事と家庭生活の両立というのが大きな課題ではないかと考えます。

また、非正規雇用の割合を見ますと、女性が男性の2.3倍と高いといったこともございます。

こういった面からは、女性の働く場の確保あるいは働きやすい職場づくりをさらに強化していくということが大きな課題であるというふうに考えます。

県におきましては、まず仕事と家庭生活の両立を進めるという観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます企業を、延べで543社認証するという取組をしております。あわせまして、高知家の出会い・結婚・子育て応援団とも連携をいたしまして、官民協働で男性の育児休業取得率の向上などにも取り組んでおります。特に、県職員の男性の育児休業取得率は、令和2年度には全国で2番目となるなど、県としても率先して取組を進めてまいりました。

また、女性の働く場の確保という課題につきましては、高知家の女性しごと応援室を設けまして、これまでに1,000人を超える就職を支援してまいりました。これらの取組は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱に位置づけまして、目標値を設定し、PDCAを回して取組を進めているところであります。

今後についてでございますが、さらなる女性の活躍の場の拡大に向けまして、県内企業の男性の育児休業取得率30%の達成を目指して、高知県ワークライフバランス推進認証企業などにアドバイザーを派遣するといったことなど、積極的に取組を後押ししてまいりたいと思います。加えまして、女性の多様な働き方を実現していくという観点から、就業支援講座、研修を実施することなども含めまして、就職への希望をかなえ、女性が生き生きと活躍できる高知県の実現を目指しまして取り組んでまいります。

最後に、ダイオキシン類を含みます、いわゆる2・4・5T系除草剤につきまして、林野庁に対し、撤去を念頭に最終処理をする方法を強く促していくべきだという点についてのお尋ねがございました。

この2・4・5T系除草剤につきましては、議員から御指摘がありましたとおり、県内の4か所で埋設をされているという状況となっております。国のほうでは、土壌に埋設した除草剤につきまして、その場で安定した状態にあるということから、埋設場所への立入りあるいは土壌攪乱行為を禁止するという措置などを行う取扱いをしてこられております。そして、県におきまして埋設場所の管理をされ、定期的に、また大雨等の後に現地確認が行われているというふうに承知をしているところであります。

その一方で、御指摘ありましたように、近年の豪雨、地震などに伴います土砂災害の発生も考慮いたしまして、埋設した除草剤の撤去を念頭に、最終処理する方法の検討に国のほうでは着手をされております。

具体的に申しますと、昨年度本県の四万十町を含みます全国4か所で、撤去に必要な機材あるいは撤去後の保管場所はどうするかといった点についての調査が行われております。本年度は、このうち地上で保管されております四万十町を除く3か所においてボーリング調査などが実施されまして、安全な掘削撤去、そして無害化処理の手法についての十分な検討を行うこととされております。そして、計画では、来年度には四万十町を含みます全国4か所で先行撤去を行うとの方針が国からは示されているところでございます。さらに、全国のその他の埋設場所におきましても、令和6年度以降に順次掘削撤去される予定になっているといった説明を国から受けているところでございます。

県といたしましては、県内の全ての埋設場所で掘削撤去が確実に行われますように、地元の自治体とも連携・協力をいたしまして、林野庁に対して求めてまいる考えであります。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長（沖本健二君） まず、土佐酒の輸出状況についてお尋ねがございました。

土佐酒の輸出につきましては、ユズ、水産物とともに本県の強みを生かせる基幹品目として位置づけ、取組を強化してまいりました。その結果、現在中国、アメリカ、香港を中心に海外での販売が拡大をしております。ジェットロと共同で行った調査結果によりますと、直近値である令和2年の土佐酒の輸出額は2億7,600万円余りとなっております。これは、産業振興計画がスタートいたしました平成21年の4,700万円と比べ、およそ6倍に増えております。

土佐酒は、近年海外での商談会や品評会でも高い評価をいただいております。大量発注もあるというふうに向っております。国内の市場環境が厳しい中、輸出に関しては順調に推移しているとお聞きをしております。今後さらに増加するものと期待をしております。

次に、土佐酒輸出拡大プロジェクトのポイントについてお尋ねがございました。

国内では、新型コロナウイルスの蔓延による飲食店の不振や、若者の日本酒離れによる需要の低下が続いております。一方、土佐酒は、ヨーロッパやアメリカなど海外の著名な品評会で最高の賞を獲得するなど、近年国内のみならず、海外においても高い評価を受けております。

こうした海外での評価や人気の高まりをチャンスと捉え、県、酒造組合、JAなどが参画した官民一体のプロジェクトを立ち上げ、土佐酒のさらなる輸出拡大を目指す取組を抜本強化したところでございます。このプロジェクトでは、原料生産から商品開発、販売に至るまで、それぞれの段階で関係者が協議して課題解決に取り組む仕組みを構築いたしました。

また、プロジェクトを成功裏に導くためには、現地のニーズを捉えたマーケットイン型の輸出に取り組んでいくことが極めて重要です。その

ため、ターゲットとなる国ごとにニーズの把握を行い、それぞれの国の嗜好に合った商品開発の支援を行うこととしておりますし、衛生管理の確立や大量発注など、海外で求められる生産体制の充実に対して支援を進めているところでございます。

国内での消費が低迷する土佐酒の輸出拡大が実現すれば、地域で頑張っておられる酒蔵の経営の安定や雇用の拡大、さらには原料となります県産酒米の増産が期待できます。加えまして、県内の主な酒米の生産地や酒蔵の多くは中山間地域にありますことから、このプロジェクトは土佐酒の振興のみならず、中山間地域の活性化に寄与するものであり、今後一層取組を強化してまいります。

（農業振興部長杉村充孝君登壇）

○農業振興部長（杉村充孝君） 県産酒米作りの現状と今後の生産拡大への取組についてお尋ねがございました。

県では、これまで酒造組合やJA、学識経験者、県などで構成する土佐酒振興プラットフォームを中心に、栽培技術向上のための現地検討会や品質の高い生産への意識を高める酒米品評会を実施するなど、酒造会社のニーズに応じた酒米の安定生産に取り組んでまいりました。

その結果、例えば酒米の中で生産量が最も多い吟の夢の1等米比率は、平成27年に比べ昨年には6%向上しております。また、この品質向上に伴い、県産酒米の生産量は、平成27年の190トンから令和2年には348トンとなり、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により若干減少となりましたけれども、近年増加傾向であります。

一方、県内酒造会社の使用量に占める県産米のシェア率は約34%と、平成27年に比べ約10%増加しているものの、依然としてまだ低い状況ですので、酒造会社の求めるさらなる品質の向

上が必要となります。

そのため、これまで取り組んできた酒米の分析結果に基づく栽培管理の見直しを徹底するとともに、酒米品評会の上位入賞者の栽培管理方法を解析して栽培技術を学ぶ検討会を開催するなど、品質向上の取組を充実強化してまいります。加えて、生産者や市町村、JA、振興センターが一体となって、品質の高い酒米作りに取り組んでいる地域がありますので、その他の地域への横展開も図ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、土佐酒振興プラットフォームを中心に、さらなる品質向上を図るための栽培技術の確立と普及に取り組み、県産酒米の生産拡大に努めてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 連続テレビ小説らんまんの放送を契機とした市町村の受入れ体制強化に対する県の支援につきましてお尋ねがございました。

ドラマの放送が始まりますと、県内各地の牧野博士ゆかりの場所や草花スポットを目指して、多くの方の来訪が想定されますので、こうした場所の受入れ体制を事前にしっかり整えておかなければなりません。このため県としましては、全市町村を対象に候補地の照会を行うとともに、これまで市町村の方々と協議を重ねまして、受入れの際の課題や必要な整備などについて話し合ってきました。

そうした中、多くの市町村から、現地ガイドの養成をはじめ遊歩道やトイレの整備、関連施設の展示の拡充など、満足度を高める取組に関するお話をいただいております。また、観光客の方々がスムーズに周遊するための案内板や誘導サインの設置、さらには地域の方の迷惑とならないよう、マナー啓発の看板設置や駐車場の拡充整備など、様々な視点から整備を進めたい

との意向を伺っております。

そうした各地域での受入れ体制の強化を後押しするため、市町村の意向を踏まえた補助制度を創設し、今議会に必要な予算案として提出をさせていただきました。現時点で19の市町村、29の事業におきましてこの補助制度を活用した整備を見込んでおります。なお、議員からお話のありました佐川町をはじめとする仁淀川流域では、全ての市町村でこの補助制度の活用を希望されているといった状況でございます。

今後も引き続き、市町村と十分連携を図り、各地域で行う受入れ体制の充実強化に対しまして、あらゆる面から県としてしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 介護職員の離職の現状と離職防止のための環境づくりについてお尋ねがございました。

介護労働実態調査による本県の介護現場における離職率は、これまでの取組による効果もあり、平成28年度の16.3%から令和2年度には13.2%と改善しております。また、調査は異なりますが、令和2年雇用動向調査による本県の全産業の離職率15.3%と比較しましても、相対的には高くない状況となっております。

本県の介護に従事している方が介護分野で働き続けたいと望む割合は約8割と高い一方で、令和3年の介護分野での有効求人倍率は2.5倍と、介護人材の確保は大変厳しい状況となっております。このため、介護職場で働く方の就労意欲をさらに高めることによって職場定着を促進し、離職の防止にしっかりと取り組んでまいります。

まず、働きやすい職場環境づくりに向けまして、ICTや介護ロボットなどの導入への助成制度を拡充し、デジタル技術を活用した業務の効率化、省力化を推進してまいります。また、

働きやすい職場環境の評価基準を満たした事業所を認証いたします福祉・介護事業所認証評価制度では、令和4年5月末現在で39法人、236事業所が認証を取得しており、さらなる拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、本県の介護職場で働く方の約7割が女性であるため、女性が安心して活躍できる職場づくりに向けまして、リフトなどの活用で身体的負担が軽減できるノーリフティングケアをさらに推進してまいります。また、育児をしている方などのライフプランに合った柔軟な働き方を提案していくため、幡多地域をモデル地区に、副業・兼業やワークシェアの普及に向けて具体的な検討を進めてまいります。

さらに、介護職員の処遇改善では、介護事業所へのアドバイザー費用の助成により、職員の賃金改善のための処遇改善加算の取得率を引き上げるとともに、職員の資格取得など事業所のキャリアアップの仕組みづくりを支援してまいります。

こうした取組によりまして、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、介護職員の定着促進、離職防止を図ってまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 訪問看護ステーションの設置状況とその充実強化に向けた取組についてお尋ねがございました。

令和3年度末の県内の訪問看護ステーション数は82か所であり、この10年で2倍近くに増加しております。また、訪問看護ステーションの看護職員数は令和2年に364人となり、これも2倍を超えて増加しております。一方、訪問看護ステーションの設置の推移を見ますと、この10年に新設されたステーションについては、高知市と南国市に約7割が集中しており、中山間地域での設置が進まないことや、中小規模の事業者が8割強を占めていることから、地域によっ

ては重症者の対応などが困難になっているのが現状でございます。

このようなことから、県では、中山間地域等でのサービスの提供が経営上不採算となる遠隔地への訪問看護に対する助成や派遣調整を継続して行ってまいりました。これまでの訪問実績としましては、本事業開始前の平成25年度の3,979回から令和3年度は8,756回と増加しており、中山間地域でのサービス確保に結びついております。また、24時間対応や専門性が高い分野への対応を可能とする機能強化型訪問看護ステーションの増加を目指し、訪問看護連絡協議会と連携の上、相談や教育支援を行っているところです。

さらには、こうした地域の訪問看護に関する様々な課題を総合的に解決し、訪問看護提供体制の推進を図る拠点となる訪問看護総合支援センターの設置に向けて現在準備を進めております。このセンターでは、訪問看護ステーションの経営支援や潜在看護師の就業促進などに取り組むことで、訪問看護サービスの充実強化を図ってまいりたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 高齢者の雇用促進についてお尋ねがございました。

働く意欲のある高齢者に活躍していただきますことは、社会保障の支え手を増やすことのみならず、様々な分野で深刻化する担い手不足の緩和につながるなど、社会にとって大変有効であると認識しております。そして、何より高齢者の生きがいや健康の増進にもつながるものと考えております。

このため、県では、これまでも高齢者の雇用促進に努めてきておりまして、特に平成30年度からは労働局など関係団体と連携した取組を進めているところであります。具体的には、まず企業に対しましては、昨年改正高年齢者雇

用安定法の施行も追い風に、定年の引上げや定年制の廃止などを働きかけることで、働き続けることのできる環境づくりに取り組んでおります。加えて、業務の切り出しを行い、就業の機会を創出することもお願いしているところであります。

また、高齢者に対しましては、どのような仕事が向いているのかを理解していただき、スキルアップを図っていただくためのセミナーの開催や、企業とのマッチングを行っているところです。令和2年に実施されました国勢調査における65歳以上の就業者数を見ますと、平成27年の5万6,912人から8,858人増の6万5,770人となっております。これまでの取組が増加に一定寄与しているものと考えております。

今後も意欲のある高齢者の方々が生き生きと働くことで社会が支えられ、県民が安心して暮らすことのできる高知県を目指しまして、労働局をはじめ関係団体と連携しながら、高齢者の雇用促進に取り組んでまいります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) ウォーキングを県民運動として盛り上げることについてお尋ねがありました。

健康寿命を延ばすためには、生活習慣の改善や健康行動の定着化が重要となります。お話にありました日々のウォーキングを続けることは、まさに効果的であると考えております。一方で本県の状況を見ても、少し前のデータにはなりませんけれども、平成28年の国民健康・栄養調査によりますと、県民の皆さんの日常生活における歩数の平均値は、男女ともに全国最下位の状況でございます。このため、日本一の健康長寿県構想におきまして、歩数の増加を目標に掲げて取組を進めているところでございます。

その取組の一環といたしまして、生活習慣病予防に向けました高知家健康チャレンジを県民

運動として推進しております。具体的には、一日あと15分歩こうといった、いつもの暮らしの中に無理なく取り入れられるチャレンジを呼びかけまして、健康増進につなげていただくよう、テレビCMやチラシなどによりまして啓発を行っているところでございます。

また、現在3万1,000人を超えるユーザーに利用されております高知家健康パスポートでは、1日の指定歩数を達成するとポイントが付与されるといった特典を設けており、さらに今年度からは、これまで年2回開催をしておりました歩数ポイントを競うイベントを年6回に増やすとともに、より多くの方々に参加をしていただくため新規ユーザー紹介キャンペーンを展開いたしまして、ウォーキングなどの運動機会の拡大につなげているところでございます。

今後もこうした取組を一層充実させるとともに、ウォーキングの効用や正しい歩き方、注意点などの広報活動も強化をいたしまして、誰もが手軽に楽しめる健康づくりであるウォーキングを県民の皆さんにさらに広げ、盛り上げてまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、GIGAスクール構想の実現に向けた取組についてお尋ねがございました。

あらゆる産業や社会生活にAIなどの高度な先端技術を取り入れられたSociety5.0社会が到来しつつある中、子供たちにICT活用力を身につけさせるGIGAスクール構想の実現は、喫緊の課題だというふうに認識をしております。

このため、昨年度までに、全公立学校において1人1台タブレット端末の整備を完了させ、またデジタル教材などを掲載した本県独自の学習支援プラットフォーム高知家まなびはこの運用を開始いたしました。GIGAスクール構想の実現に向けた基盤は一定整えられたところで

あり、現在は各学校においてそれらを効果的に活用する教育活動を実践、充実していく段階に入っていると考えております。

そして、ICTを効果的に活用し教育実践を高めていくためには、議員のお話にもありましたように、教員のICT活用指導力を向上させることが重要だと考えます。このため、教員の年次研修など様々な研修にICTの活用に関するプログラムを設け、継続的に実施していくことにしております。

また、教員のICT活用を支援するために、県や各市町村が配置するICT支援員への研修等を実施するほか、各学校や家庭からの問合せに対応するヘルプデスク機能を持ったGIGAスクール運営支援センターを、県と7つの市町村が共同で開設し、運営を開始しております。

さらに、ICT活用の加速化に向けまして、教育委員会事務局内の連携を強化するため、本年度に教育次長をトップとするデジタル教育推進プロジェクトチームを設置し、問題点や支援方法などについて協議していくこととしております。

こうした取組を通じまして、教員のICT活用指導力を高め、それによって子供たちのICT活用力をしっかりと育てていくことで、GIGAスクール構想の実現につなげてまいります。

次に、保護者の子育て力向上のための施策展開についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期に質の高い教育、保育を受けることは、子供の健全な成長にとって極めて重要なことと考えます。一方、核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子育てに不安や悩みを抱えていたり、育児に十分に時間を費やすことが難しい保護者も少なからずおありまして、結果として心理的に不安定な子供や基本的な生活習慣が身につけていない子供も見られ

るところとなっております。

このため、県教育委員会では、保護者の子育て力を高める、いわゆる親育ち支援に取り組んでいるところでございます。具体的には、乳幼児がいる保護者を対象に、子供の健やかな成長のために大切にすべきポイントなどをテーマにした講話や、小学校入学までに身につけておくべき基本的な生活習慣に関する研修などを行っております。昨年度は、52回開催したこれらの学習会に900名余りの参加があり、ほぼ全ての参加者から子育てに生かせる学びや気づきがあったと評価をいただくなど、一定の成果も見えております。

一方で、こうした研修に参加できない、あるいは参加していない保護者へのアプローチが課題としてあります。そこで、本年度は、知識や経験豊富な保育者がその保育技術を子育てに役立つコツとして解説する動画を作成し、乳幼児を育てている全ての保護者がいつでもどこでも学ぶことができるよう、SNSで配信することとしております。そして、この動画が、より多くの方に認知され、活用されるよう、各園の保育者を通じて周知を図るとともに、知事部局が行う高知版ネウボラのプロモーションとも連携してPRをすることとしております。

こうしたことを通じて、これまで支援の届かなかった子育て家庭にも育児や教育情報の提供を行い、子育て力を高めていただくよう働きかけていきたいと考えております。

最後に、本県の教育行政における解決すべき問題とその対応についてお尋ねがございました。

第2期教育大綱及び第3期教育振興基本計画に基づくこれまでの取組によりまして、本県の大きな課題である小中学生の学力や体力の状況は着実に改善が進むなど、成果も表れてきていると考えております。他方で、不登校の出現率は全国と比べて依然として高い状況にあり、高

校生の学力未定着層の課題も残されています。また、デジタルを活用した教育の推進や、ヤングケアラーなど多様な子供たちへの支援の充実といった新たな課題への対応も求められていると考えております。

ただ、私は、本県の様々な教育課題は互いに関連し合い、影響し合っているものも多いと考えております。例えば、学力の課題が不登校につながり、厳しい家庭環境が学力や子供たちの心理行動面に影響している場合もございます。一人一人の子供の表面に現れている問題の背後に別の課題があることも考えておかなければならないと思っております。したがって、それぞれの課題に対応する施策については、総合的、重層的に取り組む必要があり、実行に当たっては取組自体が目的化していないか、その内容は真に子供の学習や成長に効果的なものになっているのかといったことを、しっかりと検証していくことが大切だと考えております。

そのため、学校現場、教育行政双方を経験した教員出身の教育長という私の特性を生かして、事務局はもとより市町村教育委員会や学校、教職員、保護者や地域の方々などと対話を重ね、議論を重ね、理解、協力をいただき、連携して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。その上で、各施策が学校や子供たちにどのような変化をもたらしているのか、着実に成果につながっているのかといったことを不断に検証しながら、取組を進化させ、本県の教育課題の解決につながるよう全力を尽くしてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、県民が安心して家具類の固定に取り組める支援の仕組みと補助制度の周知についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

県では、家具の固定対策に取り組む市町村に

対しまして、その費用の一部を支援する制度を設けており、現在29の市町村がこの制度を活用しています。そのうち19市町村では、窓口となる市町村が手配した専門事業者やシルバー人材センターなどが家具の固定を行う仕組みを取り入れております。県といたしましては、市町村訪問や説明会などを通じて、このような仕組みが、より多くの市町村で取り入れられるよう働きかけてまいります。

また、補助制度につきましては、これまでも県のホームページや、自主防災組織での出前講座などにより周知を図ってまいりました。引き続き、より多くの皆様に補助制度を知っていただけるよう、危機管理部や市町村と連携して周知を進めてまいります。

次に、長寿命化計画に基づいたスポーツ施設の機能の維持についてお尋ねがございました。

春野総合運動公園などのスポーツ施設を備えた県立都市公園は、県民の皆様をはじめ多くのプロスポーツチームのキャンプや実業団、大学等の運動部の強化合宿に利用いただいているところでございます。利用者の皆様が安心してトレーニングを行うためには、各施設が目的に応じた機能を発揮できるよう、良好な状態に保っていく必要がございます。

このため、県では、それぞれの施設において修繕や更新の方法、時期等を定めた長寿命化計画を策定し、国の交付金も活用しながら、野球場のスコアボードや体育館の床面などの維持修繕を進めてきたところでございます。

引き続き、関係部局等と連携しながら、強化合宿の誘致やリピート利用につながるよう必要な予算の確保に努め、計画的な維持修繕に取り組んでまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、乳幼児、妊婦の災害時の備えに対する取組についてお尋

ねがございました。

県では、県民の皆さんに適切な避難行動を取っていただくため、事前の避難経路の確認、親戚や知人宅に避難する分散避難などについて啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」に記載し、全戸配布をしています。また、妊婦の方には、自宅や勤務先、里帰り先からの避難経路や家族の集合場所などを確認することなどを母子健康手帳に記載し、災害時の備えを促しています。

一方、避難所では乳幼児や妊婦などの要配慮者の方は、心身ともに負担が大きいことが想定されます。このため、令和元年度に要配慮者に対応した避難所運営の手引を作成し、市町村に配布するとともに、令和2年度には要配慮者の特性に応じた支援ガイドを作成し、各避難所へ配布しています。この支援ガイドには、乳幼児や妊婦の特性、避難生活を送る上での困り事などを例示した上で、例えば妊産婦の健康状態の把握は女性に対応することや、授乳用のパーティションを設置すること、つわりのある妊婦にはトイレ付近を避けたスペースを確保することなど、支援や対応方法を記載しております。

今年3月には、この手引と支援ガイドに基づいた避難所の運営訓練を撮影し、解説を加えたDVDを市町村に配付するとともに、県の公式YouTubeで配信をしているところです。今後は、市町村に対してこのDVDも活用し、避難所の運営マニュアルのバージョンアップや訓練の実施を促していくとともに、引き続き避難所における必要な資機材整備を支援してまいります。

次に、女性消防士の増員に向けた今後の取組についてお尋ねがありました。

議員のお話にありましてとおり、国では、消防士に占める女性の比率を令和8年4月までに5%に引き上げる目標を示しており、県内の各消防本部では、職場体験の受入れや学校へ出向

いた説明会の実施など、目標の達成に向けて取り組んでいるところです。

県においても、消防庁が作成しましたポスターやガイドブックなどを活用して広報啓発を行うなど、消防本部の取組を支援してまいりました。こうした取組もあり、令和4年4月1日現在県内の女性消防士は、昨年に比べ6名増の21名、比率は1.8%となっております。また、採用試験における女性の応募者数も増加傾向にあります。

しかしながら、応募者がゼロである消防本部も多数あり、女性の応募者はまだまだ少ない状況です。その背景には、消防士は体力を求められ、危険も伴う仕事だとの認識があり、女性が安心して働ける職場であることが伝わっていないことなどが考えられます。

他県では、県と消防本部の共催により、女性を対象とした仕事説明会を開催している事例もあります。この中で、仕事の紹介、勤務体制や育児支援制度などの説明に加えて、消防士の仕事の魅力を直接伝えるために、現役の女性消防士と座談会を行っています。参加した女性からは、女性でも関係なく働けることをよく知れた、とてもやりがいのある仕事だと感じたなどの声もあり、とても好評だったと聞いております。

今後も、これまでの取組に加えまして、こうした他県の先進事例を参考にするなど、消防本部と連携しながら、女性消防士の増員に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 高齢ドライバーによるペダル踏み間違いの事故の発生状況、県内で認知機能検査などを経て免許取消しとなった高齢者の人数、高齢ドライバーのペダル踏み間違い事故を含めた交通事故防止などに取り組むポイントについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

昨年中、県内では、アクセルとブレーキの踏

み間違いによる人身事故は14件発生しております。このうち65歳以上の高齢ドライバーがペダルを踏み間違えた事故は10件、75歳以上に限ると5件となっております。事故の態様別では、前の車に追突したものが最多の6件、営業中の店舗に突入したものが2件で、道路から畑へ転落したもの、道路外から国道へ出て走行中の車に衝突したものがそれぞれ1件でございます。

認知機能検査については、平成21年6月、運転免許証の更新を受ける75歳以上の高齢者に対し導入され、この検査などを経て、医師に認知症と診断され、本県で免許取消処分を受けた方は、平成29年3月までで累計67名となっております。御質問の平成29年3月以降は、法改正により制度が改められ、認知症のおそれを判定するための認知機能検査や、一定の交通違反をしたときの臨時認知機能検査が行われております。この認知機能検査や運転に不安を感じる家族や関係者からの相談を契機とした臨時適性検査などを経て、医師に認知症と診断された結果、本県で免許の取消処分を受けた高齢者は、本年5月までの累計で120人となっております。

県警察では、このような状況の下、高齢ドライバーの交通事故防止対策として、事故を起こす可能性がある高齢者の把握、高齢者アドバイザーによる訪問指導、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催、ペダル踏み間違いによる急加速防止装置などの先端技術を搭載した安全運転サポート車、いわゆるサポカーの普及促進、運転免許自主返納の促進などに取り組んでおります。

こうした中、先月13日から施行されました改正道路交通法により、高齢ドライバーの免許証更新時に運転技能検査が義務づけられました。また、運転に不安を感じるものの運転を継続したいという方には、新たな選択肢として、より安全な車のみで運転ができるサポートカー限定

免許の申請が可能となっております。

県警察としましては、今回の改正により新たに設けられた制度も活用し、運転継続可能なドライバーに対しては加齢に応じた望ましい運転を促す一方、自らの運転に不安を感じている運転リスクの高いドライバー等に対しては自主返納を検討していただくなど、今後ともそれぞれの高齢ドライバーの特性に応じた、きめ細かな対策を推進してまいります。あわせて、本県は中山間地域をはじめ、生活の足として車を必要とされる方が多く、免許を返納した後の移動手段の確保等の課題解決に向け、関係機関・団体と緊密な連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） まず、2・4・5 T系除草剤に関する県内の埋設場所と埋設量、また林野庁の通達と異なる方法で埋設されている箇所数についてお尋ねがございました。

2・4・5 T系除草剤は、県内6市町村の計6か所に昭和46年度に埋設されており、そのうち安芸市、四万十市の全量と大豊町の一部については、昭和59年度に現地から掘削撤去されております。現在も土の中に除草剤が埋設されている場所は、いの町、大豊町、土佐清水市の3か所となっております。それぞれの埋設量は、いの町については液体のものが72リットル、粒状のものが840キログラム、大豊町については液体のものが360リットルとなっており、土佐清水市につきましては粒状のものであることは分かっておりますけれども、埋設量が把握できていないと四国森林管理局から聞いております。

四万十町につきましては、土の中に液体のものが648リットル埋設されておりましたが、昭和59年度に掘削され、以降は地上に設置したコンクリート製の構造物に密閉保管されております。また、土の中に埋設されました状態にある3か

所のうち、いの町、大豊町の2か所では、通達とは異なる方法で埋設されていると聞いております。

次に、県の要請を受け、四国森林管理局によって行われた調査の状況と、調査結果の関係自治体への説明についてお尋ねがありました。

県では、県議会での御指摘を踏まえ、平成27年度7月に四国森林管理局長に対し、既に掘削撤去された場所も含めた6か所全てを対象に、水及び土壌の環境調査の実施と埋設場所の保全対策、周辺住民に対する説明について要請をいたしました。

それと並行しまして、県では、学識経験者で構成する2・4・5 T系除草剤の調査に関するアドバイザー会議を設置し、現地調査等を経て調査地点の選定を行いました。それに基づき、四国森林管理局では、平成28年1月にダイオキシン類に関する水質調査を実施しております。

さらに、県からの追加の要請に基づき、平成29年1月から3月にかけてダイオキシン類に関する川底の調査と、除草剤に関する水質及び川底の調査を実施しております。これらの調査の結果、全ての埋設場所において河川水、川底ともに除草剤は検出されず、また環境基準を上回るダイオキシン類も検出されませんでした。この結果を踏まえ、四国森林管理局では、その後は年2回と大雨等の後に埋設場所の目視での点検を実施しております。

これに加えて、直近では令和3年3月と6月に土佐清水市の埋設場所付近の河川において、ダイオキシン類と除草剤に関する水質及び川底の調査が実施されています。その結果についても、ダイオキシン類の濃度は環境基準以下で、除草剤は検出されなかった旨の報告を受けています。

こうした一連の調査結果につきましては、その都度森林管理局から県に報告をいただいております。

りました。しかしながら、地元の自治体に対しましては、一部を除き今回の国の撤去方針が示されるまで、説明がなされていなかったということが明らかになりました。そのため県としましては、今後地元の自治体に対しても、県と同様の定期的な調査の結果の報告をされるよう、急ぎ口頭ではありますが、四国森林管理局に申入れを行ったところでございます。

○31番（上田周五君） それぞれ御答弁いただきました。誠にありがとうございます。

再質問、1点ですが、この除草剤のことに付いて質問させていただきます。先ほども説明があったんですが、この件に関して、本当にもう半世紀とか長い間、地元の自治体に報告とか説明がなかったのが一番の大きな問題だと考えています。いの町の方で言いますと、本川の総合支所の職員も誰一人知らなかったと、つい最近まで。これが大きな問題なんです。今御答弁ありましたけれど、これから説明すると。ここは、私は強く指摘をしておきたいと思っております。

いの町ということでしたので、先日現地へ行ってきました。本当に、194号沿いの桑瀬川と中野川が合流する地点から中野川を上流へ1キロ行ったところの、なだらかな、歩いて二、三分のところなんです。その埋設されているところが。今も説明があったんですけど、その通達どおりに埋設されていないということで、私の見る限りは、その長い年月が経過する中で、本当に現地は雑草が生い茂り、有刺鉄線が劣化し、そして当初の昭和46年の高知営林署長名の立て看板もなくなっているんですよ。その目と鼻の先にエメラルドグリーンと言われている中野川がありまして、本当に危険がいっぱいというか、そんな中で、6月1日に四国森林管理局の局長さん以下3名の方が、これいの町が要請して説明に来ているんですよ。で、そのやり取りをして、私これ聞いた話ですが、本当に

危機感に差があって、先ほども言ったように、水質は大丈夫だ、土壌は安定しているといってもなかなか説明が曖昧で、結構地元のいの町としては厳しい感じを持たれているということを知っています。

知事にここからお聞きしたいんですが、先ほど説明もしてくれましたけれど、本当にこれダイオキシンが、もしですよ、これから降雨量が多くて、その被覆した処理コンクリートなんか長い年月で劣化して——私も現地を見ました。本当に大丈夫かなというのが、本当に率直な感想です。だから、先ほど知事が私の質問に、令和6年度以降、順次撤去というような、そんな悠長な話やないんですよ、これ。本当に。だから、地元としては、これまで全然知らされていなかった中で、本当に一刻を争うと、間髪を入れずに撤去に向けて環境調査をやらせてという切実な願いです。

これは、平成27年の橋本議員の質問の中で、前知事も大きな問題として捉えて、林野庁にしっかりと説明してもらおうと、そういう本会議で答弁されているんですよ。だから、私は危機感を持って知事に——これ相手が国ですので、市町村はなかなか大変なんです。だから、県に本当に強く後押しをしていただかないと。本当に危機感を持ってやっていただきたいということです。もう一度知事にそういった現地の状況もしっかり把握されて、情報を共有されて、一日でも早く撤去作業を行ってもらうように、間髪を入れずに、地元の自治体と共に林野庁へ訴えていただきたいと思います。再度の御答弁をよろしくお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 上田周五議員の再質問にお答えいたします。

議員のほうから御指摘いただきましたように、議員のほうでも現地も確認をいただいたということですので、本来自然環境が豊

かな中山間の地域にこうした形でダイオキシン系の除草剤が埋設をされていると。そのことが地元の自治体にも全く知らされていなかったと。大変遺憾なことであるというふうに思います。

今回、こうした経緯をたどりまして、国のほうにおきまして全面撤去をしていくと、無害処理をした上でですね。こういう方針になりましたことは、これは問題の抜本的な解決に向けて大きな前進だというふうに思います。

そうした方針の下に、できるだけ速やかに撤去の対応をしていただくということに関しまして、地元の市町村ともしっかり連絡、協力を取りながら、林野庁に対しまして、私どものほうからも改めてしっかりと対応を取っていただくように申入れをし、また我々県も地元市町村と一緒にしまして、この件についてしっかりとフォローしていきたいというふうに考えております。

○31番（上田周五君） 知事、どうも御答弁ありがとうございました。

時間がありませんけれど、やっぱり中山間地域内へいつまでもこの負の遺産を残さないように、残し続けないように、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



諸般の報告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員森田英二君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。



○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

明11日から13日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月14日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時5分散会

令和4年6月14日（火曜日） 開議第3日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 上治堂司君
 10番 田中徹君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 15番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 19番 桑名龍吾君
 23番 西森雅和君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 11番 土居央君
 14番 西内隆純君
 16番 西内健君
 18番 明神健夫君
 20番 森田英二君

21番 三石文隆君
 24番 黒岩正好君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活部長 岡村昭一君
 スポーツ部長 沖本健二君
 産業振興推進部長 中村剛君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 豊永大五君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 人事務局長 小田切泰禎君
 公安委員長 小田切泰禎君
 職務代理者 熊坂隆君
 警察本部長 熊坂隆君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員 高橋慎一君
 監査局長

事務局職員出席者

事務局 長 山本和弘君
事務局 次長 横田 聡君
議事課 長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 宮 崎 由 妃 君



議事日程(第3号の1)

令和4年6月14日午前10時開議

第1 仮議長の選挙



議事日程(第3号の2)

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第5号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の

公営に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 権利の放棄に関する議案
- 第13号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○事務局長(山本和弘君) 議長及び副議長が不在ですので、仮議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

出席議員中、依光美代子議員が年長者であり

ますので、御紹介申し上げます。

(年長議員依光美代子君議長席に着席)



○臨時議長（依光美代子君） ただいま紹介されました依光美代子であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞ御協力のほどお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。



仮議長の選挙

○臨時議長（依光美代子君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、仮議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長（依光美代子君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長（依光美代子君） 御異議ないものと認めます。よって、臨時議長の指名推選によることに決しました。

弘田兼一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました弘田兼一君を、今期定例会における仮議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長（依光美代子君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました弘田兼一君が仮議長に当選されました。

ただいま当選されました弘田兼一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

弘田兼一君の御挨拶があります。

(17番弘田兼一君登壇)

○17番（弘田兼一君） ただいま仮議長に推挙いただきました弘田兼一です。

明神議長、西内隆純副議長が職務に復帰されるまで、仮議長としての職務を全うさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、議事運営に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○臨時議長（依光美代子君） 以上をもちまして、臨時議長としての私の職務は終わりました。

御協力ありがとうございました。

仮議長と交代いたします。

(臨時議長の依光美代子君退席、仮議長弘田兼一君議長席に着席)



諸般の報告

○仮議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議長明神健夫君、副議長西内隆純君、議員土森正一君、同上田貢太郎君、同今城誠司君、同金岡佳時君、同下村勝幸君、同土居央君、同西内健君、同森田英二君、同三石文隆君から、病気のため本日及び明15日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届出が

ありました。



質疑並びに一般質問

○仮議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上17件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

27番武石利彦君。

（27番武石利彦君登壇）

○27番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、一燈立志の会を代表いたしまして、通告順序に従いまして質問させていただきます。

まず、農村RMOについてお聞きいたします。

県は、本年度より農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOを県下で積極的に推進することとあります。農村RMOとは、例えば小学校の校区程度の範囲において、複数の集落における集落協定や農業法人のような農業者を母体とした組織が、自治会や町内会、社会福祉協議会などの多様な地域関係者と連携して協議会を設立し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援の3つの事業に取り組む組織とされております。しかしながら、本県におきましては既に集落活動センターが同様の活動をしており、ともすれば屋上屋を架すかのようなイメージを持たれる方も多いようです。

既に集落活動センターが展開されている本県において、農村RMOをどのように位置づけて

展開されるお考えか、知事に御所見をお聞きいたします。

一方、こうした地域運営組織の取組については、農村RMO以外にも関係省庁において様々な施策が講じられるなど、国を挙げた支援が行われております。本県におきましては、先ほども述べましたように、先駆的な地域運営組織のモデルである集落活動センターの取組が始まっており、現在65か所で設立されております。この間、県は補助制度や地域支援企画員などの人的支援を通じて設立を後押ししてこられました。

今後、ますます集落活動センターの取組は重要なものとなりますが、今後の取組について中山間振興・交通部長の御所見をお聞きいたします。

次に、中山間地域の活性化に向け、国からは中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金あるいは農山漁村振興交付金などによる支援が示されておりますし、また農山漁村の活性化に向けて農山漁村発イノベーション対策事業の推進も打ち出されております。これは、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用することにより新しい事業や付加価値を創出し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組を支援しようとするものであります。1次産業を核とした農山漁村の活性化につながるものと私も期待をしております。

農山漁村をさらに活性化させるための方策をどのように展開されるお考えか、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長にそれぞれお聞きいたします。

次に、農業振興についてお聞きいたします。

現在、配合飼料や肥料、燃油など農業生産資材の価格高騰が本県の農業に暗い影を落としております。この問題につきましては、去る2月定例会でも質問させていただきました。農業用生産資材の高騰はさらに農業者に重くのしか

かっており、農業者からは農業用肥料や飼料などの購入経費への支援を求める声が高まっております。

また、施設園芸農家からは、セーフティーネットでもある施設園芸等燃油価格高騰対策に既に加入しているものの、農家の積立分を大きく取り崩している状況であるとの困惑の声をお聞きいたします。また、畜産農家や酪農家からも燃油や飼料の高騰に対する不安の声をお聞きいたします。このような状況に対応すべく、本定例会に燃油や飼料の購入経費や省エネ機器の導入経費等への補助に充てる補正予算案が提案されておりますことは、高く評価いたします。

その上で、ここで改めて県内農業者が置かれている状況をどのように把握しておられますのか、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

また、畜産や酪農分野におきましては、飼料を輸入に頼るウエートを下げ、国産の飼料による自給率を高めるべきではないかと考えます。耕作放棄地などを利用して、飼料用米やWCS用稲のさらなる生産拡大に取り組むことに対する御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

次に、水田活用の直接支払交付金についてお聞きいたします。国は、主食用米からの転作を促すための制度とも言える水田活用の直接支払交付金の交付内容を厳格化しようとしており、この動きにつきましましては、私は去る2月定例会で飼料用米の生産に関する点を農業振興部長に質問させていただきました。部長からは、産地交付金の予算枠の中で県独自で助成内容を設定できるメニューの見直しにより何らかの対応ができないか、市町村等の意見を確認するアンケートを実施している、また生産者の方々には防除の徹底や多収品目への転換などにより収量を増やす取組をお願いしていきたいとの答弁がありました。

この水田活用の直接支払交付金の厳格化につ

いて、さらに今回質問させていただきますのは、2022年度から2026年度までの5年間で一度も水張りを行わない農地を交付対象から除外することの方針が国から打ち出されましたことで、生産者に不安が広がっているからであります。これまで国は主食用米の需要の減少を受け、生産者に転作を奨励してきたのにもかかわらず、ここに来ていきなり、水を張らないのであれば交付金の対象から外すとは、従来の政策に逆行しかねない突然の制度変更であり、生産者に困惑と不満が広がっているのは当然であります。

国は、地域の水田の区画化を進めてきましたが、さらに転作する区画を毎年変えて地域で転作を循環させるブロックローテーションを想定しているようであります。しかしながら、そもそも水をためる水田と排水対策を講じている畑とでは土壌の構造が違いますので、中山間地域におきましてはブロックローテーションの考え方に対し生産者は懐疑的であります。

既に畑地化した農地について、国は水田利活用の目的を達したとの判断で交付対象から外そうとしているのか、新型コロナウイルスの影響で主食用米の需要減少に拍車がかかり、このまま転作が増え続けると交付金が膨らみ続けてしまうといった財政的な懸念があるためなのかは分かりませんが、交付対象とならない耕作地は作り手を失い、放棄地となってしまうことが懸念されます。

以上、述べてまいりました状況についての御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

次に、集落営農についてお聞きします。集落営農に取り組んでおられる方々からは、行政には篤農家だけではなく小規模農家の経営の維持にもっと目を向けてもらいたいという声や、集落営農を維持するに当たり地域の合意形成が難しくなっているなどといった不安を抱く声が上がっております。

そこで、集落営農の現状と課題に対する御所見を農業振興部長にお聞きします。また、集落営農組織の法人化の進捗状況についても、併せてお聞きいたします。

県内の集落営農法人の代表者からお聞きいたしました。これまでは地域の農業者から法人に対して、農地を借りてほしいといった声が多く寄せられていたようではありますが、これからは後継者もいないため農地を買い取ってほしいとの声が主流になるのではないかとのことです。

このような状況になりますと、集落営農法人をはじめ地域の担い手に農地が集まってくるようになりますが、耕作放棄地の増加を防ぐためにどのように取り組まれるお考えでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

また、担い手となる新規就農者の確保にも力を注がなくてはなりません。県下では、地域おこし協力隊に農業の任務を託すケースも増えており、それぞれ地域で御活躍をいただいております。

農業者が高齢化する中で、新規就農者の存在に大きな期待がかかりますが、新規就農の状況と新規就農者の確保に向けた取組について農業振興部長にお聞きいたします。

次に、林業振興についてお聞きいたします。

県は、第4期高知県産業振興計画に基づき、林業分野におきましては原木生産の拡大、木材産業のイノベーション、木材利用の拡大、担い手の育成・確保の4つを柱に施策を進められております。

まず、1つ目の柱、原木生産の拡大におきましては、スマート林業の推進により労働生産性を向上させながら、皆伐と再生林を一体として推進することにより、森林資源の循環利用に向け地域の事業体の連携強化を図ろうとされております。皆伐と再生林を一体的に進めるために

は、再生林につながる仕組みづくりや施業コストの低減など様々な課題がございます。特に、再生林は山林所有者の造林に対する意欲が重要な鍵を握ります。

山林所有者の再生林に向けての意欲をどのように高めるのか、またスマート林業の活用などを含めた低コスト化など、皆伐と再生林を一体的に推進されるに当たり、課題をどのように克服されるお考えか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、2つ目の柱、木材産業のイノベーションについてお聞きいたします。輸入材の不足により高まった国産材の需要に応えるため、県産材の供給能力の強化と併せ、地域におけるサプライチェーンマネジメントを構築し、需要情報の共有化と流通の最適化の実証に取り組もうとされておられます。

現時点における課題と想定する成果についての御所見を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、3つ目の柱、木材利用の拡大についてお聞きします。先日、私は県議会の商工農林水産委員会で、高知学園大学の学校施設を訪問させていただきました。同大学は、CLTパネル工法により施工されており、外観や機能性など非常に木のよさを感じる建築物だと感じました。木材利用の拡大を図る上で、非住宅木造建築物をさらに増やしていくためには、木造建築のメリットの周知や低コスト化に向けた取組が求められます。

木材利用の拡大をどのような点に留意して推進されるお考えか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、4つ目の柱、担い手の育成・確保についてであります。担い手として林業に携わろうとされる方の中には、林業に魅力を感じる一方で、林業は低賃金の上、危険性が高いといった

ネガティブな意識を持たれる方も多いとお聞きします。このような中で、県は林業大学校で人材育成に取り組んでおられますし、県内の市町村におきましては地域おこし協力隊に林業現場の任務を担ってもらうなど、若手の育成・確保には様々な取組がなされております。

現状と課題を踏まえた上で本年度はどのように取り組まれるお考えか、林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、林野庁から各市町村に対し、市町村森林整備計画の策定が求められております。しかしながら、市町村からは計画を策定するに当たり、推進役となる専門知識を持った人材がいなくて困っているという声をお聞きしております。

このような中、林野庁からは地域林政アドバイザー制度が示されております。市町村森林整備計画の策定に向けた専門知識を持つ人材として、この地域林政アドバイザーに期待する声を市町村からお聞きいたしますし、県は地域林政アドバイザーの育成にさらに注力していただきたい、こういった声もお聞きをいたします。

県立林業大学校におきましても人材育成がなされておりますが、計画策定における専門知識を持つ人材確保のためにも、地域林政アドバイザーの育成も視野に入れて、どのように取り組まれるお考えか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、森林環境譲与税は喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、2019年度から譲与が開始されました。森林環境譲与税は、市町村におきましては間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てること、また都道府県におきましては森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされております。よって、この制度により、これまで手入れが十分に行われてこなかった地域の森林整備が進展

しますとともに、都市部における木材の利用が促進され、また山村地域との交流を通じて、都市住民の森林、林業に対する理解の醸成が進み、ひいては山村の振興につながることを期待されているのであります。

そこで、県内市町村における森林環境譲与税の活用状況について、及び県として市町村の活用が進むようどのように取り組まれるのか、林業振興・環境部長に御所見をお聞きいたします。

次に、水産業の振興についてお聞きいたします。

本県では、伝統の遠洋・近海カツオ・マグロ漁業をはじめ、釣り、はえ縄、定置網、中型まき網、魚類養殖など多種多様な漁業が営まれております。県は、第4期産業振興計画ver. 3におきまして、令和5年度に漁業生産額520億円、水産加工出荷額270億円との目標を立て、これらを達成するための戦略を推進されております。しかしながら、不漁や魚価の低迷、燃油や資材の高騰に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、漁業経営は総じて不安定となっております上、高齢化、後継者不足による漁業者の減少も大きな課題となっております。

本定例会には、操業に必要な燃油や養殖用の餌の高騰対策に向けた補正予算案が提案されております。燃油や餌の高騰が本県の水産業に与えている影響をどのように捉えておられるのか、水産振興部長にお聞きいたします。

次に、第4期産業振興計画ver. 3の目標を達成するため、県は4つの柱を立てておられます。まず、1つ目の柱であります漁業生産の構造改革において、どのような課題を克服しようとするのか、またどのような成果を求めるのか、あわせて高知マリンイノベーションの推進を構造改革の中でどのように位置づけておられるのか、水産振興部長にお聞きいたします。

次に、第2の柱であります市場対応力のある

産地加工体制の構築におきましては、産地における加工体制の強化が挙げられております。水産業における傾向として私が気になっておりますのは、大量の水揚げがあったとしても、それにより魚価が下がってしまえば収益増に結びつかないといった点であります。それゆえに、県が掲げるように消費地ニーズに対応した産地における加工体制が強化されれば、魚価の低迷の影響をまともに受けることなく、収益を確保することが可能となりましょうし、また地域の雇用の促進にもつながるものと期待されます。

市場対応力のある産地加工体制の構築を推進されるに当たっての御所見を水産振興部長にお聞きいたします。あわせて、第3の柱、流通・販売の強化と第4の柱、担い手の育成・確保を推進することによってどのような成果が期待されるのか、水産振興部長にお聞きいたします。

次に、県は南海トラフ地震対策として、漁業用屋外燃油タンクの撤去や沈廃船の処理を継続して推進することとされております。漁業用屋外燃油タンク撤去の進捗状況は現在どのようになっているのか、水産振興部長にお聞きいたします。

また、沈廃船の撤去の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。漁港については水産振興部長、港湾につきましては土木部長に御所見をお聞きいたします。

また、現在は利用されておらず放置されたままとなっている漁業協同組合所有の老朽化した施設が、県下各地に点在をしております。この状況についての御認識を水産振興部長にお聞きいたします。

次に、ICT活用工事についてお聞きいたします。

建設現場における生産性の向上、品質確保、安全性の向上、熟練労働者不足への対応など諸課題への対応を視野に入れ、ICT活用工事の

取組が本県でも進んでいると承知をしております。

ICTの活用により、正確さや省力化が図られますことはもとより、熟練した技術者でなくとも施工過程において的確に業務を遂行することが可能となります。あわせて、従来に比べ業務における時間や場所の拘束を減らすことができますことから、建設業に携わる人材を幅広く募ることが可能となり、よって女性や入社したばかりの若手が施工現場で活躍できることが期待されます。

このICT活用工事についての御所見と県内における導入状況を土木部長にお聞きいたします。

また、ICT活用工事を森林土木分野及び農業土木分野におきましても積極的に活用すべきではないかと思っておりますが、それぞれ林業振興・環境部長と農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、県内新卒者の就職支援と県立高等学校の魅力化づくりについてお聞きいたします。

コロナ禍及び原油や物価の高騰は、県内の事業活動に多大な影響を与え続けております。そのため県は、臨時給付金を支給するなどして経営支援を行ってまいりましたし、今定例会にもさらなる支援のための補正予算案が提案されております。これらの支援策は誠に重要であると私も認識をしております。

このような厳しい状況下におきましても、事業を継続していく上で人材確保は事業者にとりまして重要な課題であります。来春卒業予定の大学生らの採用選考が今月1日に解禁され、就職活動が本格化しております。全国的には企業の採用意欲は堅調で、学生優位の売手市場になりそうだとお聞きいたします。

県内での就職を希望する高等学校卒業予定者に対し、希望する職種などについての情報提供

並びに事業者とのマッチングを図ることが重要ですし、最近ではデジタル化された手法の導入も進んでいるとお聞きいたします。事業者側には、魅力ある職場環境の構築や人材育成に対する理解と意欲が求められます。

コロナ禍において、何かと活動に制約を受けざるを得ない来春の高等学校卒業予定者の県内における就職を円滑に進めるに当たり、どのように取り組まれるお考えか、教育長にお聞きいたします。

また、中山間地域の県立高等学校で学ぶ生徒が地域の魅力を学び、地域と連携しながら成長することは、地域の活性化にもつながるものと大きな期待が膨らみます。

中山間地域における人材育成を推進するためにも県立高等学校の魅力化、特色化に向けた取組をどのように進められるのか、教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、動物愛護についてお聞きいたします。

先日、土佐市で行われました野良猫の繁殖を防ぐためのTNR活動を視察させていただきました。大規模なTNR活動を手際よく進めておられ、活動に携わるボランティアの皆様には本当に頭が下がります。心より敬意を表したいと思います。

高知県動物愛護基金の用途について、去る2月定例会における私の質問に対し健康政策部長からは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術への助成拡充、ボランティア活動への支援、県民への普及啓発に基金を活用することや、建設予定の動物愛護センターの整備関連事業に活用するお考えが示されました。

同定例会で私も指摘させていただきましたが、いまだ動物愛護センターが整備されていない本県におきましては、動物愛護活動はボランティアの方々を中心となって展開していただき、その活動にかかる多額の経費のほとんどは

ボランティアの方々の自己負担によるものがあります。こうした状況に鑑みましても、ボランティア活動に対します支援の充実及び動物愛護センターの設置が急がれます。

さて、TNR活動の展開には獣医師の方々の協力が必要不可欠であります。しかしながら、ボランティア活動に協力して下さる獣医師の数がまだまだ足りていないとお聞きいたします。この点についてどのように取り組まれるお考えか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、保護された離乳前の子猫を自宅に引き取り育ててくださる、いわゆるミルクボランティアは、昼夜を問わず一、二時間置きに授乳をしないと子猫が衰弱してしまうことなど大きな負担がかかりますことから、成り手が不足しているとお聞きをいたします。

県内におけるミルクボランティアの現状について健康政策部長にお聞きします。

次に、今月から動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、全国のペット販売業者やブリーダーには、販売する犬や猫にマイクロチップを装着することが義務化されました。マイクロチップの装着には、殺処分されるペットを減らす効果が期待されております。

神奈川県横浜市では、飼い主にマイクロチップの装着を促すため、1匹につき最大1,500円を支給する補助制度が行われており、年間300から500件の利用があるとお聞きいたします。また、東京都におきましては2020年度より、譲渡する犬や猫に対し、都の負担で全てマイクロチップを装着し、殺処分ゼロを目指しているとお聞きいたします。

犬や猫へのマイクロチップの装着について健康政策部長に御所見をお聞きいたします。

次に、動物について学びながら思いやりや命を大切に育てよう、いわゆる命の授

業を県は県下各地の小学校で行ってまいりました。数年前に、四万十町の仁井田小学校で行われました命の授業の様子が、当時高知新聞で報道されておりました。その記事から引用させていただきますが、この命の授業では、動物愛護推進員のお二人が1年生から3年生16名に、犬と人間のドクッ、ドクッという心臓の音を聞き比べてもらい、人も犬も同じ命、動物もお友達も大切にしようねと呼びかけたとあります。

動物愛護推進員の方々は、このように動物愛護の気持ちを子供たちに丁寧に説明され、さらに捨てられた子猫や犬の絵を見せながら、県内における殺処分の現状を子供たちにお話しされたとのことでもあります。このような取組を通じて子供たちが動物について学び、思いやりや命を大切にする心を育むことは大変意義深いと思います。

この命の授業の成果や課題についての御所見を健康政策部長にお聞きいたします。

次に、知事は本定例会の提案理由説明におきまして、連続テレビ小説らんまんの放送を本県観光回復に向けた起爆剤とするお考えを示され、観光の拠点となる牧野植物園や五台山公園では、多くの来園者の受入れに向けた渋滞対策や園路のバリアフリー化を進め、駐車場の拡張工事や新研究棟の整備と合わせて利便性と魅力の向上を図ることを表明されました。

私もこの連続テレビ小説を機に、牧野植物園や五台山に多くの観光客が訪れてくださるよう大きな期待をしております。一方で、去る2月定例会におきまして上田貢太郎議員が指摘されました牧野植物園や五台山周辺に多くの野犬が生息している問題が気になります。

多くの観光客を受け入れようとする中で、牧野植物園における野犬の生息状況及び来園者に及ぼす影響についての御認識を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

野犬につきましては、五台山地区の住民の皆様に対する迷惑や被害を防止しなければなりませんし、同エリアを訪れてくださる観光客の皆様が被害に遭われないように、また不愉快な思いをされないように万全な対策を早急に講ずべきであります。この点について知事に御所見をお聞きいたします。

次に、コロナ禍における犯罪防止についてお聞きいたします。

コロナ禍で導入が進むテレワークではありますが、それと同時に、サイバー攻撃による被害が数多く報道されるなどリスクが高まっております。これは、セキュリティーを強化し切れないうままテレワークの導入を行う企業もあり、それを狙うようにサイバー攻撃も増えている状況だとお聞きいたします。

企業側がオフィスにおける対策は施していても、テレワークの環境下では企業の管理が行き届かず、気づかぬうちに不正プログラムなどのウイルス、いわゆるマルウェアに感染してしまうおそれがあるというのは容易に想像できます。私たちが思う以上にサイバー攻撃は身近に迫っていると言わざるを得ません。

本県におけるサイバー犯罪と見られる事案の状況をまず警察本部長にお聞きいたします。

また、外出自粛により子供が一人で留守番するケースも増えているようではありますが、インターネットやSNSを利用する機会が増えることにより、子供が犯罪被害に遭うことが懸念されているとお聞きいたします。

子供が巻き込まれないようにするため、子供や保護者に対してどのような啓発をされておられますのか、警察本部長にお聞きいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に乗じたサイバー犯罪を防止するための注意喚起、またテレワークやオンライン授業等を利用する場合における注意喚起も重要だと思っておりますが、い

かがでしょうか、警察本部長に御所見をお聞きいたします。

次に、このたび高知県警察本部及び各警察署は、高知県商工会連合会及び高知県商工会議所連合会と犯罪等の予防に係る連携協定を結ばれました。コロナ禍における新しい生活様式を実践する中で、インターネット利用の増加に伴いサイバー空間を利用した犯罪が深刻な脅威となっていること、また生活への不安やストレスを背景とした配偶者暴力や児童虐待なども懸念されておりますことから、警察組織が支援の手を差し伸べて、高知県の安全・安心を実現するためと承知をしております。

この連携協定が有効に機能することを私も願っておりますが、県下一円でどのように活動を展開されるお考えか、警察本部長にお聞きいたします。

次に、犯罪被害者支援についてお聞きいたします。

昨年12月に大阪・北区のビルに入居するクリニックが放火され、20代から60代の男女26人が亡くなるといった事件が発生いたしました。また、昨年8月には小田急線急行列車内で男が突然刃物を持って暴れ、居合わせた乗客を無差別に切りつけて逃走した事件、さらに10月にはその小田急線の事件を参考にしたとされる京王線の特急列車内で男が乗客を切りつけ、液体をまいて火をつけるといった事件が発生いたしました。このような犯罪はいつどこで発生するか予想もできず、誰しもが突然犯罪被害者になるおそれがあります。

本県におきましては、令和2年に高知県犯罪被害者等支援条例が制定されました。その条例案に関する県議会における質疑の中で、知事は次のように発言されました。本県におきましては、これまで県や県警察、関係機関が犯罪被害に遭われた方々への相談対応や必要な支援に取

り組んでまいりました。しかしながら、全国的に様々な犯罪が発生しておりまして、被害に遭われた方々が直接的な被害や二次被害に苦しめられ、早期の回復や軽減につながらないといった事例も少なくありません。こうした方々は多様な支援を必要としておられますため、本県におきましても県や県警察、市町村、民間支援団体などが必要な支援を連携して行うことができる体制をつくる必要があります。このように条例制定の必要性を語られ、その上で、県に専任の職員を配置して被害者支援の相談窓口の体制を強化し、迅速な支援ができるよう取り組むとの意思を知事は表明されております。

本県におきましても、NPO法人こうち被害者支援センターが相談窓口となり、支援活動を積極的に展開していただいております。同センターによりますと、令和3年度における相談・支援活動件数は787件に上っており、その7割から8割は性被害によるものだそうであります。しかも、同センターによりますと、相談もできずにいる被害者も多数存在している可能性があるのではないかとのことです。

本県における犯罪被害者に対する国の犯罪被害給付制度による支援の状況について、及び県警察による経済的支援の状況について警察本部長にお聞きいたします。

犯罪被害給付制度による給付金は、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金で構成されておりますが、給付要件に届かないケースや給付金の額、またその給付金そのものが一時金でありまして年金のような補償にはなっていない、こういったことから、困窮している犯罪被害者のセーフティーネットになり得ていないといった声を多数お聞きいたします。

もっと犯罪被害者の立場に寄り添った給付制度に改めるよう、国に対してしっかりと訴えるべきではないでしょうか、この点知事に御所見

をお聞きいたします。

次に、予土線についてお聞きいたします。

さきにJR四国から公表されました同社直近の決算内容を見ましても、予土線の営業係数は依然として厳しいものがあります。予土線の存続につきましても、私も昨年6月定例会でも知事に質問させていただきました。知事からは、予土線は地域住民の生活路線として、また観光資源として地域の活性化にも大きな役割を果たしており、沿線の市や町と共に守るべき大変重要な路線であると考えている、愛媛県とも連携し、協議会により利用促進策に取り組み、路線の維持につなげていくとの答弁をいただきました。

知事は、先月中旬、愛媛県知事と交流会議を行う中で、予土線の存続に向けた協議をなさいましたし、また国に対して提言をされたとお聞きをしております。予土線につきましても運賃の値上げやさらなる減便もささやかれており、地域住民からは利活用に向けた不安の声が上がっております。

予土線の活性化について、愛媛県知事とどのような協議をなさいましたのか、具体的な内容を知事にお聞きいたします。あわせて、予土線などの四国内の路線維持について、国の役割はどうあるべきだとお考えなのか、国に提言された内容と併せて知事にお聞きをいたします。

次に、田んぼダムについてお聞きをいたします。

昨年9月に本県を襲った台風がもたらした集中豪雨により、四万十町や中土佐町では土砂崩れや浸水による甚大な被害が発生をいたしました。四万十町では、興津や志和などの沿岸部に至る県道が土砂崩れで一時通行止めになりましたし、家屋や園芸用ハウスの浸水被害が発生。中土佐町におきましても、同様の浸水被害が発生し、グループホームが孤立し高齢の入居者の

方々が消防のボートで救助されるという緊迫した事態も発生をいたしました。

昨今、全国で発生する突然の豪雨に対しまして、気象庁が線状降水帯の発生を半日前に予測し情報提供する新たな取組が今月から始まりました。精度にはいまだ課題が残るようではありますが、迫りくる危険を事前に察知できる可能性が高まったことは画期的だと思います。また、国土交通省は、昨今の気象変動による降雨量の増加に対応するため、流域全体で総合的かつ多層的な対策に取り組む、いわゆる流域治水を推進するとのことでもあります。

本県の河川流域の状況に鑑みれば、浸水防止対策として水田に雨水を貯留する方法、いわゆる田んぼダムの手法に即効性があるのではないかと考えます。田んぼダムとは、水田の排水口に調整板などの工作物を設置することによって、水田からの排水を人為的に抑制するものであります。設置する工作物にかかる材料費も安いので、少ない費用で簡単に設置が可能であり、田んぼに降った雨水を貯留することで、排水路から河川に流入する水量を抑制し、流域の浸水を食い止めようとするものであります。

河川の氾濫による浸水被害に見舞われやすいエリアのうち、水田が広がるエリアにおきましては、早急に田んぼダムの取組を検討することについて農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、県土の緑化推進についてお聞きいたします。

濱田県政は、デジタル化、グリーン化、グローバル化、この3つを施策の柱として掲げられております。グリーン化は、持続可能な社会を実現するための重要な概念であります。グリーン化といえば脱炭素などのキーワードが連想されます。脱炭素への取組を推進し、地球温暖化を防止することが重要であることは論をまたない

と言えましょう。私もこの意味でのグリーン化は大いに推進すべきであると思っております。

一方で、ここで私がお訴えいたしたいのは、グリーン化、文字どおり県土の緑化のさらなる推進であります。日本一の森林率を誇る本県であります。平地部における緑化は進んでいるのでしょうか。緑化を推進すれば、CO₂の削減やヒートアイランド現象の緩和、騒音や振動の吸収、防風、防じん、大気浄化といった効果が期待できるだけでなく、人の心身の健康を維持・増進する効果があるといったエビデンスも確立されているとお聞きをいたします。

本県におきましても、公園などの緑地の整備や幹線道路の電線の地中化に伴う街路樹の植樹、路面電車の軌道に芝生を張るといった取組もなされてまいりました。県民の安全・安心はもとより、観光誘客の増大を図る上でも、県土の緑化をさらに推進することは重要な課題だと考えます。県も各部局において緑化を推進して下さっていると承知をしておりますが、縦割りにならないよう、緑化を共通テーマとして部局横断型で取り組むことが必要だと考えます。

また、緑化の取組と併せて、本県の豊富な森林資源を活用して、建築物への木材利用を進めるためのワーキンググループのような推進母体を設置してはどうでしょうか。全国一の森林県である本県から、全国的に注目を集めるようなスケールの大きな緑化、グリーン化を実現する取組ができるのではないかと考えております。

本県において緑化活動をさらに推進することについての御所見を知事にお聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県におきます農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの位置づけや展開について

お尋ねがございました。

多くの中山間地域におきましては、人口減少、高齢化が急速に進行しております。集落単体では農用地の保全や農業生産だけではなく、集落機能の維持も難しくなると、そういった状況にございます。このため国におきましては、本年度から新たに農村政策の重要な施策といたしまして、広域で支え合う組織であります農村RMOの形成の支援を始めているところであります。

中山間地域におきまして、人口減少、高齢化が著しく進行しております本県におきましても、この農村RMOの形成を急ぐ必要があると考えまして、県におきましては中山間総合対策本部内に関係部局で構成するチームを設置いたしまして、その形成を推進いたしているところであります。

この農村RMOは、農業者を母体とした組織と自治会などの多様な地域の関係者が連携をいたしまして、農用地の保全活動のほかに地域資源を活用した経済活動、あるいは生活支援活動に取り組むものであります。一方、本県におきましては、集落機能の維持、再生、活性化を図る組織といたしまして、集落活動センターがそれぞれの地域の課題に応じて、生活、福祉、産業、防災といった幅広い活動を行っているということは御指摘あったとおりでございます。

そのため、まずはこの集落活動センターと農用地保全活動を行う中山間地域等直接支払制度の集落協定組織、この2つの組織が連携をする形で、農村RMOを形成してまいりたいと考えております。これによりまして、集落活動センターの活動強化にもつながるものというふうに考えております。

こうした取組によりまして先進事例をつくり、他の集落活動センターへの横展開を図ってまいりたいと考えております。あわせて、集落活動センターが置かれていない地域などにおきまして

は、地域の様々な組織が参画をする新たな組織を設立するといった形で、市町村と連携いたしまして、地域の実情に応じた農村RMOの形成を進めてまいりたいと考えております。

次に、五台山の野犬対策についてお尋ねがございました。

連続テレビ小説らんまん関連の博覧会の主会場となります牧野植物園や五台山公園の来園者、あるいは五台山地区の住民の方々の安全を守り、安心して観光あるいは生活をしていただくというために、この野犬対策につきましては迅速な対応が必要だと考えております。このため、高知市保健所におきまして牧野植物園あるいは地区の住民の協力を得て、保護おりを設置いたしまして野犬の捕獲に努めております。県のほうでも、大型の保護おりを県として購入し、市の保健所に貸与するといった形などによりまして、市の対策に協力をさせていただいております。

また、牧野植物園では監視カメラを活用いたしまして、園付近の野犬の行動を監視いたしておりましたけれども、今年に入ってから野犬の姿は確認をされておられません、牧野植物園の職員からも目撃事例の報告はないというところでもあります。このため、監視カメラは撤去いたしましたところでもありますけれども、職員のパトロール活動に加えまして、小動物管理センターによります保護活動の強化も図っているところでもあります。

あわせまして、野犬の活動範囲を考えますと南国市内まで出没をしている可能性もあり得ます。このため、管轄の中央東福祉保健所にも対応を指示いたしているところがございます。

今後は、ただいま申し上げました保護おりの追加購入などの支援により、高知市と連携を強めまして、この対策の強化に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の犯罪被害給付制度の改善に向けまして、国に対して訴えていくべきではないかというお尋ねがございました。

平穏な暮らしの中で突然起きる犯罪によりまして、誰もが被害者になる可能性がございます。そうした方々への経済的な支援につきましては、国の犯罪被害給付制度が大きな役割を果たしているところであります。ただ、申請から給付まで長期の期間を要するというところがございますとか、被害の程度により給付の対象外となる場合があるといったことがございまして、犯罪被害者などの方々からは、この支援の充実を求める声が上がっているところでございます。

こうしたことを背景といたしまして、本県におきましては、昨年度及び本年5月には、国に対して政策提言の活動を行いまして、この給付金の迅速な支給、支援の拡充、さらには公費によります犯罪被害者支援弁護士制度の創設、こういった点を提案いたしましたところがございます。

今後も、民間の支援団体などとも連携をいたしまして、被害者の方々の声をよくお聞きいたします。そして、その立場に寄り添うような給付制度となりますように、全国知事会あるいは四国知事会とも連携をし、国に対して必要な提言を行ってまいりたいと考えております。こうした提言を通じて、犯罪被害者の方々などへの経済的な支援制度の拡充をぜひ実現させまして、県民の皆さんが安心して暮らせる社会の構築につなげてまいりたいと考えております。

次に、愛媛県知事との交流会議におけます予土線の活性化についての協議内容、また予土線など四国の路線維持につきまして国の役割などについてどう考えるかといったお尋ねがございました。

5月に開催をされました愛媛県との交流会議でございますけれども、この場で、まず中村知事のほうから、予土線の活性化に向けまして、

コロナ後のアウトドア志向を踏まえた観光振興などを両県で一緒に取り組んでいきたいといった御提案をいただきました。

また、これに対し私のほうからは、1つには、予土線の魅力を全国に発信するという事で周遊型、滞在型の四国観光と鉄道ネットワークの活性化につなげていくことが重要だということ、またもう一つには、その際には昨今のアドベンチャーツーリズムあるいは今後見込まれますインバウンド観光の振興、こういった点を起爆剤といたしまして予土線の利用促進を図ることが効果的ではないかと、こういった御意見を申し上げて、結論といたしまして、引き続き県境を越えた連携を強化していこうということを確認いたしましたところでございます。

他方、四国の鉄道を含みます全国の鉄道路線の維持に関連いたしまして、現在国の検討会において、鉄道事業者と沿線自治体の協働による地域の移動手段の刷新に向けた検討がなされております。この検討会では、大量高速輸送機関としての鉄道特性の発揮が難しい線区については、輸送モードの転換も視野に入れるといった立場での再構築が議論をされているところであります。

しかしながら、私自身は、そもそもの国鉄の分割民営化時の経緯を踏まえ、全国の鉄道、特に都道府県境をまたがる鉄道網の維持に関しましては国が基本的に責任を負うべき行政領域だというふうに考えております。予土線を含みます四国の鉄道ネットワークの維持につきましても、国がしっかりとこの責任を果たしていただきまして、財源を含めた路線維持に対する支援策を講じるという中で、それと相まって、地域の側としては利用促進の努力を続けると、こういった施策の組合せを講じるということが重要だというふうに考えております。

こうした考え方から、この5月にはJ R西日

本管内の知事を中心といたしまして全国27道府県の知事と共に、鉄道ネットワークを維持するという観点から、1つには、国鉄改革の実施者であります国が鉄道ネットワーク維持の考え方を責務として示すこと、またもう一つには、地方鉄道への支援の充実強化を図りますとともに、J R各社に対して国の責任において適切な経営支援を講じることなどにつきまして、共同で緊急提言を行ったわけでございます。

今後も、先ほど申し上げました国の検討会での議論はしっかりと注視をいたしながら、路線維持の取組に対します財政支援の強化などにつきまして、国としてしっかり取り組んでいただく必要があると考えます。こういった観点に立ちまして、各県とも協力をしながら、国に対する働きかけを行ってまいりたいと考えております。

最後に、緑化活動をさらに推進するという事についてお尋ねがございました。

県土の緑化につきましては、これまでも緑化関連の団体でございますとか市町村の方々と連携をいたしまして、地域の緑化に取り組んでまいりました。また、県の実施いたします公共事業におきましても、例えば道路のり面の緑化、高知新港の高台用地のり面緑化といった形で緑化活動に取り組んでまいっております。このほかに、県のほうで緑の募金を行います団体として指定をいたしました高知県森と緑の会が中心となりまして、県民の皆さんの植樹活動への支援なども行っているところでございます。

こうしたこれまでの取組に加えまして、お話にもございましたように、観光誘客の増大を図るという上で良好な景観、そして快適な環境づくりに向けました県土の緑化をさらに進めていくという視点は、大変意義がある点だというふうに考えております。特に、来年からは、らんまんを契機といたしました博覧会を開催すると

ということといたしております。県外から多くの観光客をお迎えするというタイミングにもなるわけでございます。

このため、まずは観光の玄関口となります空港でございますとか駅などの施設の関係者、あるいは周辺の市町村などと協議を行いまして、こうした施設などの緑化に向けた具体的な方向性を年内に取りまとめ、お示ししたいというふうに考えております。

また、議員から御指摘がありましたように、木材利用と緑化を一体的に進めていくということは、全国一の森林県でございます本県の長所を生かした効果的なグリーン化の実現を可能とするものというふうに考えます。そこで、現在既に部局横断で建築物などへの木材利用の推進を図ります体制として県産材利用推進本部をおいた取組を行っておりますが、この取組の中で、木材利用と一体的に行います植樹による緑化もこの活動として位置づけまして、取り組んでまいりたいと考えております。

こうした緑化の視点を効果的に取り入れるということで、観光客の方々にも全国一の森林県らしさを感じていただけるような、本県ならではのグリーン化を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 集落活動センターの今後の取組についてお尋ねがございました。

集落連携により集落機能の維持・再生や活性化を図る集落活動センターの取組は、お話にありましたように、地域運営組織の先駆けとなるものであり、またその取組は現在北川村、土佐市を除く県内32市町村、65か所にまで広がっております。個々のセンターの取組につきましても、昨年度実施した集落実態調査において、そ

の満足度が約75%となるなど、地域の皆様から高い評価をいただいているところでございます。

一方、この10年で県内中山間地域の人口減少や高齢化はさらに進み、個々の集落の活力の低下が懸念される中、集落同士が連携することで補完し合う集落活動センターの取組はますます重要になるものと考えております。このため、既に開設したセンターの継続、発展への支援はもとより、新たなセンターの立ち上げをさらに加速していく必要があると考えております。

まず、既存のセンターにつきましては、地域支援企画員やアドバイザー派遣による人的支援を通じセンターの活動を下支えし、その上で国の制度の活用や県の補助金により事業のさらなる充実、拡充を支援してまいります。

また、新たなセンターの開設に向けては、既に話合いが行われている地域への地域本部による立ち上げ支援に加えまして、集落実態調査のデータを活用した新たな候補地の掘り起こしに取り組んでまいります。あわせて、今年度からスタートする小さな集落活性化事業対象集落のセンター立ち上げに向けた取組、これも支援することによりまして、令和6年度までに80か所の開設を目指してまいります。

集落活動センターは、本県の中山間対策の要であり、地域の活性化の拠点となるものであります。市町村との連携の下、国の制度も含め、あらゆる施策を総動員し、その充実、拡大に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、農山漁村をさらに活性化させるための方策についてお尋ねがございました。

農山漁村の活性化を図るためには、地域に若者が住み続けられるよう、所得の向上や雇用の創出を図ることが何よりも重要であり、そのためには、地域の多様な資源を最大限に活用し、

新たな事業や付加価値を創出する取組を進めていくことが重要であると考えております。

このため、県では、6次産業化によって地域の活性化を図ることを目指して、セミナーの実施による商品開発や商談会の開催などによる販路開拓、専門家の派遣による事業体の経営改善など、事業体個々の課題に寄り添った支援をしてまいりました。その結果、各地に6次産業化の取組が広がってきておりますが、事業体の多くは十分に資金や販路、ノウハウを持った人材を有していないことから、小さなビジネスにとどまり、地域の活性化という点では必ずしも十分なものになっていない状況にあります。

このため、これまでの取組に加え、地域の事業体と加工や販売のノウハウを持つ2次、3次の事業体とを組み合わせることにより、農村発のイノベーションを創出してまいりたいと考えております。

こうした取組を進めるに当たっては、安定的な販路を確保していることが特に重要となってまいります。これまでにも中山間地域の特産品を利用した加工品がメディアに取り上げられて大ヒットし、地域と連携して生産拡大が進められているという、よい事例もございますので、常にアンテナを張り巡らせ、こうした事例を創出するためのマッチングやサポートを行ってまいります。

次に、燃油や飼料などの価格高騰が県内農業者に及ぼす影響についてお尋ねがございました。

値上がり前の令和2年と現時点の単価を比較しますと、A重油は52%、肥料は製品により幅がありますが最大168%、配合飼料は32%まで高騰しております。

こうした影響を農業経営の視点からコストアップの金額で見えますと、2月議会で答弁しました金額よりもさらに上がり、例えばピーマンは10アール当たり約6万円増加の46万円、

キュウリは10アール当たり約7万円増加の41万円、養豚は100頭当たり約27万円増加の64万円となっております。農畜産物はコスト上昇分が販売価格に反映されにくいことから、農家の経営は一層厳しさを増していると認識しております。

次に、飼料用米やWCS用の稲のさらなる生産拡大についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、輸入飼料等の高騰により、農家の経営は一層厳しさを増しております。そうした中、飼料用米やWCS用の稲といった国産飼料の生産拡大に積極的に取り組んでいくことは、大変重要なことと考えております。

中でもWCS用の稲につきましては、県内酪農家を中心にニーズが高まっている状況もございますので、各地域の農業再生協議会と連携し、一定の面積の圃場が集積し生産に適した地域を中心に、生産農家の掘り起こしを行うとともに、地元市町村と一緒に、小規模な圃場整備も積極的に活用しながら、生産農家と畜産農家のマッチングを図ってまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてお尋ねがございました。

お話にありましたように、国では、今後5年間に一度も水稲の水張りが行われない水田は交付金の対象としない方針を示したところでございます。この方針を受け、県では、県内の農業者から実情をお聞きするとともに、市町村やJA、農業委員会などで構成される地域農業再生協議会に対してアンケート調査を実施しました。

その中では、交付対象水田から除外された農地は地域の担い手が引き受けてくれず、耕作放棄地になる農地が増えるのではないかと懸念や、交付金の対象となる水稲と転作作物の圃場を幾つかの区画に分けて複数年で転作する方式、いわゆるブロックローテーションの仕組みづくりについては、地域内での協議に時間を

要することや、中山間地域では農地が少なく、仕組みの構築が難しいといった御意見などがありました。

国からは、こうした本県をはじめとする全国の現場の意見を踏まえて、本年秋に交付対象水田の具体的なルールを示す予定と聞いております。そのため、現場に即した制度の運用や、離農、耕作放棄地を発生させないために必要な対策が取られるよう、今回のアンケート結果も含め、引き続き現場の声を国に届けてまいります。

次に、集落営農の現状と課題及び法人化の進捗状況についてお尋ねがございました。

県内の集落営農組織数は、平成24年度に179であったものが、現在では221まで増えております。また、平成30年度以降は新たに組織が増える一方で、高齢化等により活動の継続を断念する組織もあり、組織数は横ばいの傾向となっております。多くの集落営農組織で課題となっておりますのは、地域の農業者の減少や高齢化により農地の草刈りや水管理などの日々の管理が難しくなっていることや、農作業の受託だけでは安定的な収益を確保できていないことなどが挙げられております。

一方、集落営農法人は、平成24年度に3法人であったものが、現在では38法人まで増えてきております。また、高収益作物や省力化機械の導入により収益の向上、また作業の効率化を図ることで経営を安定させ、通年雇用を実現している法人も現れてきております。今後も集落営農組織の経営の安定と継続性の確保のために、さらなる法人化を進めてまいります。

次に、耕作放棄地の増加を防ぐための取組についてお尋ねがございました。

地域の農業者の減少や高齢化等により引受手がない農地などを、集落営農法人をはじめとする担い手に預かってもらいたいとの声が高まっていることは承知しております。こうしたこと

に対応するため、昨年度末を期限として、各市町村において、5年、10年後の将来に後継者がいない農地面積の見える化を話し合った、人・農地プランを活用していくこととしております。現時点で引受手がないとしている農地をいかにして地域の中心経営体へ集約化を図っていくのか、または新規就農者を確保していくのかなどの担い手の確保について、市町村と一緒に検討していくこととしております。

また、農地利用を最大化していくためには、農地条件の改善などの基盤整備も積極的に取り入れることが必要となってまいります。このような検討を市町村と一緒に真摯に取り組むことで、耕作放棄地の増加の防止を図ってまいりますと考えております。

次に、新規就農の状況と新規就農者の確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

本県の新規就農者数は、平成25年度以降、270人前後で推移しておりましたが、令和2年度はコロナ禍の影響もあって217人にとどまっております。また、本県の直近5年間の新規就農者数を年齢別に分析してみると、20歳代で23%、30歳代で31%、40歳代で22%となっており、若い世代の割合が高くなっております。

このため、若い世代をターゲットに、SNSを活用し、本県農業の特徴や若い世代向けに就農をイメージできる動画などの情報発信を強化しております。また、就農相談の機会を増やしていくことも重要でありますことから、本年度から社会人でも相談しやすい金曜日の夜のオンライン相談や、県内外での休日の相談会を開始したところであります。あわせて、お話にございましたように、地域おこし協力隊員の方が就農される事例も増えてきており、農業はもとより地域の担い手になっていただくことも期待しているところであります。

今後も、若い世代へのPR強化を図るととも

に、就農相談後のサポート体制を強化することで、本県農業の将来を担う新規就農者の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、農業土木分野におけるICT活用工事についてお尋ねがございました。

建設業を取り巻く環境は、技術者の高齢化や若手技術者不足など大変厳しい状況にありますことから、農業土木工事においても、建設現場の生産性の向上を目指すICT活用工事を積極的に推進することが重要であると認識しております。

一方、農業振興部におけるICT活用工事の実施件数は、平成29年度から4件と、その導入が進んでいない状況でございます。課題としましては、ICTに対応できる技術者がまだまだ少ないことに加え、圃場整備工事を例に挙げますと、工事着手後に地権者等の要望による設計変更が多く、3次元設計データの修正作業など負担が大きいことが挙げられます。

このため、まずは比較的導入しやすい、ため池工事において、本年度四万十町での工事をモデルに、農業土木職員や建設業協会などを対象としたICT活用の研修会を開催するなど、ICTの技術力の向上に取り組んでまいります。こうした取組により、農業土木分野においても、建設業の労働力不足の解消や生産性の向上を目指すICT活用工事を推進してまいります。

最後に、田んぼダムについてお尋ねがございました。

近年の気候変動による水害リスクの増大に備え、河川などによる治水に加えて、流域全体のあらゆる関係者で取り組む流域治水の推進は極めて重要であり、田んぼダムはその治水対策の一つとして有効であると認識しております。

本県では、まだ田んぼダムの取組事例はございませんが、推進する上では、農業者をはじめ地域住民の方々に、流域治水の取組の意義はも

とより、雨水を一定時間、一定の地域に貯留することによる水稲以外の作物への影響といったリスクについても御理解いただき、地域全体の合意形成を図ることが最も重要となります。

このため、地域において農地や用排水路などの保全活動に取り組んでおり、田んぼダムの活用が可能と思われる地域を選定し、県や市町村、地域の関係者によるワーキンググループを早急に設置し、実現に向けて検討してまいります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） まず、本県の農山漁村をさらに活性化させるための方策をどのように展開するのかとお尋ねがございました。

豊富な森林に恵まれている本県において、森林資源を有効に活用していくことは、農山漁村の活性化に直結する重要な方策と考えております。このため、成熟した森林資源を循環利用していく林業・木材産業の推進とともに、多様な森林資源を活用する特用林産の振興に取り組んでいるところでございます。

特用林産につきましては、県の中山間総合対策本部に推進チーム会を設置し、部局間の連携による取組の促進や新たな品目の導入等を進めております。これまでの土佐備長炭の生産拡大に加え、イタドリやアラゲキクラゲ、シキミなどの品目については横展開が進み、収益事業として取り組む集落活動センターなどが増加しております。

また、豊富に自然分布するものの、これまでほとんど利用されてこなかったアセビやヒノキなどの枝や花の観賞用としての活用や、葉っぱなどのつまもの、食用としての桜葉の生産などが新たに始まっています。こうした取組は、収益向上はもとより、地域コミュニティや生きがいつくりなど、農山漁村の多面的な活性化につながりますことから、今後も積極的に支援を

してまいります。

次に、山林所有者の再造林に向けた意欲をどのように高めるのか、また皆伐と再造林の一体的な推進における低コスト化などの課題の克服についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、皆伐と再造林を一体的に推進するためには、再造林につながる仕組みづくりや施業コストの低減などを進め、森林所有者の意欲を高めていくことが重要です。

このため、再造林につなげる仕組みとして、各林業事務所単位で増産・再造林推進協議会を設置し、関係者間で伐採情報を共有、協議した上で、メンバーである再造林推進員が森林所有者へ働きかけを行う、地域ぐるみでの取組を今進めているところでございます。加えて、今年度は県外の基金造成などの先進事例を参考に、木材を必要とする関係者が支え合い、再造林を進める体制づくりに取り組むこととしております。

また、施業コストの低減につきましては、補助率のかさ上げや低密度植栽の推進に加え、ドローンを活用した苗木の運搬や下刈り機などの新たな林業機械の導入、森林資源情報等を活用したスマート林業などをさらに進めてまいります。

こうした取組により、将来に向けた林業経営における低コスト化を図り、森林所有者の投資意欲を高めることで、皆伐と再造林を一体的に進めてまいります。

次に、木材産業のイノベーションの現時点における課題と想定する成果についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする世界情勢の影響により、我が国への木材輸入量が減少し、国産材需要が高まっています。そのため県では、県産製材品の生産能力の強化とともに、需要に応じて県産材を安定的に供給してい

く、木材流通のサプライチェーンマネジメントの構築などに取り組んでいるところでございます。

生産能力の強化を進めていく上で、本県は小規模で零細な製材事業者が多く、多額の投資が必要となる生産拡大や高品質化への取組の課題となっております。そのため、共同化、協業化による取組を進めてきたところであり、その成果として本年4月には年間消費量4万立方メートルのしまんと製材工場が本格稼働いたしました。

また、サプライチェーンマネジメントの構築に向けましては、関係者間の合意形成や、関係者間で需給情報を共有し、マッチングしていく仕組みが必要となります。そのため、国のモデル事業に取り組み一定の素地のある仁淀川町におきまして、合意形成に向けたアドバイザーの設置や、原木の需給情報を共有するシステムの導入を支援し、地域サプライチェーンマネジメントを構築してまいります。加えて、川上から川下までの関係者が参加し、情報共有や意見交換を行う高知県SCM推進フォーラムの取組を支援してまいります。

こうした取組を着実に進め、かつ横展開していくことで、木材産業のイノベーションを推進してまいります。

次に、木材利用の拡大について、どのような点に留意して推進するのかとお尋ねがございました。

近年、SDGsなどの観点から、都市部では先駆的な中高層木造ビルの建築が進められておるところでございます。また、昨年10月に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律では、全ての建築物が対象となるなど、木材利用への機運が高まっています。

一方で、非住宅建築物や4階建て以上の住宅

の中高層建築物では、木造化が進んでいないことが課題となっています。これらについて木造化が進まない原因は、他の工法に比べコストがかかり増しになる場合があること、木のよさや木材を使うことのメリットが施主や建築士に広く知られていないことなどが挙げられます。

このため、かかり増し経費につきましては、非住宅建築物の設計や部材の試験費、建築に必要な木材購入費等の支援を行い、事例を増やすことで低コスト化につなげてまいります。また、木のメリット等につきましては、県が事務局を務めるCLT建築推進協議会において、フォーラムや技術研修会の開催のほか、施主や建築士向けの事例集によるPRなどを行ってまいります。引き続き、施主への理解や木造建築に精通した建築士等を増やしてまいります。さらに、環境面から見て価値の高い木造建築物を環境不動産として評価し、その評価に応じ優遇措置を講じるなどの検討に着手したところでございます。

こうした取組により施主等の理解の醸成を図りながら、非住宅建築物の木造化、木質化による木材利用の拡大を進めてまいります。

次に、担い手の育成・確保について、現状と課題を踏まえた上で、本年度はどのように取り組むかのお尋ねがございました。

県内の林業就業者数は、ここ数年1,600人前後で推移していますが、60代以上が約4割を占めているという状況から、今後大きく減少していくと予測されています。県では、これまで林業大学校による即戦力となる人材育成のほか、都市部などで林業の魅力を紹介するフォレストスクールの開催や、就業相談会への参加などにより、担い手の確保に取り組んでまいりました。

担い手の育成につきましては、就業時に林業の知識や技術を習得した人材が求められる中、林業大学校の卒業後の就職先が県中央部周辺な

ど一部地域にやや偏っている傾向にあります。このため、市町村と連携し、それぞれの地域の事業体で1年間のOJT研修が受けられる制度を設け、各地域に技術等を習得した人材が就職できるよう支援してまいります。

次に、担い手の確保につきましては、フォレストスクールや相談会への参加者をしっかりとアフターフォローし、つなぎとめていくことが重要です。また、小規模林業や女性相談者の増加など、多様化するニーズへの対応も必要となつてまいりました。このため、本年度から林業労働力確保支援センターに森のしごとコンシェルジュを配置し、相談者へのアフターフォローを強化するとともに、多様なニーズにきめ細かく対応してまいります。

次に、市町村森林整備計画の策定に向けた専門知識を持つ人材の確保についてどのように取り組むか、お尋ねがございました。

市町村森林整備計画は、市町村が目指す森林の状態へ誘導していくためのマスタープランですが、議員御指摘のとおり、市町村では専門知識を持った人材の確保が大きな課題となっています。このため、国では地域林政アドバイザー制度を創設し市町村の体制支援に取り組んでおり、県内では現在4町で5名の方が市町村の計画策定などの業務などに携わっています。

これまで、この制度を活用するには、原則として東京で国の研修を受ける必要があり、受講希望者からは県内での開催を望む声がありました。このため、県が研修計画を策定して国の認定を受けることとし、それが認められましたので、本年度から県内での実施が可能となり、13市町の職員を含む22名が受講する予定となっています。また、市町村職員に対して林業大学校の外部講師や県職員が講師となり、林業の基礎から現場における森林調査などの実務についても学べる研修会を実施しています。

今後は、森林経営管理制度の推進など、市町村の役割がますます重要となりますことから、地域林政アドバイザーや専門知識を持つ人材の育成・確保が着実に進むよう取り組んでまいります。

次に、県内市町村における森林環境譲与税の活用状況と、市町村の活用がさらに進むようにどのように取り組むのかについてお尋ねがございました。

市町村への森林環境譲与税につきましては、令和元年度から3年度までの累計で約29億8,000万円が譲与され、その約6割に当たる16億8,000万円余りが活用されています。各年度の譲与額に対する執行率は、令和元年度が42%、2年度が46%、3年度が75%と年々上昇しております。

この譲与税は毎年譲与されることから、地域の実情に応じて森林整備などの取組に適切に活用していくことが必要です。このため県では、市町村が行う森林所有者の意向調査や、その調査を速やかに森林整備につなげていくための取組などについて、各林業事務所単位に設置したワーキンググループにより支援をしてきたところです。

一方、現在市町村が基金に積み立てているものについて、その用途がまだ決まっていないものが一定あるとお聞きしております。こうした中、この6月に、市町村における活用の判断を後押しすることを目的に、譲与税の具体的な用途を明示したポジティブリストと呼ばれるものが国から示されました。今後、県ではこのリストも活用しながら、市町村ごとの課題に応じた具体的な用途の助言等を行い、森林環境譲与税の活用を加速化させてまいります。

次に、ICT活用工事を森林土木分野においても積極的に活用することについてお尋ねがございました。

森林土木工事においても、建設現場の生産性

の向上等を図る観点から、ICT活用工事を積極的に導入していく必要があると考えています。これまで、主に周辺を山で囲まれた山間地域で行う森林土木工事は、人工衛星からの電波の受信が不安定でICT建設機械の使用が制限されることから、ICT技術の活用は困難であると考えられておりました。このため林業振興・環境部では、これまでICT活用工事の発注実績はございません。

こうした中、本年3月に国から、森林土木工事におけるICT活用工事の試行的な実施要領等が通知されました。この実施要領では、工事の一連の作業工程のうちICTを活用できる工程を選択できるなど、人工衛星の電波が受信できない場所においてもICT活用工事が実施できるような仕組みが示されています。本県としましては、この実施要領等を参考にICTを活用する工程や積算方法を検討するなど条件整備に取り組み、できるだけ早期にICT活用工事を実施してまいります。

あわせて、ICT技術に対応できる人材の育成も重要であることから、昨年度ICT機械を使用している工事現場において、職員を対象とした研修を行ったところです。今後はこうした研修に加え、他部局が行う研修等にも積極的に参加し、職員の技術力の向上に努めてまいります。

最後に、牧野植物園における野犬の生息状況と来園者に及ぼす影響についてお尋ねがございました。

園内では数年前から野犬を見かけるようになり、来園者に向かってほえるといったことがありました。また、野犬によるものかどうか確認はされておきませんが、植物の名前や特徴が記載されたラベルが破損していた事例などがございました。そのため、監視カメラや捕獲するおりを設置するとともに、植物園のパトロールを

徹底して行ってまいりました。その結果、今年度に入ってから野犬をほとんど見かけることがなくなったと牧野植物園からお聞きしております。

今後、連続テレビ小説を生かした博覧会の拠点として、さらに来園者数の増加が見込まれております。来園された皆さんに安心して園内を周遊していただけますよう、引き続き警備などを徹底し、園内の安全確保に留意してまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、農山漁村をさらに活性化させるための方策についてお尋ねがございました。

多様な地域資源を生かした地域活性化の取組は、1次産業の事業者の所得向上のみならず、農山漁村の活性化に大きく貢献するものと考えております。

これまで、水産業分野では、各地域で大量に水揚げされる魚や価格の安い魚などを活用した加工品の製造・販売の取組が行われており、事業の立ち上げの際に必要な施設整備や新たな商品の開発、既存商品のブラッシュアップなどへの支援を行ってまいりました。具体的には、これまで業務用が主体であった特産の宗田節を家庭でも味わえる商品として開発し、新たな需要を生み出しております。また、魚価の安いシイラを加工することで、付加価値をつけて販売する取組などが行われております。

今後も、地域資源を活用した加工品の製造・販売の取組などへの支援を引き続き行うとともに、市町村や関係部局と連携し、新たな取組の掘り起こしを行い、農山漁村のさらなる活性化につなげてまいります。

次に、燃油や餌の高騰が本県の水産業に与えている影響についてお尋ねがございました。

漁業において、燃油や養殖用の餌は操業や生

産に不可欠なものであるとともに、生産コストに占める割合が大きく、価格の高騰が経営を圧迫している状況にあります。

こうした影響について漁業者から聞き取り調査を行いました。その中で、漁船漁業では、操業場所を漁獲量が多く見込まれる遠方の漁場から近くの漁場へ切り替える、あるいは操業時間は短くなるが低速での低燃費航行を行っているといった対応をしており、水揚げ量に影響があるとお声をいただいております。また、養殖業では、品質の低い安い餌への切替えや餌の量を減らすことで対応しているが、この状況が長期化すると魚の成長に影響を及ぼす可能性があるのではないかといたしてお声をいただいております。

現在の世界情勢の不透明感や円安による影響などを踏まえますと、燃油や餌の価格は引き続き高値で推移することが予想され、漁業経営は今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。燃油や餌の高騰対策につきましては、国において、価格が上昇した場合にその影響を緩和するための補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業がございました。県といたしましては、当事業により多くの漁業者に加入いただくよう普及を図ってまいります。

あわせて、今議会にセーフティネット構築事業における漁業者負担分などを支援する事業について、補正予算案を提案させていただいております。これらの取組を進めることで、燃油などの高騰の影響を緩和し、漁業経営の安定を図ってまいります。

次に、漁業生産の構造改革に向けた課題の克服や求める成果、また高知マリンイノベーションの位置づけについてお尋ねがございました。

漁業者の減少や高齢化が進む中で、漁業生産量を維持・拡大していくためには、効率的な漁業生産体制への転換による生産性の向上を図っ

ていくことが必要です。このため、産業振興計画の水産業分野における第1の柱、漁業生産の構造改革において、高知マリンイノベーションの推進による操業の効率化、事業戦略の策定・実行による経営力の向上、企業参入による漁場の有効活用などに取り組むことで、生産性の向上や漁業経営の安定を図っていくこととしております。

さらなる漁業生産の効率化に向けては、デジタル技術を活用していくことが重要であることから、生産・流通・販売の各段階でのデジタル化を図る高知マリンイノベーションを重点施策として位置づけるとともに、それぞれの取組に波及する横断的な取組として位置づけて推進をしております。

こうした第1の柱、漁業生産の構造改革の取組を進めることで、効率的な生産体制に転換し、漁業生産量の維持・拡大を図ってまいります。

次に、市場対応力のある産地加工体制の構築の推進に当たっての所見と、流通・販売の強化、担い手の育成・確保の推進により期待される成果についてお尋ねがございました。

まず、第2の柱、市場対応力のある産地加工体制の構築では、市場ニーズに対応した産地加工体制を目指し、加工施設の立地促進や衛生管理の高度化に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症の影響により、水産物についても冷凍食品やレトルトなどの加工需要が高まっておりますことから、こうした需要に対応した商品の開発や加工が行える施設の整備を進めてまいります。

お話にございましたように、天然魚は豊漁時には価格が下がる傾向があるため、冷凍保管を行い、市場ニーズに対応した加工を行うことで魚の価格を安定させるとともに、付加価値の向上を図ることが重要であると考えております。このため、豊漁時に冷凍保管した魚を加工用の

原料として活用できる仕組みの検討も行ってまいります。

次に、第3の柱の流通・販売の強化では、水産物の国内外への外商拡大により外貨を稼ぐ取組を行っております。国内に向けては、少量多品種である県産水産物の特徴を生かした高知家の魚応援の店への販売拡大や、量販店をターゲットに関東、関西の卸売市場関係者と連携した販売促進により、県産水産物の認知度の向上や取引の拡大を図ってまいります。国外に向けては、食品海外ビジネスサポーターや商社と連携して、現地でのプロモーションや見本市への出展などによる新たな販路の開拓、拡大に取り組むことで、有望市場である米国や中国などへの輸出の拡大を目指してまいります。

次に、第4の柱、担い手の育成・確保では、将来にわたって漁業生産量を維持・拡大していくため、漁業就業支援センターを立ち上げ、就業希望者の掘り起こしから就業相談、技術研修、就業後のフォローアップまでの一貫した支援を行い、新規就業者の確保に取り組んでおります。さらに、本年度は関西で本県独自の漁業就業フェアを開催するなど、より多くの就業希望者を呼び込むことで、さらなる担い手の確保につなげてまいります。

産業振興計画の水産業分野の4つの柱の取組を着実に進め、漁業生産量をしっかり確保し、加工や外商の拡大により漁業所得の向上を図ることで、担い手を安定的に確保できる好循環を生み出し、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を図ってまいります。

次に、漁業用屋外燃油タンクの撤去の進捗状況についてお尋ねがございました。

県では、南海トラフ地震の発生時に、タンクの損壊に伴う燃油の流出や津波火災などの甚大な被害を防ぐため、平成26年度から屋外燃油タンク34基について、漁協や市町村と連携して撤

去を進めてまいりました。また、撤去に当たっては、漁業活動に支障が出ないように、地下タンクの整備やタンクローリー給油の導入などの代替手段の確保も併せて支援をしてまいりました。

昨年度までに33基を撤去し、残りの1基を本年度に撤去することとしており、34基全ての撤去が完了することとなります。

次に、漁港における沈廃船の撤去の進捗状況についてお尋ねがございました。

漁港などに放置される船舶は、漁業活動への支障や南海トラフ地震による津波発生時の被害拡大などの観点から、大きな課題があると認識しております。県管理漁港では平成24年度に288隻、市町村管理漁港では平成28年度に372隻の沈廃船を確認し、撤去を進めてまいりました。しかしながら、撤去の進捗を上回る新たな発生があり、令和3年度末までに県、市町村合わせて742隻を撤去してまいりましたものの、現在887隻の沈廃船が確認されております。

沈廃船は、所有者が責任を持って撤去することが基本でありますので、引き続き所有者に撤去していただくよう働きかけてまいります。また、所有者が不明の場合には、漁港の管理者である県や市町村が速やかに簡易代執行等により撤去を行ってまいります。

一方、新たな沈廃船の発生を未然に防ぐ必要があることから、令和2年度から漁船登録を抹消する際に、解体や譲渡などの処理が確実に行われたことを書面で確認することとしております。さらに、本年度、FRP漁船のリサイクルに係る法整備や、漁船購入時に処理費用をあらかじめ負担する預託・積立制度の構築といった総合的な対策について、国に政策提言を行いました。

引き続き、市町村や漁協と連携し、早期の撤去に努めてまいりますとともに、新たな沈廃船の発生防止を図る取組を進めますことで、漁港

における沈廃船の解消に努めてまいります。

最後に、漁業協同組合が所有する、利用されていない老朽化施設の状況についてお尋ねがございました。

県では、南海トラフ地震が発生した際に倒壊するおそれや、近隣の住民が避難する際の妨げになる可能性が懸念されることから、令和3年度に県内の利用されていない漁業用施設の状況につきまして、市町村への調査を実施いたしました。

その結果、統合や移転などにより使われなくなった漁協事務所や荷さばき所、漁具倉庫など該当する施設が54あることが確認できました。また、そのうち耐震基準が見直された昭和56年以前に建設された施設が30ございました。これらの施設につきまして、所有者である漁協や地元自治体と設置場所や建物及び周辺の状況なども踏まえながら、今後の対応について協議を進めてまいりたいと考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、港湾での沈廃船の撤去の進捗状況についてお尋ねがございました。

港湾内の沈廃船は、港湾利用への支障や環境への悪影響、また南海トラフ地震による津波発生時の被害拡大等の観点から大きな課題であると認識しております。沈廃船対策につきましては、平成26年度に確認された461隻については、令和3年度末までに所有者不明の65隻を撤去してまいりましたが、その後新たな発生もあり、現在439隻となっております。

沈廃船は、所有者が責任を持って撤去することが基本でございますので、引き続き自主的な撤去を働きかけていくとともに、所有者が不明の場合には県による撤去や処分ができる簡易代執行を行うなど、早期の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、ICT活用工事についての所見と、県内における導入状況についてお尋ねがございました。

ICT活用工事の推進は、建設業の従事者が大きく減少している本県において、建設現場の生産性向上を図るとともに、休日の確保など働き方改革を実現する上で大変重要であると考えております。

土木部では、平成29年度に1,000立方メートル以上の土砂を取り扱う土工事を対象に、ICT活用工事を開始しており、平成30年度からは舗装や地盤改良などの工事にも拡大しております。また、土工事においては、本年7月からは土砂の量に関係なく、全ての工事を対象にする予定です。土木部におけるICT活用工事の実施件数は、平成29年度に3件だったものが、平成30年度は9件、令和元年度は16件、2年度は36件、3年度には77件となり、毎年約2倍のペースで増加しているところでございます。

今後も建設業界における働き方改革の実現に向けて、県内全域でICT活用工事を推進するとともに、地域に根差した小規模事業者への拡大にも取り組んでまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(岡幹泰君) まず、コロナ禍での高校生の就職を円滑に進めるに当たって、どのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

コロナ禍におきまして、昨年度までは高校生の企業見学やインターンシップなどの実施が制限され、企業を知る機会が減ることで、生徒の思いと企業の求める人材像との間にミスマッチが起こる可能性が生じるなど、就職への影響が心配されました。

そのため、県教育委員会では、応募前職場見学や就職試験をオンラインで実施できるように、各校にウェブ会議システムを整備し、求人事業

所への協力要請も行いながら、生徒の就職活動を支援してまいりました。こうしたことによりまして、公立高等学校卒業者の令和3年度の就職内定率は99.4%となり、就職者に占める県内就職の割合も72.5%で、この10年間でいずれも最高値となっております。

本年度におきましては、現在のところ高校生に対するインターンシップや説明会などが、コロナ禍前の状態で実施できるように計画されております。しかし、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、こうした活動が制限される可能性もあり、いろいろな場面を想定し、オンラインによる就職活動の支援準備も進めております。

さらに、新たにデジタル版県内企業情報誌を整備し、就職を希望する生徒が、タブレット端末やスマートフォンなどを利用して県内企業を知る機会を増やしてまいります。あわせて、就職希望者が多い学校を中心に、引き続き就職アドバイザーを配置し、地元企業への求人要請やハローワークとの連携を図るとともに、就職を目指す生徒の様々な相談にも丁寧に対応してまいります。こうした取組によりまして、生徒の希望の就職を実現できるよう全力で支援してまいります。

次に、県立高等学校の魅力化、特色化に向けた取組についてお尋ねがございました。

これまで中山間地域の高等学校では、地元市町村や地域住民、そして地元企業などと連携・協働し、地域の特色や課題などを題材とした学習に取り組んできております。例えば、大方高等学校では、黒潮町と連携・協働し、地域課題である防災・減災を題材とした探究学習を実施しております。また、四万十高等学校では、総合的な探究の時間や各教科の学習を基に、大正地域の商店街の活性化イベントに生徒が参画するなど、四万十町や地元企業などと連携・協働

した取組を行っております。

そして、このような学校では生徒の学習や活動の場が広がり、意欲的な学習態度が養われ、また地域社会を学ぶことで地元に対する愛着を深めております。このことから中山間地域の高等学校は、地域の活性化や地域の将来を担う人材育成の観点から、大変重要な役割を担っていることが述べられると考えております。

今後は、これまでの取組も生かしながら、学習活動の一環としての地域連携にとどまらず、学校が地域に貢献する存在として、その価値をさらに高めていく必要があると考えております。そのため、市町村や地域の住民の方々、地元の産業界の皆さんもプレーヤーとして学校と手を携えて取り組む、地域コンソーシアムの構築を進めてまいります。

既にコンソーシアムを活用した取組が進んでいる島根県では、行政、地域住民、学校が人材育成をそれぞれ自分のこととして捉え、主体的に関わることで、学校の取組が地域全体に広がり、また生徒の学びもさらに深化しており、それによって生徒数の確保や地域の活性化にもつながってきているとお聞きをしております。

県教育委員会といたしましては、このようなコンソーシアムの取組を積極的に推進し、地域の将来を担う人材の育成を図り、また高等学校の魅力化、特色化にもつなげてまいりたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、TNR活動にボランティア協力する獣医師の不足に対する取組についてお尋ねがございました。

TNR活動に取り組んでおられる愛護ボランティアの皆様からは、動物病院の不妊・去勢手術の予約が取りにくくなった、TNR活動を計画したいが頭数が多いので引き受けてもらえる動物病院がなかなか見つからないといった課題

をお聞きしているところでございます。こうした声にお応えするためには、ボランティア活動に参画いただく獣医師の増加、もしくはTNR活動の効率化が必要であると考えます。

このため、県では、県獣医師会の協力の下、動物病院がTNR活動を引き受ける受入れ専用日の設定、休診日に開院してボランティア活動に参画していただくなど、TNR活動の推進体制の構築に取り組んでまいりました。その結果、20名近くの獣医師の方がTNR活動に参加いただいております。また、住民と市町村、ボランティアさん、獣医師が協働して、一定の期間に一定の頭数の不妊・去勢手術を行うなどの効率的な取組を促進してまいります。

引き続き、県獣医師会や獣医師の皆様方には、ボランティア活動や市町村の集中対策に協力いただけるよう要請するとともに、現在活動に参加いただいていない獣医師の皆様にも、TNR活動に対する理解を深めていただくための活動に取り組んでまいります。

次に、ミルクボランティアの現状についてお尋ねがございました。

令和4年4月以降、高知県・子猫ミルクボランティア試行要領に基づく新たな登録者はいらっしゃいませず、民間ボランティア活動が主体となっているのが現状でございます。県では、民間ボランティアの実態全てを把握できていないため、対応実数は把握できておりませんが、お話のありましたように、負担の大きい活動であることは理解しております。

これまでもミルクボランティアをやってみたいとの申出はございましたが、昨年6月議会で答弁いたしましたとおり、具体的にボランティア活動について説明するうちに、体力的にも、また精神的にも大変労力を要することなどが課題になり、登録には至っておりません。しかし、子猫の保護に関心をお持ちの方は多くいらっ

しゃると思われまので、本年度ボランティアの皆様へ支給する消耗品について、これまでのミルクなどに加えてペットシートなどを追加して支給するなど、県ミルクボランティア試行要領を改正し、負担軽減をしております。

今後は、県民の皆様を対象としたミルクボランティア講習会の開催を検討するとともに、愛護ボランティアが実施する譲渡会、動物関連の講演会などでの広報や県のホームページ、SNSを活用しながら、ミルクボランティアの活動についての一層の周知や募集を図ってまいりたいと考えております。

次に、法改正を受けて義務化された犬や猫へのマイクロチップの装着についてお尋ねがございました。

犬や猫が迷子になったときや、地震や水害などの災害、盗難や事故などによって飼い主と離れ離れになった場合に、マイクロチップが装着されていますと、飼い主の下へ返還できる可能性が高まることが期待されます。

このため、県では、法律により努力義務とされています、既に飼育されている犬、猫についてもマイクロチップの装着を推進することとし、ホームページや新聞広告を通じ、県民の皆様へ呼びかけているところでございます。また、毎月開催している飼い方講習会において、県民の皆さんに向けた啓発と広報活動を行っております。

最後に、命の授業の成果や課題についてお尋ねがございました。

動物愛護教室は、別名命の授業として、県下の小学校1年、2年生を主な対象に、20年以上前から取り組んでいる事業でございます。現在は、県の動物愛護推進員42名の方が中心となって、ボランティア活動として実施していただいております。

コロナ禍であっても、例年十数校、400人程度

の参加があり、授業では、モデル犬を使って、犬に触れるときの注意点や命を扱うことへの責任、かわいそうな子犬、子猫を増やさないために何が必要かなどについて、子供たちに分かりやすく伝えていただいております。

命の授業の成果といたしましては、授業後のアンケートを見ますと、飼っている犬を最後まで大事にしたい、不妊手術をすると病気になりにくい、心臓の音を聞いて生きていたと感ずるといった、命を大切に思う優しい感情にあふれた声が多く聞かれることが挙げられます。また、授業で体験した感動や気づきを、お子さんが家に持ち帰って御家族と話し合うことにより、保護者の方も一緒になって動物愛護について考えていただくよききっかけになったことも成果と言えます。事業実施に当たっての課題といたしましては、学校の学習カリキュラムや行事スケジュールの関係もございまして、新規に取り組む学校が増えていないこと、また高学年への再教育の場が設けられていないことなどが挙げられます。

県としましては、命の授業の成果を学校とも共有しながら、命の授業の開催促進とその他の動物愛護の取組も織り交ぜながら、命の大切さを学ぶ機会の創出に努めてまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、サイバー犯罪と見られる事案の状況、子供や保護者に対する啓発、また新型コロナウイルスの感染拡大に乗じたサイバー犯罪を防止するための注意喚起、テレワーク等を利用する場合の注意喚起に対する所見についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

本県においては、これまでセキュリティの脆弱性を悪用したサイバー攻撃により、重要インフラがストップするなど県民生活に重大な影響を与える被害は認知しておりません。しかし

ながら、持続化給付金の不正請求に係る電子計算機使用詐欺等、県民に身近なサイバー犯罪が年々増加傾向にあり、令和3年中は過去最多となる82件、39人を検挙しております。

全国的に児童がインターネットを通じて児童買春などの犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、県警察では学校などと連携しながら、令和3年中、生徒を対象とした非行防止教室を236回、学校行事に併せた保護者説明会を57回実施しており、本年も引き続き子供や保護者に対して、インターネットの適切な利用やフィルタリングの活用について啓発を行っています。

コロナ禍でテレワークやオンライン授業が導入され、県民生活の様々な場面でインターネットが浸透する中、ネットワーク機器等の脆弱性が攻撃対象となる危険性について注意喚起することは、重要であると認識しております。県警察では、従来から関係機関と共に高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会、高知県サイバーテロ対策協議会を設置し、サイバー空間の脅威に関する情報共有を図り、県民が被害に遭わないためのセキュリティ対策に取り組んでおります。

今後も県民や事業者の方々に対して、セキュリティ対策が組織レベルから個人レベルに至るまでますます重要となっていることを認識していただくため、関係機関や団体と共に連携した取組を推進するとともに、各種媒体を活用し、広く注意喚起を行ってまいります。

次に、商工会との連携協定に関する活動の展開についてお尋ねがございました。

県警察としましては本協定に基づき、警察官が事業者を直接訪問し、事業者の関心が高い融資保証金詐欺などの犯罪情報の提供により注意喚起を図りつつ、事業者とのやり取りの中で関心事項を伺いながら、犯罪の被害に遭わないための助言を行っていくこととしています。また、

あわせて従業員やその家族に向けて、交通安全情報や特殊詐欺等のニーズに合わせた情報提供を行い、困り事などについて相談しやすい関係づくりに努めるなど、安全で安心な高知県の実現を目指すものであります。

あわせて、サイバー犯罪に関する注意喚起のための資料を作成し、事業者の訪問の際に手渡すなどして、サイバー犯罪の防止にも本制度を活用してまいりたいと考えております。

最後に、本県における犯罪被害者に対する国の犯罪被害給付制度による支援の状況、及び県警察による経済的支援の状況についてお尋ねがございました。

犯罪被害給付制度は、殺人、傷害等の犯罪行為によって重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償を得られない犯罪被害者やその御遺族に対し、社会の連帯共助の精神に基づき国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、令和元年以降、本県において6件の給付事務を取り扱っております。

県警察による犯罪被害者に対する経済的支援としては、殺人未遂等の重要犯罪被害者や性犯罪被害者に対する医療費等の支援、深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者やその家族に対するカウンセリング費用の支出などを実施しており、このうち医療費等の支出については、令和元年度以降39件の実績がございました。また、直接の経済的支援に加えて知事部局、こうち被害者支援センター等関係機関団体と協力し、犯罪被害者の経済的・精神的負担軽減のための各種相談を行っているところでございます。

今後も、犯罪被害者にいち早く接する立場にある警察として、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施してまいります。

○27番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございます。2問目はいたしません。

私の今日の質問のほとんどは、コロナ禍をベースに、あるいは背景にするものでございます。コロナ禍は、県民の生活、県経済に大きな影響を与え続けておりますが、このたび提案されております県の積極的ないろんな予算措置、こういったものが高知県の将来に向けて明るいトンネルの出口になっていくんじゃないかなというふうに大きな期待をしております。

濱田県政を中心に県行政、市町村行政、そして県民が一体となってこの難局を乗り越えますように頑張ってもらいましょう。

本日はありがとうございました。(拍手)

○仮議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後0時18分休憩



午後1時20分再開

○仮議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番濱口涼子さん。

(1 番濱口涼子君登壇)

○1 番（濱口涼子君） 自由民主党、濱口涼子でございます。議長にお許しをいただきまして、通告に従い、県議会で初めての質問をさせていただきます。諸先輩方のようにはいきませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

アジサイが色鮮やかに咲き誇り、露地の山北みかんの木に小さな実がつき始めた香南市。私は、香南市の市議会議員として4年間、年4回の議会中はほぼ毎回の一般質問を行い、一番身近な市議会議員として香南市の各地をくまなく回り地域の課題を伺い、議場へと上げてまいりました。そんなとき、1人の聴覚障害者の方と出会い、手話がほとんどできない私の話を読話

とって、私の口元を見て私の話を理解してくださり、いろいろな話をしてくださいました。

その方は、当時香南市の中でも大雨の際に水没をすることが多い地域に住んでおられ、ある大雨の日、昼過ぎに雨が強くなってきたので、雨戸を閉めていつもどおりゆっくりしておられました。夕方、夕食を済ませ、リビングに携帯を置いたまま寝室で就寝。夜中に、何件も心配する友人からの携帯の着信に気づいたときにはもう既に遅く、朝には自宅の前が川のようにあふれんばかりになっておりました。

その間、防災無線も何度となく流され、携帯電話にもエリアメールを中心に注意メールが来ており、その地域には早い段階で避難指示が出ておりました。しかし、その方は、耳が聞こえないため雨の音さえ聞こえず、自宅前が川のようにになっていることにも察知できなかった。避難することができず、皆さんに心配をかけて本当に申し訳なかったと私におっしゃってくださいました。

私は、その話をきっかけに、香南市にある約90戸の聴覚障害者、難聴者の御自宅に、目で見える防災無線の設置を3年かかり取りつけにこぎ着けました。香南市には現在約1万3,000世帯あります。その中の僅か90世帯への支援でありましたが、私の議会人としての原点はそこにございます。大勢の民意を反映させることも我々の仕事ではありますが、私は常に小さな声にも耳を傾け、小さな声を聞く力を持って仕事に邁進したいと思います。

さて、国外の情勢は一層に厳しさを増し、ロシアのウクライナ侵攻が始まり約3か月半となりました。このような長い状況を誰が予想していたでしょうか。戦禍では罪のない民間人が巻き込まれ、その中には妊婦や子供たちも巻き込まれています。悲惨な状況に心が痛みます。また、それによる燃油料の高騰による物価や資材

の高騰は、我が高知県でも1次産業に大きなダメージを与え、様々な業種に影響を与えるなど事態は深刻であると言えます。

香南市の農業者からも、重油の高騰が止まらず資材が高騰し、新しいビニールハウスの建設の見積金額が見積書を作成してもらったときは異なる高級すし店の時価のような状況になり、行き先の見えない不安な状況に陥っているという話も伺っております。また、メロン農家では、A級品のメロンの玉が9割出来上がって初めて黒字が出る、8割しかできなければ赤字で、何のために働いているのか分からないという悲痛な声も聞こえております。高知県の基幹産業である1次産業を何としても守らなければならない、待ったなしの状況であると言えます。

何としてもこのコロナ禍からの経済の回復をせねばなりません。そして、現在のこの重油高騰の状況からも経済を回復する、その強い思いで、まず1つ目の質問は関西戦略について伺いをいたします。

知事は御就任以来、コロナ禍の対応が業務のほとんどとなられ、関西圏に強い知事本来の手腕をなかなか発揮できない中、関西戦略を打ち出し、経済の回復のために知事が推進しておられる産業振興計画がございます。

そこで、まず令和2年度から5年度まで計画されている第4期産業振興計画のこれまでの取組と成果について知事にお伺いをいたします。

関西圏においては、令和7年開催の大阪・関西万博など大規模プロジェクトを契機として、経済活力がますます高まることが見込まれております。こうした関西圏の経済活力を本県の経済の活性化につなげていくため、令和3年3月に関西・高知経済連携強化戦略、すなわち関西戦略を策定し、現在取組を進められております。

知事を筆頭に、県の重要施策と位置づけ取り組んでおられますが、その一方で、農家など地

域の生産者や事業者の方からは、関西戦略という言葉はよく聞こえてくるが、具体的にどのような取組を行っているのか分かりづらいという声もお聞きいたします。また、関西圏への売込みに当たっては、地域の生産者や事業者にも近い市町村との連携が重要であると考えます。

そこで、関西戦略を推進するに当たって、これまで以上に、市町村や関西圏に販路を拡大しようとする事業者などを巻き込んだ取組が必要と考えますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

次に、関西戦略における観光推進プロジェクトについてお尋ねいたします。観光推進プロジェクトの一つに、大阪・関西万博に来られた訪日外国人旅行者に高知へ観光に来てくれるようにPRをすることが明記されております。

しかし、大阪のすぐ近くには、外国人にも今も変わらず根強い人気の京都や奈良が電車1本の距離にあるわけですが、その超人気観光地とどうさび分けをし誘客を図るのか、観光振興部長にお伺いいたします。

2つ目の質問に移ります。子供は国の宝、高知県の宝であります。コロナ禍で日本は、児童生徒の自殺は過去最多を迎え、女性の自殺も2年連続で増加、妊産婦、産後の死亡原因の1位が自殺となり、子供の虐待、いじめの件数は戦後最悪となり、子供やその周りを取り巻く環境も待ったなしの状況にあります。

来年度、国が設置を決めましたこども家庭庁ですが、こども家庭庁は子供の医療、教育、療育、福祉に横串を刺す省庁で、こどもまんなか社会の実現に向け大変期待をするところであり、そのこども家庭庁に関連しまして、2項目質問をいたします。

2019年11月29日、参議院本会議において、母子保健法の一部を改正する法律案、産後ケア法案が全会一致で可決、成立をいたしました。産

産後ケアとは、出産を終え、お母さんの心と体を回復させ、子育て環境を整えてもらうための包括的なケアのことをいいます。近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって産前産後の身体的、精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立の中で育児を行うお母さんが少なくありません。産後の母子に対し心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を確保することが、かつてなく重要な政策課題となっています。

しかしながら、市町村が行う産後ケア事業については、国庫補助が行われていたものの、自治体ごとの取組状況に差が生まれておりました。これまで市町村の予算事業として行われてきた産後ケア事業を初めて法制化することにより、生後1年以内の母子を対象とする産後ケア事業の実施が2021年4月1日から市町村の努力義務となりました。産後ケア事業が全国に普及し、母子愛着形成、少子化対策、虐待防止などに資する機能を大いに発揮していくことに期待をいたします。

近年の核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって産前産後の身体的、精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤独感を抱いたり、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況であります。産前産後の母親の育児不安や鬱状態が子供の虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活をしている地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題であります。

育児不安等を抱える産後1年以内の母親とその子供を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定の促進をするとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるように支援する

産後ケア事業の全国展開を図ることを目的とされている法です。

私が香南市総合子育て支援センター「にこなん」で見学した産後ケアのバランスボール運動では、理学療法士の先生によるバランスボール教室で、お母さんに抱かれて赤ちゃんも一緒にバランスボールの上で弾み、にこにこにこ親子ともに楽しそうに過ごされておりました。また、お母さんが楽しそうにしていることが赤ちゃんにも伝わり、教室が終わるまで、すやすやとずっと眠り続ける赤ちゃんもおりました。まさにこれこそが産後ケア、産後の母親の心と体を整えることであります。

しかし、その現場で心配の声を聞くこともありました。御主人さんが、出張が多いお仕事で、県外から移住されてきており、この子育て支援センターにたどり着くまでは子供と2人、24時間子育てとして向き合いながら、母親もまた心身ともに疲労し、ある日真っ暗な部屋の中で子供と2人でいた、これではいけない、ママ友をつくりたい、誰かに話をしたい、私が子育てに疲れていることを分かってくれる人に話をしたいとたどり着いたのが、子育て支援センター「にこなん」でしたというお話を教えてくださいました。

国の少子化社会対策大綱においても、妊娠期から出産まで切れ目のない支援を実現するために、2024年度末までに全ての市町村で産後ケア事業の展開を目指すとされています。赤ちゃんを産んだお母さんが心身ともに健康を取り戻し、もう一人産みたくなる体づくりをすることが大切であると考えています。

知事の提案説明において、妊娠期から乳幼児期まで継続的にサポートをする子育て世代包括支援センターの設置が県下全域に整ったとお話があり、大変心強く感じておりますが、今後はこのようなケアを充実させ、多くのお母さんに

利用していただくことも重要な課題であります。

産後ケア事業に関する県内の市町村の取組状況をお伺いいたします。また、あわせて市町村との連携も含めた県としての取組を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

さて、次に不妊治療助成金についてお伺いをいたします。開会日の挨拶でも申し上げましたが、私は長い不妊治療の末、子供を授かることができず、夫と話し合い、諦めたという経緯がございます。不妊治療は当時は保険の適用がなく、1度の診察でも1万円ほどの出費で、検査や妊娠への準備段階の診察ともなると、1回の診察が3万円を超える日もありました。

私が不妊治療をしていた当時は、タイミング治療という治療から段階を経て顕微授精、体外受精へとその段階を経るごとに、さらに高額の治療費がかかっておりました。私は、経済的なことから顕微授精までしか行っておりませんが、不妊治療とは、経験した御夫婦にしか分からない経済的負担以上の精神的負担のかかる治療です。

現在治療中の方のプライバシーの問題になりますから、詳しい治療法はここでは申し上げますが、男性、女性ともに心身がとても疲労する治療です。それに加えて、不妊治療が終わるのは子供が授かったときか、私のように諦めたときです。ですから、あまり周りには治療をしていることを話しません。実際、私が治療をしているときは、不妊の夫婦の約8割が男性、女性ともに全く原因がないと言われておりました。

さらに、その原因がないということが諦め切れない原動力になり、長い不妊治療が続くケースが多くなります。原因がないため、これといった頑張りようもなく、かといって原因がないため諦め切れない。次は授かるかもしれない、この次は大丈夫かもしれない、やっと授かった、でも駄目だった。どんどんと夫婦ともに孤独に

なります。子供を授かるという結果が残せなかったらどうしようという不安がずっとあり、職場や友人にも、ましてや親でさえもなかなかオープンには話せません。私もその一人でありました。

6月4日の高知新聞にも掲載されておりましたが、厚生労働省の統計によりますと、女性1人が生涯に産む子供の推定人数、合計特殊出生率は1.30人で、前年比で0.03ポイント減少し、6年連続で減少しています。ただ、高知県の2021年合計特殊出生率は、前年より0.02ポイントと僅かではあるものの増加しており、1.45と発表され、47都道府県のうち14位でありました。

令和4年からは、念願の不妊治療が保険適用化されました。経済的な負担が相当軽くなると予想され、安堵したところがございます。所得の低い若いうちから不妊治療ができるようになるのではとうれしく思います。ただ、全ての治療に保険が適用されるわけではありませんし、選ぶ治療や選ぶ薬によっては保険が適用されないものもあります。つまりは、現在も経済的負担を強いられながらも治療を続けておられる方がいらっしゃるということです。

私は、少子化対策の要として、高知県は全国的にも先進的に子育て支援の1つ手前の段階の子供授かり支援に力を入れて取り組んでいただきたいと願っています。例えば、県庁の職員の方々に不妊治療をされておられる方がいるかもしれません。高知県は、子供を授かることを応援し、そしてまた子供を授かることを応援する企業を県内に増やすことにより、少子化へのブレーキとなっていきたい。高知県だからこそ赤ちゃんを授かれた、高知で赤ちゃんを産んでよかった、そう若い世代に言ってもらえる、そんな世代を増やすよう努力をしていただきたいと思います。

北海道の旭岳の麓に東川町という小さな人口

約8,000人の町があります。東川町は、10年以上前の平成23年から不妊治療に関する助成金の全額を町が負担しております。東川町は、1994年の3月約6,900人だった人口が約25年、2020年には8,380人と約22%も人口が増加をしています。その人口増加には、不妊治療が全額負担だから引っ越してきたという人ばかりではありませんが、その中には多くの方が隣町から、すぐ近くの市町村から、不妊治療に関する助成金が全額負担なので引っ越してきたという若い世代が多いと役場の方に伺いました。そして、平成23年から不妊治療の実施件数が41件ありまして、東川町で28名の新しい命が誕生しているという実績もございます。

そこでお伺いをいたします。現在の不妊治療に関する助成金の状況についてお伺いするのに併せて、子供を授かる支援の強化について県の御所見を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

3つ目の質問は、南海トラフ巨大地震に備えての避難方法、避難所運営についてお伺いをいたします。私の住む香南市でも国や県から補助を受け、避難タワーが順次建設をされ、香南市だけでも現在21基が完成し、残りの3件の計画がございます。ある一定のハード面は整備が進んでいると思われるところでございますが、ソフト面は市町村に任せて、なかなか進んでいないというイメージの中、県民の皆様から、その中でも特に女性の方から寄せられる質問がございます。女性の視点を生かした防災活動の推進、ペット同伴避難、要配慮者やジェンダーを意識した避難所運営、内閣府がガイドラインにも掲載している車中泊避難についてお伺いをいたします。

まず、女性の視点に立った避難所運営及び避難者の支援の推進について質問をいたします。私は、女性として避難所や防災対策の現場でしっ

かりと対応、発信ができるよう、防災士の資格を取得いたしました。防災士取得時の講習の中では、避難時の備蓄品の食品に乾パンがどこの市町村もあるかと思いますが、食物栄養の先生が災害備蓄品の中には甘いものを保管しましょうと教えていただきました。

そこで、女性の声を避難所運営に活かされているか、危機管理部長にお伺いをいたします。

また、東日本大震災で出た課題の中に、自主防災組織は高齢男性が中心であるために、多様な視点が欠如したり、性の分業の固定化が懸念されました。例えば清掃や炊き出しは女性だけが担い、掃除が一部の人に集中するなど、日常から男女共同参画が重要と見られる事案がございました。そういった視点からも女性の視点を生かした防災活動を日頃から推奨することが必要です。

そこで、障害のある方や性的マイノリティーの方への避難所での対応について、県は市町村と連携をして取り組まれているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害など今まで多発した災害現場で浮き彫りになった課題について質問をいたします。現在も多くの自治体が、避難所へのペットの避難は同行避難、つまり避難所には連れては行けるが、ペットは屋外であったり、敷地の隅にケージに入れておかなければならないので、避難をためらったり、あるいは危険を承知で崩れそうな自宅に残してきたペットの世話に戻る、そういった行動が見られてきました。

岡山県の真備町では豪雨災害時、ペットと同行避難をしてきた高齢者が、飼い主と離れ離れの住居スペースであるため慣れない避難生活に犬が無駄ぼえをしたり、避難住民から苦情が出て、やむを得ずペットと一緒に屋外で寝泊まりをしなければならない状況になり、飼い主が熱

中症で救急搬送され、二次災害や二次被害が起きるという現状があることを承知しておられますでしょうか。また、ペットを避難所に連れていけない現状から避難をためらい、倒壊するかもしれないおそれのある自宅にとどまるケースもございました。

岡山県総社市の片岡市長は、西日本豪雨災害時にペットを連れた市民が避難をする場所がないことから、市長室を自ら明け渡し、飼い主とペットを同伴させて共に過ごす空間として避難をさせています。

議長、ちょっと……。

○仮議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩



午後2時再開

○仮議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱口涼子議員の質問を再開いたします。

（1番濱口涼子君登壇）

○1番（濱口涼子君） 皆様、大変失礼をいたしまして御心配おかけいたしました。ありがとうございました。それでは、引き続き質問をさせていただきます。と思っています。

日常から男女共同参画が重要と見られる事案もあります。そういった観点で障害のある方や性的マイノリティーの方への避難所での対応について、県は市町村と連携して取り組まれておられるのかを危機管理部長にお伺いしたいと思います。

次に、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨などで、今まで多発した災害の現場で浮き彫りになった課題でございます。現在も多くの自治体が、避難所へのペットの避難は同行避難、つまり避難所に連れては行けるが、ペットは屋外

であったり、敷地の隅にケージに入れておかなければならないので、避難をためらったり、あるいは危険を承知で崩れそうな自宅に残してきたペットの世話に戻る、そういった行動が見られました。

そんな中、岡山県の総社市の片岡市長は、西日本豪雨災害時にペットを連れた市民が避難する場所がないことから、市長室を自ら明け渡し、飼い主とペットを同伴させて共に過ごす空間として避難をさせています。それ以来、全国初のペットと同伴避難できる避難所も開設をしております。昨年の豪雨による避難所開設時も、ペットと同伴できる避難所を開設し、現在は避難所運営マニュアルにもペット避難という項目がございます。様々なルール決めがされており、最も重要な盲導犬や介助犬はペットではない、障害者のパートナーですという説明もございます。

総社市だけではなく、全国的にも少しずつ自治体が取組を始めている事例でございますが、ペット同伴避難は、ただ犬や猫を避難所に連れてきて、どこでも避難生活ができるものではないということを正しく示し、犬や猫が大好きな人の対策ではなく、むしろ犬や猫が苦手な猫アレルギーがあるような方のためにも、きちんと避難場所を区切り、正しく取り組まなければならないと考えています。

都道府県全体で取り組んでおられる自治体はまだないようでございますが、現在検討しておられることがございましたら、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、車中泊避難の推奨について現状をお伺いいたします。避難所といえば体育館で雑魚寝をするというイメージが主であります。体育館での共同生活はプライバシーがほとんどないと考えられ、赤ちゃんを連れた家族や障害がある方など、周りの方に気を遣いながら過ごされているということもございます。

車中泊避難はエコノミークラス症候群の死亡事例の報告もあることから、車中泊避難は控えるようにというのが一般的でありました。しかし、新型コロナウイルス感染予防の観点から、避難所で感染リスクを恐れ、車中泊避難はさらに増加することが確実視されております。

エコノミークラス症候群での死亡リスクがあるとはいえ、エコノミークラス症候群の予防は容易で、少し注意を払えば十分に予防が可能です。車中泊避難であれば、知的障害やぜんそく、赤ちゃんの夜泣きなど、周りの避難者に気を遣わずに個室で過ごすことができます。先ほどの質問の、ペットと同伴の避難もすることが可能になるため、大変有効的な避難の方法であるというふうに考えます。

令和2年の10月に土森正一議員が新型コロナウイルス感染対策における避難生活の車中泊避難についての御所見をお伺いしておりますが、危機管理部長のお答えは、当時は避難所への車による避難は駐車スペースに限りがあるため原則として認めておらず、要配慮者の方々などやむを得ない事情がある場合に限定して認めるとお答えになられております。

そこでお伺いいたします。車中泊避難のニーズがあるのにもかかわらず、なかなか県内で広まらないことについて、県の御所見を危機管理部長にお伺いいたします。

続いての質問は、地域アクションプランの香南市のアクションプランについてお伺いをいたします。まず、物部川地域アクションプランの11、ヤ・シィパークのことについてお伺いをいたします。ヤ・シィパークは、2021年から海水浴場にユニバーサルビーチを定期的に設置し、どのような方でも海で遊べるような活動を始めています。昨年、ヤ・シィパークで開催されたユニバーサルビーチを見学に行ってきましたが、県内から車椅子のお客さんを招き、通常でした

ら車椅子では砂浜に行くことができないのですが、専用のマットを砂浜に敷き、そのマットの上を車椅子の方が自ら走行し、波打ち際まで行く、参加された方は、何十年ぶりに波打ち際まで来ましたと大変喜んでおられました。

県の観光振興部が運営する高知のバリアフリー観光というホームページにも掲載されており、本日の高知新聞にも掲載されておりましたが、ユニバーサル、バリアフリー観光もこのゴールデンウィークを含め多くの問合せがあつてございます。日本初のユニバーサルビーチが兵庫県須磨海岸にあります。それに続き日本2番目のユニバーサルビーチの常設化を願うところであります。

また、土日には大勢の子連れでにぎわうことも広場のほうでも、インクルーシブ公園の実現に向け取り組まれております。あらゆる人が排除されたりしないよう、どんな子供でも、どんな人でも誰でも遊べるように工夫されている公園のことをインクルーシブ公園といい、車椅子のままで遊具に乗れたり、また車椅子でも通りやすい迷路などの遊べる公園もある、東京ではそういった先進的な公園も進んでおります。ヤ・シィパークでもぜひ障害があってもなくても、子供でもお年寄りでも、誰でもが楽しめる公園になることを願っています。

そこでお尋ねいたします。令和4年度の地域アクションプランのナンバー11にもありますが、ヤ・シィパークを核とする地域の活性化の推進について、今後の展開等御所見を産業振興推進部長にお伺いいたします。

続いて、地域アクションプランの13、香南市野市町中心商店街の振興についても、今後香南市では商店街の振興のため協議会を立ち上げ、中心市街地活性化計画を策定し、空き店舗を利用した新事業などに取り組んでいくと伺っておりますが、こちらに関して県としてはどういっ

た支援を行っていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

最後の質問は、新型コロナウイルスの蔓延により、世界中が未曾有のダメージを受け、この日本、高知県でも随分と様々な価値観や事柄が変化しました。しかし、そのコロナ禍でも大変よかったと言えることは、自宅で仕事をしたり、大学生はオンライン授業が行われるなど、社会のデジタル化が急速に進んだことと言えると思います。デジタル社会が進むにつれ、若い世代はある一定の進化を続けておりますが、本日は中山間地域に暮らす高齢者のためのデジタル化について質問をいたします。

高齢者のためのデジタル化といいますと、一見大変ハードルが高く、難しいことのように聞こえますが、スマートフォンやパソコンがない人は一体どうするのかという二極化が懸念され、その人たちを不便なままで置き去りにしがちな社会から切り離すのかという一定の議論がなされるかと思いますが、私はそうでないと思っています。

5年先、10年先の高知県は、団塊の世代と言われる私の父の世代が80歳を過ぎます。私の父の世代はスマートフォンを使います。パソコンを使いこなす方もいらっしゃいます。パソコンやスマートフォンを持っておられる皆様が、10年先そのパソコンやスマートフォンを使いこなすことにより、超高齢化社会を迎えたときに、自治体も様々な職員の業務が軽減されるのではないのでしょうか。現に社会福祉協議会の職員など現場におられる職員さんは、10年先の高齢者の数と今の職員の数、このままでは現場はパンクするのではないかと不安を抱えていらっしゃるのが現状です。

だからこそ、中山間地域で暮らす高齢者の皆さんが生き生きと住み続けられるために、様々な課題に対してデジタル技術の活用を進めなけ

ればなりません。それが私の申すところの高齢者を助ける優しいデジタル社会の実現ということでもあります。

現在、中山間地域の対策として、香美市は積極的にそのデジタル化に取り組んでおられます。ICTを活用し、店員の方が装着する眼鏡型のスマートグラス越しに、自宅にいる高齢者がスーパーの中を見ることができて、スマートグラスについてのマイクで店員さんと話しながら買物をし、籠に入れてもらい配達をしてもらい、そういった取組も進められています。スマートグラス越しのデジタルショッピングは、長野県でも実証実験が始まっておりますし、今後香美市や全国の動きに注視して連携し、ぜひとも超高齢化社会が目の前に迫った高知県だからこそ、早い段階から積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その件に関しまして、中山間地域で高齢者の皆さんが生き生きと暮らすための、皆さんの10年後をどのように考え、高齢者の皆さんへの優しいデジタル化をどのように進めるのか、最後に知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1質問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 濱口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第4期産業振興計画のこれまでの取組と成果についてどうかというお尋ねがございました。

第4期の産業振興計画は、県経済の持続的な発展を成し遂げていくということを目的といたしまして、付加価値や労働生産性の高い産業を育むということを戦略の方向性として定めて、令和2年4月にスタートいたしました。しかしながら、その直前に始まりました新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、例えば県産品の商談会でございますとか、観光のイベントな

どが中止となるといった形で、各分野の取組が大きな影響を受けたところでございます。

この感染拡大が何度も波を繰り返し、また長期にわたるといことがございましたので、この間テレワークの導入が進む、あるいは地方への新しい人の流れが起きるといった社会経済構造の変化が全国的に発生をしたというふうに考えております。そのために、こうした変化に対応すべく、令和3年度からはこの計画の新たな方向性として、ウイズコロナ・アフターコロナ時代への対応という項を加えることといたしたところでございます。

こうした2つの方向性の下で、これまで取組を進めてまいりましたけれども、コロナ禍の長期化によりまして、観光関連産業を中心に大きく落ち込みが見られ、大変厳しい状況となっていると言ってしまうのではないと存じます。

一方で、様々な工夫を重ねて取組を進めてまいりました結果、この成果が表れてきている分野もあると考えております。例えば、農業の分野におきましては、デジタル技術を活用しましたデータ駆動型農業に取り組む農家も拡大をするということになっておりまして、生産性向上に向けた取組が着実に進んでおります。

また、外商の分野におきましては、地産外商公社の活動を契機といたしました成約金額が、昨年度は過去最高を更新いたしました。さらに、防災関連産業の売上額も初めて100億円の大台を突破するというような成果が上がっております。さらに申しますと、昨年度の本県への県外からの移住者数は、過去最多となっているという状況でございます。

こうした成果が上がっている分野もございません。今後は、ウイズコロナ、アフターコロナにおきまして、成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化によりますイノベーションの創出といった新たな取組を展開い

たしまして、県経済の早期の回復を目指してまいる考えであります。

次に、中山間地域に暮らします高齢者の方々のためのデジタル化がどうかということについてのお尋ねがございました。

私が目指しますデジタル社会の姿は、日常のあらゆるシーンにデジタル化の恩恵が及ぶと、そして暮らし方、働き方、そういったものが一変すると、そういう社会でございまして。そして、このデジタル技術は、本県などの、都市部というよりはむしろ地方部においてこそ必要かつ有効なものだというふうに考えておりまして、社会課題の解決に活用すべき手段になるということをかねて申し上げてまいりました。

今月の7日に公表されました国のデジタル田園都市国家構想基本方針におきましても、デジタル技術は地方の社会課題を解決するための鍵であるといった考え方が示されております。中山間地域におきまして、地理的なハンディキャップを抱えます高齢者の方々が、デジタル化の技術によりまして都市部と遜色のない生活ができると、そんな未来をつくっていききたいというふうに考えております。

こうした中でございまして、昨年度実施をいたしました中山間地域の集落実態調査におきましては、日常生活の不便さあるいは集落機能の低下といった、高齢者の暮らしをはじめとする中山間地域の課題が再確認をされたところでありまして、また、医療や介護、防災といった分野におきましても、デジタル技術の活用を望む声が聞かれたところでございます。こうした実態調査の結果を踏まえまして、本年度から新たな中山間対策の一つの柱として、デジタル技術の活用という点を位置づけました。こうした観点に立って地域に暮らし続けられるための取組を進めているところであります。

具体的な取組を幾つか御紹介いたしますと、

1つにはドローンを活用して生活物資を運搬していくというような取組、あるいは位置情報システムを搭載いたしました電動車を導入いたしました新たな移動手段を確保すると、こういった観点からの実証事業に中山間地域で取り組むということを今年度から始めております。

また、医療の分野におきましては、医療機器を備えました車両で看護師さんが患者さんの御自宅などを巡回しながら、オンラインでの診療ですとか服薬の指導を提供すると、こういった取組をこれは本年度から支援することといたしております。今後、こうした取組につきまして、早期にいわゆる社会実装を進め、その上で県内の各地に広げていきたいというふうに考えております。

さらに、高齢者をはじめといたします中山間地域に暮らします県民の皆さんが、より便利で、より豊かな社会を実感していただけますように、ただいま申し上げましたような実証事業のほかにも、デジタル化の観点から、暮らしや産業に関わる様々な課題につきましてチャレンジをしてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、関西戦略の推進における市町村や事業者などを巻き込んだ取組についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、関西戦略の推進に当たっては、県だけで行うのではなく、市町村や事業者など関係者が一丸となって取り組むことが大変重要であると考えております。

そのため、昨年度は市長会や町村会の会合でお時間を頂戴し、関西戦略の趣旨を御説明いたしますとともに、市町村長が個別にお持ちのネットワークを共有させていただきたいとお願いいたしました。その結果、大阪・関西万博の会場デザインプロデューサーを御紹介いただき、

会場デザインのコンセプトなどを直接お伺いすることができました。また、市町村長からは、一緒に活動するのでいつでも声をかけてほしいというありがたいお言葉も頂戴いたしました。

一方、日頃関西との取引を行う県内の事業者や有識者に参画いただきました関西圏外商強化対策協議会におきまして、外商活動の効果的な取組について現在協議を行っているところでございます。この協議結果などを踏まえ、8月下旬をめどに、より効果的な外商強化策を取りまとめ、市町村をはじめ事業者や県民の皆様幅広く公表することとしております。

また、本年9月には関西圏との経済連携がもたらす高知県経済への期待というのをテーマにいたしまして、大規模開発や万博の準備で活気づく関西圏の現状などを紹介するシンポジウムを開催し、より多くの事業者の皆様に参加いただけるよう、機運の醸成を図ってまいります。

今後、関西における高知県産品の周知を図るイベントも計画してございまして、そうした場面においては、市町村や意欲のある事業者の皆様にも御参加いただき、オール高知でワンチームとなって推進をしてまいります。

次に、ヤ・シィパークを核とする地域の活性化の推進についてお尋ねがございました。

この地域アクションプランは、ヤ・シィパークを核として道の駅やすでの地場産品の販売に加え、恵まれた環境を生かし県内外からの観光客誘致を図ることなどにより、地域の活性化につなげようとするものでございます。

県では、これまでも香南市や関係団体などと連携をしながら、海岸緑地公園としての様々な整備を行いますとともに、香南市が行います施設整備に対する支援を行ってまいりました。その結果、平成27年には東側エリアに加工所兼店舗が整備されましたほか、令和2年6月には香南市から安芸市までのサイクリングロードが全

線開通をしております。加えまして、先月にはヤ・シィパーク内にレンタサイクル施設がオープンするなど、地域の拠点施設としての機能が充実してきております。

こうした中、新たな動きといたしまして、お話にもございましたように、お年寄りや障害がある方など、誰もが楽しめるユニバーサルデザインによるインクルーシブ公園を目指した検討も始まっております。ヤ・シィパークは、海水浴などのマリレジャーやサイクリングなど多様なアクティビティーが体験できるほか、周辺には、のいち動物公園やワイナリーといった観光スポットが存在しますとともに、三宝山周辺の開発が進められておりますことから、観光拠点としてのポテンシャルは大変高いというふうに考えております。

このため、今後も引き続き香南市をはじめ関係団体の皆様と連携をいたしまして、インクルーシブ公園を目指した取組の推進や、東部地域への誘導を促す拠点施設としてのさらなる役割の検討など、地域の活性化に寄与するよう取り組んでまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 万博を訪れる外国人旅行者の誘客戦略についてお尋ねがございました。

大阪・関西万博に来場する訪日外国人の数は約350万人と見込まれており、その中でも万博に行くことを主な目的で訪日される方々と、観光が目的で万博に立ち寄るといった方々とほぼ同じ割合で、大きくはこの2つの層に分かれると言われております。

今回の大阪万博のテーマなどを勘案しますと、まず万博に参加することが目的で来日される方を高知県に誘客するためには、万博事業の中身に高知県を関連づけていくことが重要だと考えています。現在、企業パビリオンやテーマ館な

ど万博の中に少しでも多く高知県が関わっていけるよう、様々なルートを通じて万博の関係者へのアプローチや働きかけを行っているところです。

一方、観光を主な目的とする来場者につきましては、議員からも御指摘がございましたように、そもそも大阪周辺には外国人に人気のある有名な観光地が多くございますし、中国地方や九州、東海、北陸など他の地域との激しい競合も想定しなければなりません。これまでの戦略としましては、大阪観光局とのつながりを生かしまして、大阪の都市型観光と、大阪にはない本県の自然・体験型の観光を組み合わせ、両方の魅力を満喫できる旅行の発信といったことに重点を置きまして取り組んでまいりました。また、四国全体で誘客を図ることも重要でありますので、四国の他県との連携の下、四国ツーリズム創造機構などを通じた四国周遊促進策も併せて進めているところでございます。

しかしながら、今後、より多くの外国人に本県に来ていただくためには、本県が訪日旅行の目的地となるような相当強いコンテンツを打ち出していく必要があります、その点が本県観光の大きな課題であるというふうに認識をしております。現在、国内外の有識者をはじめ関西でのアドバイザー会議などでいただいた御意見なども参考に、また世界の潮流でもありますサステナブルな視点も踏まえまして、新たな本県の国際観光の基軸づくりを今進めているところであります。

3年後に迫っている大阪万博に向けまして、外国人に強く訴求できる本県ならではの強いコンテンツについて検討を急ぎ、遅くとも年内には一定の方向性を打ち出したいというふうに思っています。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、産

後ケア事業に関する市町村の取組状況と、市町村と連携した県の取組についてお尋ねがございました。

産後は、母親のホルモンバランスの急激な変化による心身の不調や、思いどおりにならない育児などにより孤立感が高まるなど、母子の健康に特に配慮を必要とする大切な時期となっております。産後ケアは、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、育児不安を解消し、産後鬱の発症や子供の虐待の予防につなげるなど大変重要な取組でございます。

母子保健法の改正により、令和3年4月から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされ、国は令和6年度末までに全国で展開することを目標に掲げておりますが、本県では既に令和2年10月から全ての市町村で実施をしております。一方、産後ケア事業はスタートして間もないため、本県における令和2年度の利用者は出産された方の7%にとどまっていることが課題となっております。市町村からは、面談や訪問など様々な機会を捉えて周知をしているものの、その効果が十分に浸透しておらず、利用につながないとの声もお聞きしております。

産後ケアは、母親が育児に自信を持ち、前向きに取り組むようになるための支援であり、特別な支援ではなく、全ての母親が受けるべきケアと考えております。このため県としましては、今年度産後ケアに関するPR動画を作成し、市町村の保健師等が妊産婦との面談や訪問、両親学級等において動画を活用いただき、直接その重要性を分かりやすく伝えることにより、産後ケアの利用を促すよう支援をしております。

また、県の子育て支援サイトや広報紙を通じて、広く県民の皆さんへの周知と理解の促進に努めてまいります。あわせて、産後ケアの第一人者を講師とした研修会を実施し、市町村が行うケアの種類や内容の充実を支援してまいりま

す。

今後も産後ケアの一層の充実を図り、市町村と連携して全ての家庭が子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、不妊治療に関する助成金の状況と、子供を授かる支援の強化についてお尋ねがございました。

深刻な少子化が進む中、子供を持つことを切望する方々の希望を一人でも多くかなえることができるよう、県ではこれまでも体外受精など経済的な負担が大きい不妊治療に対しまして、独自の助成を行ってきたところです。本年4月からは不妊治療が保険適用となったため、経済面での過重な負担が軽減され、多くの方が治療に取り組みやすい状況となりました。

一方、保険の適用は全国一律の制度であるため、一人一人の実情に沿ったきめ細かな支援が大切ですので、引き続き本県独自の助成を行うこととしております。具体的には、保険の適用とならない43歳以上の方につきましては、全国で唯一助成の対象としております。また、保険が適用された治療の中で、従来より自己負担の増加が見込まれる一部の治療に対しましても、県独自の助成を行うなど、きめ細かく対応しております。

他方、試験段階にある先進医療は、現在は保険が適用されず、自己負担となっておりますが、保険診療との併用が認められる治療に限って一部助成を行っている県もございます。国においては、先進医療の将来的な保険適用に向けて、安全性、有効性等の審査評価を進めておりますので、県としましては国や他県等の動向も踏まえ、引き続き、治療を希望する方の御意見もお聞きしながら、より効果的な助成制度の在り方について検討を進めてまいります。

あわせて、不妊治療は経済的な負担に加え精神的な負担も大きく、平成29年度の国の調査で

は、不妊治療経験者の16%が仕事と両立ができずに離職している状況もございます。このため、職場における不妊治療への理解を深めていただくため、高知県ワークライフバランス推進認証企業や高知家の出会い・結婚・子育て応援団登録企業等に対しまして、不妊治療に関する周知・啓発や情報提供を行ってまいります。

子供を授かりたいと願う方々の希望を一人でも多くかなえるため、引き続きしっかりと取組を進めてまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、女性の声が避難所運営に活かされているのか、お尋ねがございました。

県が平成26年度に作成した避難所の運営マニュアル作成の手引では、避難所運営に女性が積極的に参画することによって、女性ならではの視点により、乳幼児や子供のいる家庭への配慮など、よりきめ細かな対応が可能になるといった基本的な考え方を示しています。その上で、トイレや洗濯、入浴などについて、女性が安心して気兼ねなく利用できるようにすることなど、女性に配慮すべき事項も明記をしています。

令和元年度には、学識経験者や市町村職員を委員とした、一般の避難所における要配慮者の受入・支援に関する検討会を立ち上げ、要配慮者に対応するための避難所運営の手引と、要配慮者の特性に応じた支援ガイドを作成しました。この検討会では、5名の女性の委員から、妊産婦の対応は女性が担当することや、プライバシーの確保が重要であること、乳幼児が遊べる玩具の準備も想定しておくことなど、女性の視点での意見をいただき、手引やガイドに反映しております。

このように、これまでも避難所の運営に女性の視点を取り入れるように留意してまいりました。今後も、女性も参加した訓練を積み重ね、

実効性を検証するなど、女性の視点を生かした防災の取組を進めてまいります。

次に、障害のある方や性的マイノリティーの方への避難所での対応について、市町村と連携して取り組んでいるのか、お尋ねがありました。

避難所における障害のある方や高齢者など要配慮者への対応につきましては、避難所運営の手引と支援ガイドを作成するなど、市町村とも連携して取組を進めております。具体的には、この手引などを活用し、避難所の運営マニュアルをバージョンアップしていただくため、各地域で市町村への説明会を開催するとともに、南海トラフ地震対策推進地域本部による市町村のサポートも行っております。

また、今年3月にはこの手引などを基に、市町村職員や住民の皆さんに参加していただき、要配慮者の特性に応じた対応方法を紹介するDVDを作成いたしました。今後、避難所の運営訓練などを通じて要配慮者の円滑な受入れが行えるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

一方、性的マイノリティーの方への対応につきましては、国の指針等が示されていないことや、他県の先進的な事例が見当たらないことから、県の支援ガイドには記載できておりません。今後は、国の動向を注視するとともに、他県とも情報交換を行いながら、避難所における性的マイノリティーの方に対する配慮の在り方について、市町村と共に検討してまいりたいと考えています。

最後に、車中泊避難についてお尋ねがございました。

地震の発生直後に車で避難することは、渋滞により避難路を塞いでしまうなど、確実な避難ができなくなることから、推奨はしておりません。また、風水害時においては、多くの避難所は駐車スペースに限りがあるため、避難所への

車による避難は、要配慮者を抱える家族などやむを得ない理由がある場合としています。

一方、避難生活では、車中泊は密になりやすい避難所と比べてプライバシーが確保できること、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが低いといったメリットがあります。このため、風水害時に加え、南海トラフ地震発生の可能性の高まりを知らせる臨時情報が発表された場合など、避難に時間的な余裕がある場合には車で移動して、車中泊をすることが想定されます。

既に一部の市町村では車中泊避難を想定した訓練を実施していますし、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後に実施を検討している市町村もあります。また、県でも、先月開催しました防災フェスティバルにおいて、多様な避難の一つの事例として、災害時における協定を締結している自動車販売業者に協力をいただき、車中泊避難ができる車の展示を行ったところです。

今後、大雨や台風時に車中泊避難を選択される方は増加することが想定されますので、その対応を検討しておく必要があります。例えば、避難所周辺で空き地などの駐車スペースを確保することや、エコノミークラス症候群の発症予防の啓発、避難所との連絡体制の在り方、さらには車を利用する場合のマナー、こういったものを検討していく必要がありますので、今後市町村と共に車中泊避難のルールづくりについて検討してまいりたいと思っております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) ペットとの同伴避難に関して現在検討していることがあるかとお尋ねがございました。

県では、平成28年に地域の皆様が協力して避難所を開設し、運営していただくためのノウハウ集を作成し、その中でペットの受入れについて記述しております。このノウハウ集は、10か

所のモデル避難所における運営マニュアルから得られたノウハウを集めたものであり、各地域の実情に応じて、ペットの屋外受入れ、また屋外ですが屋根つき受入れなどの対応例を示しております。

このノウハウ集や、国の、人とペットの災害対策ガイドラインなどを参考に、これまでに作成された地域の避難所運営マニュアルでは、飼育場所や衛生管理などのルール、飼育者名簿の作成などを行うことが決められております。しかしながら、ペットを受け入れる多くの避難所は、国のガイドラインに沿った屋外での同行避難を前提としており、議員からお話のありました屋内でペットを受け入れる同伴避難が可能な避難所の整備にまでは至っておりません。

このため、県では、第5期南海トラフ地震対策行動計画において、各避難所での動物の飼育ルールの作成を掲げ、ペット同伴避難者への配慮、避難所内での動物飼育方法などについて獣医師会の協力を得ながら、同伴避難のルールづくりに取り組んでおります。

このほか、ペットを連れて安全に避難するためには、飼い主の皆様による事前の備えやペットの基本的なしつけ、健康管理を行うなどの準備が必要になります。このため、県のホームページに日頃の対策と備えとして、ペットの健康管理やしつけの留意点、ペットのための備蓄品の種類をお示するとともに、避難に関する啓発イベントやペットのしつけ方教室を開催するなど、スムーズな避難に向けた支援に取り組んでおります。

今後も、他県の先進的な事例や飼い主の皆様のお声をお聞きしながら、飼い主とペットの安全な避難体制の確立を図ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 商店街の振興に向けた支援についてお尋ねがございました。

商店街は、地域住民の日々の暮らしを支える基礎的なインフラであると同時に、様々な人が触れ合い交流するコミュニティーの場でもあり、それぞれの地域が維持・発展していく上で、なくてはならない存在だと考えております。このため県では、商店街等振興計画の策定に加え、策定後のにぎわいづくりや空き店舗対策などに、地元市町村とも連携して支援を行っているところです。

お尋ねのありました香南市では、7月1日に香南市中心市街地活性化協議会を立ち上げ、年度内に中心市街地活性化計画を策定する予定とお聞きしております。県といたしましても第1回の協議会から参画し、事業経営アドバイザーの派遣などを行い、計画策定に積極的に関わってまいります。また、策定後においても引き続き協議会に参画し、チャレンジショップの開設、運営への支援なども行ってまいります。

これまで課題となっておりました店舗兼住宅の活用につきましては、店舗部分と住居部分の分離工事に係る費用を市町村と共に助成するメニューを今年度新設しております。こうした事業が活用されまして、地元商店街のにぎわい創出に向けた取組などが着実かつ効果的に実行されますよう、香南市など関係機関と連携を密にし、しっかりと支援してまいります。

○1番（濱口涼子君） 2問目の質問は行いません。知事をはじめ大変丁寧な前向きな御回答をいただきまして、皆様本当にありがとうございました。中でも関西戦略に関しましては、オール高知、ワンチームで取り組んでいくというお答えをいただきまして、大変安心したところがございます。

私が今回質問させていただいた中には、市町村が取り組むべき内容もございました。しかしながら、あえて質問をさせていただいたのは、市町村は必ずと言っていいほど県の動きを見て

検討いたしますという回答をするものでありまして、つまりは市町村と県がしっかりと連携をすることにより、高知県のために政策を進めていただきたいと思ひまして質問をさせていただきました。

本日は、傍聴席のほうに市町村議会の先生方も来られておりますことから、私たちもしっかりと市町村と連携を取りながら、これからも高知県の発展のために仕事に邁進してまいりたいというふうに思っております。

今回は、体調不良が途中ありまして、中断させていただきました申し訳ございませんでした。ありがとうございました。次回はしっかりと、血圧を下げずに質問の質を上げられるように頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

一切の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○仮議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩



午後3時15分再開

○仮議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

15番加藤漠君。

（15番加藤漠君登壇）

○15番（加藤漠君） 自由民主党会派の加藤漠です。議長のお許しをいただき、質問に入らせていただきます。

まず冒頭、新型コロナウイルス感染症に罹患され、現在も療養中の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、日々懸命に御尽力いただいている医療従事者の方々をはじめ多くの関

係者の皆様に心から感謝を申し上げます。また、長引くコロナ禍によって仕事や生活に不安やストレスを感じている方も少なくないことと思います。一日も早い感染症の収束を願い、質問にらせていただきます。

まず、原油価格・物価高騰対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ロシアによるウクライナ侵攻などを受けて、食料やエネルギーなどの価格が高騰しており、需要の増加を伴わずにコストだけが增える、いわゆるコストプッシュインフレに直面しています。先日発表された4月の消費者物価指数では、生鮮食品とエネルギーを除いた場合には前年から0.8%の上昇にとどまっていますが、一方それらを含んだ総合指数は2.5%の上昇幅となりました。

4月26日には原油価格・物価高騰について国の緊急対策が決定され、財政的な裏づけとなる令和4年度の補正予算が先般可決、成立いたしました。そのうち、自治体の判断で柔軟に活用が可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、1兆円の新たな予算枠が創設されており、今議会に提出されている県の補正予算案においても積極的な活用がされているものと承知しております。

知事はこれまで、県内の中小企業や事業者の方々がコロナ禍の影響に加え原油や原材料、資源価格の高騰によってさらに厳しい環境に置かれている状況などを踏まえ、国に対する政策提言を行われていますが、この間の政策提言の手応えをどのように捉えておられるのでしょうか。また、ウクライナ情勢はいまだ不透明感が強く、世界的な肥料や飼料、小麦価格の高騰など、今後も本県経済に大きな影響を与えるおそれもあり、状況に応じて継続的な提言活動を行っていく必要があると思いますが、知事のお考えをお

聞きいたします。

また、県の補正予算案には、原油価格や物価の高騰により影響を受けた事業者や、生活に困窮されている方などへの支援策が盛り込まれています。円安や原油高など、まだまだ先行きが見通せないことも考えると、一時的に物価高騰へ対応する緩和策に加えて、社会全体が値上げのリスクに耐えられる体制に変わっていく取組が重要であり、中長期を見据えた対策にも一段と力を入れて取り組んでほしいと思います。

今後の体質強化につなげるためにも、原油価格高騰に対応した省エネ設備の導入や新しい分野への事業展開など、事業者の方々の取組を積極的に支援していただきたいと思いますが、原油価格・物価高騰対策の狙いをどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症についてお尋ねいたします。

濱田知事の就任後間もなく始まった新型コロナウイルス感染症との闘いは、幾度となく感染拡大と収束を繰り返しながら、2年以上が経過した今もお続いております。これまでの間、感染拡大防止をしっかりと図りながら、その時々でできる限り社会経済活動との両立を図るべく、県政のかじ取りに努めてこられた知事の姿勢に対し、心から敬意を表したいと思います。

感染力の非常に強いオミクロン株は家庭内に加え、医療機関や高齢者施設、さらには学校、保育所など日常のあらゆる場面で感染の広がりが見られます。感染された方の中には、高い発熱などの事例もありますが、多くの方が軽症であり、発熱しても二、三日が経過すると、おおむね回復されています。

一方で、御高齢の方や基礎疾患がある方にとっては重症化リスクが高く、死亡が報告された感染者のおよそ9割は70代以上、感染に伴って基礎疾患が悪化するケースが多いとされています。

そのため、オミクロン株の対策については、特に体力が衰え、持病を抱えている高齢者の感染をいかに防ぐのか、また感染した場合、迅速に診断し治療を行えるかということが課題となってきました。本県においても、第6波では高齢者施設などでクラスターが発生し、介護が必要な方々の感染が相次ぎました。

今後も起こり得る感染拡大に備え、高齢者を守る体制をいかに構築するのかという視点が大変重要になると思いますが、これまでの課題を検証し、どのように改善を図っていくのか、知事のお考えをお聞きいたします。

ワクチン接種については、知事から、今月5日時点で12歳以上の3回目接種率が65%に達したとの御説明がありました。また、同時に年齢が若くなるほど接種率が低い傾向にあることについても御報告がありました。

県内で3回接種した人を年代別に見ると、20代、30代の接種率はおおよそ4割で、半数以上の方々が接種されていない状況となっています。もちろん、未接種者の中にはワクチン接種を望まない方々もいらっしゃいますが、一方で、もうワクチンを打たなくてもいいのではないかという御意見や、打ちたいとは思っているが忙しくてまだ打っていないといったお話も伺うところです。感染拡大を防止する観点や社会活動の再開に向けてもワクチンは重要な役割を担うことから、まだまだ3回目接種を呼びかける意義は大きいものと感じています。

県内では、先月から60歳以上や基礎疾患のある方々を対象としてワクチンの4回目接種が始まりました。4回目についても円滑な接種に努めていただきたいと思います。引き続き3回目接種についても積極的な情報発信を行うことが重要と考えます。

今後のワクチン接種をどのように進めていくのか、知事にお聞きいたします。

次に、経済の活性化について伺います。

本県の経済は、コロナ禍や原材料価格の動向といった影響は受けているものの、全体としては緩やかに持ち直してきています。しかしながら、宴会や宿泊客数の減少など、観光や飲食の分野は依然として厳しい状況が続いています。また、直接的な影響だけではなく、関連する産業への間接的な影響がまだまだ大きいことも認識しなければなりません。

これまで濱田県政では、経済への影響を最小限に食い止めるとともに、事業活動の再開を目指して事業の継続や雇用の維持、さらには社会の構造変化へ対応すべく、協力金や給付金などの支給に加えて新たな融資や補助金を創設するなど、その時々に応じた支援を行ってまいりました。

感染症対策と社会経済活動の両立が図られるようになってきた中、飲食店や宿泊業を含む観光関連産業など、長引くコロナ禍により疲弊した業種の方々をしっかりと下支えしていくことが重要と考えますが、地域経済の回復に向けた取組について知事の御所見をお伺いいたします。

コロナ禍の影響は林業の分野にも変化をもたらしています。昨年の春頃から話題となり始めた世界的なウッドショックによって木材価格が上昇し、日本銀行の統計によると、4月の木材・木製品の価格は2015年平均の約1.7倍に達したほか、丸太の価格も約1.4倍になるなど、現在も高止まり傾向が続いています。

他方、脱炭素化による持続可能な社会を目指した動きが世界の潮流となっていることから、木材のさらなる利用拡大に向けて取り組むには今がチャンスとも言えます。木材価格の上昇を追い風に生産量を増やしている県内事業者の方々も多く、国道沿いの皆伐地や丸太を運ぶ車両を見かける機会が増えたことなど、目に見えて山に変化が出てきているように感じます。

一方で、森林組合などでは人手や設備に限りがあること、急速な変化を事業計画に適用させることが難しいといった御意見もお聞きいたします。また、ウッドショックの影響は、建設現場において、当初の見積りよりも着工時の木材価格が高騰してしまったために、建築のコストが上昇してしまう事態が多く発生しているほか、工務店など住宅業界にとっても価格の高騰に加え、資材や建材の納期遅延が発生している状況も伺うところです。

今回のウッドショックによる価格形成は一時的な現象との見方もありますが、今後の県産材の活用も含め、木材を安定的に供給できる体制づくりに向けて、官民一体となって取り組んでいくことが欠かせないものと考えております。

県では、輸入材の減少に伴う国産材の需要拡大などに機動的に対応できるよう、木材生産や流通の効率化、最適化を図る方針を示しておりますが、どのように取組を強化していくのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

中小企業の後継者不足が深刻化し、休業や廃業となるケースが増えてきています。県内で休業や廃業、解散した企業数は、一昨年に321件で過去最多となり、昨年についても237件と高止まり傾向にあります。一方で、県内企業の倒産件数は年々減少傾向が続いています。昨年は、コロナ対策の資金繰り支援が行き届いたことなどを背景に、倒産件数は17件となり、休業や解散の件数が倒産件数の約14倍に上る結果となりました。また、廃業された企業における代表者の年齢は70代が全体の約4割を占めるなど、60代以上の方々が約9割となっています。経営者が高齢化する一方、事業承継が進まず、休業や廃業を余儀なくされている状況がうかがえる結果となっております。

地域の中には、優れた技術を持つ工場や雇用の受皿として地域経済を支えているサービス業

なども少なくありません。そうした健全な事業者が後継者がいないという理由で廃業に追い込まれるとすれば、地域経済への損失は大変大きいものとなります。昨年時点における県内の企業経営者の平均年齢は61.8歳となっており、そのうちおよそ6割の企業は後継者が決まっていない状況です。技術や雇用を支えている事業者を将来につなぐためには、官民挙げた支援の強化が喫緊の課題と言えます。

県では、これまでも事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ、金融機関や商工団体等と連携し、円滑な事業承継に向けて取組を進めてきているものと承知しておりますが、これまでの取組の手応えはいかがでしょうか。また、事業承継によって、新たな投資や事業の拡大につながるなど、前向きな取組となることを期待しますが、今後の進め方について商工労働部長に併せてお聞きいたします。

次に、中山間地域の振興について伺います。

昨年度、県が10年ぶりに実施した集落实態調査では、人口減少や高齢化が進む中、集落機能の低下や地域の基幹産業が低迷するなど、中山間地域全体の活力が衰退している状況が改めて明らかとなりました。しかし一方で、集落に愛着を持ち、住み慣れた地域で暮らしていきたいという住民の方々の変わらない思いも再確認できる結果となりました。

県では、中山間地域の振興を産業振興計画の重点ポイントの一つとして挙げ、コロナ禍で生まれたテレワークの普及や地方暮らしへの関心の高まりを追い風にしたいという強い意志で対策を進めておられます。また、中山間対策の核となる集落活動センターについては、現在32市町村、65か所が開所されており、県内各地で着実に広がりを見せています。それぞれのセンターでは、人気のバイキングや日用品の販売、配食

サービスなど、今や住民の日常生活にとって欠かせない取組が行われています。

中山間地域の暮らしを支えるに当たっては、県や市町村など行政の後方支援が不可欠であり、多くの方々の住み慣れた地域で暮らしたいという思いに応えていくためにも、今回の調査を踏まえた上で対応を強化していくべきと考えております。

そうした中、県では直ちに取り組むべき対策として、集落活動センターの設立にまで至らない小さな集落の維持・活性化に向けた取組を開始しておりますが、今後どのように進めていくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

中山間対策の一つとして、インターネットを使える人と使えない人との間に生じる情報格差の解消に向けたデジタルディバイド対策を積極的に行うことが大変有効ではないかと考えております。特に、スマートフォンは日常の生活に欠かすことのできないものとして定着していますが、ボタンではなく画面タッチという操作性、様々なアプリを使う際に必要なIDやパスワードの設定など、初めての人が誰にも教わらずに使うにはハードルが高いツールでもあります。

中山間地域に暮らす特に御高齢の方にとっては、メッセージのやり取りやビデオ通話で子供や孫との連絡を取る機会が増えることは、日常の中での励みや喜びとなることと思います。また、金融機関への振込や預金残高がアプリで確認でき、さらに生活用品をネットで注文ができるようになれば、日常生活の不便さが随分と解消できるのではないかと考えるところです。

近くに御家族がいる場合にはスマートフォンの使い方を教えてもらうことも容易にできますが、携帯ショップが近くにない中山間地域も多いため、お一人住まいの方々にとってはそうした機会が限られている状況もあるかと思っております。

中山間地域の方々、特に高齢者を対象としたスマホ教室や相談会の開催など、デジタルの利便性を享受できる取組を強化すべきと考えますが、デジタルディバイド対策をどのように進めていくのか、総務部長に御所見をお聞きいたします。

中山間地域では、産業や地域の担い手確保対策として移住促進の取組に期待がかかります。本県への移住者は、平成24年度以降右肩上がりに増加を続けてきました。一昨年度はコロナ禍の影響を受けて前年比で減少となりましたが、昨年度は過去最多となる年間1,167組、1,638人が県内に移住されました。オンラインでの相談会を積極的に開催するなど、ウイズコロナの取組の工夫を続けてきたとお聞きしており、これまで移住促進・人材確保センターの設立や市町村における相談体制の充実などに努めてきたことが成果につながったものと高く評価しております。

移住者の傾向を見ると、20代から40代の若い世代が8割以上を占め、地域別では関東からおおよそ4割、関西から3割となっているほか、Uターン者の移住が3割となっています。また、移住先を市町村別で見ると、高知市が324組と最も多く、次いで四万十町が85組、安芸市が70組などとなっております。5年連続で全ての市町村において移住の実績がありました。県外の方が実際に移住を決断するに当たっては、年代のほか、IターンかUターンかなどによって、何を重視するのかといった考えも異なってくるものと思います。

移住される方々のニーズの分析を踏まえた上で、施策の充実を図っていくことが重要になるものと考えますが、いかに取組を強化していくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、教育についてお聞きいたします。

まずは、学校施設の老朽化対策についてお尋ねいたします。今年度、私が所属している総務委員会では、県のような出先機関調査を行う中で、中学校や高等学校、特別支援学校など県立学校施設を30か所程度訪問させていただきました。自分が卒業した母校などを訪れた際、校舎がそのまま残っているのを見ると感慨深い思いはありますが、一方できれいに改修された学校を訪問いたしますと、内装に木材を活用した温かみのある学習環境や多目的スペースの整備、照明の明るさなど、その差は歴然としている印象がありました。

学校の安全性や衛生面、学習環境の充実といったことはもとよりですが、学校施設は児童生徒が日々の学習や生活のために日常の多くの時間を過ごす場所であり、児童生徒が行きたいと思える、また生徒の指導に当たる教員の方々にとっても働きたいと思えるような、快適な教育環境を整えた施設であってほしいと願うところです。

県内の学校施設は、第2次ベビーブームとも言われる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、それらが築40年を経過することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。県では、施設の建て替えが短期的に集中することで財政に過大な負担が生じることがないように、平成29年に高知県立学校施設長寿命化計画を策定し、施設機能を維持しながら長く使い続けるための取組を進めてきておられます。長寿命化計画は、作成から令和8年度までの10年間を計画期間としており、今年度は折り返しの年度となります。

これまでの計画の進捗状況を踏まえて、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか、またその際には、学校の木質化やバリアフリー化など、時代に対応した学習環境の改善に努めていただきたいと考えますが、教育長に御所見をお聞きいたします。

学校施設と同様に、教職員住宅や生徒の寄宿舎など居住施設についても築年数が経過した建物も多く、計画的な環境整備が必要と考えますがいかがでしょうか、併せて教育長の御所見をお聞きいたします。

少子化が進む中、学校によっては部活動の部員数を確保するのが難しく、大会への出場がかなわない、できる練習が限られるといった状況が見られるようになってきています。地域ごとに近隣の学校と合同で試合に出場するなどの工夫はされてきているものの、特に郡部の学校では部活動の選択肢も限られてきており、好きな競技を諦めざるを得ないケースも増えてきています。

また、教員の働き方改革も大きな課題であり、部活動は土日も含めた指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、学校現場では先生方の献身的な勤務によって支えられている実態もあります。教員が部活動を指導することで生徒をより理解するための非常に重要な時間となるほか、教員の中には進んで部活動の指導を行いたいと考える方々も多いこととは思いますが、少子化や学校の働き方改革が進む中で、学校単位で活動し、指導は教員が担うというこれまでの部活動は、維持が難しくなってきていると感じます。

こうした中、公立中学校の運動部活動の在り方を検討していたスポーツ庁の有識者会議が、休日の指導を民間人材などに委ねる運動部活動の地域移行を来年度から3年間で進める提言を取りまとめました。将来にわたって子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するためにも、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする提言内容となっております。

県では、休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究を行っていますが、拠点校に

おける成果と課題についてお聞きいたします。
また、規模の小さな自治体では指導者の確保が難しく、受皿となる団体も少ないなど、地域ごとの課題もあることと思いますが、今後どのように取組を進めていくのか、併せて教育長にお尋ねをいたします。

続いて、学校への新聞配備についてお聞きいたします。現在の学習指導要領では、新聞を教材として活用することが位置づけられており、平成24年度から全国の学校で新聞の配備が推進されてきました。文部科学省の調査によると、令和元年時点では図書館や教室に新聞を置いている公立小学校、公立中学校は、ともに半数を超えており、さらに公立高等学校では9割を超えるほとんどの学校で新聞が配備されています。

また、近年は選挙権年齢が引き下げられたことによる主権者教育の重要性などから、各学校に対して複数の新聞を配備することが求められており、今年度からは配備の目安を小学校は2紙、中学校は3紙、高校は5紙として配備費用に地方財政措置が講じられています。

全ての学校に複数の新聞が配備され、新聞を教材とするNIEの取組などがさらに充実することを期待いたしますが、他方新聞紙面の見出しや記事の内容などは、新聞社の方針や書き手の思いなどを反映している側面もあります。社説やコラム、取り扱う事柄はもとより、同じニュースであっても新聞社によって報じる視点が異なることもあるため、児童生徒が主張の違う新聞を複数読み比べることで自分の考えを持つことができるよう、教育上の配慮がしっかりと行われるべきものと考えるところです。

学校に配備する新聞の選定については、児童生徒の発達段階や学校の事情等に応じて適切に行うことが重要だと思いますが、教育委員会では学校の配備状況をどのように把握しているのでしょうか。また、新聞社に著しく偏りが見ら

れる場合には追加配備を促すなど、対応の検討を行う必要があるのではないかと考えますが、併せて教育長にお聞きいたします。

次に、防災対策についてお聞きいたします。

近年、自然災害によって高齢者や障害者などが被災する事例が多発しています。東日本大震災では、亡くなった方の6割以上が60歳以上であり、また熊本地震では70代以上が8割以上を占めています。さらに、障害のある方の死亡率は住民全体の2倍になっており、高齢者や障害者が逃げ遅れてしまうほか、その後の避難生活で厳しい状況に陥る事例が相次いでいます。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県の最大津波高は黒潮町の34.4メートルをはじめ、沿岸部では10メートル、20メートルを超える津波高が予想されています。当然、避難場所に指定されている高台や津波避難タワーなどは、想定される津波高よりも高く、手すりをつけるなどの配慮がされているものの、おのずと急な勾配や上る距離が長くなってしまいます。足が不自由な高齢者からすれば登る前から抵抗を感じているケースも少なくないため、避難することを諦めているといった声もお聞きいたします。

こうした中、昨年には災害対策基本法の改正が行われ、災害時に自分で逃げるのが困難となる高齢者や障害者といった方々に対し、個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられることになりました。この改正によって、お一人お一人の災害時における避難場所や自宅からの経路、支援者を事前に決めることなど、各地域でこれまで以上に誰一人取り残さない防災に向けた取組が加速していくことを心から願っております。

しかしながら、個別避難計画の作成に当たっては、市町村と地域の調整に時間を要することや、要介護度の変化、病院への入退院といった情報の管理が難しい点など、自治体や地域にとって

の課題も少なくありません。そのため、計画の作成をさらに進めていくためには、県内の先進事例や課題を共有するなど、県と市町村の連携が欠かせないものと考えております。

災害時に要支援者となる方々が逃げ遅れることのないよう、個別避難計画の作成の取組を推進すべきと思いますが、どのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

災害時に高齢者や障害者などケアが必要な方々にとって、避難所の充実も課題となります。熊本地震では276人の犠牲者が出ていますが、避難生活に伴う体調悪化などが原因の災害関連死が8割を占め、その多くは70代以上で、約9割に心筋梗塞や脳卒中などの既往症があったことが報告されています。長引く避難生活で直面する様々なストレスや体調の悪化が原因で、一度は助かった命が再び危険にさらされることを極力減らしていくためにも、福祉避難所の確保を進め、必要となる物資や資機材を備蓄するなど、事前の備えを進めておくことが必要となります。

福祉避難所については、バリアフリー化された老人福祉施設や障害者施設を事前に指定して避難先を確保していますが、既に入居されている方々に加え、避難してきた要配慮者のケアにも対応する必要があり、施設によっては運営への支障を懸念する声もあるように伺います。

市町村とも連携し、積極的に福祉避難所の確保に取り組んでいただきたいと思います。現在の設置状況についてどのように捉えているのでしょうか、今後の取組と併せて子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、宿毛新港の活用と四国8の字ネットワークの早期整備について伺います。

四国8の字ネットワークの未整備区間であります阿南安芸自動車道の安田から安芸区間、四国横断自動車道の宿毛新港から一本松区間が

今年度より新規事業化となりました。四国8の字ネットワークは、産業振興や観光振興などの地域活性化はもとより、救急病院へのアクセスや災害時のルートとなるなど、南海トラフ地震が想定される本県にとって不可欠な道路基盤であります。宿毛新港から一本松区間の事業化決定によって、四国西南地域の物流拠点となる宿毛新港にインターチェンジが接続されることとなります。

これまで湾内の静穏度が十分に確保されていないため、安全な荷役を行えない状況や、うねりの強い日にはクルーズ船が着岸できないなどの課題もあったところですが、一昨年には防波堤整備も完成し、貨物船や大型クルーズ船がより安全に寄港できる状況となりました。先月にはクルーズ船が3度寄港したほか、木材の県外や海外への搬出に利用され始めるなど、新たな活用事例も出てきています。また、港には工業流通団地も隣接しており、今後は交通の便が飛躍的に向上することで、企業誘致において大きなインセンティブとなるため、さらなる企業の立地や企業活動の活性化に期待がかかるところです。

四国横断自動車道の新規事業化が宿毛新港のさらなる活用を進めていく契機になると考えますが、今後どのように取組を進めていくのか、土木部長にお尋ねいたします。

また、あわせて、四国8の字ネットワークについて、残る未事業化区間の早期事業化に向け、国や地元自治体など関係機関とも連携した取組を期待したいと思いますが、ミッシングリンクの早期解消に向けた知事の決意をお聞きいたします。

最後に、運転免許証の自主返納について伺います。

高齢ドライバーによる事故が相次いでいることを受け、新たな運転免許制度が先月から導入

されました。信号無視やスピード違反など一定の違反歴がある75歳以上のドライバーが対象となり、免許を更新する際に運転技能検査が義務づけられ、対象者は年間およそ15万人と予想されています。これまでも75歳以上の方に対しては認知機能の対策が講じられ、一定の成果を上げてきています。違反歴のある方々にとっては更新のハードルが上がることとなりますが、ハンドルの操作ミスやブレーキとアクセルの踏み間違いといったことから不幸な事故が起こることのないよう、第三者からの客観的な視点で運転技能を見直すきっかけになることを期待するところです。

また、自動ブレーキなどの安全機能を備えたサポートカーに運転を限定する新たな免許も導入され、免許証の自主返納を考える場合には、もう一つ選択肢が増えることになりました。県内では、車が買物や通院などに欠かせない地域がほとんどであり、免許証を返納することは、御本人はもとより、その御家族にとっても大変勇気の要る決断となります。

運転免許証の自主返納に対しては、県内の各市町村においてバスやタクシーの運賃補助などの移動支援や、店舗での割引サービスといった支援に官民で協力した取組が進んできています。

免許証を返納された方々が車を手放しても、できるだけ交通手段を確保できるよう、環境整備に力を入れていただきたいと思います。免許証の自主返納の状況と返納後の支援策について警察本部長にお尋ねいたします。

以上で、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、物価高騰に関する政策提言の手応えと今後の対応、また県の対策の狙いについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せ

てお答えをいたします。

原油や原材料、資材価格などの高騰は、コロナ禍で大きなダメージを受けております県経済にマイナスの影響を及ぼすことが懸念をされます。このため、各業界団体と緊密に連携を図りまして、事業者の状況把握に努めてまいりました。あわせて、各分野の状況も踏まえ、国に対して農林水産事業者、中小企業などへの効果的な影響緩和策の迅速な実施を求めまして、積極的に提言を行ったところであります。

その結果、本年4月末に国におきまして「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」が閣議決定をされました。この中には、1次産業のセーフティーネット対策の強化でございますとか、中小企業対策、地方創生臨時交付金の拡充など、本県や全国知事会が提言をしましてまいった内容も数多く反映されておりまして、高く評価をするものであります。

県といたしましては、こうした国の対策を最大限に活用し、影響を受けている事業者の方々を重点的に支援するために、今議会に補正予算案を提案させていただいております。今回お諮りをする事業者支援の狙いといたしましては、端的に申し上げますと主に2点になります。まず1点目は、直面する価格高騰等への迅速な対応であります。具体的には、農林水産事業者におきます燃油や飼料の購入経費、そして経営状況が悪化しております交通事業者の車両の維持修繕費などを支援するということによりまして、こうした事業者の方々の事業継続を後押しするという中身であります。

2つ目は、議員の御指摘もありました、中長期を見据えた構造転換への支援であります。現下の状況を鑑みますと、今後も原油価格、物価が高止まりをし、影響が継続するということも想定しなければなりません。そうした状況にありましても、県経済の持続的な成長を確かなも

のにするためには、こうした影響を受けにくい産業構造への転換を進めていく必要がございます。このため、中小企業などが行います新分野への事業展開、そして新製品、新サービスの開発、さらには省エネ設備の導入でございますとか生産性の向上、こういった取組を強力に支援いたしたいと考えているところであります。

今後とも県内の状況をしっかりと注視いたしまして、必要な対策を迅速かつ的確に講じますとともに、国に対しては追加の措置を求めて政策提言を行うということも含めまして、臨機応変に対応してまいります。こうした取組により、事業者あるいは県民生活への影響を最小限にとどめまして、今後の県経済の持続的な成長につなげることが出来ますよう全力を尽くしてまいります考えであります。

次に、新型コロナウイルス感染症から、特に高齢者を守る体制についてお尋ねがございました。

今回の第6波の中心となっておりますオミクロン株は、感染力は非常に強い一方で重症化リスクは低いと言われております。特に、ワクチンの3回目接種が進みました4月以降は、高齢者を中心に重症者数あるいは死亡者数が大きく減少しているところであります。その一方で、6月に入りまして新規感染者数が減少基調となっている中にもかかわらず、高齢者施設などでは集団発生が続いております。そうしたことから、特に高齢者施設での感染対策が、御指摘ありましたように重要なポイントであると考えております。

クラスターが発生した高齢者施設におきましては、長期間にわたり感染者の発生が続きましたり、軽度であった方が中等症へと悪化をした例が見受けられますので、施設におきます初期対応が何よりも重要であります。このため、感染拡大を防止するための職員の健康管理など事

前の備えを充実させるということでございますとか、速やかに重症化を予防するための薬物治療を行う体制を整備するといった形で、初期対応力の強化を医師会と連携して行ってまいります。

また、施設を対象にこうした対応の実効性を高めるための研修を行うといった形で、福祉保健所が中心となりまして、関係機関と連携をした取組を進めてまいります。あわせまして、今後本格化をいたします4回目のワクチン接種を早期に終わりますように、高齢者施設あるいは市町村に呼びかけを行うということなど、高齢者の感染防止、重症化予防に力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、今後の新型コロナウイルス対応のワクチン接種の進め方につきましてお尋ねがございました。

御紹介もいただきましたが、今月の5日時点で県内の3回目のワクチン接種率は12歳以上人口の65%を超えました。おおむね全国平均並みの水準で進んでおります。

新型コロナワクチンにつきましては、2回目の接種から時間の経過とともに、発症予防の効果あるいは重症化予防効果が低下をすることが明らかになっております。このことは、議員からもお話がございました3回目の接種率が低い若い世代を中心に、感染者数が高止まりをしていることの背景の一つになっているというふうにご考えられるところだと思います。

3回目の接種によりまして、発症予防効果などが回復をするということが認められておりますことから、県といたしましては、特に県内の大学に対して学生の方々への早期接種の呼びかけをお願いいたしております。あわせまして、民間の事業者に対しましては、いわゆるワクチン休暇を創設するということなどを含めまして、職員のワクチン接種に配慮がいただけますよう

に、関係団体を通じてお願いをいたしております。引き続き、まだ3回目接種をされておられない、特に若い世代に向けまして、積極的に接種を呼びかけて発信を強めてまいります。

一方、先月から県内でも4回目のワクチン接種が開始をされたところであります。4回目の接種は、重症化予防を目的として実施いたしますために、現時点では60歳以上の方、そして18歳以上で基礎疾患を有する方などが対象とされております。県といたしましては、特に重症化に加えましてクラスターの発生リスクの高い高齢者施設などの入所者には、早期の接種を行っていただきたいと考えておりまして、施設や市町村に対してお願いをいたしているところであります。4回目の接種は、7月から8月にかけて本格化することとなります。引き続き、市町村や関係機関と連携をいたしまして、円滑な接種に取り組んでまいります。

次に、地域経済の回復に向けた取組についてお尋ねがございました。

本県の経済は、全般として持ち直しの動きが見られまして、足踏み状態を脱しつつあるという状態であります。しかしながら、業種別に見ますと、飲食業や宿泊業におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準までには回復をしておらず、引き続き厳しい状況にあるということは、御指摘のあったとおりだと考えております。

このため、飲食の分野におきましては、今回の補正予算案に計上しております「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を展開したいと考えております。このキャンペーンにおきましては、飲食店で利用できるプレミアム付クーポンを販売いたしまして、会食の需要喚起を図ってまいります。このことによりまして、飲食店への支援ということにとどまらず、食材を供給する生産者、交通事業者など、関連いた

します事業者への幅広い支援にもつなげてまいりたいと考えております。

また、観光の分野におきましては、高知観光リカバリーキャンペーン、高知観光トク割キャンペーンを実施いたしまして、国内旅行の需要喚起を図っております。今後は、インバウンドの受入れ制限が緩和をされたことに加えて、県民割支援対象エリアの全国への拡大も検討されているといったような状況がございまして、観光分野の動きが活発化をすることも予想されず。本県といたしましても、こうした動きに即応いたしまして、さらなる需要喚起、そして誘客プロモーションを切れ目なく展開する必要があると考えております。また、連続テレビ小説らんまん放送は、本県観光にとりまして絶好の機会となりますので、この追い風を最大限に生かしますよう、官民一体となって取り組んでまいります。

このように、裾野が広いと言われます飲食業あるいは宿泊業などの支援を強化いたしまして、関連の事業者を含めました業界全体の底上げを図りますことで、地域経済の回復につなげてまいります。

最後に、いわゆる四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消に向けた決意はどうかというお尋ねがございました。

四国8の字ネットワークは、地域の産業の活性化、観光振興を下支えします社会資本といたしまして、また南海トラフ地震発生時におきましては円滑な救援活動、物資輸送を可能といたしますいわゆる命の道といたしまして、大変重要な役割を期待されております。

このため、本県におきましては、四国8の字ネットワークの整備促進を最重要の政策課題の一つと位置づけまして、その早期完成を目指し、ミッシングリンクを抱える他県とも連携をしながら、国などに対して政策提言を重ねておりま

す。

その結果、本年度の国の当初予算におきましては、四国横断自動車道の宿毛新港から一本松間、そして阿南安芸自動車道の安田―安芸間の東西2区間が同時に新規事業化となりました。本県の8の字ネットワークで言いますと、これで4年連続で新規の事業化も行われ、着手率でいいますと96%まで達しました。これまでの活動の成果が着実に現れておると考えておりました、この点は大変喜ばしく感じております。

しかしながら、まだ未事業化の区間といたしまして、宿毛和田―宿毛新港間、そして奈半利―安田間が残っております。また、実際に開通に至りました整備率で見ますと県内ではまだ6割にとどまっているということなどを踏まえますと、ここで気を緩めるというわけにはまいらないと考えております。

高規格道路網の早期の整備は全国的な課題でもございます。したがって、先日は私自身、全国高速道路建設協議会の副会長という立場で、岸田総理、そして与党の幹部に対しまして、早期のミッシングリンク解消を直接訴えてまいったところでございます。

今後も、本県に残ります未事業化区間の早期の事業化並びに事業中区間の早期の完成に向けて、経済団体、沿線の自治体などとも連携をいたしまして、引き続き国などに対して必要性を示しながら強く働きかけを続けてまいります。

私からは以上であります。

(林業振興・環境部長豊永大五君登壇)

○林業振興・環境部長（豊永大五君） 木材生産や流通の効率化、最適化を図るためにどのように取組を強化していくのか、お尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響を契機とするウッドショックや最近のウクライナ情勢を受けまして、輸入材の安定供給への不安が増す中、

国産材への需要が高まりを見せております。こうした需要の拡大にしっかりと対応していくためにも、製材工場の生産能力の増強を図るとともに、市場が求める乾燥材など品質の確かな木材を効率的に供給していく必要があります。

これまでも生産能力につきましては着実に強化を図ってきており、本年4月には年間約4万立方メートルの原木を消費する、しまんと製材工場が本格稼働を始めました。また、既存の製材工場においても木材乾燥機の導入を進め、品質の確かな県産製材品の供給に取り組んできたところでございます。引き続き、共同化、協業化の促進にも取り組みながら、生産能力の向上を図ってまいります。

一方、昨年のウッドショックのような急激な需要の拡大に対して、原木の製材工場への供給が十分でなく、チャンスロスが発生してしまいました。このため、製材事業者と素材生産事業者等との間で短期の取引条件を固定した協定の締結を促進することにより、原木を安定的に調達し、木材が効率的に生産される取組を進めてまいります。

さらに、木材の円滑な需給に向けては、関係者間で情報を共有する連携した取組が重要となります。そのため、川上から川下までの関係者が参加し、連携に向けて情報共有や意見交換を行う高知県SCM推進フォーラムを支援することで、流通の効率化、最適化につなげてまいります。また、仁淀川地域でモデル的に進めておりますサプライチェーンマネジメントの取組を県内に広げてまいります。

こうした取組をしっかりと進め、さらに強化していくことで、今般のような国産材への需要の拡大などに対応できるようにしてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長（松岡孝和君） 事業承継についてお尋ねがございました。

地域の経済と雇用を支える中小企業者の事業承継は大変重要なものと認識しており、産業振興計画の中で大きな柱の一つとして取り組んでいるところです。具体的には、まず後継者の有無など各事業者の実態把握に努めているところです。これまでに商工会議所等の経営指導員などが、経営者が60歳以上の事業者を対象に、事業承継に係る支援の必要性について把握に努めており、平成30年度からの累計で約5,000者の実情を把握しております。

また、事業承継に係る相談対応では、取組を開始した平成27年度の相談件数は107件でしたが、昨年度の高知県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談件数は487件と大幅に増加しております。そして、センターを通じたマッチングでは、成約件数も平成27年度の4件から昨年度の32件へと増加しております。また、事業承継に際しては、新たな事業展開などを織り込んだ事業承継計画の策定・実行支援も併せて行っております。例えば、事業を引き継いだ養鶏業者が食品の製造・販売を開始したり、民宿事業者が近隣の地域資源を活用したツアーを実施するなど、新たな展開も出てきております。

このように、関係機関と連携した取組により、一定の成果が現れつつありますが、近年のコロナ禍の影響もあり売手の相談が増加していることや、経営者の高齢化が進んでいることを踏まえ、取組を一層強化していく必要があると考えております。このため、本年度も国の協力により事業承継・引継ぎ支援センターの体制を1名増員していただいたほか、県の制度融資に事業承継特別保証制度融資を創設するなど、施策を強化したところです。

今後も、関係機関と連携を密にし、施策の強化も図りながら、より多くの事業承継が実現するよう、しっかりと取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、小さな集落の維持・活性化に向けた取組についてお尋ねがございました。

この取組は、昨年度実施した集落実態調査の結果を踏まえ、直ちに取り組むべき対策として本年度新たに立ち上げたものであり、集落活動センターの取組が行われていない集落を対象に、住民の力や地域の資源などの潜在力を引き出し、地域の活性化につなげる取組であります。

その具体的な進め方としては、まず市町村による対象集落の選定、そして2年の実施期間中での住民同士の話し合いの場づくり、話し合いを通じた集落の課題の共有、地域の将来像や活動計画の策定、集落活性化に向けた具体的な活動などに取り組んでいただくこととしております。

今年度実施予定の8つの市町村におきましては、現在対象集落の選定が進められており、調整が整った地域から順次専門家の御助言もいただきながら、それぞれの地域での話し合いを行い、例えば地域の伝統行事の継承や資源を生かした特産品づくり、Uターン者向けイベントの開催などの取組につなげていくことが想定されております。

集落活動センターのさらなる拡大はもとよりですが、こうした個々の集落の活力を生み出す取組を併せて進めることで、あまねく県内中山間地域の活性化が図られますよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、ニーズの分析を踏まえた移住促進の取組強化についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、移住を検討される方の様々なニーズを把握した上で移住政策を進めることは、コロナ禍で強まった地方への人の流れを確実に本県に呼び込むために大変重要でございます。昨年度の取組を通じた移住相談の傾向としましては、まず従来に比べ移住を検討し始めて日の浅い方の相談が増えていること、また

移住先を特定せず、自分がやりたいことができるかどうかという観点から移住先を探す方の相談が増えていることが挙げられます。

このため、今年度は、こうした方々のニーズに合わせた、高知でできる仕事や暮らしに関するセミナーや交流会の開催、あるいは情報発信の充実などによりまして、より多くの方に移住検討の熟度や移住意欲を高めていただき、その上で大規模相談会、高知暮らしフェアに御来場いただく取組を新たに始めているところでございます。

その第1弾といたしまして、5月の21日と28日に本県での暮らしや働き方を紹介するオンラインイベントを開催いたしました。オンライン形式では過去最高、同種のイベントと比べましても2倍相当の222人の方に御参加をいただいたところでございます。その際のアンケートでも、9割の方から地方暮らしへの関心が高まった、移住を具体的に検討しようと思ったとの評価をいただきましたことから、多くの方に本県を実際の移住先として意識していただくことができたものと考えております。

次のステップとして、今月下旬に開催される高知暮らしフェア、こちらにはこのイベント参加者にも来場していただき、市町村などから対面で地域での暮らし方や仕事を説明、紹介いたしますことで、より多くの方に具体的な高知移住を検討いただけるよう取り組んでまいります。

引き続き、こうした移住希望者のニーズを適時、的確に捉えながら施策を強化し、産業振興計画に掲げる移住者数1,300組の達成に取り組んでまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 中山間地域における高齢者のデジタルディバイド対策についてお尋ねがございました。

県民誰もがデジタルの利便性を享受していた

だくためには、デジタルディバイド対策が不可欠でございます。その中で最も身近なデジタル機器として普及しているスマートフォンを活用していただくことが、デジタルディバイド対策として効果的であると考えております。

国は、昨年度から令和7年度までの5年間の計画として、各地の携帯電話販売店において、無料でスマートフォン操作の教室を開催する事業をスタートしています。しかし、携帯電話販売店がない県内21町村では実施されておらず、中山間地域に十分な対策が行き届かないことが課題となっております。

そのため、携帯電話販売店がない町村においてもスマートフォン操作の教室を開催できるよう、国に政策提言を行うとともに、県独自で令和4年度当初予算事業として、スマートフォン活用サポーター養成事業を実施することといたしました。具体的には、集会所などの身近な場所で何度でも気軽に相談でき、スマートフォンの操作や活用方法を教えることのできる人材、通称スマサポを養成することとしております。既に県内5つの自治体で事業実施に向けた協議が進んでおります。四万十町では、地域おこし協力隊や青年団の皆さんに集落活動センターなどの地域の拠点で活動していただく予定です。

また、先日公表されたデジタル田園都市国家構想基本方針によりますと、国においても新たに、デジタル機器に不慣れな方をサポートするデジタル推進委員の取組を全国に展開することとされております。また、携帯電話販売店のない市町村を念頭に、スマートフォン講習会への講師派遣も開始するとお聞きしているところでございます。

県といたしましては、スマサポ養成事業を展開するとともに、国の事業を組み合わせることで、一人一人に寄り添い、よりきめ細やかなデジタルディバイド対策を実施してまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(岡幹泰君) まず、高知県立学校施設長寿命化計画の進捗状況を踏まえた今後の取組と、学校の木質化など学習環境の改善についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、予防保全的な改修等を行うことにより学校施設を長く使用していくため、令和8年度までを計画期間とする高知県立学校施設長寿命化計画を平成29年に策定し、順次事業に着手していくこととしておりました。しかしながら、熊本地震を受け、県立学校体育館の天井材や照明器具などの非構造部材の耐震化を優先し、また長寿命化事業を効率的に進めるため、学校ごとに改修計画の方向づけを行う基本設計を実施することにしたことから、計画の進捗に大幅な遅れが生じているところでございます。

そのため、これまでに改修工事が完了しているのは、安芸桜ヶ丘高校の既存校舎3棟のみとなっております。また、本年度は高知追手前高校など2校の実施設計と、日高特別支援学校など6校の基本設計を行うこととしておりますが、これらの工事の着手は来年度以降となります。このように長寿命化計画につきましては、当初の計画と現状との間に乖離が生じてきていることから、計画の見直しを検討しているところでございます。

また、長寿命化計画を進めるに当たりましては、議員のお話にもございました学校の木質化やバリアフリー化など、児童生徒にとってよりよい学習環境を整えることは大変重要なことであると考えます。このため、長寿命化改修の基本設計の段階で、教室の木質化などにつきましても十分な検討を加え対応していくとともに、また内外装の部分改修など比較的小規模なものは、毎年度の施設整備費の中で柔軟に対応してまいります。

今後とも、学校が児童生徒にとって安全・安心で快適な場となるよう、学校現場の意見もお聞きしながら機動的に対応し、学校施設の改善、充実に努めてまいります。

次に、教職員住宅や寄宿舎の環境整備についてお尋ねがございました。

まず、教職員住宅に関しましては、比較的大規模な改修等については令和元年度から5年度を期間とする整備実施計画を策定しており、これに基づいて老朽度に応じ計画的に改修や修繕等を行うことで、住宅の長期使用可能年数を確保しながら維持管理することとしております。また、小規模な修繕等につきましては、毎年住宅を管理している学校の要望を確認し、緊急性等を考慮して優先順位をつけながら対応しているところでございます。

次に、寄宿舎に関しましては、大規模な改修等については校舎等の長寿命化改修の際に合わせて、必要に応じ改修することとしております。また、比較的小規模な改修や修繕につきましては、教職員住宅と同様に、学校の要望を踏まえまして対応しておるところでございます。なお、本年度につきましては緊急性等を考慮いたしまして、中村高校西土佐分校寄宿舎の移転整備などを行う予定としております。

今後とも、計画性と緊急性の両面での検討を適宜行いながら、教職員住宅や寄宿舎の環境改善を進めてまいりたいと思います。

次に、休日の部活動の段階的な地域移行についての実践研究拠点校における成果と課題、及び今後の取組についてのお尋ねがございました。

本県では、スポーツ庁の地域運動部活動推進事業を活用して、令和3年度は土佐町で剣道部、令和4年度は土佐清水市でテニス部やバドミントン部の指導を地域のスポーツ団体に依頼し、部活動の地域移行に向けた実践研究を行っております。

それぞれの市町の研究拠点校からは、専門性の高い指導を受けることによって生徒の技能が向上した、顧問教員の負担軽減につながったといった声が寄せられております。その一方で、部活動などを移行する場合の指導者の確保、指導者謝金や保険料など新たに生じる保護者負担の問題、そして中学校体育連盟主催の大会への引率や監督を地域の指導者ができないことなど、課題も多くあるといった報告を受けております。

これらの課題につきましては、議員のお話にもございましたように、先頃取りまとめられましたスポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の中でも、解決すべきものとして示されております。また、同提言におきましては、部活動の地域移行に向けた計画の策定など、都道府県や市町村の役割なども明記されているところでございます。

このような報告や提言を受けまして、県教育委員会では、まず地域スポーツを所管している知事部局と連携しまして各地域を回り、地域ごとの部活動やスポーツ少年団の活動の現状を把握し、地域による課題を明らかにしてまいります。そして、9月をめどに市町村や学校、スポーツ団体から成る検討組織を立ち上げます。この中で、特に小規模自治体で懸念される指導者の確保の問題や受皿の整備、費用負担の在り方といった課題の解決に向けた検討を行い、対応方針を示した推進計画を今年度末をめどに策定してまいります。さらに、来年度には市町村の推進計画の策定についても積極的に支援をしてまいります。こうした一連の取組を通じて、令和7年度末をめどとする部活動の地域移行が円滑に進むよう取組を推進してまいります。

最後に、学校における新聞の配備についてお尋ねがございました。

児童生徒が思考力、判断力、表現力等を身につけていく上で、新聞は有効な教材となること

から、国においては学校図書館図書整備等5か年計画を策定し、学校図書館への新聞配備を進めております。そして、本年度より、議員から御指摘がございましたように、配備すべき新聞の目標数は、小学校で2紙、中学校3紙、高等学校5紙と設定されたところでございます。

県教育委員会におきましては、文部科学省が5年に1度実施する調査等を活用して、各学校の新聞の配備状況を把握しております。直近の令和2年度の調査では、県内の小中学校では平均1.1紙、県立高等学校は平均2.7紙となっており、国の配備目標には届いていない状況にあります。

この新聞配備の充実について、小中学校に対しては、市町村教育委員会に対しまして毎年6月に、学校図書館への新聞配備の促進等に関する国からの文書を基に、配備の充実を努めていただくよう依頼を行っております。

また、高等学校におきましては、殊に選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴いまして、現代社会の諸問題を多面的に考察し、公正に判断する力などを育てていくことが一層重要となっております。このためにも、生徒がより幅広い視点から物事を多角的に考えられるよう、見方、考え方の異なる新聞をバランスよく配備することが必要であると考えます。

こうしたことから、各県立学校におきましては、新聞配備の充実を進めるよう本年5月に通知を発出し、6月に実施した校長研修会でも教材としての新聞の効果や、複数紙を配備することの意味を説明し、配備目標に近づけられるよう再度の要請を行っているところでございます。

今後もそれぞれの学校の新聞の配備実態を把握しながら、課題が見られる学校には、その改善に向けまして、校長と具体的に協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長（山地和君） まず、個別避難計画の取組についてお尋ねがございました。

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、市町村が計画作成の優先度が高いと判断した方につきましては、おおむね令和7年度までに計画を作成することが国から示されたところです。

本年3月末時点での県の調査では、避難行動要支援者名簿への登録者数は約5万1,000人、このうち市町村が作成の優先度が高いと判断した方は約1万6,000人となっております。優先度の高い方のうち名簿提供に同意いただいた方は約1万1,000人、このうち計画が作成済みの方は約5,000人となっており、同意取得者に対する計画作成率は46%となっております。

県では、令和7年度末までの計画作成に向けて市町村の取組を加速化するため、高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインを改定し、計画の作成を促進しております。具体的には、避難行動要支援者は福祉サービスを利用している方が多く、日頃から接している介護支援専門員などの福祉専門職の計画作成への参画を促すことで、本人の心身の状況などを反映した実効性の高い計画の作成を支援してまいります。

福祉専門職は日々の業務が多忙なこともあり、福祉専門職の計画作成への参画が進んでいない市町村もあることから、県では高知県介護支援専門員連絡協議会与連携して、各事業所の理解の促進に取り組み、市町村と事業所との計画作成に関する委託契約や協定の締結を後押ししてまいります。

また、車椅子や担架等の資機材を新たに補助の対象とし、整備を促進することにより計画の実効性の向上を図ってまいります。あわせて、

市町村を対象とした研修会を開催し、福祉専門職が参画し地域と連携して丁寧に計画作成を進めている黒潮町などの先進事例の横展開を図ってまいります。

こうした取組により、市町村との連携を密に、個別避難計画の作成を加速化してまいります。

次に、福祉避難所の指定状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

福祉避難所は、高齢者や障害者、乳幼児など、避難生活において特別な配慮を必要とする方のための避難所であり、本年3月末時点での市町村の指定状況は、全市町村で234施設が指定され、約1万人の受入れが可能となっております。一方で、県内の福祉避難所の想定避難者数は約2万5,000人であり、現時点では約1万5,000人が不足しており、その多くは高知市で不足している状況となっております。

県ではこれまで、福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを策定し、市町村と連携して福祉避難所の確保に取り組んでまいりました。さらに、昨年度は新型コロナウイルス感染症への対応を加えたガイドラインの改定を行うとともに、各福祉避難所の運営マニュアルの作成や実践的な訓練の実施を支援してきたところです。

福祉避難所の確保につきましては、これまで入所系の施設の指定が中心となっていたため、今年度は新たな施設の掘り起こしに向けまして、通所系の施設など約1,200か所に対して、県が指定意向調査を実施いたします。その調査結果を市町村と情報共有した上で、指定に前向きな施設に対しまして、市町村と連携して働きかけを行ってまいります。

また、福祉避難所運営に当たる人員の確保も重要ですので、災害発生時における県内外からの応援職員の受入れ体制などについて、各市町村の受援計画への位置づけも含めた人材確保に関する協議を市町村と進めてまいります。さら

に、市町村説明会などの機会を通じ、人材確保対策の他県の優良事例の横展開を図るなど、さらなる人材確保に向け取り組んでまいります。加えて、市町村における福祉避難所の整備を促進するための資機材購入や訓練の実施について、引き続き支援してまいります。

こうした取組を通じ、福祉避難所の確保や機能強化、実効性の向上を市町村と連携して進めてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 宿毛新港のさらなる活用についてお尋ねがございました。

宿毛新港は、四国西南地域の広域物流拠点として平成12年に供用を開始しております。議員のお話にもございましたように、令和2年8月には池島地区の防波堤延伸工事が完了したことにより、港内の静穏度が向上し、船舶はより安全に利用できる環境が整いました。これを受けまして、本年4月からは木材の輸出が新たに始まり、コロナ禍で停滞していたクルーズ船の寄港数も増加しているところでございます。

このたびの四国横断自動車道、宿毛新港から一本松間の新規事業化により、宿毛新港周辺では、人、物の移動時間が短縮されることによる経済活動の効率化が期待されます。これまでも宿毛商工会議所、すくも湾漁業協同組合、宿毛市などの関係機関と地場産業の発展について協議を行ってまいりましたが、この機会を生かし、新たに新エネルギー産業などの分野の企業誘致に向けた議論も始めたところでございます。

県としましては、四国8の字ネットワークへのアクセスが飛躍的に向上する宿毛新港が、地域の経済発展に、より一層貢献できる物流拠点となるよう、地元と一体となって将来を見据えた取組を検討してまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 運転免許証の自主返

納の状況と返納後の支援策についてお尋ねがございました。

県内では本年5月末時点で運転免許を保有する高齢者数は14万4,278人で、免許保有者全体の30.9%を占めております。一方、高齢者の自主返納数は、令和3年中が2,635人、本年が5月末時点で1,120人となっております。なお、自主返納された方の9割以上の方が運転経歴証明書の申請をされているところでございます。

県警察では、運転に不安のある高齢者とその家族や関係者からの相談を受け付けており、運転免許センターの安全運転支援室には専用ダイヤルを設置し、相談者の実情に応じたきめ細かな対応を行っております。令和3年中には889件の相談を受理し、この中には高齢者の方で、脳卒中の後遺症により両手に麻痺があつて、通常のハンドル操作が困難だった方を支援した結果、片手で操作できるハンドル補助装置を車に取り付けることで、運転の継続が可能になった例があるなど、運転を希望される方は可能な限り継続していただけるよう支援しております。

一方、自主返納される方には受理に併せて、各自治体の地域包括支援センターへの支援要請や、デマンド型バスなど地域公共交通の情報提供を行うとともに、自主返納後の支援策として、自治体、公共交通機関、商店などの事業者に対して、乗車券の無料交付、運賃や購入代金の割引、宅配サービスといった交通手段を含む生活支援の特典付与を働きかけております。

県警察では、今後とも中山間地域はもとより、県内全ての地域において幅広い業種に目を向けて、さらなる支援策を拡充していくことにより、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境の整備に努めてまいります。

○15番(加藤漠君) それぞれ積極的に御答弁をいただきました。ありがとうございます。また、思いの籠もった答弁で非常にうれしく拝聴させ

ていただいております。

1点再質問をさせていただきます。教育長に新聞の選定状況がどうかというところを質問させていただきたいと思っております。小中学校では平均で1.1紙取っておられると、で、高等学校においては平均で2.7紙取っておられるということでございました。また、6月に研修会でもこういう話題を取り上げていただいたと。非常に丁寧な答弁をいただいたというふうに承知しておりますけれども、質問の趣旨として、新聞社に著しく偏りが見られる場合の対応ということで質問させていただきました。どういう選定状況になっているのか、例えばどこの新聞社をどれぐらいの部数取っているのか、こういうところを再答弁いただきたいと思います。もし数字がなければ教育長の感覚というか、主観で、イメージでも結構でございますけれども、分かればお答えいただけますでしょうか。2問目です。

○教育長（長岡幹泰君） 県立高等学校においてですけれども、本年度につきましては高知新聞を取っている……（「政治介入になるぞ」、「……介入になるよ」と言う者あり）

配備紙数について申し上げますと、6紙を取っているのが2校、5紙を取っているのが5校、4紙を取っているのが11校、3紙以下というのが18校になります。こういうように、まだ目標に達していないところにつきましては、校長と話をしまして、5紙以上取るようにという話をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（加藤漠君） もう一度3問目をさせていただきます。どこの新聞社を、全体として何紙取っているのかということ把握しているのかどうかという質問をさせていただいたところでございます。どこの新聞社を取るべきとか、取らないべきとか、そういうことを言っているのではなくて、今どういう状況を把握しているの

かということ聞いておりますので、もし分かればその数字を客観的にお答えいただきたい。もし分からなければ教育長の主観で結構でございますので、大体こんな状況じゃないかなと把握されている範囲でお答えいただければと思います。

以上で、私の質問の一切とさせていただきます。

○教育長（長岡幹泰君） 今、先ほどお話しさせていただきましたように、約半分の学校は4紙以上を取っておられる。また、半分の学校はまだ4紙まで至っていないというところがございます。そういう意味で、まだ達成していないところについてお話をしていきたいというところがございます。

○仮議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時15分、本日はこれにて散会いたします。

午後4時48分散会

令和4年6月15日（水曜日） 開議第4日

出席議員

1番 濱口涼子君
 2番 榎尾絢子君
 4番 上治堂司君
 10番 田中徹君
 12番 野町雅樹君
 13番 横山文人君
 15番 加藤漢君
 17番 弘田兼一君
 19番 桑名龍吾君
 23番 西森雅和君
 25番 依光美代子君
 26番 大石宗君
 27番 武石利彦君
 28番 田所裕介君
 29番 石井孝君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

3番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 11番 土居央君
 14番 西内隆純君
 16番 西内健君
 18番 明神健夫君
 20番 森田英二君

21番 三石文隆君
 24番 黒岩正好君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興・推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 豊永大五君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 事務局局長 古谷純代君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 熊坂隆君
 代表監査委員 五百藏誠一君
 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局 長 山本和弘君
事務局 次長 横田 聡君
議事課 長 吉岡正勝君
政策調査課長 田 渕 史 剛君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君



議事日程(第4号)

令和4年6月15日午前10時15分開議

第1

- 第1号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第5号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 権利の放棄に関する議案
- 第13号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問

(1人)



午前10時30分開議

○仮議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○仮議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議員桑鶴太郎君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。



質疑並びに一般質問

○**仮議長（弘田兼一君）** これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」から第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上17件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

19番桑名龍吾君。

（19番桑名龍吾君登壇）

○**19番（桑名龍吾君）** 自由民主党の桑名龍吾でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

コロナ禍も3年目となりました。6月8日に公表された1月から3月期の国内総生産は、年率換算で前期比実質0.5%のマイナスとなりました。これは、全国各地でまん延防止等重点措置が取られ、飲食や観光などの個人消費が落ち込んだことが影響していると分析されております。4月から6月期は、3年ぶりの行動制限のない大型連休で多くの人々が動いたことから、民間予測平均では3.7%の増が見込まれていますが、一方、長引くウクライナ情勢でエネルギー価格など物価の高騰が続いており、先行きが楽観できる状況ではありません。これに対応すべく、国会は先日、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく補正予算2兆7,000億円を成立させました。

まず、現在の本県における経済状況をどのように分析しているのか、知事にお聞きいたします。

このような経済の状況下、来年度以降、国や

県が講じてきた実質無利子・無担保融資の本格的な元金返済が始まります。これらの融資制度があるからこそ、このコロナ禍を乗り切ってきたものと思います。しかし、コロナ禍が長引いた上、物価の高騰があり、返済原資の確保が困難になる事業者も多くいると推察されます。

県は、金融機関や商工会議所、商工会などと連携し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し経営改善に取り組み、ポストコロナ時代への対応を進め売上高を回復させるという、いわゆる伴走型の支援を行っていますが、支援を受けている事業者からはどのような声が届いているのか、知事にお聞きをいたします。

また、この国や県の実質無利子・無担保融資は来年度より本格的に返済が始まりますが、返済が自己破綻や倒産のきっかけになってはいけません。コロナ禍における経営支援は、金融支援と並んで、販路開拓や商品開発、デジタル技術を活用した広報活動や営業戦略など、ポストコロナを見据えての経営基盤を強化するための本業支援が大変重要になってまいります。

金融支援はそれぞれの支援策が講じられていますが、本業支援は事業者とともに考える、寄り添った支援が必要です。その支援に当たっては、関係機関が連携して取り組むことが重要であり、金融機関はもちろんのこと、事業者に身近な地元の商工会議所や商工会の経営指導員の果たす役割は大きなものがあります。しかしながら、申請業務や日々の地域活動で経営指導員の多忙感も聞こえてきます。

地域において経営支援の核となる商工会議所や商工会の経営指導員の活動をどう支えていくのか、知事にお聞きをいたします。

他県においては既に返済が始まっておりますが、売上げがコロナ前に戻らず、経営がさらに悪化し、返済負担が重くのしかかっている事例

も多くあり、超長期の借換え融資制度のニーズもあると聞こえてきます。

昨年の6月議会でも同様の質問をさせていただきましたが、来年度から本格的な元金返済が始まる実質無利子・無担保融資について、県としてどのような対応を考えているのか、知事にお聞きをいたします。

コロナ禍に加え、燃油価格の高騰の影響により、公共交通事業者や運輸事業者は厳しい局面に立たされております。運賃への転嫁が図られればよいところですが、利用者や荷主もそれぞれが影響を受けており、運賃アップにはつながっておりません。

さて、今議会において、公共交通を維持・継続させるために、バス、路面電車、タクシー事業者には給付金制度が設けられました。しかし、トラック事業者には燃油高騰対策は講じられておりません。地産外商をさらに拡大するためには物流の基盤が安定しなければなりませんし、また南海トラフ地震や大規模災害の応急復旧・復興にもトラック事業者の御協力が不可欠です。

今般の燃油高騰対策において、四国運輸局長から知事宛てに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によるトラック事業者を含む運輸交通事業者への支援について文書での依頼があったと存じます。愛媛県では6月議会において、トラック輸送燃油高騰対策として、普通車1台当たり5万2,000円、小型車1台当たり2万5,000円の支援をする事業が提案をされております。

商流の要であり、災害時には命をつなぐ役割を担うトラック事業者への支援を検討していただきたいですが、知事にお聞きいたします。

燃油や資材の高騰で、建築業界がその対応に苦慮しております。あわせて、サプライチェーンの混乱で、資材の調達困難の事態も起こしております。今後、資材価格が短期間で上昇する

ことで、契約時の金額では完成できない事態も予測されます。このような事態を招かないためにも、実勢に応じた発注単価の早急な改定、物価スライドの円滑適用、工期の弾力的な対応が求められます。

公共工事では、賃金や資材などの変動があった場合、請負額の変更ができるスライド条項が設けられております。県は、単品スライドを適用すると聞いております。単品スライドとは、鋼材類、燃料、生コンクリート、セメントの対象資材の価格が上昇し、その値上がりは全体工事費の1%を超えた場合のみ適用されます。しかし、土木工事では取り扱う品目が少ないため、単品でも全体工事の1%を超える場合もありますが、建築工事では取り扱う品目が約30品目と多く分散され、単品の値上がりで全体の工事費が1%を超えることはまれなケースです。建築工事の資材高騰に対して、新潟県や東京都八王子市では、対象項目が多く、ほとんどの工事が対象となり、利益圧迫の救済措置としては有効なインフレスライドが適用されました。

県として、公共工事における建築工事の資材高騰にどのように対応していくのか、土木部長にお聞きをいたします。

災害時において支援が必要な小児などの医療体制について質問をいたします。

県は、災害時において妊産婦や新生児に対して適切な支援を提供するために、周産期医療災害ワーキングにおいて関係者間の情報共有方法や災害時周産期リエゾンの役割及び位置づけを検討し、周産期医療分野に特化した災害時の体制整備を進めております。この中にある災害時周産期リエゾンとは、災害時に保健医療調整本部において災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として県により任命された者です。2019年度には、高知県災害時周産期マニュアルが策定され、災害時周産期リエゾンも任命

され始めております。これは、東日本大震災や熊本地震で小児・周産期医療が混乱をし、その反省から生まれた対応策であり、本県においてもその体制をさらに充実させていかなければなりません。

そこで、災害時周産期リエゾンの体制の充実に向けて今後どのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

国は災害時小児周産期リエゾンとしていますが、本県は災害時周産期リエゾンとなっており、周産期医療のみと限定され、医療的ケア児や医療を必要とする小児が対象となっております。

災害時の医療を必要とする小児を含んだ医療体制の構築に向けて、本県の災害時周産期リエゾンの役割に小児への支援を含めるべきと考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が昨年施行されました。その附則には、施行後3年以内に災害対策について検討することが明記されていますが、いつ来るか分からない災害には迅速に備える必要があります。

本県においては、今年度から災害時における個別計画などの策定に医療的ケア児等コーディネーターが参画する仕組みが構築されております。対象者が少ない地域は比較的進んでおりますが、対象者の多い高知市では、人工呼吸器など電源確保が必要な医療的ケア児について一部の策定にとどまり、胃ろうだけなど、その他の医療的ケア児等の策定はほとんど進んでいないとの声も聞こえてきます。

また、医療的ケア児等の避難場所、電源確保、資器材の備蓄、情報共有の在り方、関係機関との調整など、整理すべき課題が検討されていないため、計画をつくっても、災害時、実際の対応ができるのか、命が守れるのかという不安の声も届いております。

特に電源や在宅酸素の確保については、高知

県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに基づいた対策だけではなく、今まででは、在宅で医療機器を使用する方々の命を守ることはできないという意見も聞いており、具体的な対策が急がれます。

地域で継続して勉強会や避難訓練等を実施し、当事者家族も参加して医療的ケア児等の災害対策を検討していくことが、地域のネットワークづくりや日頃の在宅生活の安全・安心につながるものではないかと考えます。今後、災害時個別支援計画や個別避難計画を策定するときは、その計画が実行性あるものにするために、関係者と協議の上進めていくことも重要と考えます。

今後、どのように医療的ケア児を含めた継続して医療が必要な方への災害対策を講じていくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

災害時、避難所となる学校体育館の冷暖房設備の設置について質問をいたします。

学校体育館は、平時は学校スポーツ活動の拠点であり、災害時は避難所としても活用されます。災害は、季節を問わず起こります。猛暑や酷寒の時期の災害では、高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者の避難者における二次被害が想定され、避難所のさらなる機能強化を早急に進めていかなければならないと考えます。また、平時のスポーツ活動においても、熱中症対策としても検討していかなければなりません。

国は、避難所に指定されている学校体育館の冷暖房設備の設置において、緊急防災・減災事業債が活用できるとしております。徳島県においては、この緊急防災・減災事業債を活用し、「県立学校体育館「快適避難所空調設置モデル」事業」として、徳島県立鳴門渦潮高校の体育館に冷暖房設備を設置しました。

本県においても、命をつなぐ避難所となる県立学校体育館の冷暖房設備の設置は必要と考え

ますが、教育長にお聞きをいたします。

さて、徳島県立鳴門渦潮高校では、体育館の冷暖房設備にLPガスを利用したガスヒートポンプエアコンであるGHPを採用しました。他県においても、多くの体育館の冷暖房設備はLPガスGHPを採用しております。

LPガスは、化石燃料の中でも二酸化炭素の排出が少ないエネルギーで、容器による個別供給であり、災害時にも被害を受けにくく、迅速な復旧が可能です。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、各エネルギーの全面復旧は、LPガス4月21日、都市ガス5月3日、電力6月18日との報告もあるところです。本県においても、総合防災拠点となる春野総合運動公園体育館の冷暖房設備は、LPガスGHPを採用しております。

LPガスGHP設置に関する国の支援策は、経済産業省のLPガス災害バルク等の導入補助金や環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などが講じられております。

さらに、さきの5月27日には、高知県グリーンLPガスプロジェクト推進会議が設立されました。これは森林資源や海藻などのバイオマスからガスを生産させるための技術開発や事業化に向けた環境整備を行うもので、事業化が実現した際には、既存のLPガス容器や設備を利用しながら、化石燃料由来のLPガスからグリーンなLPガスへの変換が図れるものと伺っております。

本県が目指す災害に強い県土づくりに加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組といった視点からも、避難所となる県立学校体育館の冷暖房設備としてLPガスGHPの採用は時機を得たものと考えますが、教育長にお聞きいたします。

南海トラフ地震発生時の水の確保について質問をいたします。

災害発生時の水は、応急対策期においては飲料水やトイレ、風呂、歯磨き、洗濯などの生活水、医療用としては人工透析、手術など、復旧対策期においては家屋や家財などの洗浄、応急復旧施設の建設などに用いられます。災害発生時の水の役割は、単なる飲料水だけではなく、応急復旧対策を進めていく上で重要な役割を果たし、災害の規模が大きくなればなるほどその重要性は高まっていきます。

しかし、災害発生時と同時に上水道は使用不可能と想定すべきであり、復旧に必要な人的・物的資源を考慮すると、復旧には少なくとも1か月は必要と考えるべきです。特に、長期浸水地域となる高知市ではさらに時間がかかる見込みです。県の備蓄方針では、復旧までの水の確保手段として、飲料水の備蓄は3日分とし、4日目以降は国など外部からの支援物資として搬入されることが前提となっていますが、飲料水を含め大量の水が必要と考えます。

県として、県民の命を守り、生活を支え、復旧にも必要となる水の確保についてどのように考えるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

水の確保は各市町村が計画をしなければなりません。市町村は物資が不足したら県に要請する仕組みになっております。水をはじめとした物資の要請は、ほとんど全ての市町村から行われると想定しておかなければなりません。被害状況や人的・物的資源の状況により、県として要請に十分に応えられない可能性もあります。

市町村の多くの要請に的確に応えるためには、要請自体を少なくしていかなければならないと考えます。また、ペットボトルでの備蓄は限界があり、浄水器装置の設置など、機動的な対応が必要となってきます。このようなことから、水を最重要物資と位置づけ、市町村が自前で確保できる仕組みを県全体で検討することが望ま

れます。

県として具体的に飲料水の確保をどのように進めていくのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

ひきこもり支援の推進について質問をいたします。

国は、ひきこもり状態にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤独の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要であるとし、様々な支援策を講じております。そのひきこもり支援は、生活困窮者自立支援法を根拠に進められております。

しかし、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の皆さんからは、「これまでのひきこもり支援は労働施策としてつくられた若者就労支援と同様とされ、就労だけを目的とする施策が中心であった。しかし、ひきこもりに至る経緯は背景も状態も一人一人違うため、従来のパターン化した対応ではミスマッチとなり、トラブルやリバウンド、自殺のリスクもある。また、厚生労働省のガイドラインでは精神医学的観点が強調された診断ありきの枠組みとなっており、診断に抵抗感を持つ本人や家族などの多様なニーズの受皿になり得ず、行政サービスのはざまに取りこぼされ、ますます問題を潜在化させる要因にもなっている」と指摘をされております。

さらに、同連合会では、ひきこもり支援が法制度のはざまに陥ることがないように、ひきこもり基本法の制定を要望しております。自民党も政府に対し、2021年5月の提言書で、ひきこもり政策そのものを推進するための基本法の制定を求めました。

こうした動きも踏まえて、ひきこもりの方々への支援にどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

さて、本県においては、全市町村にひきこも

り相談窓口を設置し、相談体制の充実強化を図ったところですが、また、2022年度は、支援の5つの柱である情報発信・早期把握、相談体制の充実強化、当事者及び家族への支援、社会参加への支援、支援機関の取組の支援を拡充しております。

その中で、当事者や家族から期待されている、ひきこもり経験者やその家族によるピアサポート相談や社会参加へつながる居場所の提供は、ひきこもり支援の核として欠かせないものであると考えます。県の委託事業では当事者や家族に寄り添うピアサポーターの処遇改善をさせていただいておりますが、継続的な活動をしてもらうためには、予算面や人的配置にも配慮が必要と考えます。また、訪問型支援についても人材の養成が必要です。

ピアサポーターや訪問型支援の人材育成についてどのように充実をさせていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

今年4月に、神奈川県横浜市がひきこもり支援の強化のため、ひきこもり支援課を新設し、併せてひきこもり相談専用ダイヤルを開設したとの報道がありました。今後は、このような各市町村の取組を期待するところです。

社会参加へつながる居場所の設置や支援機関の取組を充実させるためには各市町村の理解が必要となりますが、ひきこもり支援の充実に向けた市町村の課題と今後の対応について、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

特別養護老人ホームの整備について質問をいたします。

現在、国は、特別養護老人ホームを開設する場合、介護が必要となった状態でもごく普通の生活が営め入居者の尊厳を保つよう、ユニット型個室の整備を進めるとしております。厚生省令では、1室の定員は1人とし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人とす

ることができるとなっております。また、これは都道府県が条例を定めるに当たっての参酌すべき基準であり、地域の実情に合わせて県独自の基準を設けることができるようになっております。

本県においては、国の基準に沿って条例を定めており、施設整備を行う場合はユニット型を原則とし、ただし書において、多床室の整備を行う場合は1室当たりの定員を2人までとしております。しかし、ユニット型の居室は、従来型の多床室と比べ利用者負担が、私が聞いた施設では月額1万6,000円から3万円の増加となります。低所得者の高齢者が多い本県では、入所をためらわざるを得ない状況になるおそれがあります。また、介護職員などの人員配置も、ユニット型の場合多床室に比べ多く必要となります。本県においては、2025年には介護職員が550人不足するという予測も出されております。

他県においては、利用者の経済的課題や介護人材の不足を補うためにも、ユニット型を基本としながら、従来型の多床室の整備も併せて進めていく例も多くなってきました。2013年4月の厚生労働省の調べでは、都道府県、政令指定都市、中核市全108自治体のうち、本県と同様の「定員1人、ただし入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合定員2人」は、29自治体となっております。一方で、「定員1人、ただし一定の条件の下、2人以上4人以下とすることができる」は65自治体、「定員4人以下」は14自治体となっており、全国の自治体の70%以上が居室の定員を4人以下としております。さらに、今回本県と同様に定員を2人としている29自治体に調べたところ、そのうち11自治体が4人以下まで基準を緩和していることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、本県における特別養護老人ホームの1室当たりの定員の基準についてどう考えるのか、子ども・福祉政策部長にお

聞きをいたします。

食料安全保障の強化について質問をいたします。

日本の食を取り巻く環境は、食料自給率の低迷、農業生産基盤の弱体化、多発する自然災害、世界的な人口増加、国際化の進展という5つのリスクを抱えていると言われております。これらのリスクに対し、国は食料安全保障の強化に取り組むこととなりました。しかし、この5つのリスクに加え、長引くコロナ禍やウクライナ情勢が要因となって、生産資材の高騰や物流の混乱など、食料安定に係るリスクが現実的なものになってきました。

この状況の中で早急に対応していかなければならないことは、農業経営に及ぼす影響が大きい生産資材価格の高騰対策と考えます。特に肥料の原料の国際価格は、外国の内需優先政策による輸出規制や主要輸出国の供給不安により、2021年1月比で約3倍から5倍と史上最高高値まで上昇をし、JA全農においては、6月から10月に販売する肥料を前期に比べ最大94%値上げすると発表しました。同様に燃料や飼料の高騰もありますが、燃料や飼料はセーフティーネット対策が講じられております。しかし、肥料高騰における対応策はない状態です。肥料の安定供給ができないことが離農のきっかけになってはいけません。

目の前の課題である肥料の高騰にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

さて、食料安全保障の強化に向け、まずは国内農業生産の増大を図らなければなりません。日本の食料自給率は2020年度カロリーベース37%であり、主要国では際立って低い状況です。さらに、主食である米は、生産技術の発展や国民の米離れもあり、毎年供給過多の需給情勢が続いております。そのあおりを受け、米価も下

落。高知県産コシヒカリは、60キロ当たり、2020年産米1万5,021円が2021年産米1万3,555円と、1,466円の下落となりました。

本県は園芸農業が盛んであり、米の主産地ではありませんが、米作りは農業の基本であり、シンボルでもあります。日本の米作りを守るためにも、供給過多にならないよう生産調整を行わなければなりません。併せて米の消費拡大も図っていかねばなりません。昨今では、米を食べると太るということで、米を食べないダイエットがはやっております。しかし、日本人は2,000年も前から米を食べております。これは、米が日本人の体に適しており、必要な食べ物であることを表しているのではないのでしょうか。

パンや麺類は原料が高騰し商品の値上げを余儀なくされておりますが、幸いにも米の価格は下落をしております。私はパンや麺類も大好きですが、今こそ米の価値を再確認することは、食料安全保障の強化につながるものであり、生産地の生産基盤の安定にも寄与するものであります。

米の消費拡大に向けた取組について農業振興部長にお聞きをいたします。

高知市三里地区の農業用水について質問いたします。

当地区は、グロリオサや新ショウガの産地であり、グロリオサにおいては、インターナショナルフラワートレードショーでグランプリを受賞するなど、世界的にもその品質は認められております。また、新ショウガも3億円を超える生産額があり、当地区ではグロリオサと新ショウガで合わせて約10億円の生産を行っております。

三里地区は、以前は養鰻業が盛んで、昭和50年代に工業用水の供給が始まりましたが、養鰻業からグロリオサや新ショウガへの転換があり、

それに伴う水利用が生まれてきました。工業用水を利用したかんがい用水事業で7,935メートルのパイプラインを敷設し、現在に至っております。

しかし、その用水施設も老朽化や、パイプラインが県道に敷設されており、昨今の交通量や大型車が通る関係でパイプラインが破裂する事態が多発しております。直近の5年間で修繕費は約1,000万円にもなっています。これらの修繕費は利用者が負担をしており、利用を控える人も多くなってきました。

また、工業用水の利用料金は公営企業局との契約が責任水量制となっており、利用者の減少から農家1戸当たりの負担額が増えております。水が命である農業において、その確保が困難な状況で、当地区では今後の生産の継続ができるのか不安を抱えている状況です。

高知市は、今後の三里地区の用水の在り方を検討するために、国の事業で機能診断調査を行いました。調査結果を受け、県としてどのように対応していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

県内では、このような老朽化した農業施設の更新に当たり、高齢化や農家の減少があり、地元負担が困難であるという声も聞くところです。県としてこのような声にどう応えていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

水産振興について質問をいたします。

先月の高知新聞に、「宇佐ウルメ 5カ月漁獲ゼロ」と大きな見出しでの報道がありました。このウルメイワシの不漁だけでなく、本県の漁業生産量も減少傾向にあります。これは地球温暖化による海水温の上昇が要因で、漁場の環境が変化をしてくているからとの指摘もあります。とりわけ沿岸の漁業者からは、出漁しても魚が捕れない、また、出漁しても燃料や資材の高騰、魚価の安値などで赤字になるなら出漁を控える

との声も聞こえてきます。

土佐湾は、太平洋側におけるイワシ類の主要な産卵海域となってきた、貴重な価値ある漁場です。これを生かしていかなければなりません。昨年6月本会議で、沿岸漁業の振興をどう図るか質問をいたしました。本県沿岸漁業を取り巻く情勢はさらに悪化していると感じております。水産振興の施策は多くありますが、漁場の整備は行政しかできない事業でもあります。昨年の沿岸漁場の整備についての質問に対し、黒潮牧場の整備とイセエビを対象にした漁場整備を行うとの答弁がありましたが、黒潮牧場まで出漁できない高齢の漁業者や小型漁船の漁業者への対応も講じていかなければならないと考えます。

改めて、今回も沿岸漁場の整備について具体的な対応策を水産振興部長にお聞きいたします。

国は、昨年5月に農林水産業においての地球温暖化に対する取組を定めた、みどりの食料システム戦略を策定しました。また、戦略の実現に向け、本年5月にみどりの食料システム法が公布されたところであります。

みどりの食料システム戦略は、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現を掲げ、中長期的な観点から、食料・農林水産業の生産向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目標としております。水産関係では、漁船の電化、燃料電池化やブルーカーボンの推進によりカーボンニュートラルに取り組むとしております。また、本戦略が目指すKPIは、2030年までに漁獲量を2010年と同程度の444万トンまで回復させるとなっております。今後は、この戦略に基づき水産政策が組み立てられていくものと考えます。

本県においては、漁場整備の振興が図られたなら、これまで沖合まで出漁にかかっていた燃料が削減され、ついでには二酸化炭素の削減にも

つながっていくものと考えます。

国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、県として水産業のグリーン化にどのように取り組み、成果を出していこうとしているのか、水産振興部長にお聞きをいたします。

水産行政の方針は、水産基本法が基となっております。その第5条は、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められております。また、第11条には、国の水産基本計画を5年ごとに更新するとしております。

本年3月に新しい水産基本計画と漁港漁場整備長期計画が策定されましたが、県は新たな計画についてどのように受け止め、具体的にどのように推進をしていくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現在の本県における経済状況についてお尋ねがございました。

本年3月のまん延防止等重点措置の全面解除以降、全国的に社会経済活動が段階的に回復をしつつあります。こうした中、日本銀行高知支店発表の金融経済概況によりますと、本年4月の県内の百貨店、量販店などの小売売上高は前年比で増加に転じるといったことなど、個人消費も回復をしつつあります。また、観光面では、本年4月の県内主要観光施設への入り込み客数が前年比で13.7%増加したほか、主要旅館、ホテルの宿泊客数も前年比で41.6%増加しております。

このように、本県経済は総じて持ち直しの動きが続いていると見られますけれども、業種別

に見ますと、飲食、宿泊、交通などに関しましては、まだまだコロナ前と比べまして厳しい状況が続いておるといふふうに考えております。

一方、国内の状況に目を向けますと、原油価格の高騰に加えまして、ウクライナ情勢などにより原材料価格が上昇をし、先月の国内企業物価指数は前年と比べて9.1%上昇いたしております。こうしたことに起因して、高知市におけます本年4月の消費者物価指数は前年比で1.9%上昇いたしました。このような物価の高騰が今後の個人消費あるいは企業活動を下押しし、コロナ禍からの社会経済活動の回復の妨げとなることが懸念をされるところであります。

今後も、新型コロナウイルス感染症や原材料価格の動向などの影響を受けまして、不確実な状況が続くものと考えられます。引き続き、国や日本銀行高知支店、経済団体とも連携をいたしまして、県内の経済状況の把握、分析を的確に行い、必要な施策を講じてまいります。

次に、いわゆる伴走型の支援を受けておられる事業者の方々からはどのような声が届いているのかというお尋ねがございました。

お話がありましたように、大変厳しい経済状況の中で、本県では経営改善に取り組まれる事業者に対しまして、金融機関などの関係機関と連携をしながら、いわゆる寄り添った支援、伴走型の支援を実施いたしております。

こうした中、こうした支援を受けられている事業者の方からは、例えば売上げを伸ばしているような支援をお願いしたいとございますとか、先行きが不透明なため今後の経営に不安を感じているといった声、さらには電気やガス、資材などが高騰をし、自己資金も乏しいため新しいことに取り組みにくいといったお話をお伺いいたしております。

こうした声にも対応いたしまして、今議会において本県経済の早期の回復に向けた予算案を

提案いたしております。例えば、売上げが落ち込んでおります飲食店の需要回復に関しましては、「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」を実施してまいります。また、連続テレビ小説らんまんの放送開始を起爆剤といたしまして県全体の観光の底上げを図っていくため、万全の準備を進めてまいる、こういうことによって不透明感の払拭を図りたいと考えます。

さらに、原油高騰などの影響を受けておられる事業者の方々の新たな取組、そして省エネ設備の導入などにつきましても、しっかり後押しをしてまいります。

引き続き、関係機関と連携をし、事業者に寄り添った支援を行いながら、事業者の方々の声にも耳を傾けまして、必要な対策をしっかりと検討し行ってまいります。

次に、商工会議所あるいは商工会の経営指導員の活動をどう支えていくのかについてお尋ねがございました。

小規模事業者が多い本県にとりまして、商工会議所、商工会の経営指導員は、事業者の身近な相談相手といたしまして地域地域で大変重要な役割を担っていただいております。特にこの2年間は、コロナに関係いたします給付金などの申請の相談などが増えまして、経営指導員の方々の負担が増しているというふうに考えております。また、原油や原材料などの高騰が進んでおまして、経営指導員の力が地域の事業者にとってますます必要となっていると、そういう状況にあると考えております。

このため、県では、これまでも経営指導員の支援力の向上を図るという考え方から、スーパーバイザーあるいは経営支援コーディネーターといった人員を配置いたしまして、経営指導員に対する実践的なサポートなどを行ってまいりました。具体的には、経営計画の策定と実行に向けましたOJT方式によります個別指導

でございますとか、資金繰りなど専門性を高めるための集合型研修などを実施してまいっております。

また、コロナに係る業務の増加に対しましては、業務量に応じて補助金の追加配分を行いました。さらに、今後はより一層事業者による業務の効率化が求められますことから、今年度新たにデジタル化支援アドバイザーを商工会連合会に配置いたしましたところでもあります。

今後も、先行きが不透明な経済情勢が続くことが予想される中、事業者が抱える経営上の課題も多様化、複雑化するものと考えられます。そのような中にありましても経営指導員が地域の事業者から頼られる存在であり続けられますように、引き続き個々のスキルアップなどにも向けて必要な支援を行ってまいります。

次に、いわゆる実質無利子・無担保融資への対応についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策の国の融資を利用した多くの事業者の元金返済は、来年5月から始まります。また、県のコロナ対策融資を利用した多くの事業者の元金返済は、再来年の3月から始まることとなります。昨年の6月議会でも御答弁申し上げましたように、コロナ対策として実施をした国や県の融資の返済が事業の休廃止などの引き金になってはならないというふうを考えております。

このため、まずは今議会にも計上しております例えば飲食店の需要回復に向けた予算なども活用いたしまして、県経済の早期回復に努めてまいります。償還を円滑にさせていただける、そういう環境づくりをまず目指してまいりたいと考えております。

あわせて、融資の円滑な返済につなげるためには、事業者が行います収益力の改善などの取組に対する支援も大変重要になってまいるところでもあります。こうしたことから、国にお

きましては、本年4月に中小企業の収益力改善そして事業再生などを一元的に支援いたします中小企業活性化協議会を全国に配置し、本県にも配置がされまして、事業者に対する支援を行っているところであります。

県といたしましては、金融機関、商工会などの関係機関に加えまして、この協議会のメンバーである専門家の方々とも密に連携をしながら、引き続き寄り添った支援に努めてまいります。その上で、返済開始時点におきまして十分に経済状況が回復をしていないという場合には、県の融資に係る返済期間の延長なども含めまして必要な支援策を検討してまいる考えであります。

また、国の融資の出口対策につきましては、本県だけでなく全国的な大きな課題であります。このため、返済開始時点の経済状況を見極めまして、必要に応じて全国知事会あるいは他の都道府県とも連携をしながら、新たな支援策について国にしっかりと提言をしてまいります。

次に、トラック事業者への支援についてお尋ねがございました。

現在、国内の燃油価格は、国の燃料油価格激変緩和対策事業の実施によりましてさらなる上昇は抑制をされております。ただ、依然として昨年同期比では1リットル当たり20円程度、レギュラーガソリンや軽油は高い水準にあるわけです。

こうした中、トラック事業者に対しまして国は、燃油価格上昇分が適切に運賃に反映をされるように、荷主への協力要請や相談窓口の設置などの対応を行うこととしております。県といたしましても、トラック事業者の負担の早期緩和に向けた価格転嫁の取組を継続、徹底するように、この4月に国に対して提言を行いました。

他方、先月県内の事業者に行ったヒアリングにおきましては、事業者の方々から、県内の荷主数十社にお願いに回ったけれども数社しか価

格転嫁を了承してくれなかったでございますとか、燃油価格の増加分が経営を圧迫しているといった声、さらには荷主も燃油高騰でダメージを受けておりトラック事業者だけが価格転嫁を行うことはできないといった非常に厳しい状況もお聞きをいたしております。

議員から御指摘がございましたように、トラックは本県の物流の基幹であります。災害時におきましても、救援物資の緊急輸送など重要な役割を担っていただいております。また、先般策定をされました国の骨太の方針におきましても、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価のさらなる高騰の可能性など、予断を許さない状況は続くというふうに見込まれているところであります。

こうしたことを踏まえまして、トラック事業者への支援に関しましては、引き続き国に対して激変緩和対策事業の延長でございますとか価格転嫁の取組のさらなる強化を求めている考えであります。あわせて、県独自の取組につきましても、他の運輸交通・観光事業者などに対します支援措置との関係も考慮しながら、幅広く検討してまいります。

最後に、ひきこもりの方への支援についてお尋ねがございました。

ひきこもりの方は、人間関係や病気、障害など様々な要因を背景といたしまして複雑な課題を抱えておられます。御本人やその御家族の状況に応じて、一人一人に寄り添った支援が必要であります。

これまで県におきましては、ひきこもり地域支援センターによる専門的な支援でございますとか、令和元年度に設置いたしました検討委員会の参加機関によるネットワークの構築などに取り組んでまいりました。直近では、千原ジュニアさんを起用いたしまして、ひきこもりに対する正しい理解の啓発、あるいは市町村の相談

窓口の周知といった取組を積極的に進めております。令和3年度には、全ての市町村で相談の窓口が整備をされまして、ひきこもり相談から支援につなげた件数が前年度比で1.8倍となるなど、これまでの取組の成果が表れつつあります。

しかしながら、関係機関相互の連携を図りますプラットフォームの設置は県内では22市町村にとどまっております、ひきこもりの方々の実態、ニーズの把握も道半ばといった課題もあると考えております。議員からのお話にございましたひきこもり政策の基本法制定などの動きにつきましては、こうした課題の解決に向け、本県の取組の後押しとなるものと考えております。

加えまして、ひきこもりの方を含む生きづらさを抱えた世帯の課題に幅広く対応するため、昨年4月に社会福祉法が改正、施行をされました。これにより、いわゆる地域共生社会の推進といたしまして、相談支援、そして孤立を防ぐ地域づくりを一体的に実施できるような多機関協働型の包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされるということとなったわけでございます。この支援体制は、ひきこもりの方などを早期に発見し、制度のはざまに陥ることなく、関係機関が協働して適切な支援につなぐためには大変有益な枠組みであるというふうに考えております。

このため、県では、全ての市町村におきましてこうした包括的な支援体制が早期に整備されますように、新たに専門アドバイザーを設置いたすというような取組も含めまして、市町村を強力に後押ししてまいります。あわせまして、あつたかふれあいセンターを活用いたしました就労体験などのいわゆる居場所づくりでございますとか、農福連携によります社会参加の場の創出などにも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 公共工事における建築工事の資材高騰に県としてどのように対応していくのか、お尋ねがございました。

公共工事では、通常の合理的な範囲を超えるような急激な賃金や資材の価格変動のリスクを受注者のみが負担することがないように、請負金額の変更ができるいわゆるスライド条項が契約書に設けられております。建築工事におきましても土木工事と同様に、単品スライドだけでなく、全体スライド、インフレスライドを含めた3種類の中から受注者が選択して発注者と協議できる仕組みとなっております。

近年、県が発注する建築工事ではスライド条項を適用した事例はございませんが、市町村が発注する建築工事については複数の適用事例がございます。最近の急激な資材価格などの高騰を受け、県が発注した工事において複数の受注者からスライド条項の適用について現在相談を受けているところです。

今後、受注者からスライド条項の適用の申請があった場合は、受注者のみが価格変動のリスクを負うことがないように適切に対応してまいります。また、市町村に対しても、営繕業務の担当者会議などを通じて、適用事例や具体的な積算方法などの情報共有を積極的に図ってまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、災害時周産期リエゾンの体制の充実、また災害時周産期リエゾンの役割に小児の支援を含めることについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えさせていただきます。

本県における災害時周産期リエゾンの配置につきましては、現在厚生労働省が実施する養成研修を受講した医師や助産師17名の方を県が委

嘱しております。今後の体制の充実に向けては、大規模災害時に保健医療調整本部活動の長期化が想定されることから、さらに多くの医師などにリエゾンとして参画いただく必要があるため、計画的な人材育成を継続してまいります。

また、災害時に小児・周産期医療に関する情報を集約し適切に発信することや、避難所での乳幼児、妊産婦のニーズに対して必要な対応を図るためには、平時からの連携体制の確立とリエゾン活動の実効性を高めていく必要があります。引き続き、保健医療調整本部震災対策訓練を通じまして、スキルの向上や災害医療コーディネーターなどとの連携強化を図ってまいります。

次に、医療的ケア児を含めた災害時の小児の医療体制についてですが、県としましても、小児科や産科の医師数が限られている本県の現状を踏まえますと、周産期と小児の医療を総合的に調整することが望ましく、小児・周産期リエゾンとして体制を拡充すべきと考えております。今後は、高知県産婦人科医会や高知県小児科医会など関係者の皆様の御協力を賜りながら見直しに向けた作業を進め、医療的ケア児を含めた小児の災害時の医療体制の充実に取り組んでまいります。

次に、今後どのように医療的ケア児を含めた継続して医療が必要な方々への災害対策を講じていくのかについてのお尋ねがございました。

医療的ケア児を含めた継続して医療が必要な方は、命の維持、医療的ケアを継続するために個々の状況に応じた災害時の計画作成が極めて重要になります。このため県としましては、平成28年に作成した高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルに基づき、市町村の支援計画の策定を支援してまいりました。昨年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、災害時について今後検

討するとされたところですが、改正災害対策基本法により避難計画の策定が市町村の努力義務化されたことも踏まえて、県としましては避難計画の策定を加速化したいと考えております。

議員の御指摘にもありましたように、各計画を策定する上では、市町村をはじめ医療的ケア児等コーディネーター、医療機器取扱業者など支援関係者が御本人や御家族と話し合いながら実効性のある計画を策定することが重要になります。

県としましては、今年度から、計画策定に参画する医療的ケア児等コーディネーターに対して年内を目途にフォローアップ研修を開催し、研修カリキュラムに個別避難計画などの作成支援に関するロールプレーを加えます。あわせて、コーディネーターが個別避難計画などの作成に参画しやすくするためのサポートを行うなど、支援体制の充実を図ることとしております。

今後は、毎年作成した計画の情報更新を行うとともに、訓練を実施するなど、実効性をさらに高めてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震発生時の水の確保についてお尋ねがございました。

災害発生時の水の確保に向けては、市町村における重要給水施設への基幹管路の耐震化対策や、災害などで断水した場合に備え、応急給水対策などに取り組むことが重要であると考えております。

このうち、応急給水対策については、災害の発生したときに水をためておくことができる配水池の耐震化を進めるため、平成28年度に市町村に対する補助事業を創設し支援してまいりました。配水池の耐震化率は、令和3年3月の時点において78.3%、給水量に換算しますと約16万4,000トンの水の確保ができると見積もっております。これは、70万人の県民が1日当たり6

リットル使用すると仮定いたしますと39日分に相当する水量となります。

このような確保した水を災害拠点病院、救護病院、人工透析病院などの重要医療施設や避難所など必要とする場所に必要な量を配送するためには、事前に給水先の施設や給水量、また給水車や給水タンクで飲料水を運搬する給水方法などを定めておくことが必要になります。このため、市町村において、令和6年度を目途に応急給水計画——水道BCPといいますが——の策定作業を進めております。市町村の応急給水計画の策定状況は令和3年度末で4市町ですが、本県が実施した国に対する政策提言により令和3年度から補助制度が新たに創設されたことから、令和4年度にはその制度を活用するなどして新たに14の市町村が応急給水計画を策定する予定となっております。

今後は、応急給水計画の策定過程で明らかとなった給水車や資機材不足などの課題について対策を講じ、南海トラフ地震対策行動計画に位置づけるとともに、資機材の備蓄などの市町村の取組が一層進むよう、国に財政支援の創設について引き続き政策提言してまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 避難所となる県立学校の体育館への冷暖房設備の設置とLPガス利用のガスヒートポンプエアコンの採用についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

学校の体育館は、子供たちの学習や運動の場であると同時に、その多くが災害時の避難所となっていることから、冷暖房設備の設置の必要性につきましては認識もしているところでございます。ただ、体育館への冷暖房設備の設置は1か所当たり1億円程度の費用が必要となりますことから、地方債の措置があるとはいえ多額の一般財源を必要とすることになります。こ

のため、毎年全国知事会あるいは全国都道府県教育長協議会などを通じまして、国に対し補助制度の創設を要望しているところでございます。

また、冷暖房設備を設置する場合には、設置後の運用方法やランニングコストなどの面から、設備の種類、方式などについての検討も必要になります。議員のお話にありましたLPガスを利用したガスヒートポンプエアコンは、環境への負荷また災害時における早期の復旧といった点で優れておりまして、大変有力な選択肢になると考えております。

県教育委員会といたしましては、県立学校の体育館への冷暖房設備の設置やその方法について、先進県の取組も情報収集しながら、設置費用やその財源の確保、運用面の有利性やコストなど幅広い観点で検討してまいりたいと考えております。あわせて、避難所の環境の在り方につきましましては、南海トラフ地震をはじめとした災害対策に関わることでございますので、知事部局の関係部署とも協議を行っていきたくと考えております。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長（中岡誠二君） 南海トラフ地震発生時における飲料水の確保についてお尋ねがございました。

県では、平成17年度に設置した応急対策ワーキンググループにおいて災害時の備蓄方針を定め、その後の大規模災害で明らかになった課題なども踏まえ、令和3年度には避難所外の避難者なども考慮した備蓄方針に改定しました。この備蓄方針では、個人による備蓄を原則とした上で、県や市町村による備蓄について、最低限必要となる品目や量などを定めています。

このうち飲料水の個人備蓄については、県民の皆さんに3日以上分の備蓄を呼びかけていますが、令和3年度の地震・津波県民意識調査では、必要量を備蓄している方の割合は4割弱に

とどまっています。このため、量販店の協力を得ながら、身近で取り組みやすいローリングストックの啓発を行っているところです。

一方、市町村における飲料水の備蓄については、対象者を31万人と想定し、1人1日当たり3リットルを備蓄する方針としていますが、膨大な量となるため、保管場所の確保や避難所への輸送などが課題となっています。このため県では、市町村が設置する備蓄倉庫への財政支援を行うとともに、市町村には避難所への分散備蓄を促しているところです。

公的備蓄については、令和9年度までに完了させることを目指していますが、飲料水はおおむね5年ごとに交換が必要であり、県や市町村にとって将来的にも大きな財政負担となるため、今後備蓄以外の手段も併せて検討していく必要があると考えています。その手段の一つとしまして、例えばお話にありました浄水装置の活用が考えられ、既に各市町村では様々な性能の浄水装置を導入していますが、必要数量の精査、イニシャルコスト、維持管理費用などの課題もあります。このため、浄水装置を活用した防災訓練などを通じてその有用性などを確認した上で、運用方法などについて市町村と共に検討していきたいと考えています。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長（山地和君） まず、ピアサポーターや訪問型支援の人材育成についてどのように充実させていくのかのお尋ねがございました。

県では、令和2年度にピアサポートセンターを開設し、ひきこもりの経験者であるピアサポーターによる、ひきこもりの方やその家族に対する来所や電話、訪問での相談支援などに取り組んできたところです。こうしたピアサポーターによる支援は、ひきこもりの方はもとより、御本人の将来や日々の接し方などについて悩みや

苦しみを抱えられている御家族の安心にもつながるなど、大変重要なものと考えております。そのため、引き続きピアサポーターとなるための研修受講への支援を行い、計画的に拡充してまいります。加えて、ピアサポートセンターに対しまして、ひきこもりの専門的な支援機関である県のひきこもり地域支援センターが専門的な立場からの助言等を行う場を定期的に設けるなど、ピアサポーターの育成支援や連携を強化してまいります。

ひきこもりの状態にある方の自宅等への訪問型支援を行う市町村職員等につきましても、ひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高める必要があります。そのため県では、ひきこもり地域支援センターにおいてひきこもりに関する理解を深め、支援の実践方法を学ぶ人材育成研修を引き続き実施してまいります。

さらに、今年度は、各支援者が活用することで支援者の育成や支援者同士の円滑な連携につながるよう、これまでの事例を基にした相談支援のハンドブックを新たに作成し、市町村における福祉や医療、教育、地域の多職種が連携した体制の整備を支援してまいります。

こうした取組によりピアサポーターやひきこもり支援を担当する関係職員等の人材育成を行い、ピアサポーター等による相談しやすい環境づくりをさらに推進してまいります。

次に、ひきこもりの支援の充実に向けた市町村の課題と今後の対応についてお尋ねがございました。

ひきこもりは、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態にあるとされております。このため、関係機関の相互の連携を図るプラットフォームを設置し支援内容を検討することや社会とつながる場所である居場所を増やしていくことが必要と

なっておりまいます。

こうした中、市町村にあっては、プラットフォームの設置数が22にとどまっており、多機関が連携して支援を行う体制のさらなる充実が求められております。また、居場所につきましても、県が把握しているもので18か所にとどまっていることや地域も偏在している状況ですので、居場所の創出が課題となっております。

プラットフォームにつきましても、分野横断的な相談支援や孤立を防ぐ地域づくりを実践する包括的な支援体制を整備することが有効であることから、専門アドバイザーを活用することなどにより市町村の体制整備を支援してまいります。加えて、県のひきこもり地域支援センターや福祉保健所がプラットフォームでの協議に参加することなどを通じて、市町村の支援力の向上に取り組んでまいります。

居場所につきましても、あったかふれあいセンターにおける居場所の拡大への支援を強化するとともに、NPO法人や家族の会などによる居場所づくりを支援してまいります。また、プラットフォームに、より多くの地域団体やNPO、民間企業等に参画いただき、官民が一体となって取り組むことでひきこもりの方が安心して過ごせる場所の選択肢を増やしてまいります。

この町では、医療、保健、教育、労働、民間事業者等の連携によるネットワークを構築するとともに、専任の保健師の配置などにより、ひきこもりの方を居場所や就労につなげる先進的な取組が始まっております。今後は、このような好事例を横展開するなど、地域での支援体制の充実を図り、御本人やその御家族の状況に応じて一人一人に寄り添った支援につなげてまいります。

県としましては、こうした取組によりまして、市町村におけるひきこもりの方への支援を充実してまいります。

最後に、特別養護老人ホームの1室当たりの定員の基準についてお尋ねがございました。

本県の特別養護老人ホームの居室の定員につきましては、「高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」におきまして、省令で定める基準の例によると規定しており、1室の定員は1人とし、必要と認める場合は2人となっております。

議員のお話にありましたように、国の省令は条例を定めるに当たっての参酌すべき基準であり、各自治体が地域の実情に応じて独自の基準を定めることとしております。各都道府県の状況につきましては、「定員1人、必要と認める場合は2人」としているのは本県を含め4県、「定員1人で、一定の条件の下で2人以上4人以下」は35都道府県、「定員4人以下」は8県となっております。平成28年に定員の基準を改正した滋賀県では、利用者のニーズを踏まえ、選択肢の幅を広げるため、定員の上限を2人から4人に緩和したとお聞きをしております。

本県の基準の考え方は、国の方針に基づき、入居者一人一人のプライバシーを確保し、ケアの質を向上させるため、ユニット型の個室を推進する観点によるものでございます。本県のユニット型個室の割合は平成29年で全体の約25%と、全国平均よりも約20ポイント下回っており、ユニット型個室をさらに推進していく必要があると考えております。一方で、本県における平成25年の基準条例の制定以前から設置をしております定員3人及び4人の居室は、条例の経過措置により引き続き運営が可能となっております。令和4年5月末時点で全体の約43%となっております。

特別養護老人ホームの居室の定員基準につきましては、ユニット型個室が少ない一方で定員4人の居室が全体の約4割を占めている本県の

現状や、43の都道府県が定員の上限を4人以下としていることなどを踏まえ、今後の利用者数の見込みや地域のニーズなどについて市町村や関係団体の御意見もお聞きしながら、定員の基準の在り方について検討してまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、肥料の高騰に対する取組についてお尋ねがございました。

世界的な肥料需要の高まりに、肥料原料の産出国による輸出規制や急激な円高、さらにはウクライナ情勢などが重なったことで肥料価格が過去に経験のない水準にまで高騰しており、農家の経営を直撃しております。

こうした中、国は、6月7日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針の中で、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進めることを明記しており、早急に制度化していくことを期待しているところでございます。県としましては、この動きを注視しますとともに、必要に応じて提言などを行ってまいりたいと考えております。

一方で、県における取組としましては、肥料コストの低減に向けて2つのことを徹底してまいりたいと考えております。1つ目は、作物に与える肥料の量の適正化を図ることです。具体的には、これまでも農業振興センターやJAなどでは土壌診断を行い、最適な肥料の使用量を計算して農家に提案してきましたが、改めてJAの生産部会などを通じて、多くの方に土壌診断に基づいた肥料の使用を呼びかけてまいります。

2つ目は、価格が高騰している化学肥料の使用量の低減を図ることです。具体的には、化学肥料に比べ値上がり幅が低い有機質肥料の利用や肥料効果が見込める堆肥の利用などを提案してまいります。

これらの肥料コストの低減に向けた対策を取

りまとめ、農業振興センターやJAなどを通じて農家の皆様に周知し、取組を広げてまいります。

次に、米の消費拡大に向けた取組についてお尋ねがございました。

我が国の主食である米は、古くから日本の食文化を育むとともに、水田の美しい景観や伝統文化を生み出してきました。しかしながら、食生活の多様化や人口減少などにより米の消費量が年々減少する中で米価も下落傾向にあり、これにコロナ禍による外食需要の減少が追い打ちをかけております。

こうした状況を踏まえ、県産米の消費拡大の取組を強化しているところであります。昨年度は、県の地産地食応援キャンペーンの中で、食事のメニューに県産米を使った飲食店が100店舗登録され、食事を通じて県民の皆様へのPRが図られたところでございます。一方で、コンビニエンスストアに提案しましたおにぎりなどへの県産米の利用につきましては、現在採用しているお米は食味や食感などを分析し、最適な品種や産地を選んでいることから、県産米を採用するのは容易でないという回答をいただいております。

こうした成果や課題も踏まえ、今年度はもう一段取組を強化することとしております。具体的には、JAグループにおいて新たにSNS広報による若い世代への呼びかけを行うとともに、新米を購入していただいた方へのプレゼントキャンペーンを実施することとしております。また、JAグループと県が開設したネット通販サイトとさごろにおいて、8月から11月にかけて県内各地で収穫される新米などを県外の方にも定期購入していただけるよう準備を進めています。さらには、県におきましては、県職員に対して県産米の積極的な購入を呼びかけるとともに、包括協定を締結している企業などに対しまして

は、新米の社員向け販売や社員食堂での県産米の利用などを提案してまいります。

これらの取組により、今後とも農家の皆様ご意欲を持って米作りを続けられるよう、オール高知で県産米を応援し、消費する機運を高めてまいります。

次に、高知市が行った三里地区の用水の在り方を検討するための機能診断調査についてお尋ねがございました。

高知市三里地区は古くから施設園芸が盛んで、現在約27ヘクタールの農地でグロリオサや新ショウガなどが栽培されており、栽培に必要な用水は県道春野赤岡線や市道などに敷設された全長7,935メートルのパイプラインで送水されております。このパイプラインは昭和51年度に整備され、46年が経過していることから、お話にございましたように近年老朽化による漏水などの修繕が多くなってきており、利用者である農業者の負担が増えていることは認識しております。

このため、昨年度に高知市において、国の国庫補助事業を活用し、パイプラインの全延長のうち幹線部分の約5,400メートルの機能診断を行っております。この機能診断では、約4,700メートルの区間で経年劣化や車両の荷重による破損などが見られ、長寿命化対策が必要であるとの診断結果となっております。

この結果を受け、施設管理者のJA高知市と利用者の農業者、高知市などの関係者において対策の方針の協議を行い、本年度中には方針を決定すると聞いております。この協議の際には県も参加し、営農に必要な用水を送水しながら整備する手法などの技術的な支援や有利な国庫補助事業の提案などを行い、パイプラインの長寿命化対策の早期事業化に向けて取り組んでまいります。

最後に、老朽化した農業用施設の更新に伴う

地元負担についてお尋ねがございました。

老朽化した用水路などの農業用施設を更新するに当たっては、施設の利用者が限られていますことから、一定の地元負担が必要となっておりまいます。一方、農業者の減少等により施設の維持管理費に充てる1人当たりの賦課金が増加傾向にあることに加え、近年の肥料や資材の高騰等による生産コストの増加によりまして、農業者の経営は大変厳しい状態にあります。また、施設を更新する費用につきましても、資材の高騰などにより増加傾向になっております。このような情勢の中では、お話にございましたように、農業用施設の新設費用をなかなか負担できないといった声が出るなど、厳しい状況にあることは認識しております。

県としましては、こうした状況も踏まえ、老朽化した施設を更新する場合の工法の選定に当たっては、最寄りの農業振興センターが、例えば単なる施設全体を更新する工法だけでなく、老朽度合いに応じた部分的な改修や補修による安価な工法を提案するなど、技術支援を行ってまいります。あわせて、活用する事業の選定に当たっては、例えば小規模な施設の新設では地元負担を必要としない多面的機能支払交付金もございいますことから、このような有利な交付金や国庫補助事業の活用を提案するなど、農業者に寄り添って、地元負担の軽減につながるよう努めてまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、沿岸漁場の整備に係る具体的な対応策についてお尋ねがございました。

漁業者の高齢化などにより、近場の漁場の重要性は高まっております。このため県では、市町村や漁協が行うイセエビやインダイなどの磯魚を対象とした岩などを投入して整備する魚礁などについて、国の事業を活用して整備を支援

してまいりました。今後も市町村などと連携し、近場でも一定の漁業収入が見込める漁場の整備を支援してまいります。

また、これまでに県や市町村が本県沿岸域に整備してきました海底にコンクリートブロックなどを設置する沈設型魚礁がございいます。こちらにつきましても、漁業者の皆様が一層利用していただけるよう、魚礁の位置や規模などの情報を昨年7月に改めて県内の漁協に周知いたしました。さらに、現在県では、高知マリンイノベーションにおいて海況データや予測情報などを一元的に発信する情報発信システムを構築しているところです。このシステムを活用して魚礁の情報を他の情報と合わせて漁業者に分かりやすく提供することで、さらなる魚礁の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、沿岸域での漁業生産量の確保を図ってまいります。

次に、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、水産業のグリーン化にどのように取り組み、成果を出していくのかとお尋ねがございました。

みどりの食料システム戦略は、お話にもありましたように、食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指しております。水産関係では、資源管理や人工種苗による完全養殖、ブルーカーボンの推進によるカーボンニュートラルに取り組むものでございいます。

漁船漁業では、資源管理などにより2030年までに漁獲量を2010年度と同程度まで回復させることや、養殖業では、2050年にはブリ、カンパチ、クロマグロなどの人工種苗の比率を100%とすることなどを目標としております。ブリやカンパチなどの養殖においては、種苗の多くを天然に依存しており、種苗の漁獲状況により生産が左右されることが課題となっております。養

殖業の盛んな本県においては、人工種苗の比率が高まることで養殖業の持続的な発展が期待できます。

また、県では、高知マリンイノベーションの取組の中で、漁場や潮流の予測に加えて、今年度から様々なデータを基に利益を見える化し、出漁の判断などをサポートする操業効率化支援ツールの開発に取り組んでいるところです。こうした操業の効率化の取組により燃油使用量の削減を図り、グリーン化を進めてまいります。

さらに、藻場などによるCO₂の吸収、固定が期待されているブルーカーボンの取組を進めるため、今年度から本県沿岸域における藻場の分布状況の調査を開始したところでございます。

県といたしましては、国の動向を注視しながら、今後もこうした取組を着実に進めることで、水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すとともに、カーボンニュートラルの実現につなげてまいります。

最後に、本年3月に策定された国の水産基本計画と漁港漁場整備長期計画の受け止めや推進についてお尋ねがございました。

新たな水産基本計画は、資源管理の着実な実施、水産業の成長産業化、漁村の活性化の3つの柱により適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図り、次世代を担う若い漁業者とその家族の将来にわたる安定的な生活の確保などを目指すものです。また、新たな漁港漁場整備計画は、持続可能な漁業生産の確保、水産業の成長産業化、漁村の魅力と所得の向上の3つを重点課題とし、拠点漁港の生産・流通機能の強化や地震・津波対策の強化など、漁港、漁場、漁村の総合的かつ計画的な整備を推進するものです。

この2つの計画にはデジタル技術の活用や輸出の拡大、新規就業者の確保・育成、グリーン化の推進、地震・津波対策などが講ずべき施策

として位置づけられており、本県の産業振興計画などの取組と目指す方向や施策は合致していると認識をしております。

県では、水産業のデジタル化を図る高知マリンイノベーションや米国、中国などの有望市場への輸出拡大、漁業就業支援センターを核とした新規就業者の確保、防災拠点漁港における防波堤の粘り強い構造化などに取り組んでいるところです。

今後も、国の動向を注視し、国の事業も積極的に活用しながらそれぞれの取組を着実に進め、本県水産業の振興と漁村の活性化を図ってまいります。

○**仮議長（弘田兼一君）** 農業振興部長から先ほどの答弁における発言に誤りがあったとして訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

（農業振興部長杉村充孝君登壇）

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 先ほど桑名議員の食料安全保障の強化に関する質問の答弁のときに、私が発言を誤って、急激な円高と申し上げましたが、正しくは、急激な円安で訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○**19番（桑名龍吾君）** それぞれ前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。2問目はございませんが、2点ほど要請をさせていただきたいと思ひます。

1つは、特別養護老人ホームの整備についてでございます。答弁でも前向きな答弁をいただいて、これから検討ということですが、やはり国の基準に沿ったままであるのが神奈川、岡山、福岡、そして高知県の4県ということでございます。47都道府県の中で、どんどんどんどん基準を緩和しているのはどうしてなのかということをもたしつかり見極めていただきたいと思いますし、利用者にとっても選択肢が増えるということ、そして施設にとっても、この

介護人材が不足している中、少しでも介護人材がかからないようにするためには、こういったことで各県も対応しているということでございます。それぞれ高知県も実情があると思いますが、これは安芸市のほうから先般の出先調査で危機管理文化厚生委員会のほうに要請があったというふうにも聞いておりますけれども、検討していただきたいということを要請しておきます。

そして、もう一点は、避難所における体育館の冷暖房化でございますけれども、確かにこれは1億円ぐらいかかるんですが、予算がないからといってそのままにする、しておくということもできないと思います。災害が起こるたびにその避難所の在り方っていうことは、これはもう社会問題になっていて、その機能強化をどう図るかっていうのはやっぱり考えていかなければならないと思います。

そこで徳島県というのも、これは全部の学校には難しいんでしょうけれども、一つモデルとしてつくっていったということでございます。確かにお金がかかって県の財政を揺るがすことになってはいけないんですけれども、いつ国からまた助成があったりしたときに、すぐにでも体育館の冷暖房化っていうものができるように、私はやはりシミュレーションをして頭の体操はしておくべきというふうに思っております。この問題も予算が来るまで待つのではなくて、しっかり予算ができたならやれる体制というものをつくって、教育委員会も対応していただきたいと思っております。

この2点を要請いたしまして、私からの一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○仮議長(弘田兼一君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○仮議長(弘田兼一君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

○仮議長(弘田兼一君) ただいま議題となっている第1号から第15号まで並びに報第1号及び報第2号、以上17件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末200ページに掲載〕



○仮議長(弘田兼一君) なお、お諮りいたします。

ただいま各常任委員会に付託いたしました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、6月21日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○仮議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会に付託いたしました議案につきましては、6月21日までに審査を終わるよう期限をつけることに決しました。付託されました各常任委員会は、期限までに審査願います。



○仮議長(弘田兼一君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明16日から21日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、6月22日に会議を開きたいと存じますが御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○仮議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月22日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後0時8分散会

令和4年6月22日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 濱口涼子君
- 2番 榎尾絢子君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 上治堂司君
- 5番 土森正一君
- 6番 上田貢太郎君
- 7番 今城誠司君
- 8番 金岡佳時君
- 9番 下村勝幸君
- 10番 田中徹君
- 12番 野町雅樹君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 西内健君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 桑名龍吾君
- 20番 森田英二君
- 21番 三石文隆君
- 23番 西森雅和君
- 25番 依光美代子君
- 26番 大石宗君
- 27番 武石利彦君
- 28番 田所裕介君
- 29番 石井孝君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君
- 36番 米田稔君
- 37番 塚地佐智君

欠席議員

- 11番 土居央君
- 24番 黒岩正好君

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 豊永大五君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 熊坂隆君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
 事務局次長 横田 聡君
 議事課長 吉岡正勝君
 政策調査課長 田 渕 史 剛 君
 議事課長補佐 杉 本 健 治 君
 主 査 宮 崎 由 妃 君



議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年6月22日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 10 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 権利の放棄に関する議案
- 第 13 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（I））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告
- 追加
- 第 16 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 17 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
- 追加
- 議発第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書議案
- 追加
- 議発第 2 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案
- 議発第 3 号 旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案
- 追加
- 議発第 4 号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（明神健夫君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（明神健夫君） 御報告いたします。

議員土居央君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末217ページ
に掲載〕



委 員 長 報 告

○議長（明神健夫君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第15号まで並びに報第1号及び報第2号、以上17件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長今城誠司君。

（危機管理文化厚生委員長今城誠司君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（今城誠司君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第15号議案、以上2件については全会一致をもって、

いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費について、執行部から、感染拡大防止策として病院や診療所に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種回数や、接種体制の整備等に応じた支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、接種回数が3回目のときに重い副反応があり、4回目の接種を遠慮したいという声があるが、安心して接種してもらうためにどのような呼びかけをしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、接種回数を重ねると副反応も重くなる場合があるが、新型コロナウイルスに罹患したときの重症化予防の効果は大きく、できる限り接種していただければと思う。また、不安がある場合には、別のワクチンを接種していただくことも可能なので、かかりつけ医等に相談の上、御判断いただければと思うとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、障害者生産活動支援事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、物価、原油価格の高騰により、就労継続支援事業所の生産活動にマイナスの影響が見込まれる。社会経済構造変化や、物価・原油価格高騰に適切に対応するとともに、障害のある人が自立した生活ができるよう工賃のさらなる向上を図るためには、就労継続支援事業所が新たな生産活動への転換や販路拡大、既存事業の効率化等の生産活動の基盤強化を図る必要があり、こうした取組を進めるものであると

の説明がありました。

委員から、該当する事業所からは、こういった支援をしていただきたいという要望は事前に届いているのかとの質疑がありました。執行部からは、今年5月に全ての事業所に調査を行い、約6割の回答を得て、新たな飲食事業や既存事業の販路拡大の費用を補助してほしいといった要望をいただいているとの答弁がありました。

委員から、予算を超えるニーズがあった場合には、補正予算の増額により対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、要望にはできるだけ応えていきたいと思うので、予算不足が見込まれる場合には検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、事業所に対して新しい取組を求めていくことは大変なことであり、職員の人件費や利用者の賃金、工賃に対する補助の要望はなかったのかとの質疑がありました。執行部からは、令和元年度と比較すると、工賃が減少した事業所は半数近くあるが、減少幅は10%未満の事業所が約7割であり、また平均工賃は令和元年度から増加している。そのため、今の段階で生産基盤を強化していただき、全体的な底上げ、コロナに左右されないような生産活動をしていただくことを考えている。工賃等に対する補助については、今後の状況を見ながら、必要に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、一般企業でさえ大変な時代に新分野に進出していくのはハードルが高いと思うが、県としてどのような支援、取組があるのかとの質疑がありました。執行部からは、共同受注窓口の活性化や、事業所の商品を一元的に閲覧できるホームページを開設する取組を進めている。また、工賃向上に係るアドバイザーを派遣する事業もあるので、活用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」について、執行部から、高知工科大学新学群検討会の最終報告書で、高知工科大学に新学群を設置することは適当と判断するとの結論が出されたことから、高知県公立大学法人の中期目標に新たな学群の設置に向け準備を進めるよう追記する一部変更を行うものであるとの説明がありました。

委員から、高知県をフィールドとしたPBL——課題解決型学習を通して、DX——デジタルトランスフォーメーションの推進に貢献する人材育成を実践することについて、フィールドの選定はどのように行われるのかとの質疑がありました。執行部からは、基本的にはどの産業分野の企業でも選定対象になるものと考えている。検討会の中でも、各産業分野の皆様から新学群に強く期待する御意見をいただいております。PBLの場については幅広いものとしてもらいたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、我が国では、大学は今の産業界に資するべきという流れが研究の質の低下を招いているのではないかと。新学群の目的を、世界に羽ばたく人材育成でなく、県内各産業分野におけるデジタル化及びDXの推進に貢献する人材育成とすることは、大学という教育研究の場の目的として適切なのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の各産業分野の方々の工科大学に対する期待は非常に大きく、また本県は課題先進県である。大学として世界に通用する研究レベルを目指すことが、県内の産業振興や課題解決につながるのと考えが大学からも示されているとの答弁がありました。

さらに、委員から、1年生から企業をフィールドとしたPBLを行うとしているが、土台となる教養を余裕を持って学ぶ時間は保証されて

いるのかとの質疑がありました。執行部からは、大学としては、基礎となる一般教養などもしっかりと学ばせながら、県内企業を知る取組ともなるPBLを行っていく考えであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種について、執行部から、令和4年6月12日時点の接種率の説明がありました。

委員から、今から1回目の接種を受けたいという話があった場合の対応はどのようになるのかとの質問がありました。執行部からは、市町村によって対応が異なるので、各市町村の担当課に御相談いただければと思う。また、新しい仕組みのノバックス社製ワクチンが開発され、これまで接種を控えていた方にも手を挙げていただいている状況であるとの答弁がありました。

別の委員から、日本では随分とワクチン接種の効果があると言われているが、本県の接種率と罹患率の数値はあるのかとの質問がありました。執行部からは、県内のサンプル数は少なく、厚生労働省の全国データでは、2回目と3回目の接種で予防効果が大きく上がることが確認されているので、県民の方々に情報提供しながら、3回目接種を進めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 商工農林水産委員長横山文人君。

（商工農林水産委員長横山文人君登壇）

○商工農林水産委員長（横山文人君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第12

号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、工業振興対策費について、執行部から、原油価格や物価の高騰等の影響を受けた事業者に対し、新たな取組へのチャレンジに対する支援や設備投資を通じた省エネと生産性の向上の取組への支援を行い、事業者の業績回復や県経済の活性化、脱炭素化の取組の加速化などを図ろうとするものであるとの説明がありました。

委員から、原油価格や物価の高騰等はほとんどの事業者が影響を受けていると考えられるが、事業をどのように周知していくのかとの質疑がありました。執行部からは、新聞広告などでの広報を予定しているほか、チャレンジ事業に関する申請には、商工会や金融機関などの認定支援機関の関わりが必要であることから、各機関から事業者への周知もお願いしていくとの答弁がありました。

別の委員から、事業者が行うチャレンジへの支援を中山間地域を含む県全体に広げていてもらいたい。グリーン化の取組としても期待しているとの意見がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、施設園芸燃油高騰緊急対策事業費補助金について、執行部から、燃油価格高騰により厳しい経営状態にある施設園芸農家に対する支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、原油価格は今後さらに高騰するおそれがあるが、太陽光などの自然エネルギーを農業用ハウスに活用していくことはできないかとの質疑がありました。執行部からは、本県では事例がないが、農業用ハウスの一部に太陽光

パネルを設置して発電した電気を利用する実証事業は行われている。情報収集に努め、エネルギーコストの削減につながる取組があれば県内の導入も検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、県では、再生可能エネルギーとしてペレットボイラーの導入を進めてきているが、現在どの程度稼働しているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の加温ハウスのうち5%程度がバイオマスボイラーであり、ペレットは価格が安定しているという利点があるとの答弁がありました。

委員から、今後ペレットの価格が急騰するようなことがあれば、そちらについても対策を検討するようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、酪農経営安定緊急対策事業委託料について、執行部から、輸入乾牧草の価格高騰により生産コストが上昇して収益性が悪化している酪農家に対して、その赤字の一部を緊急的に支援するものである。県としては、稲WC Sの生産体制の確立を支援することで、県内産飼料の増産を推進し、輸入飼料の価格高騰に左右されない経営体質の強化を図っているところだが、その生産量はまだ足りない状況であるとの説明がありました。

委員から、国産飼料の生産体制の確立への支援はどのような形で行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、機械の導入や運搬料などへの支援のほか、畜産農家の需要を耕種農家へ伝えて生産面積を確保していく取組を進めているとの答弁がありました。

委員から、畜産農家と耕種農家のそれぞれの意識を変えていくことが大事だと思うが、そういった点はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、生産体制を確立するためには、お互いにメリットがあることを前提にマッチングを進めていくことが必要である。今

後は地域での体制に限らず、平野部と中山間地域をつなぐなど、支援を強化していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第12号「権利の放棄に関する議案」について、執行部から、県が育成した酒米の土佐麗については、種苗法に基づく品種登録がされるまでの間に高知県以外で名称を使用されることを防ぐため、商標登録をしている。品種登録の審査が進み、土佐麗の名称で品種登録を行うためには商標との重複を解消する必要があることから、商標の権利の一部を放棄するものであるとの説明がありました。

委員から、土佐麗の生産者の状況はどうなっているか、また今後どのように取組を伸ばしていこうとしているのかとの質疑がありました。執行部からは、作付面積は急速に増えてきており、酒を仕込む酒蔵も増えている。醸造の際に扱いやすい米で、収穫時期が早いことから、新たな商品を増やせるなどのメリットもある。酒造組合などとも連携して、土佐麗の名称を前面に出した取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、可搬式林業機械電動化推進事業費補助金について、執行部から、原油価格高騰対策として、林業事業者が使用するチェーンソーや刈り払い機の電動化への転換を支援することで、燃料費削減を図るとともに、CO₂排出量の削減や振動等の軽減により、労働環境の改善にもつなげるものであるとの説明がありました。

委員から、チェーンソーは振動の問題があると思うが、電動の場合はどうかとの質疑がありました。執行部からは、従来型のエンジン式チェーンソーは振動のため原則2時間以内の使用とされているが、電動チェーンソーは振動工具に該当しないとされているとの答弁がありま

した。

委員から、電動への転換はいろいろなメリットがあるとのことなので、働き方改革にぜひつなげていただきたいとの意見がありました。

次に、牧野植物園管理運営費について、執行部から、来年度の連続テレビ小説らんまんを契機にした来園者の増加が見込まれるため、無料シャトルバスの増便や、園内駐車場の満車・空車情報を伝える情報表示板を設置するなどの対策を行うものであるとの説明がありました。

委員から、公共交通機関での来園手段としてはどういった形が考えられているかとの質疑がありました。執行部からは、路線バスは走っていないため、MY遊バスでの来園を想定している。今後、らんまんのキャンペーンに向けて関係部局と協議を進めていきたいとの答弁がありました。

委員から、特に県外などからの来園者をどう接続していくかが大事である。プレイベントの際に実証実験を行うなどして、万全の体制を整えてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、らんまんの放送開始が決まり、高知県全体が盛り上がっている中、牧野植物園の職員等の処遇に関してどう捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、処遇に関しては、これまでも改善はしてきているが、財団から今後の財団の在り方をしっかりと示していただいた上で、県内のほかの施設の指定管理者や公社、団体等の状況も踏まえながら検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、施設整備も必要だが、職員がやる気を持って働き続けられるような体制の中、このらんまんを契機に次の世代につなげてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 産業振興土木副委員長下

村勝幸君。

（産業振興土木副委員長下村勝幸君登壇）

○産業振興土木副委員長（下村勝幸君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案から第11号議案、第13号議案、第14号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、飲食店利用促進事業委託料について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により大きな打撃を受けている飲食店や関連事業者を支援するものである。9月からクーポンの販売と利用を開始する計画で、クーポンの利用店舗は、高知家あんしん会食推進の店認証制度の認証取得店としている。この事業を通じて認証取得店舗が増えることも期待しているとの説明がありました。

委員から、高知県「Go To Eat キャンペーン」の際には1セット4,000円で買えたが、今回は1万円のセットとなっている。これでは高くて買い控える人もいるのではないかと思うが、どういった検討によりクーポンの販売額を1万円にしたのかとの質疑がありました。執行部からは、依然として厳しい状況である夜の会食や大人数の宴会に積極的に利用してもらいたいという趣旨から、5,000円券を含めた1万円のセットにした。また、1万円のセットにすることで、換金手数料や印刷費などの事務費を1億円以上軽減することができるとの答弁がありました。

さらに、委員から、狙いは理解できるが、個人客中心の喫茶店などからも経営が苦しいとの

声は聞かれるところであり、こうした小規模な事業者への支援も軽視することがないよう配慮願いたいとの要請がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、広報推進事業委託料について、執行部から、路線バス、路面電車、鉄道等の車体や車内を活用して、連続テレビ小説らんまんを生かした博覧会の広報を展開し、県内外に広く周知を図るものであるとの説明がありました。

委員から、公共交通を絡めた観光商品の開発も期待しているが、観光振興部と協議を行いながらそういったことにも取り組んでいるかとの質疑がありました。執行部からは、らんまんを生かした観光振興については、全庁的に連携し、話し合いを持ちながら進めている。県外観光客が主なターゲットになると考えており、今後公共交通を生かした観光商品についても検討していくとの答弁がありました。

また、別の委員から、博覧会が令和5年度に開催されるので、広報を要する期間も2年にまたがる。事業の空白期間ができる心配もあるので、同じような委託が見通されるのであれば、債務負担行為による複数年契約にしたほうがいいのかとの質疑がありました。執行部からは、ひとまず今できる対応として、令和4年度の補正予算に計上したものである。今後の取組についても観光振興部と連携しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、航空路線利用促進事業費補助金について、執行部から、高知龍馬空港を発着する航空路線は、コロナ下で旅客需要が低迷し、減便や路線廃止のリスクが高まっている。このため、運航する4社が実施する利用促進の取組への支援を拡充し、本県発着路線の航空需要の早期回復を図るものであるとの説明がありました。

委員から、航空会社の方の話によると、ウェブ会議の普及などによって、航空機を使った出張などビジネス需要の低迷は今後も続きそうであるということだったが、これから航空需要がどのように動いていきそうかなどの情報を把握しているかとの質疑がありました。執行部からは、各社ともにビジネス需要はなかなか回復しないと見通している。このため、その回復に向け、キャンペーンを日本航空や全日空のほか、JRなどの鉄道事業者が共同で行っていると聞いており、少しずつ回復に向かうのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、博覧会受入環境等整備支援事業費補助金について、執行部から、来年4月から放送される連続テレビ小説の効果を最大限に発揮させるため、地域の受入れ環境整備等の取組を支援するための補助金である。各地域でしっかり経済効果を生み出すため、市町村における受入れ環境の整備や案内機能強化の取組を支援していくとの説明がありました。

委員から、今回のことを契機に誘客に向けて意欲的に取り組む地域がある一方で、まだ機運が盛り上がっていない地域もあると思うが、県全域を挙げて取り組むための方策はどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、県内各地に牧野博士ゆかりの場所がたくさんある。連続テレビ小説を生かした博覧会の推進協議会には県内の各市町村長にも参画いただいており、今後とも取組が県全体に広がるよう働きかけていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、牧野博士は全国で植物採集をしており、連続テレビ小説でも各地が取り上げられると思われる。そうした県外の地域とも連携を図りながら、高知県を売り出していく戦略も考えているかとの質疑がありました。執行部

からは、牧野博士が晩年を過ごし、記念館もある東京都練馬区や採取した植物の標本が保管された研究所があった神戸市とは、お互いにPRし、送客し合う方策を協議している。牧野博士と関連の深い地域とはしっかりと連携を図って、誘客に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、五台山公園観光推進事業委託料について、執行部から、連続テレビ小説を生かした博覧会の開催に合わせ、園内を季節の草花で彩るとともに、休憩場所の設置などを行うための経費である。園内の五ノ台に、鉢植えやガーデンファニーチャーを設置するとともに、休日等にはキッチンカーの出店などを行いたいと考えているとの説明がありました。

委員から、鉢植えの設置や植栽の在り方に関し、公園全体のトータル的なプランがないと、統一感のないものになってしまう懸念があるが、牧野植物園などとも連携した検討は行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、委託事業者の選定はプロポーザル方式で行い、提案については牧野植物園や竹林寺にも加ってもらい、五台山全体の振興に資するという観点で評価を行って、委託先を選定するように考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、牧野博士が収集、研究されたのは山野草であり、プランターで公園を彩るといふのは違和感があるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、公募の実施までにはまだ期間があるので、牧野植物園や竹林寺とも協議を行うとの答弁がありました。

続いて、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の令和3年度決算と本年10月に予定されている高知市内のバス路線再編等の概

要について報告がありました。

委員から、利用者の少ないバス路線の廃止等について、移動の代替手段も確保されており、やむを得ないことは理解できるが、乗り継ぎの方法や出発時刻などに関し、事業者だけでなく、県、市町村からも住民に丁寧に周知するよう努めてほしいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（明神健夫君） 総務委員長大石宗君。

（総務委員長大石宗君登壇）

○総務委員長（大石宗君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第7号議案、第11号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上10件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員等に準じて必要な改正を行おうとするものである。常勤職員の育児休業の取得については、現行の原則1回を2回まで可能とし、非常勤職員では、取得回数について常勤職員と同様の改正を行うとともに、出生後8週間以内の育児休業について取得要件を緩和することや、1歳以降の育児休業を柔軟に取得できるようにするものである。この改正により、職員が仕事と家庭生活を両立できるよう、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに引き続き取り組んでいきたいと考えているとの説明が

ありました。

委員から、対象となる職員への積極的な周知が必要だと思うが、周知方法について何か工夫はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、通知文書で周知を行うとともに、例えば男性職員には、子供が生まれるという話があれば、所属長との面談の場で今回の条例改正の内容を具体的に説明するなど、職員が育児休業を取得しやすくなるよう周知徹底を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、育児休業を取得したくても、収入が減少するため、実生活を考えたときに、なかなか取得しづらい状況があると聞く。取得しやすくなる条件等がないのかとの質疑がありました。執行部からは、従前より常勤職員、非常勤職員ともに育児休業を取得した場合は無給になるが、現在180日以内までは67%の手当金が支給されるようになっている。また、掛金等も免除されれば、実質的には8割程度の収入が確保されることとなっている。一月丸々育児休業を取得すれば、収入が8割まで落ちることになるが、今回の改正により、例えば2週間ずつ2回に分けて取得することで、一月当たりの収入減が緩和されることになるなど、収入面からも取得しやすくなるのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今までにない取りやすさもアピールをして、積極的な周知を行ってほしいとの意見がありました。

次に、予備費についてであります。

委員から、今年度の予算に計上されている予備費9億4,000万円について、新型コロナウイルス対策など予見し難い事項を見込み計上していると思うが、実際はどういった科目に充当されたのか分かりづらい。予備費の充当について、内訳を決算特別委員会で示すなど、充当状況が分かるようにしてほしいとの要請がありました。

執行部からは、決算の段階になれば、予備費充当額は確定しており、決算特別委員会において示すことは可能であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第11号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、教育職員免許法の一部が改正され、教員免許更新制が発展的解消、いわゆる廃止されることを考慮して、高知県手数料徴収条例から教員免許更新制に関わる事務について削除しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、この制度について現場でどういう効果があったのか、どういう否定的問題があったのかということをおくを県教育委員会として総括し、文部科学省がこれに代わるものをつくろうとするときに、県教育委員会として言うべき意見を持っておくべきだと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、教員免許更新制を10年余り実施してきて、その中には効果も課題もあったと思う。これから校長会や教職員とも話をする中で、何がよかったのか、何が課題だったのかということは明確にしておく必要があると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、この制度によって得られた教員の指導力の向上も含めた成果や課題を総括して、今の、あるいはこれからの高知県の教育行政にしっかりと生かしていくことは非常に大事なことで、参考になることと考える。県教育委員会が取り組んできた人材育成のプログラムを充実させて、国に政策提言をしていくぐらいの思いを持ってほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

第四次高知県子ども読書活動推進計画案について、執行部から、全ての子供が豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力や生きる力を養うことを目的として、県内の子供の

読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、子供の読書活動の推進や環境の整備充実を図るものであるとの説明がありました。

委員から、この計画を推進し、子供の読書活動の環境の充実を図るためには、周知が大変重要であり、市町村行政との連携も必要であるが、どのように取り組むのかとの質問がありました。執行部からは、オーテピア高知図書館では、市町村への本の協力貸出し等の取組を行っているが、十分に活用されているとは言えない部分もあることから、読書活動の環境の充実を図るためにも、計画策定後は地域ブロックごとに説明会を開催するなど、周知に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、とてもよい計画である。推進するためには、市町村をはじめとする関係機関の役割が非常に大きく、重要だと思うが、それぞれに主体性が意識されない場合、計画推進が滞る懸念がある。実行に向けた体制づくりはどうかとの質問がありました。執行部からは、具体的な取組を掲げ、関係機関等と役割分担を行い、それぞれの分野で取り組んでいくこととしている。さらに、市町村教育委員会への訪問などを通して計画を改めて周知し、推進、協力していただきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、オーテピア高知図書館は、こうした取組の肝となる拠点施設になると考えるが、市町村によってはそれぞれ課題があるように思われる。自治体の協力を得る意味でも、現場の声も聞きながら、オーテピア高知図書館に対する要望や期待の声を拾い取組を進め、県下全域の動きになるよう工夫をしてもらいたいとの要望がありました。

別の委員から、子供の読書を支えるためには、学校司書が果たす役割は大きく重要であり、全ての小中学校へ配置すべきだと思うが、配置

率は約4割にとどまっている。配置目標を設定して取り組むべきだと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、小規模校の設置率が低い傾向にある。地域の実情を把握しながら、市町村にできるだけ学校司書の配置をお願いしていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、目標を定め、目的意識を持って取り組んでもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、学校司書1名を複数の学校にローテーションで配属し、学校司書不在の学校がなくなるような仕組みはできないのかとの質問がありました。執行部からは、制度上の問題について確認をする必要があるが、学校司書の配置が厳しい小規模校の状況を把握し、検討していきたいとの答弁がありました。

最後になりますが、報告事項について、委員から、今回報告があった法令違反による懲戒処分等については、もちろん報告が行われるべきものであるが、法令違反によるものでなくても、相手に損害を与えた場合など、報道に情報提供を行うような問題については、報告事項とすべきではないかとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（明神健夫君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の

とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第15号議案まで、以上14件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上14件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第16号—第17号)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末204ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第16号「高知県

教育委員会の委員の任命についての同意議案」及び第17号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第16号議案は、高知県教育委員会委員の永野隆史氏の任期が来月20日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第17号議案は、高知県公安委員会委員の西山彰一氏の任期が来月22日をもって満了いたしますため、新たに刈谷敏久氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第16号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第17号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第1号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末205ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第2号—議発第3号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第3号 巻末208～211ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案」及び議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番土森正一君。

(5番土森正一君登壇)

○5番(土森正一君) 自由民主党を代表しまして、ただいま議題となりました議発第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案」に反対し、議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」に賛成する討論を行います。

近年、女性の社会進出などに伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティーの喪失など、様々な課題が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。

現在の民法の下では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。いわゆる夫婦同姓が法律で定められております。この夫婦同姓が憲法に違反しているのではないかということで法廷の場で争われた裁判では、平成27年12月に最高裁判所において夫婦同姓は合憲であるとの判決が下されており、令和2年9月には東京地裁で、夫婦同姓は法の下での平等に反するとした原告の訴えを棄却、また令和3年6月に最高裁は、社会の変化や国民の意識の変化を踏まえても、平成27年の合憲判断を変更すべきものは認められないと示しており、司法では一定の結論が出ています。

夫婦別姓は、両親が別々の姓を名乗った場合の子供への影響があります。子供の姓は一体どうするのか。結婚後、どの地点で子供の姓を選択するのか。1組の夫婦に複数の子供ができた場合、子供ごとに姓を選択するのか、兄弟姉妹で統一するのかしないのかなどの問題があり、

必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、ひいては兄弟別姓をもたらす結果を招き、社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。

日本は、歴史の積み重ねの中で家族を社会の重要な基礎単位と考えるに至りました。日本は、親子関係、兄弟姉妹関係、社会との関係を大切にすることで相手のことを思いやり、協調性、調和を大切にしていって日本人の価値観となって日本の文化となっております。教育学者の杉原誠四郎先生は、日本は家族をかみしめるようにして大切にしてきました、それは世界から尊敬されるものだ、家族を大切にする社会はほかにもいっぱいあるでしょうが、それを歴史的に、文化的に大切にしてきた日本では、そのために夫婦は同姓でなければならないのですと述べております。

平成27年の最高裁判決では、日本人の姓は家族の呼称として意義のあるところ、現行の民法下においても家族の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を1つに定めることは合理性が認められる、そして夫婦が同一の氏を称することは家族という一つの集団を構成する一員であることを対外的に示し、子が両親と同じ姓である仕組みにも意義があると指摘されております。

令和3年12月に行われた内閣府の、家族の法制に関する世論調査においても、夫婦の名字・姓が違うことによる夫婦の間の子供への影響の有無についてどのように思うのかの問いに対して、子供にとって好ましくない影響があると思うと答えた者の割合が69%に上っております。家族は子供の健やかな成長を支える存在であり、社会を維持していく上でその役割は非常に大きいと言えます。

同じく、平成27年の最高裁において夫婦同姓

を定める民法第750条が合憲であると判断した際、改姓した人が受ける不便さや不利益は、旧姓の通称使用が広まることにより一定程度緩和され得ると指摘されております。

この県議会6月定例会におきまして濱田知事は、「結婚により改姓した人がキャリアの分断を避けるために、職場での旧姓の通称使用は広がりつつあり、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大は望ましいものと考えている。しかし、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、一方で自動車税の納税の通知書など戸籍の氏名しか使用できないとした判決もあります。旧姓の併記はもとより、本人が希望すれば、旧姓による通称を本名と置き換える形で使用できることが実現すれば、実質的に選択的夫婦別姓が導入されたのと同様の効果が得られるものと考えます。旧姓の通称使用を国、地方自治体だけでなく、民間企業に対しても、法的拘束力を持って求めていくためにも、法律改正による制度の整備が必要である」と答弁されました。私も全くそのとおりで考えております。

政府は、令和2年12月の第5次男女共同参画基本計画において、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むとあり、また夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、さらなる検討を進めると明記しております。

これらのことから、国においては第5次男女共同参画基本計画で定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を生じることがないよう、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが必要であり、そのことは国会

及び政府の責務だと考え、国会において真摯な議論が深まることを期待するものであります。

選択的夫婦別姓制度の法制化につきましては、国の伝統や国民感情を含めた社会情勢における様々な要因を踏まえつつ、今まで申し述べてきたとおりであり、また司法では一定の結論も出ており、選択的夫婦別姓制度の法制化については反対するものであります。

以上、議発第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案」に反対し、議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」に賛成する討論とし、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（明神健夫君） 35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番（吉良富彦君） 日本共産党の吉良富彦です。党を代表して、議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」に反対し、議発第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案」に賛成する立場から討論を行います。

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となるなど、女性の社会進出はもはや当たり前となっています。しかし、結婚に当たっては夫婦が同一の姓を称すると定めた民法第750条の規定から、女性の約96%が余儀なく改姓している現状があります。改姓による社会的キャリア、そして社会的・個人的アイデンティティー喪失や支障、不便・不利益性が女性に課せられる現状の解決には、民法第750条の見直しが今や喫緊の課題であると言わざるを得ません。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務づけている国は日本以外には見当たりません。我が国の法制審議会は既に1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申していま

す。しかし、一向に答えようとしてこなかった国・政府は、国連の女性差別撤廃委員会の総括所見において、2003年及び2009年にも民法第750条を改正するよう勧告され、引き続き2016年にも3度目となる勧告を受けています。このような女性差別を容認し続ける国の姿勢は国際的にも恥ずべきものと言わざるを得ません。選択的夫婦別姓制度の導入に向け速やかに民法改正をすべきです。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。2021年12月に行われた内閣府の、家族の法制に関する世論調査では、現在の制度である夫婦同姓の制度を維持したほうがよいが27%、また現在の制度である夫婦同姓を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいが42.2%、選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよいが28.9%となっております。つまり、何らかの法制度の改正を求める意見は全体の71.1%となっております。

旧姓の通称使用についての法制度という中間的な設問が今回新たに加えられていますが、それは夫婦別姓を法で定めると同義とみなされるものではないかという疑問が出るなど、設問の分かりづらさは否めず、野田聖子男女共同参画担当大臣も疑問を呈しています。そうであっても、調査全体を見れば婚姻前の姓の使用について、法的根拠、法整備を求める民意が71.1%と圧倒的多数とみなされます。

この内閣府の調査で明らかになったことは、本日提出されている議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」が国に求める旧姓の通称使用拡大や周知は、法的根拠、法整備を求めておらず、そのレベルでは生活上の不便、不利益は解消できるものではありませんよという民意が示されたと言えます。

そもそも、国の第5次男女共同参画基本計画

決定前のパブリックコメントにおいて、第9分野、男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備に関する意見は675件で、そのうち選択的夫婦別姓制度に関する意見は445件と、全体の65.9%が寄せられていました。その全てが通称使用の拡大ではなく、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めるもので、制度導入に反対する意見はゼロという事実があります。そして、今回の2021年の世論調査で、通称を使うことができてもそれだけでは対処し切れない不便・不利益があると思うと回答した人は、前回の41%から59%、6割へと大きく増えています。

今、旧姓を通称として使用することは、任意の便宜的な措置であり、勤務先で通称使用が認められても、国家資格は通称では認められません。税や社会保障、預貯金の口座やクレジットカード、携帯電話の契約、法人登記や成年後見人の登記等では、戸籍姓を用いることとなります。

通称使用はダブルネームを認めることです。個人には使い分ける負担を増加させ、社会的にはダブルネーム管理のコストや個人の識別の誤りのリスクを増大させます。そして、何よりも、婚姻の際に姓の変更を望まない当事者にとって、個人の人格、アイデンティティーに関わる本質的、根源的な問題は解決できません。憲法第13条は、個人の尊厳を保障し、第24条第2項では、婚姻に関しては法律が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと定めています。個人の姓名は個人のアイデンティティーそのものであり、個人が自己の姓名を選択し、これを呼称することそれ自体が保障されなければなりません。

国民の間に家族制度への考え方や家族観による意見の違いがあることは当たり前です。ですから、選択的夫婦別姓制度は夫婦同一姓を選ぶ人の権利も保障しており、国民それぞれの思い

をかなえる選択肢となる制度です。少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの調査結果もあります。

これ以上議論を先延ばしすることは許されません。若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていくために、国民の多様な声を真摯に受け止め、国連のSDGsが提唱する誰一人取り残さない社会に向けて選択的夫婦別姓制度の実現を国に本議会として働きかけることを求め、以上、議発第3号に反対し、議発第2号への賛成討論といたします。同僚議員の御賛同よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第3号「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第4号 意見書議案)

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号 巻末213ページに掲載〕

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) ただいま議題となりました議発第4号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案」について、提出会派を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

総務省労働力調査によりますと、非正規雇用労働者は2010年以降増加が続いていましたが、2016年には非正規雇用労働者が2,000万人を超え、雇用労働者の37.5%を占めることとなりました。

その年、政府が発表した非正規雇用の待遇改善などを柱とする、ニッポン一億総活躍プランにおける新3本の矢の目標を実現する働き方改

革では、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用の待遇改善を目指し、2017年3月には自由民主党政務調査会が、働き方改革に関する特命委員会最終報告で、不本意非正規雇用労働者の正社員化を進めるとともに、同一労働同一賃金の実現を通じた非正規雇用の処遇改善を図る、これらにより正規と非正規の労働者の格差を埋め、若者が将来に明るい希望が持てるようにすると言及せざるを得ませんでした。

そのような背景の中で、自治体においても地方公共サービスの重要な担い手であるにもかかわらず、劣悪な勤務労働条件に置かれた臨時・非常勤職員の任用や勤務条件を適正に見直す必要があるとのことで、2020年に会計年度任用職員制度が導入されました。

総務省による2020年4月1日現在の、地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果では、自治体における非正規雇用の職員が、2016年の前回調査から5.1万人増の69万4,000人で、そのうち約9割を占める会計年度任用職員が62万2,000人に上り、フルタイムが11.2%、パートタイムが88.8%となっています。

また、全日本自治団体労働組合の、2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査によりますと、自治体における職員に対する会計年度任用職員の平均比率は38.3%で、特に一般市、町村では50%以上が2割強、40%以上50%未満が4割前後となっています。職種別の会計年度任用職員の比率で見ると、消費生活相談員、放課後児童支援員が9割以上、女性相談員が8割以上、図書館職員が7割以上、学校給食関係職員、学校用務員が6割以上、保育士が5割以上と、恒常的な業務に多くの会計年度任用職員が従事し、地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的にした会

計年度任用職員制度でありながら、各種休暇制度の確立や期末手当の支給など、一定程度は改善されましたが、常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況であり、安定した行政サービスの維持・向上のためには会計年度任用職員等のさらなる処遇改善、雇用安定は急務であります。

とりわけ短時間勤務の会計年度任用職員については、地方自治法上、各種手当のうち期末手当のみしか支給できず、当事者などから特に勤勉手当について支給を求める声が多く出されています。また、フルタイムの会計年度任用職員については、法律上、勤勉手当を支給することは可能であるにもかかわらず、総務省からの指導によりほとんどの自治体で支給がされておらず、フルタイムの皆さんからも勤勉手当の支給を求める声は大きくなっています。なお、国の非常勤職員は、既に勤勉手当が支給されていることから、均衡が図られているとは言えない状況にあります。

本県の場合で見えますと、会計年度任用職員は、知事部局で約750人、県立病院で約170人、教員、警察を含めると相当数の職員に上ります。しかし、パートタイム会計年度任用職員の処遇は、事務補助の時給換算で上限額が1,008円、専門的事務職で1,242円、登記、司書、相談員など専門職は1,411円となっており、事務補助の会計年度任用職員は期末手当も含めて年収182万7,000円と、高卒初任給の74%で、10年経過しても53%へと格差は拡大します。

これが、専門的事務職の場合には、大卒初任給と比較して69.8%から10年後には51%へと格差が拡大しています。つまり、会計年度任用職員の勤務時間は常勤職員の75から80%ですが、年収はそれを下回っているという実態であり、会計年度任用職員はその多くが10年以上勤務しており、その場合の正規職員との年収差は約2

倍まで拡大するという事です。今こそ、新3本の矢の働き方改革にあるように、正規雇用者の50%台に抑えられた非正規雇用者の賃金を欧州並みの70%から90%程度にすることを目指して引き上げ、正規と非正規の格差をできるだけ早くなくすべきではないのでしょうか。

多くの自治体では、会計年度任用職員となって期末手当が支給され始めたものの、月額報酬は大半の職員が減少しています。また、近年は一時金が減額される場合は期末手当が減額され、増額する場合には勤勉手当で行われているため、期末手当しか支給されない会計年度任用職員にとって、一時金は減ることはあっても増えることはないという矛盾を抱えている自治体も多く見受けられます。

このような矛盾を解消するためにも、普通地方公共団体の給与その他の給付について定めた地方自治法第203条の2、第204条の改正をすることで、短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、短時間会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにして、各自治体において会計年度任用職員等の処遇改善促進が図られるよう、必要な財源の確保について国には特段の配慮を行うことを求めておきたいと思えます。

また、年収200万円以下で雇用も不安定な中、家計を支えながら、行政サービスの維持・向上に努めている会計年度任用職員は、制度導入から2年が経過し、3年目の今年度は3年目公募による雇い止め問題に、全国で多くの会計年度任用職員が直面することになります。

新制度は非正規職員が切望した雇用の安定を図るものとなっておらず、会計年度任用職員の雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入についても検討を行うことを求めるものです。

自治体における貴重な人材を確保し、安定し

た公共サービスの提供に必ずや資するものであることから、会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定を図ることを求める本意見書に対して、議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(明神健夫君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第4号「会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末215ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(明神健夫君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(明神健夫君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会会期中におきまして、私の新型コロナウイルスへの感染が判明し、自宅療養となっておりましたが、療養期間が終了し、無事公務に復帰することができました。この間、議員各位をはじめ多くの皆様からいただきました御配慮に心より感謝を申し上げます。今後、より一層感染予防に努め、議長の職責を果たしてまいりたいと存じますので、引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、私のほかにも副議長をはじめ多くの議員が新型コロナウイルスへの感染により欠席を余儀なくされ、議会運営に支障を来すとともに、県民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

さて、今定例会には、国の総合緊急対策への対応を図るとともに、県経済の活性化を着実に推進するための令和4年度一般会計補正予算をはじめ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれま

しては、これらの議案に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月のゴールデンウィーク明けに1日の新規感染者数が300人を超える日も見られ、心配されましたが、先月下旬以降、徐々に減少に転じてきております。しかし、収束は今なお見通せない状況であります。

一方、原油価格や物価の高騰が、コロナ禍で大きなダメージを受けている本県経済にマイナスの影響を及ぼしております。このような中、執行部におかれましては、県民の皆様のご命と健康、生活を守ることを最優先に考え、感染症対策に万全を期すとともに、地域経済の発展と雇用の確保に全力で取り組んでいただくようお願い申し上げます。

例年より遅い梅雨入りとなりましたが、皆様方におかれましては、大雨や災害にも十分に備えられ、健康に御留意の上、県勢発展のためますます御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和4年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和4年度一般会計補正予算や職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありが

とうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症への対応や原油価格、物価の高騰による県経済への影響、中山間対策、教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

県内の新型コロナウイルスの感染状況につきましては、新規感染者数は落ち着きを見せ、病床占有率も安定して推移しております。今後も医療提供体制の逼迫を招かないよう、基本的な感染対策の徹底を図りながら、社会経済活動の正常化に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、コロナ禍の長期化に加えまして、ウクライナ情勢により本県経済の様々な業種が原油価格や物価の高騰の影響を受けており、先行きが不透明な状況となっております。こうした経済面での影響につきましては、県内経済の状況や国の施策の動向を踏まえながら、必要な対策を機動的に講じてまいります。

あわせて、そのような中であっても、県勢浮揚に向けた歩みを止めることなく、今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つの視点から、各分野における施策を一層進化させてまいります。また、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の社会構造の変化にもしなやかに対応し、県経済を再び成長軌道に乗せるべく、全力で取り組んでまいります。

このコロナ禍におきましては、人口や産業が集積をする大都市部の脆弱さが露呈をいたしました。人々や社会の価値観は大きく変化をいたしまして、地方の豊かな自然、経済社会の持続可能性が見直される動きがさらに強まってくる

ものと思われれます。大都市部と地方の共生が求められるこれからの時代こそ、高知県の強みや独自性が生かせるチャンスであると考えます。人口減少や高齢化が進行する中にありましても、大都市部との交流人口の拡大などによりまして、地域の営みが持続をでき、人々が豊かに暮らしていける地域の再興を目指してまいります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。議員各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和4年6月高知県議会定例会を閉会いたします。
午前11時25分閉会